

建設のすがた

2 0 2 4

新潟県土木部

目 次

土木部の基本方針と施策体系	1
建設行政 （ 監理課 技術管理課 用地・土地利用課 ）	3
透明性・効率性向上の取組	3
コミュニケーション行政の推進と建設業の魅力発信	4
社会資本のユニバーサルデザインの推進	5
県民参加型公共事業の推進	5
建設産業の振興	6
建設業の許可等	8
土木部社会資本維持管理計画	10
設計積算	11
総合評価落札方式の実施	12
建設CALS	15
建設副産物対策・リサイクル	15
Made in 新潟 新技術普及・活用制度	16
県産材利用促進	17
土木・建築工事の検査	17
職員の研修・技術力向上	19
公共用地の取得と補償	20
用地の登記	23
公的土地評価	23
国有地管理	24
土地収用	25
道路 （ 道路建設課 道路管理課 ）	26
道路整備の基本方針	26
令和5年度事業実績	29
高規格道路ネットワークの整備	32
無電柱化推進事業	37
道路開通情報	37
道路の管理	37
道路情報連絡	37
道路の維持補修	38
交通安全対策	38
雪みち対策	38
市町村道整備事業	39
市町村道整備の県代行事業	39
道路施設維持管理計画	40

河川 （河川管理課 河川整備課）	41
河川の概要	41
河川改修、ダム事業の概要	41
治水事業の今後の方針	43
河川法の一部改正について	44
河川事業(公共)	45
河川事業(県単)	46
ダム事業	48
災害復旧事業	52
海岸の概要	56
河川の管理	58
河川施設維持管理計画	59
ダムの管理	60
旧清津川ダム水没予定地事後対策(三俣地区地域振興対策)	65
水需給の調整	65
主要河川事業図	66
砂防 （砂防課）	67
砂防の概要	67
砂防事業	68
地すべり対策事業	70
地すべり巡視員制度	72
急傾斜地崩壊対策事業	73
雪崩対策事業	75
災害関連緊急砂防等事業	76
ソフト対策関連事業	79
土砂災害防止法に関する取組	79
砂防関係施設維持管理計画	80
過去における主な災害	81
都市 （都市政策課 都市整備課 用地・土地利用課）	84
都市政策	84
住宅政策	85
国土利用計画	87
都市計画	87
都市緑化	90
デンカビッグスワンスタジアム	90
HARD OFF ECOスタジアム新潟	91
AIRMANスケートパーク	91
屋外広告物	91

優良宅地及び優良住宅の認定	92
審議会	92
被災宅地危険度判定	93
土地の先買い制度	94
都市計画法・土地区画整理法による建築行為等の許可制度	94
盛土規制法に関する取組	94
都市整備	95
公園及び緑地	95
公園施設維持管理計画	96
街路	96
市街地開発事業	97
都市再生整備計画関連事業(旧まちづくり交付金)	97
住宅・公共建物 (建築住宅課 営繕課)	98
住宅建設	98
住宅施策	102
建築行政	106
被災者支援	109
公共建物建設の現況	111
これからの公共建物づくり	111
下水道 (下水道課)	119
下水道	119
流域別下水道整備総合計画	119
都道府県構想の策定	119
流域下水道	120
流域下水道施設維持管理計画	121
公共下水道	122
水環境の保全	123
付 表	124
令和6年度の県予算と土木部予算	125
新潟県の社会資本整備状況	127
土木部が所管する新潟県の長期計画等一覧	128
土木部職員現員表	129
土木部のあゆみ	130

土木部の基本方針と施策体系

1 基本方針

将来に希望を持つことができ、誰もが安心して暮らせる豊かな新潟県を実現するためには、災害に強い県土づくり、安全で安心な生活環境の整備、新潟の拠点性の維持向上、地場産業や農業をはじめとする地域の産業の活性化などが不可欠です。

土木部が所管する社会資本は、それらの基盤を成すものですが、老朽化が進む社会資本の維持管理・更新も大きな課題となっています。

土木部としては、引き続き、社会資本整備の必要性や効果を精査し、必要な社会資本を着実に整備するとともに、老朽化が進む社会資本の維持管理・更新を計画的、効率的に進めます。

安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟

近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害から県民の命と暮らしを守るため、被害の未然防止や軽減を図る治水対策をはじめとする「事前防災対策」の強化など防災・減災対策を推進します。

あわせて、県民の安全・安心を確保するためのインフラ施設の計画的・効率的な維持管理や老朽化対策を実施するとともに、安全で快適な日常生活を実現するための社会基盤の整備を進めていきます。

また、除雪や災害対応等、地域の安全・安心の確保や社会資本の整備等を担うとともに、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしている建設産業の振興に努めていきます。

- ・災害から県民の命と暮らしを守るハード対策の強化
- ・インフラ施設等の計画的、効率的な維持管理・補修・更新
- ・県民の暮らしと命を守る道路整備
- ・身近な河川・海岸等の施設機能の保全
- ・地域を支える建設産業の振興 等

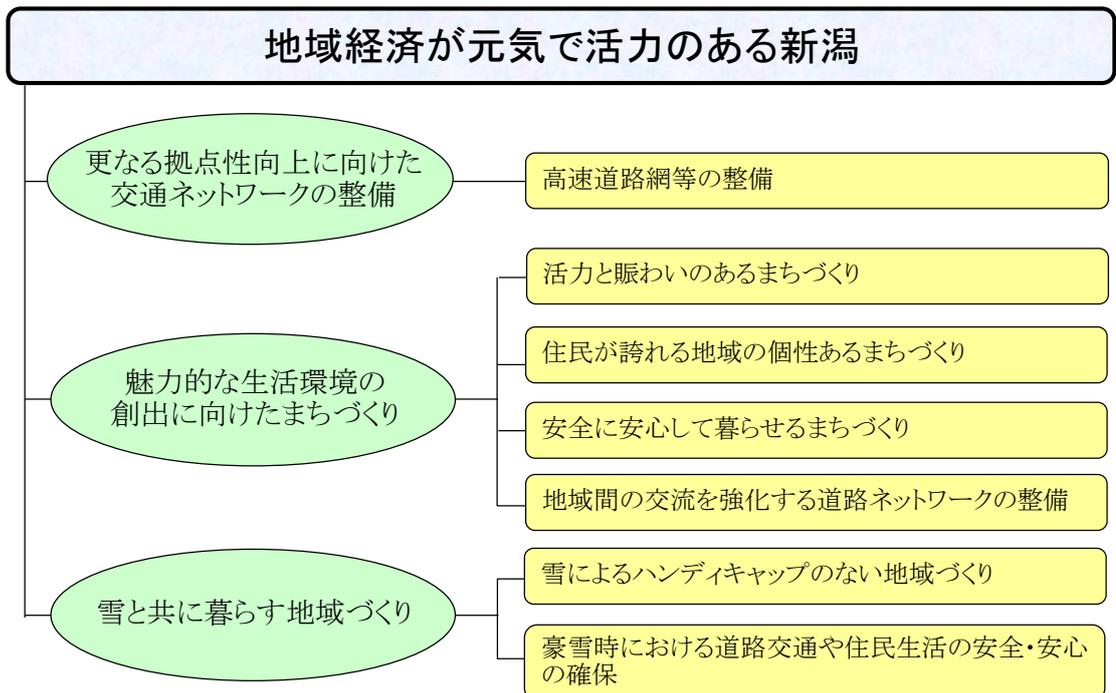
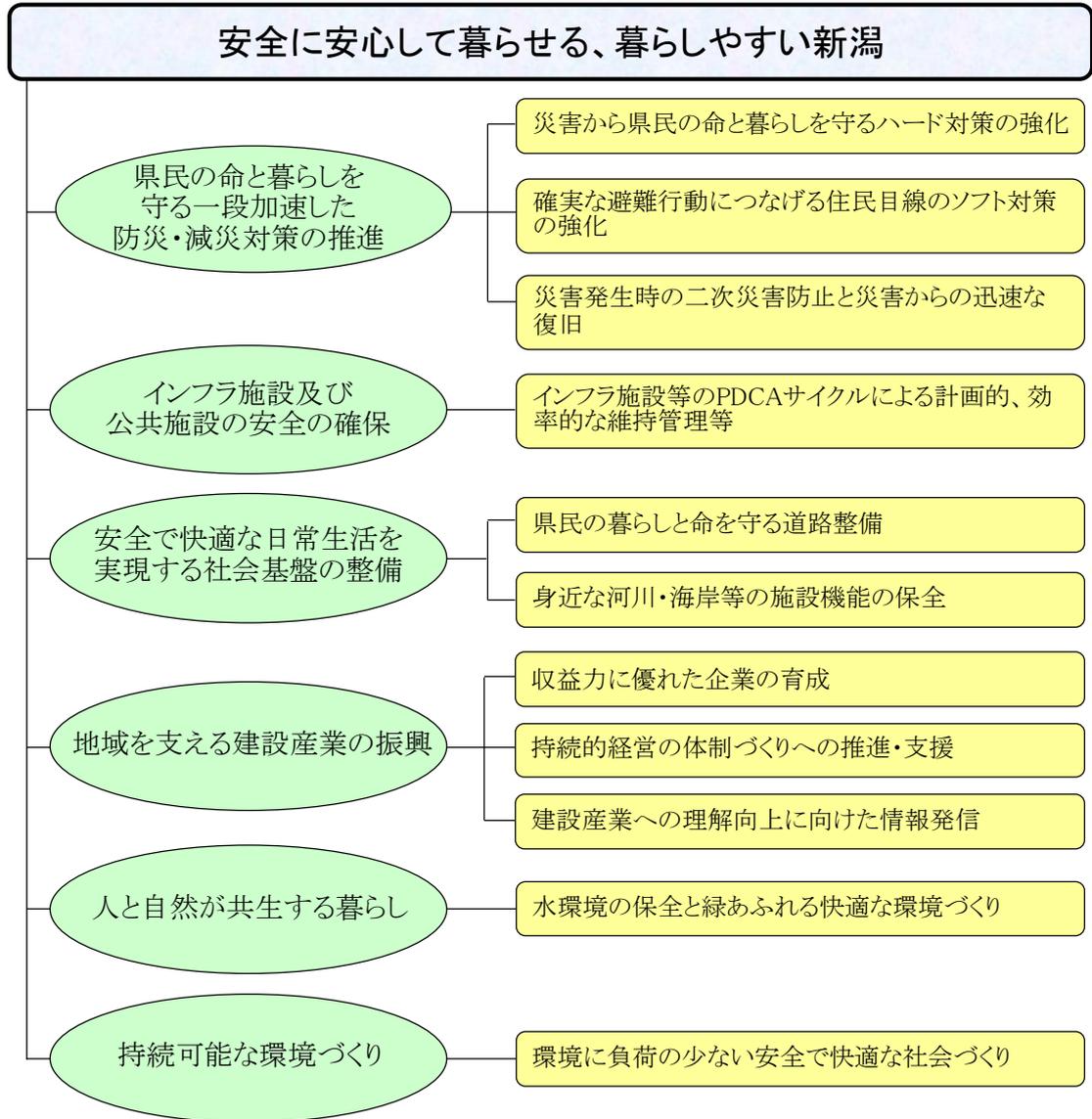
地域経済が元気で活力のある新潟

県内外をつなぎ、物流の効率化や観光・交流の促進にもつながる高速道路等の整備など更なる拠点性向上に向けた交通ネットワークの整備を進めていきます。

また、魅力があり住みやすく暮らしやすいまちづくりに取り組み、人口減少下でも、住みやすい快適な生活環境の実現に努めるとともに、除雪体制の維持や雪下ろしにおける事故防止対策など雪によるハンディキャップのない地域づくりを進めていきます。

- ・新潟の拠点性を向上させる高速道路等の整備
- ・活力と賑わいがあり、安全に安心して暮らせるまちづくり
- ・雪によるハンディキャップのない安全・安心な地域づくり 等

2 施策体系



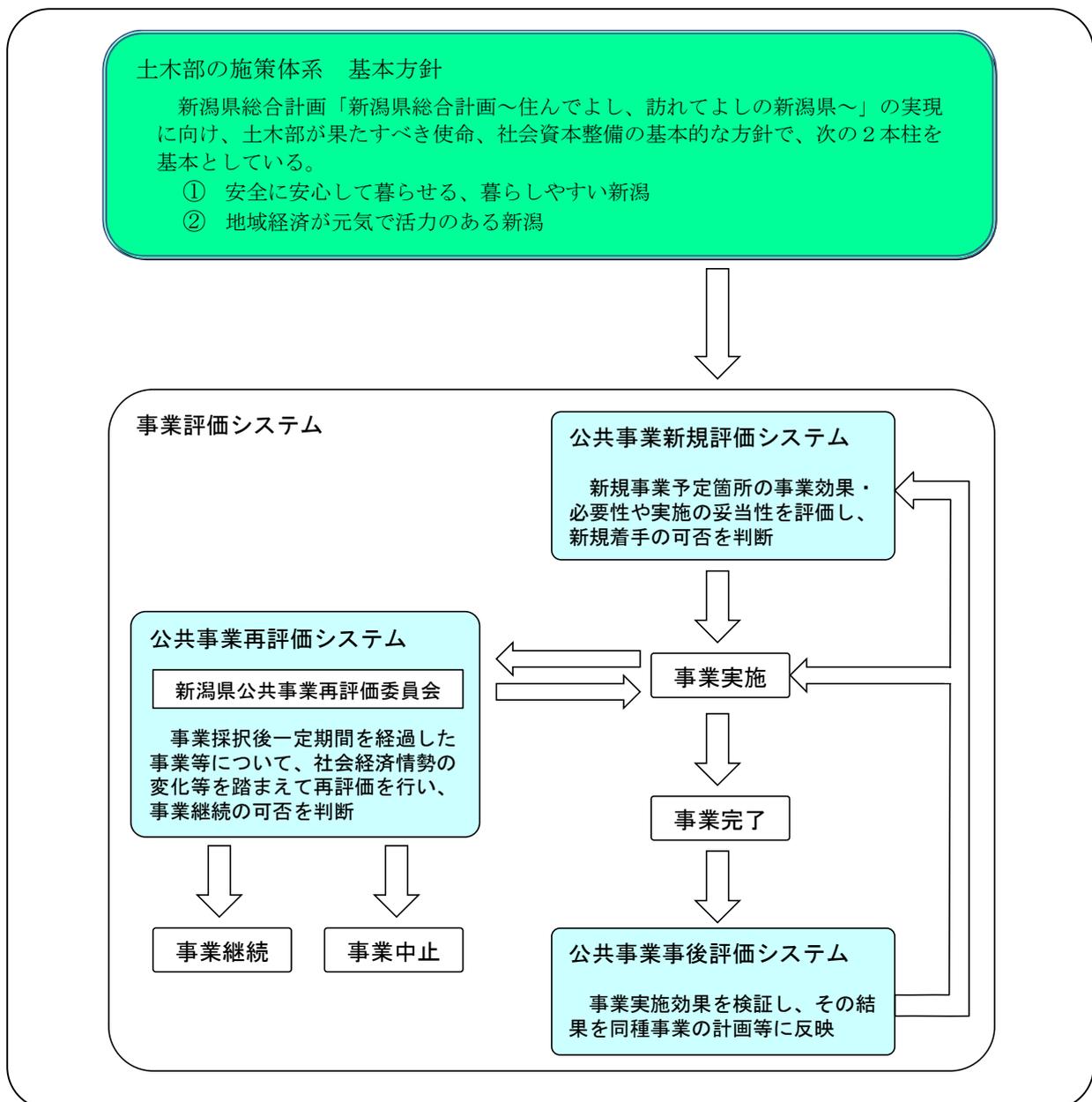
透明性・効率性向上の取組

土木部では、“将来の整備目標”と“当面の整備目標”の整備レベルを示す「社会資本の整備目標」を平成15年1月に策定し、同年8月には各地域の具体的な整備プログラムである「戦略的社会資本整備プログラム」を策定した。

その後、公共投資の大幅な減少や相次ぐ大規模災害の発生など、本県の社会資本整備を取り巻く環境が大きく変化してきた。また、高度経済成長期に整備した社会資本が更新時期を迎え、ライフサイクルコストの低減を考慮した、

計画的かつ効率的な社会資本の維持管理の重要性も高まり、今後の社会資本整備については、維持管理と併せて総合的かつ計画的に進めることが不可欠となってきた。

県では、「新潟県総合計画～住んでよし、訪れてよしの新潟県～」を最上位計画と位置付け、その実現に向け、社会資本整備及び維持管理の基本的な方針として、「土木部の施策体系 基本方針」を取りまとめ、平成31年度からは、この基本方針にのっとり事業を進めている。



1 事業評価システム

公共4部局（土木部、農林水産部、農地部、交通政策局）では、公共事業の実施過程における透明性の確保及び効果的・効率的な事業執行を図るため、「公共事業評価システム」の導入に取り組んでいる。

「公共事業評価システム」は、「新規評価」、「再評価」及び「事後評価」の3つの時間軸で構成され、このうち再評価は平成10年度から実施し、新規評価は平成12年度から試行し平成15年度から本格実施している。

また、事後評価は平成18年度から試行を開始し、平成28年度には土木部要領の見直しを行った。今後は、試行の実績を重ね、試行要領の検証を進める予定としている。

○公共事業再評価委員会



○現地視察状況



コミュニケーション行政の推進と建設業の魅力発信

地方分権の時代にあつて、公共事業に対する批判に答えながら効果的・効率的に社会資本整備を進めていくためには、アカウンタビリティの向上と多様化する県民のニーズの的確な把握が不可欠となっている。

また、近年建設業に対する正しい理解が希薄となる中、新規入職者が減少しており、地域の安全・安心そのものが脅かされている。

そこで、平成25年度から、これまでの県民とのコミュニケーションを重視する取組を一層強化し、情報の発信、地域住民ニーズの把握に加え、関係団体との連携により、建設業に対する理解度・魅力度アップに向けた取組を強化している。

1 わかりやすくタイムリーな情報発信

- ・土木行政PR講座、出前講座の実施
- ・工事現場等の現地見学会の実施
- ・インターネットホームページによる情報発信

2 地域住民ニーズの的確な把握

- ・ワークショップの実施
- ・まちの点検の実施

3 PR・イメージアップ事業

- ・強化月間等の関連行事、作品コンクール等の実施
- ・土木の日PRイベント、土木フェア
- ・NPO等との連携による現地研修会

○土木行政PR講座（五泉市 愛宕小学校）



○現地見学会

(燕市 一般国道 289 号 朝日大橋)



○NPO等との連携による現地研修会

(新潟市 山の下開門排水機場)



(監表 1) 事業実績

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2※2	R3	R4
土木行政 PR ・出前講座	実施回数	25	26	27	42	34	55	61	68	79	92	107
	参加者	3,992	1,867	2,584	2,779	3,487	3,512	3,336	3,061	3,246	5,079	4,645
現地見学会	実施回数	7	8	12	113	118	115	122	99	33	29	23
	参加者	824	988	1,010	※1 12,828	3,426	3,784	4,168	3,274	899	875	805
まちの点検	実施回数	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
	参加者	15	23	18	41	12	17	19	21	16	9	9

(注) 参加者数は、延べ人数。また、H27 現地見学会(※1)は十日町市「大地の芸術祭」での砂防施設見学 22 回分(延べ 10,750 人)を含む。R2(※2)は新型コロナウイルス感染症の影響による減。

社会資本のユニバーサルデザインの推進

新潟県では、県全体でユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策や仕組みづくりを推進できるようその進むべき方向とそれぞれに求められる役割等を明らかにするため、平成 16 年 5 月に「新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針」を策定した。

これを受け土木部では、平成 15 年度に「社会資本のユニバーサルデザイン研究事業」を立ちあげ、年齢、性別、国籍、心身の状態などにかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい環境をつくり出すため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、多様な利用者のニーズに応えられる社会資本の整備、維持管理及び運営のあり方を検討した。

そして、平成 18 年 7 月に社会資本の整備及び維持管理に携わる人々を主な対象とした、社会資本へのユニバーサルデザイン導入の手引きとして「社会資本のユニバーサルデザイン・ガイドライン」を取りまとめ、個々の事業への導入を推進している。

県民参加型公共事業の推進

少子高齢化の急速な進行や地球環境問題の顕在化、国際化や地方分権の進展など、社会経済情勢が大きな転換期を迎えるなか、社会資本整備に対するニーズが高度化、多様化するとともに、県民の自立と参画に向けた意識も高まっている。

このため、土木部が行う公共事業においても、幅広い県民の理解を得るとともに、県民の意見を的確に把握し、反映させることが不可欠となっている。

そこで、より満足度が高い施設整備を行うとともに、公共事業に対する理解と認識を深めるために、平成 15 年度より県民参加型の事業執行方式の検討を進め、平成 18 年 3 月に参加手法の選定や実施に際しての留意事項などを取りまとめた「(仮)県民参加型公共事業ガイドライン(検討案)」を策定した。

また、平成 20 年 9 月に「県民参加型公共事業事例集」を作成し、県民参加における経験や知識を蓄積するとともに、新たな事業への取組を図っている。

建設産業の振興

1 第四次・新潟県建設産業活性化プランの推進

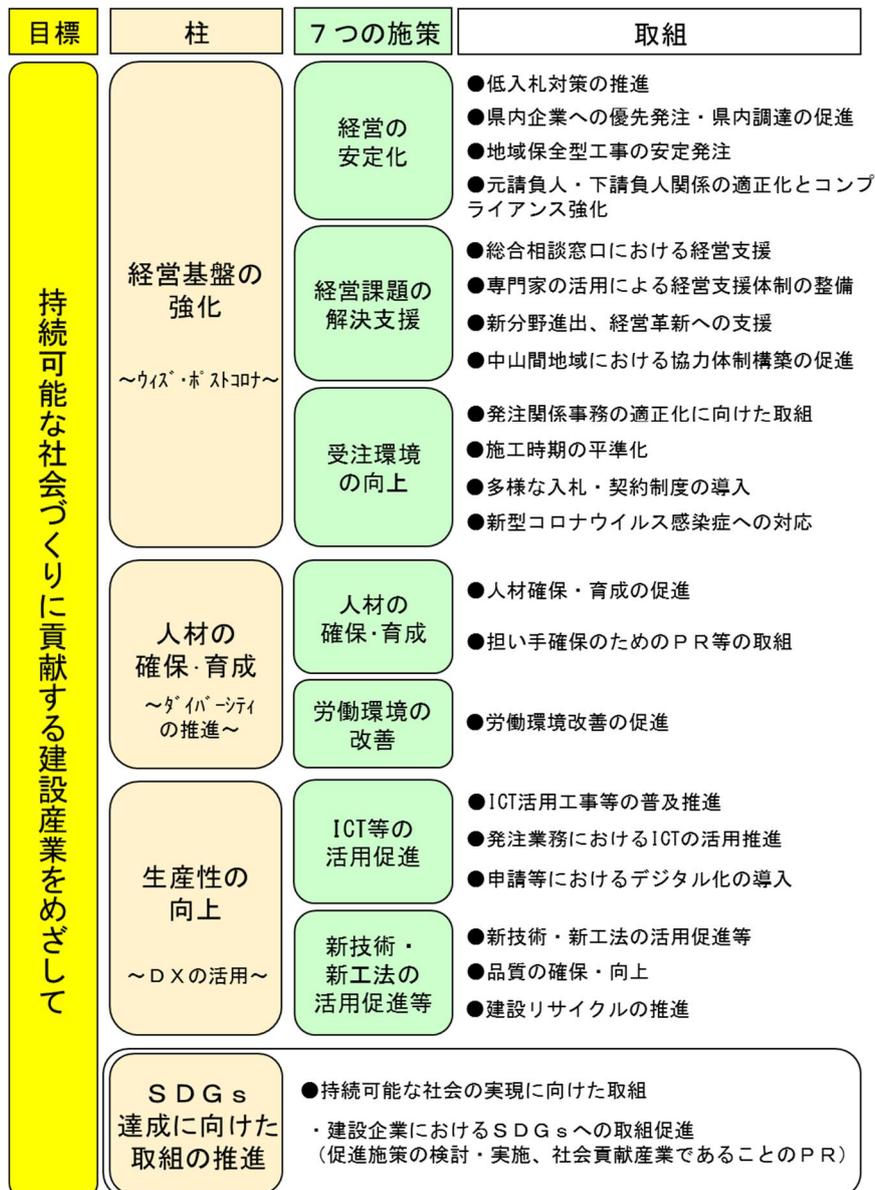
県内建設企業の安定的・持続的な利益の確保や収益性の改善に向けた取組を継続して行うため、令和3年3月に「第四次・新潟県建設産業活性化プラン」(計画期間:令和3～令和7年度)を策定した。

このプランの目標である「持続可能な社会づくりに貢献する建設産業をめざして」の実現に向け、低入札対策や地元優先発注等による県内

建設企業の経営基盤の強化、人材の確保・育成や労働環境の改善に向けた支援及び ICT 活用工事の普及促進等による県内建設企業の生産性の向上に取り組んでいる。

また、持続可能な社会の実現に向けて、県内建設企業におけるSDGsの取組促進やSDGs達成に向けた建設産業が果たす役割のPRに取り組んでいる。

【第四次・新潟県建設産業活性化プラン（改訂版）の施策体系概念図】



※7つの施策ごとに関連目標を設定

2 戦略的経営の実現に向けた支援

(1) 総合相談・支援窓口「新潟県建設サポートセンター」

建設企業等の経営改善や新分野進出などを支援するため、総合相談・支援窓口を設置し、情報提供や関係支援機関との仲介、中小企業診断士等の専門家を派遣。

- ・ 設置場所 : 県地域振興局地域整備部等、商工会・商工会議所
- ・ 相談対象者 : 県内中小建設業者及び土木建築サービス業者
- ・ 相談内容 : 経営問題、新分野進出、企業連携・合併、特許申請 等

(2) 建設業経営革新セミナー

建設企業等の経営革新の意識啓発等を行うため、「建設業経営革新セミナー」を開催。

(3) 建設企業経営革新支援事業

建設企業等が行う新分野・新市場への進出、新技術・新工法の開発・研究等の技術力強化の取組に対して支援。

- ・ 対象事業 : 日本標準産業分類において、建設業以外の大分類の業種区分に属す分野・市場への進出や土木・港湾及び建築の工事等現場に活用できる技術・工法の開発、改良又は研究
- ・ 補助率 : 1/2 以内、上限 200 万円

3 将来を担う人材の確保・育成の取組

建設産業マンパワーアップ総合支援事業

建設業関係団体が行う、若年者や女性の入職促進・離職防止の取組及び建設業の魅力等に関する情報発信を支援。

- ・ 対象事業 : 就職合同説明会の開催、建設業の魅力等を伝える PR 素材制作、定着促進・技術力向上に繋がる研修会開催、在学生対象の出前授業実施等
- ・ 対象者 : 主に建設企業等又はそれらの従事者により構成される団体
- ・ 補助率 : 1/2 以内

4 建設企業の働き方改革に向けた取組

(1) 建設産業技術者サポート人材育成支援事業

建設企業が行う、建設業技術者の業務を IT に関するスキル等を用いて補助する人材の確保・育成に向けた取組に対して支援。

- ・ 対象事業 : 技術者サポート人材の確保・育成に資する取組
- ・ 補助率 : 1/2 以内、上限 20 万円 (1 企業につき 1 名まで)

(2) 建設産業バックオフィス DX 推進研修事業

建設企業において主体的にバックオフィス業務の DX 化の取組を企画・実行することができる体制整備を図るため、経営者層及び DX 推進人材に対する研修を実施。

5 SDG s 達成に向けた取組

SDG s 推進建設企業登録制度

SDG s 達成に向けた取組を行う建設企業を登録し、その取組を周知することにより、取組企業の増加及び建設産業の魅力向上を図る。

- ・ 対象者 : 県内建設企業 (建設業者、建設関連業者、建設資材製造業者)
- ・ 登録要件 : ① SDG s 達成に向けた取組の実施、指標の設定
② 自社ホームページ等での SDG s 達成に向けた取組の公表

6 IT による効率的な公共工事の執行に向けて

CALS/EC の推進 (EC)

- ・ 目的 : 円滑な公共事業の執行やコスト縮減を図るため、官民一体となって CALS/EC を推進すること
- ・ 実施状況 (EC)

平成 17 年 7 月 1 日～導入開始～

工事 予定価格 4 億円以上の本庁発注建設工事

委託 予定価格 3,000 万円以上の本庁発注コンサル業務委託

※ 以降、順次範囲拡大

平成 20 年度～本格実施～

原則すべての工事・コンサル業務委託

平成 29 年 4 月 1 日～本格実施～

原則すべての維持管理業務委託

建設業の許可等

(監表2) 建設業許可業者数

令和6.3.31現在

区分	一般	特定	(純計)
知事許可	8,925	1,017	9,246
大臣許可	94	83	125
合計	9,019	1,100	9,371

(注) 「純計」は、一般と特定双方の許可を受けている場合は1として集計したものの。

(監表3) 知事許可業者事務所別一覧

令和6.3.31現在

	一般	特定	純計
村 上	262	35	274
新発田	774	86	798
新 津	431	39	445
津 川	56	3	56
新 潟	2,670	293	2,790
三 条	687	88	717
長 岡	1,348	154	1,393
魚 沼	203	41	209
十日町	341	41	350
南魚沼	345	47	353
柏 崎	393	34	399
上 越	1,014	95	1,044
糸魚川	208	25	212
佐 渡	193	36	206
計	8,925	1,017	9,246

(監表4) 建設業許可業者推移

令和6.3.31現在

区 分	種 類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
知 事 許 可	一般	9,998	9,802	9,666	9,419	9,396	9,357	9,190	9,067	8,944	8,925
	特定	978	982	983	990	985	995	992	988	996	1,017
	(純計)	10,275	10,089	9,953	9,719	9,701	9,664	9,496	9,378	9,255	9,246
大 臣 許 可	一般	90	93	90	89	91	95	94	97	97	94
	特定	79	79	82	81	82	88	87	88	84	83
	(純計)	120	123	123	124	125	130	128	131	129	125
合 計	一般	10,088	9,895	9,756	9,508	9,487	9,452	9,284	9,164	9,041	9,019
	特定	1,057	1,061	1,065	1,071	1,067	1,083	1,079	1,076	1,080	1,100
	(純計)	10,395	10,212	10,076	9,843	9,826	9,794	9,624	9,509	9,384	9,371

(監表5) 資本金階層別許可業者数及び構成比一覧

令和6.3.31現在

業者数 及び 構成比	資本金階層別								計
	個人	200万円 未満	200万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1,000万円 未満	1,000万円 以上 5,000万円 未満	5,000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上	
業 者 数	1,456	432	2,150	1,683	3,344	236	60	10	9,371
構成比(%)	15.54	4.61	22.94	17.96	35.68	2.52	0.64	0.11	100.00

(監表6) 施工地別建設工事契約状況一覧表(令和5年度)

(金額単位:千円)

課(局部所)名	件数	金額
道路管理課	3	90,426
河川管理課	1	4,536
村上地域振興局 地域整備部	198	7,825,616
新発田地域振興局 地域整備部	168	2,757,178
新潟地域振興局 地域整備部	73	2,499,483
新潟地域振興局 新津地域整備部	98	1,468,699
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	80	1,861,090
三条地域振興局 地域整備部	149	2,607,667
長岡地域振興局 地域整備部	204	4,443,025
長岡地域振興局 与板維持管理事務所	69	1,555,199
長岡地域振興局 小千谷維持管理事務所	86	1,272,766
魚沼地域振興局 地域整備部	161	2,340,472
南魚沼地域振興局 地域整備部	128	1,717,509
十日町地域振興局 地域整備部	227	5,575,306
柏崎地域振興局 地域整備部	155	2,507,142
上越地域振興局 地域整備部	210	6,512,232
上越地域振興局 上越東維持管理事務所	76	1,001,592
上越地域振興局 妙高砂防事務所	50	1,213,601
糸魚川地域振興局 地域整備部	148	3,602,045
佐渡地域振興局 地域整備部	194	4,012,191
建築住宅課	25	591,388
営繕課	50	3,611,020
流域下水道事務所	28	2,042,139
佐渡地域振興局 地域整備部(港湾空港庁舎)		
合計	2,581	61,112,332

注1 千円未満の端数を切り捨てているため、各契約ごとの合計は、合計欄の数値と一致しない。

2 施工地により事務所別に区分して計上している。

3 新潟港湾事務所、直江津港湾事務所、佐渡地域振興局地域整備部(港湾空港庁舎)の数値は、土木部計上予算に係るものについて記載した。

共同企業体の結成及び契約状況の推移

(監表 7-1) 経常共同企業体結成状況

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	56	61	49	54	53	59	54	54	49	51

※各年度末の経常共同企業体数

(監表 7-2) 経常・特定共同企業体契約状況 (土木部発注工事)

(金額単位: 百万円)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
受注件数	31	33	20	23	13	30	21	15	24	21
金 額	12,358	11,540	9,730	4,440	4,196	7,201	22,839	3,430	6,987	6,333

土木部社会資本維持管理計画

1 目的

今後、高度経済成長期に建設された道路、河川等の公共土木施設の老朽化が進行し、補修や更新が必要になる施設が増大することが予想される。

施設が適正に維持管理されなければ、利用できなくなる施設が発生するなど、県民の生活に多大な影響を及ぼすことになる。

このため、土木部では、県民に安全で安心な社会資本を提供することを目的に、施設の計画的かつ効率的な維持管理・補修が長期的に行えるよう、道路や河川などの 12 施設について社会資本維持管理計画を平成 26 年策定・公表、令和 4 年 3 月に改定した。

2 計画を策定した 12 施設

橋梁、トンネル、洞門、舗装、河川施設、海岸、ダム、砂防、県営住宅、下水道、都市公園、防災情報システム

3 維持管理計画改定の概要

これまでも定期的な巡視や点検を計画的に実施し、施設の状況や健全度を把握することで、適切な時期に維持補修及び更新を実施してきた。

しかし、県の財政状況は厳しく、令和 2 年 3 月に策定された公債費負担適正化計画のもとで老朽化対策を計画的かつ着実に進めるため、維持管理計画を改定し、県民の安全・安心確保に取り組むこととした。

維持管理計画の改定のポイントは次の 4 点。

- ① 施設の状況等の見える化
- ② 健全度評価、重要度区分の見直し
- ③ 今後の取組の方向性の設定
- ④ 補修更新に係る目標達成を設定し、進捗を管理

4 今後の取組

[取組 I] 重点的・集中的な補修更新の加速化

優先度(健全度・重要度)から生命・財産の確保の観点や生活上のリスクが高い老朽化施設を中心に、計画期間内に補修更新が必要な施設の重点的かつ集中的な補修更新を推進する。

[取組 II] 国の有利な財源等の活用による県財政負担の軽減

県財政の負担が少ない「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」や地方債を活用することにより、最小の経費で事業費を最大化させ、補修更新を推進する。

5 補修更新に係る目標設定

12 施設で優先度に応じて令和 7 年度までに補修更新に着手する施設数を設定した。

6 計画のフォローアップ

計画期間を通じて計画(数値目標)の進捗管理を実施する。

また、社会経済状況の変化や、令和 7 年度までの点検結果を踏まえ次期計画を策定する。

設計積算

複雑多様化する業務に対処し、建設工事に関する客観性、透明性を確保するため、各種設計積算の基準を策定している。

また、積算業務の正確化、迅速化及び省力化を図るため土木設計積算システムを導入している。

1 設計単価・積算基準の策定

(1) 設計単価の決定と運用

公共事業の設計労務単価は、実態調査結果に基づき、国が決定する単価を使用している。設計資材単価は、市況価格調査を基に決定しており、市況価格動向を的確に把握、反映するよう、平成20年度からは毎月の改定を行っている。

また、災害復旧事業の査定単価は、国土交通大臣の同意単価を使用しており、このうち、資材単価は、平成26年度からは査定時の市況価格を使用している。

(2) 積算基準の策定

積算基準は、国土交通省歩掛を全面的に採用し、実態に即した歩掛とするため、国と連携をとりながら歩掛調査を実施し、年1回改定を行っている。

2 客観性、透明性の確保

中央建設業審議会の建議に沿って、建設工事に係る透明性、客観性、競争性の向上を目指し改善を行ってきた。

○昭和58年7月1日

標準的な土木工事積算基準(一般土木編、港湾編及び下水道編)、建築工事積算基準等を公表。

○平成9年7月14日

土木工事設計単価表を公表。

○平成12年4月1日

250万円以下の随意契約を除く建設工事について、積算内訳を事後公表。

○平成15年9月11日

積算基準(一部を除く。)を公表。

○平成17年4月1日

建築工事材料単価表を公表。

○平成21年4月1日

全ての積算基準を公表。

発注案件毎に見積りなどにより定める単

価及び歩掛を公表。

○平成23年11月7日

くじ引き対策として見積りなどにより定める単価及び歩掛を非公表。

○平成26年4月1日

特別単価調査で定める単価を公表。

○平成30年11月1日

特別単価調査で定める単価の一部を非公表。

○令和6年3月26日

特別単価調査で定める単価を公表。

3 土木設計積算システム

積算業務の正確化、迅速化及び省力化を図るため昭和58年度に土木積算オンラインシステムを運用開始。平成12年度に分散型処理方式に移行し、平成23年度には集中型処理方式に移行した。

平成28年12月からクラウド方式に移行し、サーバ管理業務の軽減を図った。

4 営繕積算システム

公共建築工事の積算業務の合理化・省力化や積算手法の統一化を図るため平成7年度から営繕積算システムを導入している。

営繕積算システムは、都道府県・政令指定都市で構成する営繕積算システム等開発利用協議会が委託開発したシステム(R I B C)であり、土木部のみならず、総務管理部、教育庁、病院局及び県警本部における建築積算業務に活用されている。

5 ICT活用工事

建設現場の生産性向上を図るため平成28年度からICT活用工事(受注者希望型)を試行しており、現在は、土工、舗装工などの13工種を試行対象としている。

また、ICTの活用普及を図るため、令和2年6月20日以降に公告又は指名通知を行う工事から「発注者指定型」の試行を開始し、令和3年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から「簡易型ICT活用工事」の試行を開始した。

なお、上記試行に係る経費はICT活用工事積算要領に基づき計上している。

6 週休2日の取組について

建設現場におけるWLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進のため、平成28年度から、「週休2日取得モデル工事」を試し、令和4年度には交替制を導入し、令和5年度には週休2日取得が可能な全ての土木工事を「発注者指定型」として発注するなど、順次拡大を図ってきた。

令和6年度に罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたため、「週休2日適用工事」として実施要領を刷新し、令和6年10月以降「通期」の週休2日を必須として、受注者が工事着手前に「月単位」の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望方式」として発注している。

総合評価落札方式の実施

経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるように、土木部では平成18年度から、農林水産部・農地部では平成19年度から総合評価落札方式を導入している。

制度は、全国及び本県の建設産業を注視しつつ、入札参加企業アンケートを踏まえて、毎年改善に努めている。また、平成26年、令和元年及び令和6年に品確法が正され、平成26年の改正においては、現在及び将来の公共工事の品質確保、そのために必要となる担い手の中長期的な育成・確保の促進が掲げられ、令和元年の改正では、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査設計の

品質確保等が追加され、そして令和6年の改正においては、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術の活用等による生産性向上、公共工事の発注体制の強化が掲げられたことを踏まえ、制度の充実を図っている。

1 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素等を評価の対象に加え、品質と価格の両面から最も優れたものを落札者とする方式をいう。

2 総合評価落札方式の体系（型式）

工事の内容や技術的工夫の余地により型式を4つの型式に分類している。

①地域貢献担い手確保型

企業の地域貢献度・精度及び担い手育成・確保の取組を主に評価するもの。

②技術者実績型

技術者の能力を特に重視して確認するもの。

③施工計画確認型

実績等の評価に加え、発注者が示す仕様に基づき、現場の特性等を理解して確実に施工を行う能力を簡易な施工計画で確認するもの。

④技術評価型

実績等の評価に加え、特定の課題を設定して発注者が示す仕様（標準案）より優れた施工方法に係る技術提案を評価するもの。

3 評価項目、評価内容、配点（R6年度基準）

評価項目		地域貢献担い手確保型	技術者実績型	施工計画確認型	技術評価型
企業の技術力	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	工事成績	1.0	1.0	5.0	5.0
	優良工事表彰等	—	—	0.5	0.5
	登録基幹技能者の活用	—	—	0.5	0.5
配置予定技術者の能力	技術者の能力	—	1.0	0.5	0.5
	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	優秀技術者表彰等	—	1.0	0.5	0.5
	継続教育(CPD)の取組状況	—	1.0	0.5	0.5
地域貢献度・精度	工事成績	—	3.0	—	—
	Made in 新潟新技術の活用	—	—	0.5	0.5
	災害時における活動実績等	1.0	0.5	1.0	1.0
	維持管理実績	2.0	1.0	2.0	1.0
	美観拠点	2.0	1.0	2.0	2.0
	地域調達	1.0	0.5	2.0	2.0
担い手育成・確保	若手技術者の配置	1.0	—	0.5	0.5
	WLBの推進	1.0	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の取組（※）	0.5	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の実績	0.5	—	0.5	0.5
簡易な施工計画	—	—	8.0	—	
技術提案	—	—	—	16.0	
計		10.0	10.0	26.0	33.0

（※）ICT活用工事（受注者希望型）により発注する場合

4 適用範囲及び型式選定の目安

■土木部、交通政策局、農林水産部、農地部

緊急的に工事着手が必要な工事^(※1)等を除き、原則として次に定める建設工事に係る請負契約を締結する場合に適用する。

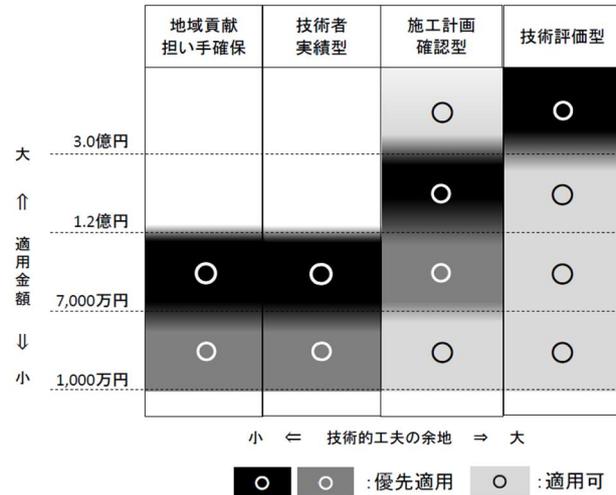
- ・一般競争入札（制限付きを含む）により発注する工事
- ・指名競争入札により発注しようとする1千万円以上の工事で、総合評価落札方式によることが望ましい工事^(※2)

(※1)「緊急的な工事着手が必要な工事」とは、次の場合等とする。

- 災害復旧工事等緊急に着手することを要する場合
- 工期に余裕がなく、総合評価落札方式で実施した場合には事業の完了に支障をきたす場合

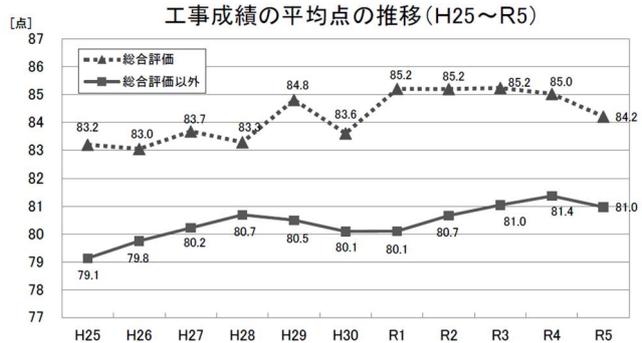
(※2)「望ましい工事」とは、次の場合等とする。

- くじ引きが予想される工事
- より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある工事
- 地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事



5 総合評価落札方式導入の効果

工事品質の指標の一つである工事成績において、総合評価落札方式で発注した工事は総合評価落札方式以外の工事より高くなっており、総合評価落札方式は工事品質の向上に繋がっている。



6 総合評価落札方式入札結果 (R6.3 末現在)

	R5				R4				R3	R2	R1	H30	5年平均 (H30~R4)
	技術者実績 確認型	施工計画 確認型	技術 評価型	計	技術者実績 確認型	施工計画 確認型	技術 評価型	計					
a 入札件数	37	49	5	91	23	40	9	72	57	78	99	129	87
b うち逆転件数	2	11	1	14	2	6	3	11	17	13	21	26	
(b/a) 割合 (%)	5.4%	22.4%	20.0%	15.4%	8.7%	15.0%	33.3%	15.3%	29.8%	16.7%	21.2%	20.2%	20.2%
c 加算点1位	21	41	5	67	13	30	8	51	43	52	74	85	
(c/a) 割合 (%)	56.8%	83.7%	100.0%	73.6%	56.5%	75.0%	88.9%	70.8%	75.4%	66.7%	74.7%	65.9%	70.1%
d 最安入札	15	5	0	20	10	8	1	19	9	20	18	38	
(d/a) 割合 (%)	40.5%	10.2%	0.0%	22.0%	43.5%	20.0%	11.1%	26.4%	15.8%	25.6%	18.2%	29.5%	23.9%
e 加算点、価格点1位	20	33	4	57	11	26	5	42	31	45	60	65	
(e/a) 割合 (%)	54.1%	67.3%	80.0%	62.6%	47.8%	65.0%	55.6%	58.3%	54.4%	57.7%	60.6%	50.4%	55.9%
平均落札率	92.5%	95.2%	93.1%	94.4%	93.5%	94.5%	92.4%	93.4%	93.0%	93.4%	92.9%	93.4%	
土木部等発注工事全体平均落札率	95.6%				95.4%				95.1%	95.4%	95.4%	95.4%	

建設CALS

CALS/ECとは、各種情報を電子化して関係者間で有効利用・相互利用することにより、情報交換、情報管理の最適化によるトータルコスト削減を図るもので、一般的に電子協議、電子納品に該当する領域をCALS、電子入札に該当する領域をECとしている。具体的には、入札情報の提供→入札通知→入札→入札結果通知→契約→設計図書の貸与→受発注者間協議→納品→検査→完成図書保管といった公共事業の流れを電子化し、インターネット回線を利用して行うもの。将来的には電子納品化された図面等を公共機関で相互利用などの利活用を図ることを目的としている。

平成13年度には「新潟県CALS/EC整備基本方針」を策定、続く平成14年度には「新潟県CALS/EC整備行動計画」を策定し、新潟県におけるCALS/ECの導入・普及を円滑に進めるため、具体的な年次計画、整備計画を決定した。

平成15年度、平成16年度の2年間で実証実験を行い、平成17年度から段階的に対象案件を拡大し、平成20年度から1,000万円以上の工事と100万円以上の委託を対象案件として実施している。

建設副産物対策・リサイクル

本県では、平成3年の「再生資源の利用の促進に関する法律」の施行以来、積極的に建設副産物のリサイクルを推進してきた。

また、平成14年5月には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が施行され、一定規模以上の建設工事について、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の再資源化等が義務付けられ、現在は、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、具体的施策、数値目標を定めた「建設リサイクル推進計画2020(国土交通省策定)」に基づき、一層の建設副産物のリサイクルの推進に努めている。

「建設リサイクル推進計画2020」では、これまでの計画において、再資源化率等は大幅に向上し着実に成果が結実していることから、今後は高い再資源化率等の維持と「リサイクルの質の向上」を目指すこととしている。

新潟県における建設副産物の再資源化等の状況(建設副産物実態調査の結果)

	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成24年度	平成30年度
アスファルト・コンクリート塊の再資源化率	99.5%	98.3%	98.6%	97.9%	99.8%
コンクリート塊の再資源化率	99.1%	97.5%	98.3%	97.9%	99.8%
建設発生木材の再資源化率	61.3%	51.2%	72.6%	74.4%	87.7%
建設発生木材の再資源化等率	89.6%	94.4%	87.6%	82.5%	96.8%
建設汚泥の再資源化等率	83.4%	90.3%	98.9%	92.4%	92.7%
建設混合廃棄物の排出量	5.3万t	4.7万t	6.0万t	5.8万t	1.6万t
建設廃棄物の再資源化等率	95.9%	96.0%	96.2%	95.5%	97.3%
利用土砂の建設発生土利用率	—	56.3%	73.1%	87.1%	88.5%

Made in 新潟 新技術普及・活用 制度

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」は、県内企業が開発した建設分野の新技術を広く情報提供することで、新技術の普及と活用を促し、開発企業だけでは難しい販路開拓を支援するとともに、県内建設産業の技術力向上と経営健全化を図るために創設した制度である。

本制度は、「普及制度」と「活用制度」からなり、概要は次のとおりである。

1 Made in 新潟 新技術普及制度

県内企業が開発した新技術をデータベースへ登録し、インターネットや説明会等を通じて広く情報提供するもの。

- ①企業が土木・建築分野の新技術の登録を申請
- ②申請技術を「新技術評価委員会」で審査
- ③適当と認められた新技術を登録し、ホームページで情報提供
- ④登録技術の活用について、設計、工事発注及び工事実施の各段階で積極的に検討

2 登録技術数 (H18～R6)

登録年度	登録件数 (令和6年12月31日時点)					
	土木 (うち、終了廃止)		建築 (うち、終了廃止)		計 (うち、終了廃止)	
H18～29	188	(77)	25	(15)	213	(92)
H30	5	(1)	0	0	5	(1)
R1	11	0	1	0	12	0
R2	9	0	0	0	9	0
R3	10	0	3	0	13	0
R4	4	0	1	0	5	0
R5	6	0	2	0	8	0
R6	1	0	0	0	1	0
計	156		17		173	

3 Made in 新潟 新技術活用制度

登録技術を県発注工事等で積極的に活用し、その結果をインターネットや説明会等を通じて広く情報提供することで、他工事での活用や技術改良を促進するもの。

- ①県発注工事等で登録技術を活用
- ②開発企業、受注者、発注者の3者で品質・コスト・施工性等の活用効果を調査
- ③調査結果を「新技術評価委員会」で評価し、評価結果をホームページ等で情報提供
- ④県発注工事等での活用評価結果を活かし、他工事での活用や技術改良に繋げる

4 活用状況 (H18～R5)

発注主体	工事件数		売上金額 (百万円)		
	新潟県	小計	新潟県	小計	
県内	新潟県	9,999	43,137	33,050	66,170
	官公庁(県除く)	17,815		26,677	
	民間	15,323		6,442	
県外	官公庁	20,650	50,388	86,067	106,579
	民間	29,738		20,512	
合計		93,525		172,748	

5 ゴールド技術・プラチナ技術の認定

県発注工事等で活用効果が高いと評価され、かつ実績の多い技術を「Made in 新潟 ゴールド技術」に認定し、技術の信頼性を高め、さらなる活用・普及を目指している。

また、ゴールド技術に認定された技術から公募し、選考委員会を経て、特に優れた技術を「プラチナ技術」に認定し、全国での活用の定着を目指している。プラチナ技術に認定された技術は、実用を廃止するまで「Made in 新潟 プラチナ技術」の名称を使用できるほか、販路開拓支援事業として県外での広告費等に補助金を申請できる。

6 主な取組

①設計段階における活用の促進

予備設計等の比較検討案の策定において、登録技術を含めることを義務付け、設計段階における活用を促進している。

②施工段階における活用の促進

総合評価落札方式において、登録技術の活用を提案した場合に加点している。また、工事成績評価において、受注者の提案で登録技術を活用した場合に加点することで、施工段階における活用を促進している。

③普及・活用推進員の配置

新技術の活用推進と職員の意識啓発のため、県の各発注機関に「Made in 新潟 新技術普及・活用推進員」を配置している。

④イベントの開催と参加

発注者、施工者、建設コンサルタント等が新技術に対する理解を深められるよう、新技術の展示・発表会(朱鷺メッセ)及びWeb発表会を開催している。また、県外で開催される建設見本市へ積極的に出展している。

県産材利用促進

1 事業目的

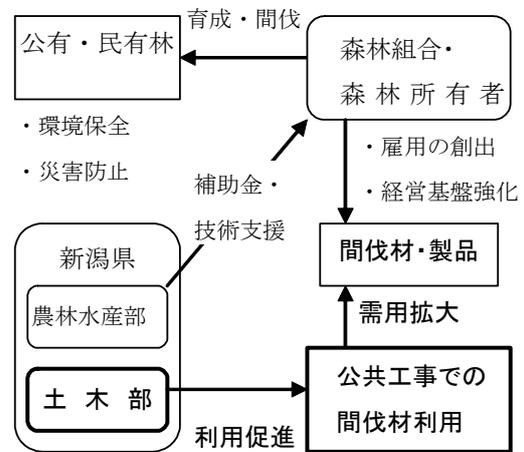
県内で生産される間伐材などの木材を積極的に公共土木施設に使用し、環境に配慮した施設整備を進めるとともに、森林の健全な育成と木材資源の有効活用及び林業・木材産業の健全な発展を支援する。

2 事業内容

公共土木施設の整備における県内産間伐材などの使用を促進するため、工事費のうち、県産材の資材費等に本事業費を充当する。

- ① 県単独事業：県産材の資材費全額に充当
- ② 一般公共・交付金事業：県産材と一般資材の差額に充当

<事業フロー>



3 事業実績

金額単位：千円、() 箇所

		R1	R2	R3	R4	R5
事業実績 (事業費及び箇所数)		3,104 (6)	10,038 (10)	9,732 (9)	7,168 (9)	9,590 (8)
うち 事業 種別	道路	1,204 (2)	1,519 (4)	1,110 (4)	1,950 (2)	200 (1)
	砂防	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	河川	1,399 (2)	981 (1)	0 (0)	0 (0)	1,107 (1)
	その他	501 (2)	7,538 (5)	8,622 (5)	5,218 (7)	8,283 (6)
県産材 使用量	当事業	8 m3	40 m3	19 m3	16 m3	15 m3
	土木部全体	19 m3	132 m3	50 m3	22 m3	30 m3

(主な工種)

- ①道路：視線誘導標、雪崩予防杭、法面パネル、転落防止柵
- ②砂防：護岸工、山腹工、階段工
- ③河川：護岸工、木工沈床
- ④公園：案内標識、ベンチ、花壇

土木・建築工事の検査

本県では、土木・建築工事の適正かつ効果的な施行の確保及び工事施工の技術水準の向上を図ることを目的として、昭和34年4月に検査員制度を設けた。

平成13年4月には、工事検査室を設置して、検査及び技術指導の充実強化を図ってきた。

平成14年4月からは、国に準じた成績評

定を行っている。

1 検査の体制及び実績

近年は、土木・建築工事の内容が高度化、複雑化してきているため、検査は、適正かつ効率的に行うことが強く求められている。

請負工事の検査体制及び検査実績は、次表のとおりである。

請負工事検査体制

区分	検査体制	検査区分
本 庁	工事検査室長 1人 土木工事検査監 3人 土木工事検査員(兼務) 10人	原則設計額 7,000 万円以上の土木工事
	建築工事検査監 3人 建築工事検査員(兼務) 6人	土木部発注の建築、機械、電気工事及び他部局から検査依頼のある国庫補助の建築工事
地域機関 (駐在)	土木工事検査監 4人	原則設計額 7,000 万円以上の土木工事
	土木工事検査員 12人	設計額 1,000 万円以上 7,000 万円未満の土木工事

※ 平成7年度から一部の地域機関に、土木工事検査監を置く体制をとり、新潟、長岡、上越、佐渡の地域振興局地域整備部に土木工事検査監を駐在させている。

※ 土木工事の検査区分については、一部地域機関で対象設計額が異なる。

検査員（監）検査実績表

(単位：件)

区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	完成検査	臨時検査	計	完成検査	臨時検査	計	完成検査	臨時検査	計
土木 工事	1,406	1,303	2,709	1,437	1,199	2,636	1,388	1,110	2,498
建築 工事	143	39	182	118	41	159	155	46	201
計	1,549	1,342	2,891	1,555	1,240	2,795	1,543	1,156	2,699

※ 件数には、繰越工事の検査と他部局（交通政策局、漁港課）から依頼された検査を含む。

※ 工事検査室担当の工事検査のうち、繁忙期に地域機関課長で実施した検査を含む。

※ このほか、建築工事については、他部局検査への支援業務あり。

2 施工管理、検査等の基準

建設工事の良好な品質の確保、安全で円滑な工事の実施を図るための施工管理基準及び適切で公正厳正な検査を実施することを目的とした検査要綱等を定めている。以下に主な基準、要綱を示す。

土木工事標準仕様書 (令和6年10月)

港湾工事標準仕様書 (令和6年10月)

土木部測量・設計・調査業務委託標準仕様書 (令和6年7月)

港湾測量・調査・設計業務標準仕様書 (令和4年9月)

土木・建築工事監督要綱 (平成24年4月)

土木工事監督技術基準 (令和4年2月)

土木工事検査要綱 (令和5年11月)

土木・港湾工事検査技術基準 (令和6年7月)

土木部請負工事成績評定実施要領 (平成26年4月)

土木部委託業務成績評定要領 (令和4年4月)

工事成績評定通知要領 (令和4年4月)

公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (電気設備工事編) (機械設備工事編) (令和4年版)

公共住宅建設工事共通仕様書 (令和4年度版)

建築工事検査要綱 (令和5年11月)

建築工事検査技術基準 (令和6年7月)

職員の研修・技術力向上

土木部職員は、多様化する行政ニーズを把握・整理し、地域住民への説明責任を十分に果たしながら、地域にとって真に必要なであり、地域特性との調和に配慮した社会資本の整備及び維持管理を効率的かつ主体的に推進しなければならない。

そのため、平成15年3月に「土木部人材育成プログラム(土木職編)」を策定(令和2年3月改正)し、平成16年3月には同プ

ログラムの(事務職編)、(建築職編)及び(機械職編)を策定(令和2年3月改正)した。

土木部では、これらのプログラムに基づき、各所属におけるOJTと本庁各課が企画する内部研修等を効果的に組み合わせながら、組織として職員を育成することとしている。

土木部職員研修の状況(令和5年度)

研修名	実施日	受講者数 (市町村等)
フレ研 土木技術職員の基礎	4/21	20人
フレ研 積算業務(土木職)	5/17~5/19	20人
フレ研 基礎知識の向上(建築・機械職)	5/12	10人 (6人)
フレ研 工事監督者の基礎知識(1年目)	9/8	22人
フレ研 工事監督者の基礎知識(2年目)	9/15	10人
フレ研 成果発表	1/19	30人
特別研修(設計・積算・工事監督)	4/10~4/11	3人
指導者(課長)	5/19	6人
指導者(係長・課長代理)	5/24	14人
コンクリート構造物の品質確保	9/29	33人 (13人)
技術力向上	1/26	27人 (13人)
総合評価落札方式(評価者等)	5/17	15人 (5人)
検査技術	6/16	17人 (9人)
公共土木施設を対象にした危機管理	6/12	19人
危機管理広報(クライシスコミュニケーション)	中止	
県民参加型企画カレバールアップ	10/26~10/27	12人
デジタルリテラシー	8/8	21人 (4人)
用地(事例演習)	4/13~4/14 4/25~4/27	22人 (9人)
道路の維持管理力の養成	6/8~6/9	34人
道路の建設(基礎編)	7/12	34人 (25人)
道路の建設(演習編)	7/28	18人 (10人)
橋梁Ⅲ(行政編)	9/25	20人 (5人)

研修名	実施日	受講者数 (市町村等)
河川計画	6/1~6/2	8人 (1人)
海岸(基礎)	7/10	13人
河川の管理(基礎)	5/10	25人
ダムの基礎(現場)	9/22	15人
砂防	6/22~6/23	11人 (1人)
土砂災害防止法	6/5	27人 (8人)
土砂災害危険箇所緊急点検	8/4	29人 (6人)
建築行政(建築物省エネ法に係る審査実務)	7/7.8/1	25人 (6人)
公共建築物の整備	7/14	6人 (2人)
港湾・漁港	6/9	19人 (7人)
建設 ICT 技術活用	10/13.10/20	29人 (9人)
ユニバーサルデザイン	10/6	15人 (9人)
河川施設の維持管理	5/29	21人
災害復旧(模擬査定)	5/25~5/26	15人 (9人)
多自然川づくり	10/25	14人
都市計画(基礎)	5/19	33人 (27人)
都市計画(演習)	10/12	10人 (8人)
美しいまちづくり	9/15	4人 (2人)
新潟の住まい&まち	10/19	20人 (17人)
官民連携型の空き家対策【入門編】	7/13	16人 (8人)
公共空間の整備・マネジメント	10/18	46人 (37人)
下水道(初級)	7/14	24人 (15人)
計(44コース)		823人(271人)

土木部職員研修(派遣研修)の状況(令和5年度)

他機関派遣研修	コース数	受講者数
北陸地方整備局	3コース	4人
国土交通大学校	3コース	3人
全国建設研修センター	5コース	5人
けんせつセミナー	14コース	86人
全日本建設技術協会講習会	13コース	53人
計	38コース	151人

※県職員のみ計上。

公共用地の取得と補償

公共事業の推進にとって不可欠な事業用地の確保は、住民の権利意識の高揚や生活再建措置等の地権者要求の多様化等により年々困難となっ

ているが、公共事業に対する理解と協力を得ながら計画的かつ円滑に事業用地の取得に努めている。

1 用地業務の推移

(用表1) 令和元年度～令和5年度実績

年度 区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
用地補償箇所数	箇所	522	100	508	97	477	91	441	84	403	77
用地取得積	m ²	449,295	100	563,482	125	333,949	74	303,670	68	206,651	46
補償建物棟数	棟	236	100	247	105	187	79	148	63	132	56
用地補償総額	千円	6,378,598	100	6,488,682	102	5,404,012	85	4,465,374	70	4,351,852	68
用地担当職員数	人	106	100	105	99	103	97	97	92	91	86

- ※ 指数は令和元年度を100とした。
- ※ 調査対象：国庫補助事業及び県単独事業
- ※ 用地取得面積は、無償取得分を含めた。
- ※ 用地担当職員数は当該年度の初日における職員数とした。

2 所管別契約額の推移（令和元年度～令和5年度）
（用表2） 地域整備部等所管別用地補償費の実績

（金額単位：円）

所属	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
村 上		1,020,301,431	231,441,569	375,592,604	285,176,597	198,456,508
新 発 田		854,715,885	552,915,806	378,441,998	254,522,218	185,906,488
新 津		508,488,013	485,027,161	278,070,628	317,040,810	231,621,832
津 川		18,265,554	28,210,828	35,755,330	29,652,838	65,853,911
新 潟		558,830,358	1,710,880,833	1,116,011,519	1,294,217,058	918,425,837
三 条		296,284,831	163,815,920	312,590,111	239,817,377	106,881,940
長 岡		532,979,184	457,694,060	375,510,829	504,250,532	480,555,770
与 板		38,298,608	23,440,585	15,865,754	24,417,320	39,843,361
小 千 谷		85,134,344	324,056,735	207,403,538	17,650,524	100,854,986
魚 沼		133,249,998	179,638,551	28,175,689	77,189,213	52,059,658
十 日 町		523,356,818	348,667,601	515,708,031	343,514,879	317,985,838
南 魚 沼		600,082,162	895,243,706	590,606,167	244,270,566	449,085,827
柏 崎		167,866,452	138,097,240	268,124,853	112,308,248	127,718,416
上 越 東		4,214,593	21,794,145	9,326,807	2,781,993	274,780
上 越		651,909,963	770,375,153	573,144,292	472,170,440	777,817,126
糸 魚 川		270,996,343	84,779,040	238,555,859	114,294,830	131,139,185
佐 渡		110,934,266	55,240,015	73,542,011	130,369,422	165,823,842
妙 高 砂 防		2,453,034	3,538,584	1,645,229	1,729,469	1,546,844
流域下水道		236,185	13,825,105	9,941,360	0	0
合 計		6,378,598,022	6,488,682,637	5,404,012,609	4,465,374,334	4,351,852,149

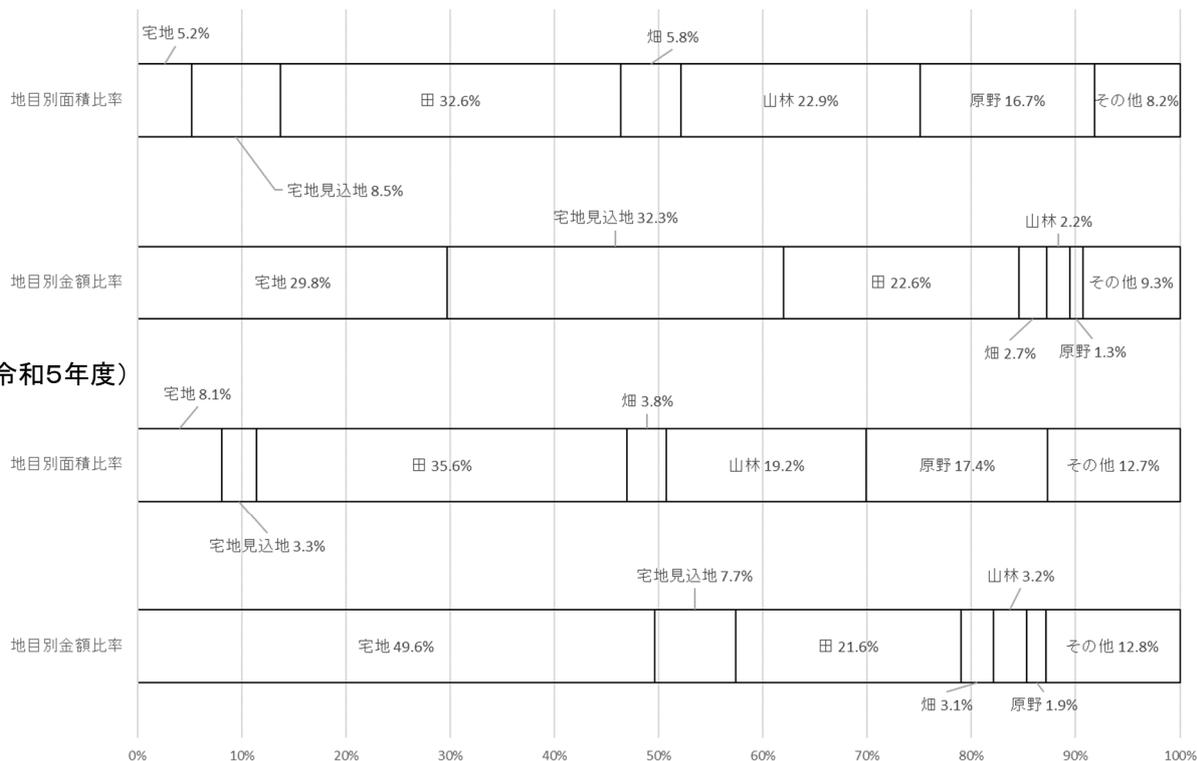
※ 数字は契約ベース。ただし、用地国債等は再取得額を計上。

3 用地費及び建物移転補償の概要（令和4年度、令和5年度）
（用表3） 取得用地の地目別1㎡当単価（有償取得分）

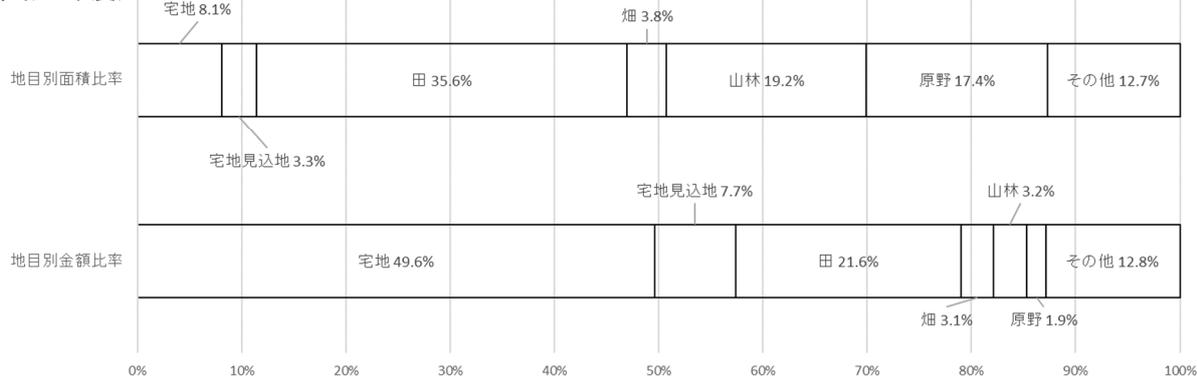
項目 地目別	令和4年度			令和5年度		
	面積	金額	1㎡当平均単価	面積	金額	1㎡当平均単価
	㎡	千円	円	㎡	千円	円
宅 地	13,819.97	245,492	17,764	14,585.83	276,498	18,957
宅 地 見 込 地	22,316.96	266,595	11,946	5,894.85	43,042	7,302
田	85,830.56	186,089	2,168	64,192.17	120,561	1,878
畑	15,409.84	21,923	1,423	6,823.82	17,405	2,551
山 林	60,362.59	18,177	301	34,558.33	17,748	514
原 野	44,028.96	10,385	236	31,390.63	10,394	331
そ の 他	21,655.96	76,380	3,527	22,885.28	71,503	3,124
小 計	263,424.84	825,041	3,132	180,330.91	557,151	3,090
再 取 得	6,404.84	531,525	82,988	4,117.73	268,974	65,321
計	269,829.68	1,356,566	5,027	184,448.64	826,125	4,479

(用図 1) 取得用地の地目別面積・金額比率 (再取得分は含まない。)

(令和4年度)

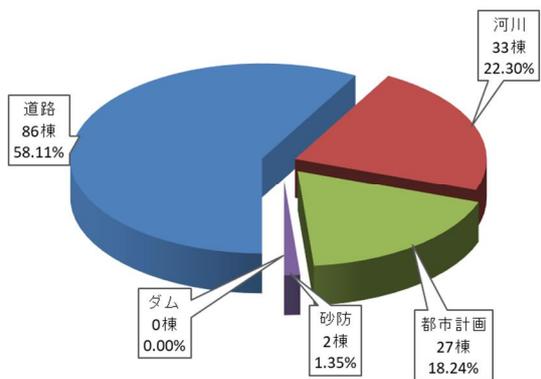


(令和5年度)

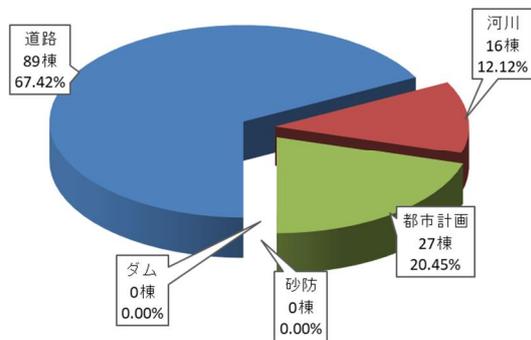


(用図 2) 事業別建物移転補償棟数

(令和4年度)

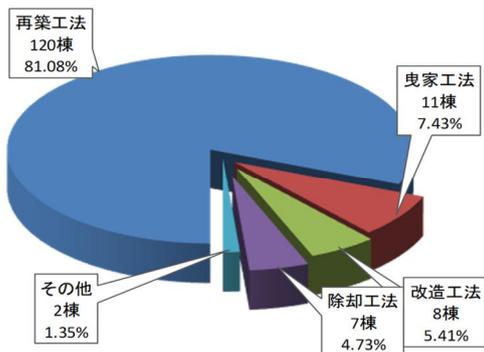


(令和5年度)

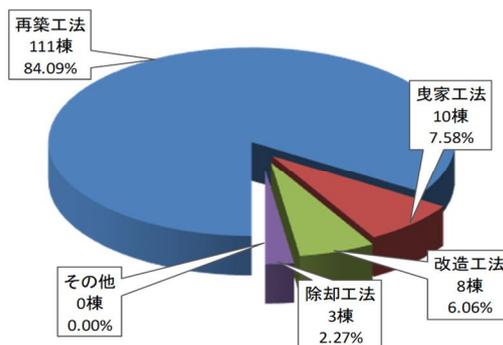


(用図 3) 移転法別建物移転補償棟数

(令和4年度)



(令和5年度)



※ 端数割合の都合上、グラフの合計が 100%にならない場合があります。

用地の登記

(用表4) 過去5年間の事業実施に伴う登記事務の推移、発生件数と処理件数

(単位：筆)

区分 年度	要処理数 (A)	指数	処理数 (B)	次年度 繰越数	処理率 (B/A)	参考(処理数の内訳)						
						職 員	用地嘱託員	登記嘱託員	用地会計	外注	計	指数
R1	3,027	100	3,022	5	99.8%	0	33	2,989	-	0	3,022	100
R2	3,562	118	3,558	4	99.8%	36	-	-	3,552	0	3,588	119
R3	2,917	96	2,917	0	100.0%	0	-	-	2,917	0	2,917	97
R4	2,057	68	2,049	8	99.6%	0	-	-	2,049	0	2,049	68
R5	1,801	59	1,744	57	96.8%	0	-	-	1,744	0	1,744	58

※ 指数は令和元年度を100とした。

※ 次年度繰越数は土地改良事業に伴う登記簿閉鎖等により、法務局の登記事務が停止していることによるもの等。

※ 令和2年度から会計年度任用職員制度が開始され、用地嘱託員及び登記嘱託員は土木用地会計年度任用職員(表上は「用地会計」)に統合された。

公的土地評価

土地の有効利用、適正な地価形成等を図るため、
県では国土利用計画法に基づく地価調査を、国土
交通省では地価公示法に基づく地価公示を実施

し、不動産鑑定士による鑑定評価を基に価格を判
定、公表している。

(用表5) 地価調査・地価公示制度の概要

項目	地価公示	地価調査
価格の名称	公示価格	標準価格
根拠法令	地価公示法	国土利用計画法施行令第9条
調査主体	国土交通省土地鑑定委員会	都道府県知事
価格時点	1月1日(毎年公示) 3月公表	7月1日(毎年公表) 9月公表
目的等	1 一般の土地取引の指標 2 不動産鑑定士等の鑑定評価の規準 3 公共事業用地の取得価格の算定基準等	1 国土利用計画法の価格審査の規準の算定基礎等 (2 地価公示と同様の役割)
調査地点数 (令和5年)	全国 26,000 地点 県内 434 地点	全国 21,444地点 県内 530 地点
対象地域	全国の都市計画区域※ 県内 25 市町村 ※一部都市計画区域外でも実施	全国 県内 全 30 市町村
調査地点の名称	標準地	基準地
他の公的土地評価との関係	地価公示、地価調査は調査主体、価格時点等で制度上若干の差異はあるが、価格は同一の性格を持つ。両制度は相互に補完しつつ、一体として公的地価のネットワークを形成している。	

国有地管理

国土交通省所管の国有財産（従前の建設省の所管に属していたものに限る。）のうち、道路法、河川法等の適用を受けない行政財産について法定受託事務として、取得（寄附採納、国有地交換等に伴う取得）、管理、処分などを行うものである。

事務処理件数の推移は次表のとおりであるが、国有地編入承認及び都市計画法第32条の同意については、平成9年4月1日から市

町村へ権限移譲され、平成12年4月1日からは、法定受託事務として市町村が事務を行っている。また、地方分権一括法の施行に伴い平成12年度から国有財産の市町村への譲与が開始され、平成18年度末までに全ての市町村で譲与手続が完了した。

（用表6）国有財産処理状況

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	面積(㎡)								
廃川敷地(一級河川)の引継ぎに伴う用途廃止	3	1,449	3	698	3	1260				
廃川譲与(二級河川) ※河川法第93条			1	2,007			1	1,027		
河川法第100条の2第3項に基づく譲与										
廃道譲与(国道敷) ※道路法第94条第2項	2	504	1	4	1	1242			1	765
道路整備特別措置法第51条第8項に基づく無償貸付			1	381			1	26		
計	5	1,953	6	3,090	4	2,502	2	1,053	1	765

※簡便な方法による譲与は含まない

※小数点以下四捨五入

土地収用

公共の利益となる事業の用地取得の適正、円滑化を図るため、土地収用法に基づき事業に必要な土地の立入り、事業の認定、その他必要な

手続に対し、許認可を行うものである。
処理件数の推移は、次表のとおりである。

(用表7)土地収用法に基づく許可の件数

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
事業認定 (知事)	1	1	2	3	1
土地立入許可等					
計	1	1	2	3	1

(用表8)起業者別処理件数

起業者名 \ 種別 \ 年度	事業認定					土地立入 許可・通知				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
国土交通省	国土交通大臣認定									
新潟県										
鉄道事業者										
日本道路公団										
鉄道建設・運輸施設整備支援機構										
市町村	1	1		2	1					
一部事務組合										
東北電力(株)										
学校法人			1							
その他			1	1						
計	1	1	2	3	1					

< 道路建設課 >
< 道路管理課 >

道路整備の基本方針

戦後の道路は、12次にわたる道路整備五箇年計画及び平成15年に策定された社会資本整備重点計画により整備が進められ、経済発展や生活の質の向上に大きな役割を果たしてきた。新潟県でも計画的に整備を進めてきたが、道路改良率は、依然として全国平均を下回っている。

一方、国・地方を通じた財政状況の悪化、地方分権の進展に伴い、選択と集中の徹底、住民参加や地域の特性を活かした社会資本の整備が求められるなど、本県を取り巻く状況は大きな転機を迎えた。

道路整備に当たり、これら社会状況の変化に

的確に対応するため、平成26年に「新潟県みちづくりプラン」を作成した。その後、平成31年に策定された「新潟県総合計画」や、令和2年度に実施された県民アンケートの結果を基に、令和3年に「新潟県みちづくり計画」として見直しを行った。

現在、「新潟県みちづくり計画」の6つの基本方針に基づき、コスト削減、事業の重点化、透明性の確保などに配慮しつつ、地域が真に必要なとする良質な道路を地域住民の参加や理解、協力を得ながら、計画的かつ着実に道路整備を進めている。

(道表1) 本県道路の概要

令和6年4月1日現在 (単位: km, km²)

道路種別	道路数	実延長	改良済				舗装道				種別別内訳				自動車交通不能	
			(5.5m以上()内書)		(高級()内書)		道路延長	橋		トンネル		延長	率(%)			
			延長	率(%)	延長	率(%)		橋数	延長	個数	延長					
高速自動車国道	7	440.7	(440.7)	(100.0)	(440.7)	(100.0)	312.5	744	61.5	59	66.6	0.0	0.0			
一般国道	指定区間	7	638.9	(638.9)	(100.0)	(638.9)	(100.0)	581.8	665	37.9	39	19.2	0.0	0.0		
	指定区間外	20	1,368.7	(1,150.7)	(84.1)	(1,112.8)	(81.3)	1,267.6	1,086	46.6	109	54.5	29.7	2.2%		
	うち県管理分	20	1,250.9	(1,036.4)	(82.9)	(998.4)	(79.8)	1,158.6	1001	40.8	97	51.4	29.7	2.4%		
一般国道計	26	2,007.6	(1,789.6)	(89.1)	(1,751.7)	(87.3)	1,849.3	1,751	84.5	148	73.8	29.7	1.5%			
県道	主要地方道	89	1,934.2	(1,506.2)	(77.9)	(1,458.9)	(75.4)	1,847.5	1,400	41.9	83	44.8	25.8	1.3%		
	うち県管理分	79	1,596.4	(1,182.1)	(74.0)	(1,153.6)	(72.3)	1,520.1	1,153	31.6	83	44.8	25.8	1.6%		
	一般県道	444	2,717.5	(1,629.7)	(60.0)	(1,449.6)	(53.3)	2,669.0	1,667	39.8	29	8.7	134.2	4.9%		
	うち県管理分	415	2,511.6	(1,472.6)	(58.6)	(1,331.4)	(53.0)	2,466.0	1,557	36.9	28	8.6	134.2	5.3%		
	自転車道	2	26.5	(1.6)	(5.9)	25.1	31	0.6	3	0.7	0.0	0.0				
	うち県管理分	1	15.1	(1.5)	(9.7)	13.8	27	0.5	3	0.7	0.0	0.0				
県道計	535	4,678.2	(3,135.9)	(67.0)	(2,910.1)	(62.2)	4,541.6	3,098	82.3	115	54.2	160.1	3.4%			
うち県管理分	495	4,123.1	(2,654.7)	(64.4)	(2,486.5)	(60.3)	3,999.9	2,737	69.0	114	54.1	160.1	3.9%			
県管理国県道計	515	5,374.0	(3,691.1)	(68.7)	(3,484.9)	(64.8)	5,158.5	3,738	109.8	211	105.6	189.7	3.5%			
新潟市管理国県道計 (道路法第17条第1項)	69	663.1	(587.4)	(86.6)	(530.9)	(80.1)	641.0	441	19.0	13	3.1					
長岡市管理国県道計 (道路法第17条第2項)	6	9.8	(8.2)	(84.0)	(7.1)	(72.6)	9.7	5	0.1							
国県道計	561	6,685.8	(4,925.6)	(73.7)	(4,661.8)	(69.7)	6,391.0	4,849	166.8	263	128.0	189.7	2.8%			
市町村道	一級	2,097	3,408.1	(1,921.8)	(56.4)	(705.1)	(20.7)	3,363.6	2,168	40.8	15	3.7	26.5	0.8%		
	二級	2,619	3,081.0	(1,040.4)	(33.8)	(342.5)	(11.1)	3,054.1	1,747	25.9	9	0.9	64.0	2.1%		
	小計	4,716	6,489.1	(2,962.2)	(45.6)	(1,047.6)	(16.1)	6,417.8	3,915	66.7	24	4.6	90.5	1.4%		
	その他	79,898	24,224.2	(5,622.8)	(86.7)	(6,070.6)	(93.6)	24,108.5	11,986	110.6	27	5.2	2,237.4	9.2%		
	市町村道計	84,614	30,713.4	(3,896.3)	(16.1)	(2,203.6)	(9.1)	30,526.2	15,901	177.3	51	9.8	2,327.9	7.6%		
総計	85,182	37,839.8	(12,224.7)	(32.3)	(8,353.7)	(22.1)	37,229.7	21,494	405.7	373	204.4	2,517.7	6.7%			

注) 1 一般国道の路線数の計が合わないのは、国道113号に指定区間部分と指定区間外部分があるためである。
2 国県道計とは、一般国道及び県道の合計である。
3 県道に計上してある路線は、全部又は一部が区域決定されている路線のみであり、その他に認定済だが未引継のため区域決定されていない路線として5路線がある。
4 市町村道には、独立専用歩道は計上していない。
5 端数処理の関係で計算結果と一致しない場合がある。

【県民の求める道路整備】（令和2年度県民アンケート結果）

令和2年度に県民の望む道路整備及び今後の道路に期待することを把握するため、県民アンケートを行った。

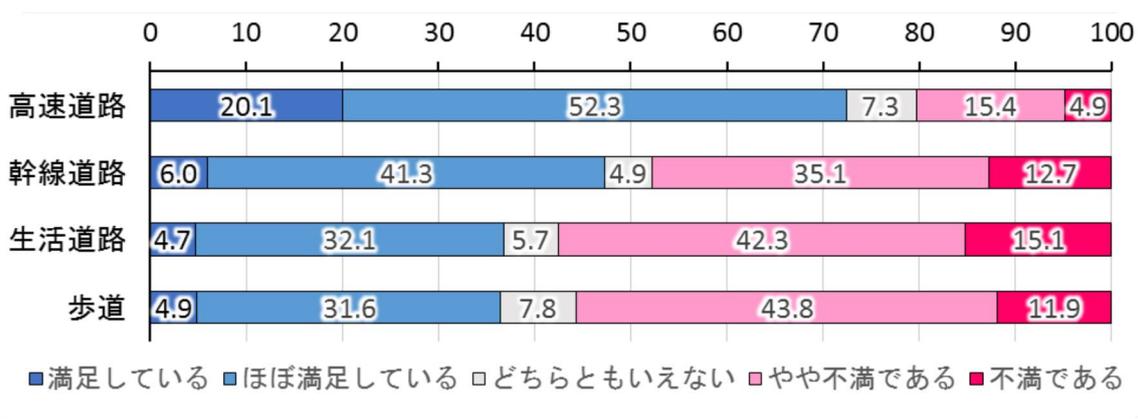
道路種類別の整備状況の満足度調査では、高速道路が7割超、幹線道路が5割程度、生活道路及び歩道が4割程度で「満足している」又は「ほぼ満足している」という結果で、生活に身近な道路になる程、不満という傾向がみられた。

不満の主な理由は、幹線道路と身近な生活道路では「道幅が狭い」「舗装が傷んでいる」「歩道がない」、歩道では「歩道がない」「自動車の通行空間と自転車の通行空間が分離されていない」「幅が狭い」が挙げられた。

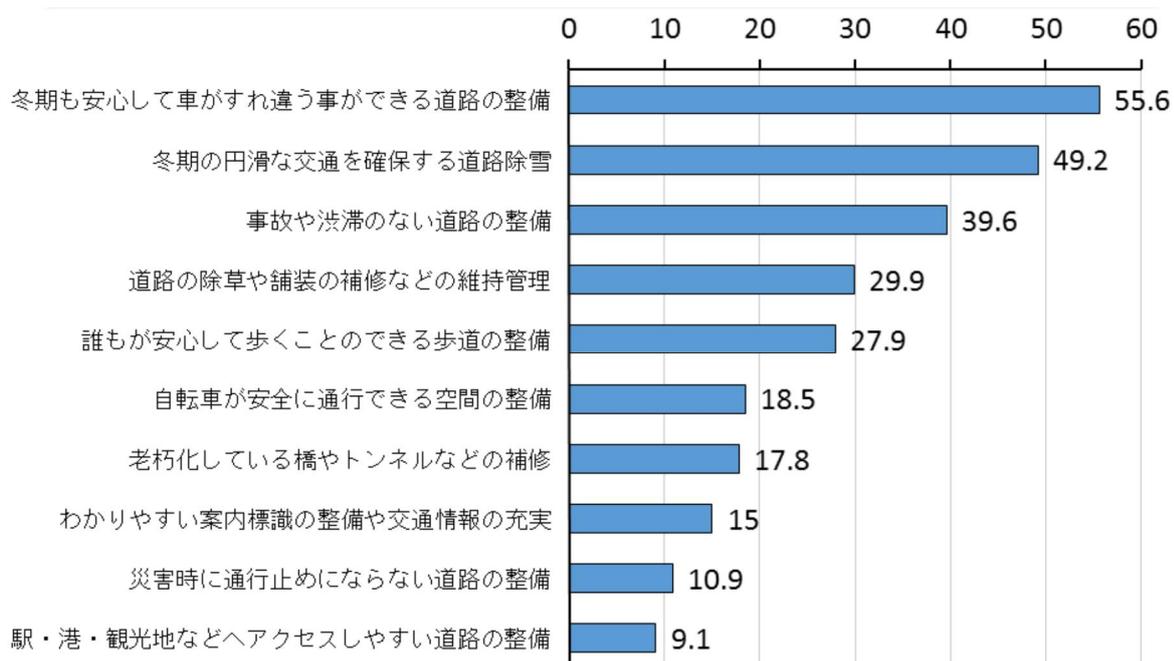
一方、満足度が過半数を超えた高速道路でも、「全線を片側2車線にしてほしい」「未完成区間の道路をつなげてほしい」等の意見が挙げられた。

また、優先的に進めてほしい道路整備について回答割合が高い順に見ると、「冬期も安心して車がすれ違う事ができる道路の整備」「冬期の円滑な交通を確保する道路除雪」「事故や渋滞のない道路の整備」など、安全・安心な道路整備や円滑な道路交通の確保を期待していることがわかる。

道路種類別 整備状況の満足度割合(%)



優先的に進めてほしい道路整備の回答割合(%)



【新潟県みちづくり計画】

新潟県が進めるべき道路整備の目標を明確にするために、県民アンケートを実施して県民ニーズを明確にし、新潟県道路整備の6つの基本方針からなる『新潟県みちづくり計画』を策定した。

『新潟県みちづくり計画』6つの基本方針に基づき施策を展開する。

基本方針 1

全国と繋がる

- ・物流の効率化や観光・交流の促進につながる幹線道路の整備を推進する。
- ・道の駅や高速道路のS A・P A等の施設の機能強化の促進を図る。

基本方針 2

地域が繋がる

- ・地域間を結ぶ道路において円滑な道路交通を確保する。
- ・適正なネットワーク形成に向けた都市計画道路の見直しを推進する。

基本方針 3

災害から守る

- ・災害発生時にも緊急輸送を確実にを行うための道路整備を推進する。
- ・効果的できめ細やかな情報発信を行う。

基本方針 4

暮らしを守る

- ・道路施設（橋梁、トンネル等）の計画的な維持管理、補修及び更新による長寿命化を推進する。
- ・DXの取組を加速させ、効率的な維持管理を推進する。

基本方針 5

快適に暮らす

- ・通学路などにおける交通安全対策を推進する。
- ・無電柱化を推進する。
- ・ビッグデータ等を活用した渋滞対策の検討を行う。
- ・わかりやすい道路案内標識の整備を推進する。
- ・自転車を活用した、人と環境に優しいまちづくりを推進する。

基本方針 6

雪と共に暮らす

- ・冬期における安全・安心な道路交通を確保する。
- ・関係機関と連携し、除雪体制の強化を図る。

令和5年度事業実績

本県では、「新潟県総合計画」に基づき、道路整備・管理を進めてきたところである。令和5年度に約463億円の道路事業を実施し、県管理道路において幅員5.5m以上の道路は、実延長に対し68.7%*まで改良された。

※出典：道路現況調査（令和6年4月1日）

(道表2) 道路事業予算の総括

(金額単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	前年度対比(%)
道路建設課	19,392	18,003	92.8
道路管理課	26,917	25,396	94.3
計	46,309	43,399	93.7

(道表3) 一般公共事業(当初内示額)

(金額単位：百万円)

事業別	国 道		地 方 道		合 計		R5-R6 伸び率 (%)							
	令和5年度		令和6年度		令和5年度			令和6年度						
	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費		箇所	事業費					
道路建設課	道路改築(高規格)	2	2,130	2	2,545	1	370	1	780	3	2,500	3	3,325	133.0
	橋りょう更新	3	457	3	1,154	2	270	3	580	5	728	6	1,734	238.2
	通学路整備	4	4,826	5	749	8	1,747	13	1,034	12	6,573	18	1,782	27.1
	無電柱化	0	0	0	0	2	130	2	280	2	130	2	280	215.4
	県代行交付金	0	0	0	0	1	30	1	68	1	30	1	68	226.7
	交付金(道路改築)	25	3,164	23	3,931	49	3,728	47	4,597	74	6,892	70	8,528	123.7
	小計	34	10,577	33	8,379	63	6,276	67	7,338	97	16,852	100	15,717	93.3
道路管理課	橋りょう補修	17	355	48	2,957	34	582	69	2,622	51	937	117	5,579	595.4
	災害防除	30	1,254	6	556	16	445	6	366	46	1,699	12	922	54.3
	交通安全	5	203	7	224	13	522	14	497	18	725	21	721	99.4
	隧道補修	15	186	3	113	20	382	11	302	35	568	14	415	73.1
	橋梁点検	-	-	-	-	-	-	-	-	-	768	-	880	114.6
	交付金	76	2,688	22	464	136	3,737	55	1,157	212	7,878	76	3,014	38.3
	災害防除	11	327	4	95	24	540	12	361	35	867	16	456	52.6
	交通安全	0	0	0	0	3	52	2	28	3	52	2	28	53.8
	橋梁補修	45	1,693	0	0	77	2,305	0	0	122	3,998	0	0	0.0
	雪寒	17	614	9	209	31	786	21	548	48	1,400	30	757	54.1
	道路附属物	1	48	4	92	1	54	7	187	2	102	11	279	273.5
	広域連携	2	6	4	8	0	0	13	33	2	6	17	41	683.3
	路面下空洞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	102	-	102	100.0
	流出防止	-	-	1	60	-	-	-	-	-	-	-	60	-
	道路カメラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	-	38	57.6
除雪機械購入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,285	-	1,253	97.5	
小計	143	4,686	86	4,314	219	5,668	155	4,944	362	12,575	240	11,531	91.7	
合計	177	15,263	119	12,693	282	11,944	222	12,282	459	29,427	340	27,248	92.6	

注) 本表には、防衛省の補助金、経済産業省の交付金事業、除雪費は含まれていない。

事業費、箇所数は15ヶ月（前年度補正+当年度当初）内示ベースの工事費とする。

箇所数は、事業別に重複計上している場合もある。

(道表4) 県単独事業(当初予算)

(金額単位：百万円)

工 種	令和5年度	令和6年度	対前年比(%)
道路改築費	834	762	91.4
地域づくり基盤 道路整備費	1,705	1,524	89.4
道路建設課計	2,539	2,286	90.0

(金額単位：百万円)

工 種	令和5年度	令和6年度	対前年比(%)
道路安全施設費	1,048	875	83.5
道路改善費	887	767	86.5
道路防災対策費	168	151	89.9
隧道補修費	408	396	97.1
舗装道補修費	2,094	2,306	110.1
橋梁補修費	901	751	83.4
雪寒施設整備費	124	101	81.5
道路融雪施設補修費	2,135	1,939	90.8
除雪機械整備費	6	5	83.3
地方特定道路整備費	0	0	-
防災・防雪施設補修費	345	284	82.3
維持補修費	6,226	6,290	101.0
道路管理課計	14,342	13,865	96.7

注1) 本表には、除雪費は含まれていない。

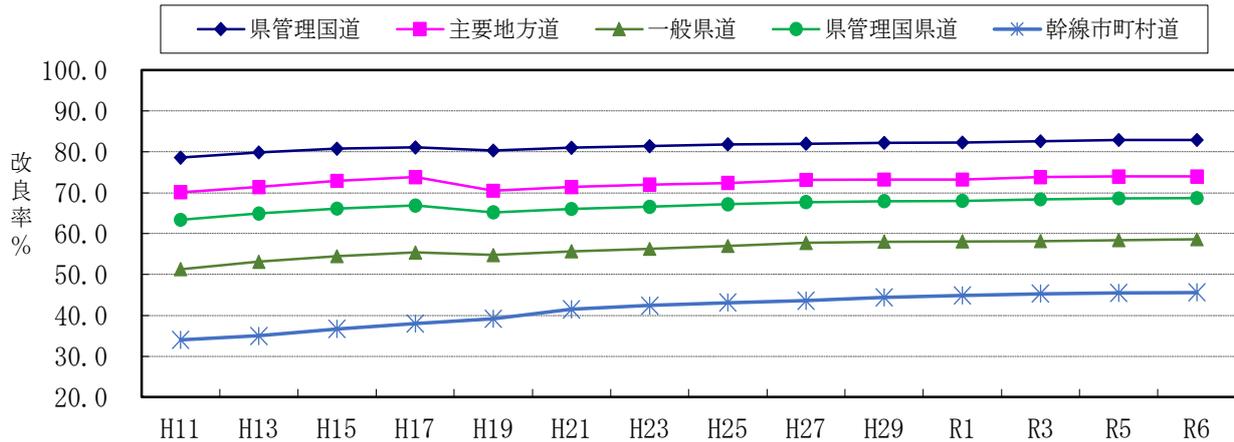
(道表5) 道路改良率

(単位：%)

	H11	H13	H15	H17	H19	H21	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R5	R6
県管理国道	78.6	79.9	80.8	81.1	80.3	81.0	81.4	81.8	82.0	82.2	82.3	82.6	82.9	82.9
主要地方道	70.1	71.4	72.9	73.8	70.5	71.4	72.0	72.4	73.1	73.2	73.2	73.8	74.0	74.0
一般県道	51.3	53.1	54.5	55.4	54.8	55.7	56.3	57.0	57.7	58.0	58.1	58.2	58.4	58.6
県管理国県道	63.4	64.9	66.1	66.9	65.2	66.0	66.6	67.2	67.7	67.9	68.0	68.4	68.6	68.7
幹線市町村道	34.0	35.0	36.7	38.0	39.2	41.5	42.4	43.1	43.6	44.4	44.9	45.3	45.5	45.6

注) H19に関しては、政令市管理国県道分を除いた値、H21, 23, 25, 27, 29, R1, 3, 4, 5に関しては、政令市及び長岡市管理国県道分を除いた値である。

改良率推移 (道路幅員 5.5 m以上)



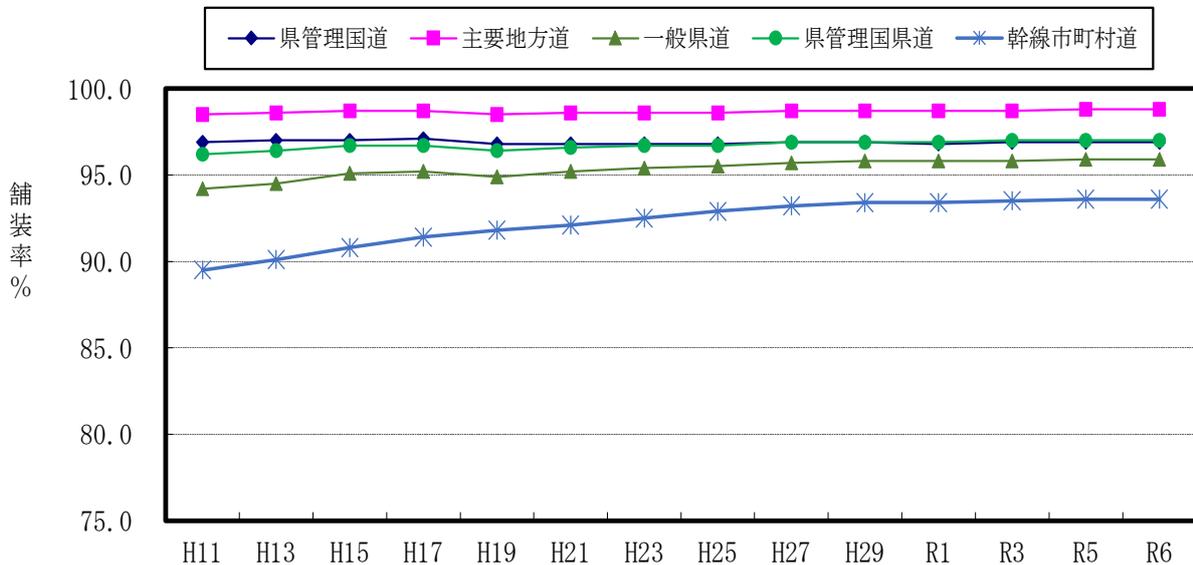
(道表6) 舗装率

(単位：%)

	H11	H13	H15	H17	H19	H21	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R5	R6
県管理国道	96.9	97.0	97.0	97.1	96.8	96.8	96.8	96.8	96.9	96.9	96.8	96.9	96.9	96.9
主要地方道	98.5	98.6	98.7	98.7	98.5	98.6	98.6	98.6	98.7	98.7	98.7	98.7	98.8	98.8
一般県道	94.2	94.5	95.1	95.2	94.9	95.2	95.4	95.5	95.7	95.8	95.8	95.8	95.9	95.9
県管理国県道	96.2	96.4	96.7	96.7	96.4	96.6	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	97.0	97.0	97.0
幹線市町村道	89.5	90.1	90.8	91.4	91.8	92.1	92.5	92.9	93.2	93.4	93.4	93.5	93.6	93.6

注) H19に関しては、政令市管理国県道分を除いた値、H21, 23, 25, 27, 29, R1, 3, 4, 5に関しては、政令市及び長岡市管理国県道分を除いた値である。

舗装率推移 (簡易舗装を含む。)



(道表7) 橋梁数

令和6年4月1日現在
(単位:箇所)

	0~15m	15~100m	100m以上	計
鋼橋	97	787	177	1,061
PC橋	615	550	73	1,238
RC橋	1,517	96	9	1,622
その他	115	0	0	115
合計	2,344	1,433	259	4,036

注) 政令市及び長岡市管理国県道分を除いた値である。

平成23年度供用

・ 矢代川橋【(一)上越新井線 124.5m】

平成24年度供用

・ 八海橋【(一)桐沢麓五日町停車場線 205.0m】

平成25年度供用

・ フェニックス大橋1号橋【(国)404号 870.0m】

平成26年度供用

・ 松ヶ崎大橋【(主)佐渡一周線 194.0m】

平成27年度供用

・ 旭橋【(国)345号 505.0m】

平成28年度供用

・ 中里跨線橋【(国)353号 40.0m】

平成29年度供用

・ 宮内大橋【(国)404号 252.0m】

平成30年度供用

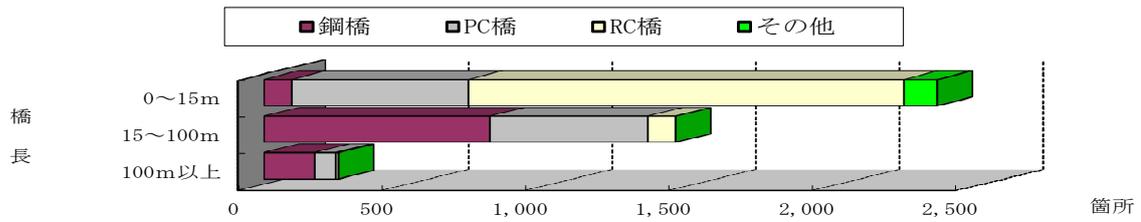
・ 朝日大橋【(国)289号 395.0m】

令和4年度供用

・ 瑞穂大橋【(国)292号 84.5m】

令和5年度供用

・ 折居橋【(国)353号 92.0m】



(道表8) トンネル数

令和6年4月1日現在
(単位:箇所)

	0~50m	50~100m	100~500m	500~1,000m	1,000m以上	計
山岳 (NATM)	1	3	35	13	16	68
山岳 (矢板)	14	18	41	14	11	98
その他	10	8	15	3	4	40
合計	25	29	91	30	31	206

注) 政令市管理国県道分を除いた値である。

平成18年度供用

・ 地藏トンネル【(主)柏崎高浜堀之内線 682m】

平成20年度供用

・ 高館トンネル【(国)353号 1,202m】

平成21年度供用

・ 浦川原1号トンネル【(国)253号 1,862m】

平成23年度供用

・ 大倉トンネル【(国)117号 885m】

平成24年度供用

・ 女神山トンネル【(一)多田皆川金井線 1,171m】

平成29年度供用

・ 八箇峠トンネル【(国)253号 2,840m】

平成30年度供用

・ 当間トンネル【(主)十日町当間塩沢線 487m】

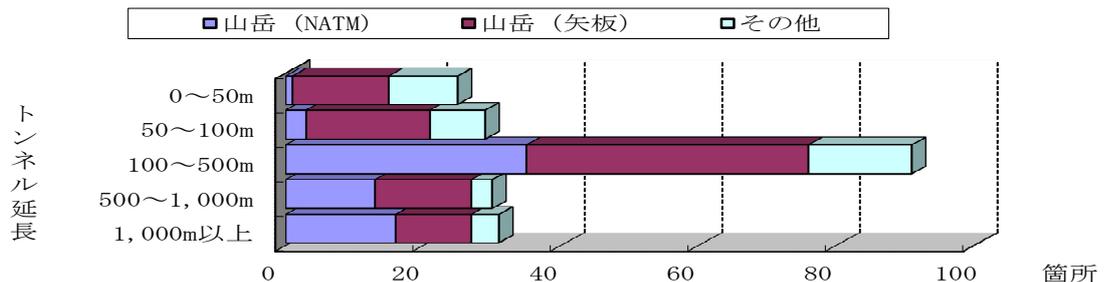
令和元年度供用

・ 松ヶ鼻トンネル【(主)佐渡一周線 503m】

・ 内海府トンネル【(主)佐渡一周線 1,759m】

・ 浦川原2号トンネル【(国)253号 1,181m】

・ 多田トンネル【(主)佐渡一周線 1,511m】

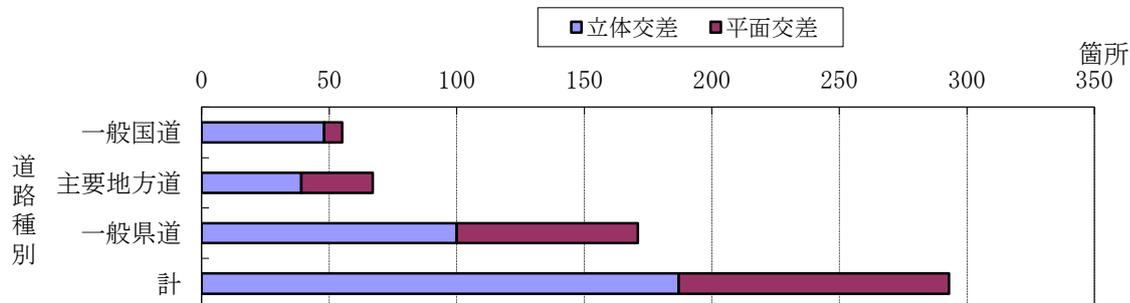


(道表9) 鉄道との交差点

令和6年4月1日現在
(単位:箇所)

	一般国道	主要地方道	一般県道	計
立体交差	48	39	100	187
平面交差	7	28	71	106

注) 政令市管理国県道分を除いた値である。



高規格道路ネットワークの整備

1 高規格道路(高速自動車国道)の整備状況

県内の高速自動車国道は、北陸自動車道、関越自動車道新潟線、関越自動車道上越線、東北横断自動車道いわき新潟線及び日本海沿岸東北自動車道の5路線があり、基本計画延長475kmとなっている。

■北陸自動車道 (北陸自動車道)

平成9年11月 全線供用

平成12年10月 全線4車線供用

■関越自動車道新潟線 (関越自動車道)

昭和60年10月 全線供用

平成3年10月 全線4車線供用

■関越自動車道上越線 (上信越自動車道)

平成11年10月 全線供用

令和元年12月 全線4車線供用

■東北横断自動車道いわき新潟線 (磐越自動車道)

平成9年10月 全線供用

■日本海沿岸東北自動車道 (日本海東北自動車道)

平成14年5月 新潟空港IC~聖籠新発田IC間供用

平成14年10月 聖籠新発田IC~中条IC間供用

平成21年7月 中条IC~荒川胎内IC間供用

平成22年3月 荒川胎内IC~神林岩船港IC間供用

平成23年3月 神林岩船港IC~朝日まほろばIC間供用

※道路の名称は法定路線名

()内は営業路線名

日本海沿岸東北自動車道は、平成25年5月15日に未開通区間の朝日まほろばIC~あつみ温泉

IC間が直轄事業(朝日温海道路)として新規事業化され、平成29年度にトンネル工事に着手され、掘削工事が進められている。

東北横断自動車道いわき新潟線は、会津若松IC~新潟中央JCT間が暫定2車線区間となっており、平成31年3月と令和3年3月に三川ICから安田IC(L=5.1km、L=3.2km)が、令和2年3月と令和6年3月に西会津ICから津川IC(L=8.8km、L=8.7km)が新規事業化され、4車線化が進められている。

本県の拠点性を向上させ、地域の連携を強化するためには高速自動車国道が重要な役割を担っており、今後とも高速自動車国道の整備促進が求められている。

2 高規格道路(地域高規格道路)の整備状況

高速自動車国道と一体となって高規格道路ネットワークを形成し、地域の連携強化・地域間の交流促進を図る道路である。連携、交流、連結のいずれかの機能を有し、路線全体で概ね60km/h以上のサービス速度を提供できる道路である。

本県では、7路線で延長158kmが指定されており、このうち、5路線60kmが供用されている。

(道表10) 県内高速自動車国道計画現況

(令和6年12月31日現在)

路線名	起点	終点	計画全長 (km)	県内延長(km)				
				基本計画	整備計画	供用延長	供用率	
北陸自動車道	新潟市	米原市	487	196	196	196	100%	
関越自動車道	新潟線	東京都	新潟市	256	92	92	92	100%
	上越線	東京都	上越市	203	34	34	34	100%
東北横断自動車道いわき新潟線	いわき市	新潟市	213	61	61	61	100%	
日本海沿岸東北自動車道	新潟市	青森市	322	92	(92) 58	58	63%	
合計			1,481	475	(475) 441	441	93%	

※関越自動車道上越線の計画全長は、藤岡JCT～上越JCT間である。

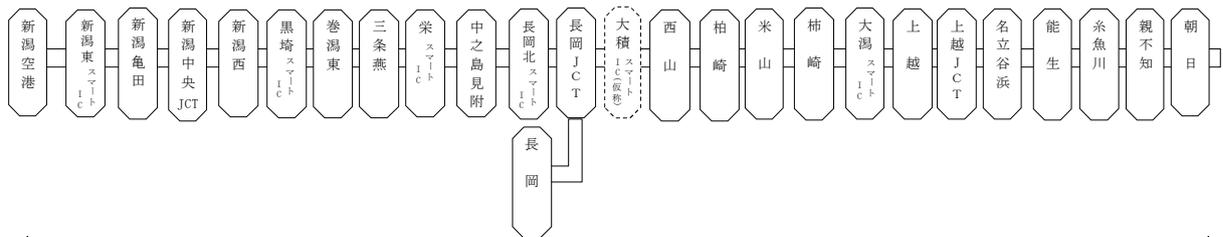
※日本海沿岸東北自動車道は東北横断自動車道（酒田線、釜石秋田線）東北縦貫自動車道と重用し、総延長は約440kmである。

※供用率は、基本計画に対する供用延長の割合である。

※（ ）内は朝日温海道路の「朝日まほろばIC～県境」約34kmを含めた延長である。

3 県内高規格道路（高速自動車国道）計画現況

(道表 11-1) 北陸自動車道（計画全長 487km）

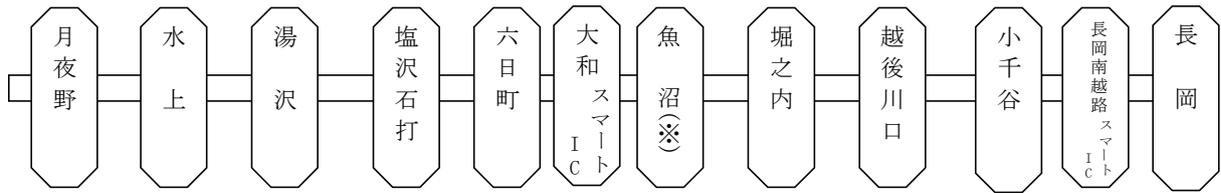


基本計画	S42.11.22				S44.1.22			
整備計画	H1.1.31	S61.3.14	S44.1.20		S46.7.12		S47.8.3	S48.10.19
施行命令	H2.4.26	S62.3.9	S44.4.1		S46.7.12		S47.8.3	S48.10.19
路線発表	H2.7.9	S62.5.18	S45.11.11	S46.1.9	S48.4.25	S49.4.10	S53.7.1	
延長	6km	7km	53km		64km		44km	30km
車線数	4車線	4車線	4車線		4車線		4車線	4車線
設計速度	100km/h	80km/h	100km/h		100km/h	80km/h	100km/h	80km/h
建設費	約500億円	約650億円	約1,110億円		約2,440億円		約2,690億円	約2,240億円
供用状況	H9.11.13	H6.7.28	S53.9.21		S55 9.27	S56 10.29	S57 11.17	S58.11.9
							S62.7.21	S63.7.20

※大積スマート IC（仮称）は、令和2年10月23日に事業化、現在整備中。

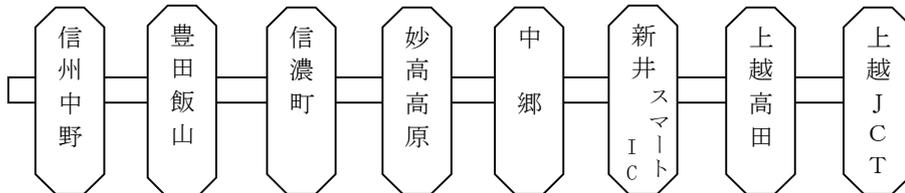
(道表 11-2) 関越自動車道新潟線 (計画全長 256km)

※R6. 11. 1 小出 IC が名称変更



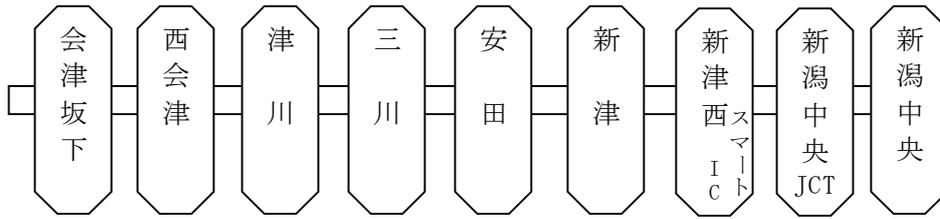
基本計画	S45. 6. 18				S44. 1. 22				
整備計画	S47. 6. 20				S46. 6. 1				
施工命令	S47. 6. 20				S46. 6. 1				
路線発表	S50. 10. 11				S48. 4. 25				
延長	36km				77km				
車線数	4車線				4車線				
設計速度	80km/h				80km/h				100km/h
建設費	約2, 250億円				約2, 430億円				
供用状況	S60. 10. 2		S59. 11. 8		S58. 10. 26		S57. 12. 2		S57. 3. 30

(道表 11-3) 関越自動車道上越線 (計画全長 203km)



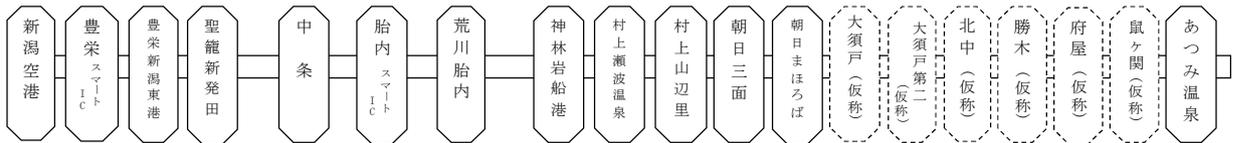
基本計画	S48. 11. 1	
整備計画	S61. 1. 21	H元. 1. 31
施工命令	S63. 9. 22	H2. 11. 19
路線発表	S63. 11. 24	H3. 2. 8
延長	38km	20km
車線数	4車線	4車線
設計速度	80km/h	100km/h
建設費	約2, 090億円	約1, 180億円
供用状況	H9. 10. 16	H11. 12. 7

(道表 11-4) 東北横断自動車道いわき新潟線 (計画全長 213km)



基本計画	S53. 12. 20			
整備計画	S61. 1. 21		S57. 1. 20	
施工命令	S63. 1. 28		S60. 2. 13	
路線発表	S63. 3. 18	S60. 11. 11	S60. 3. 20	S61. 8. 22
延長	34km		47km	
車線数	2/4供用		2/4供用	2/4供用
設計速度	80km/h		80km/h	100km/h
建設費	約1,270億円		約1,940億円	
供用状況	H8. 10. 17	H9. 10. 1	H8. 11. 14	H6. 7. 28

(道表 11-5) 日本海沿岸東北自動車道 (計画全長 322km)



基本計画	H1. 2. 27		H3. 12. 20		H9. 2. 5	
整備計画	H3. 12. 3		H8. 12. 27		H25. 5. 15 新規事業化	
施行命令	H5. 11. 19		H10. 4. 8	H10. 12. 25		
路線発表	H6. 10. 12		H10. 6. 15	H11. 2. 17		
延長	28km		10km	20km		41km
車線数	2/4供用		2/4供用		2車線 (未供用)	
設計速度	100km/h		100km/h		80km/h	
建設費	約1,270億円		約310億円	約750億円		約2380億円
供用状況	H14. 5. 26	H14. 10. 20	H21. 7. 18	H22. 3. 28	H23. 3. 27	

※朝日まほろば IC～あつみ温泉 IC間は、平成 25 年 5 月 15 日に朝日温海道路として事業化、現在整備中。

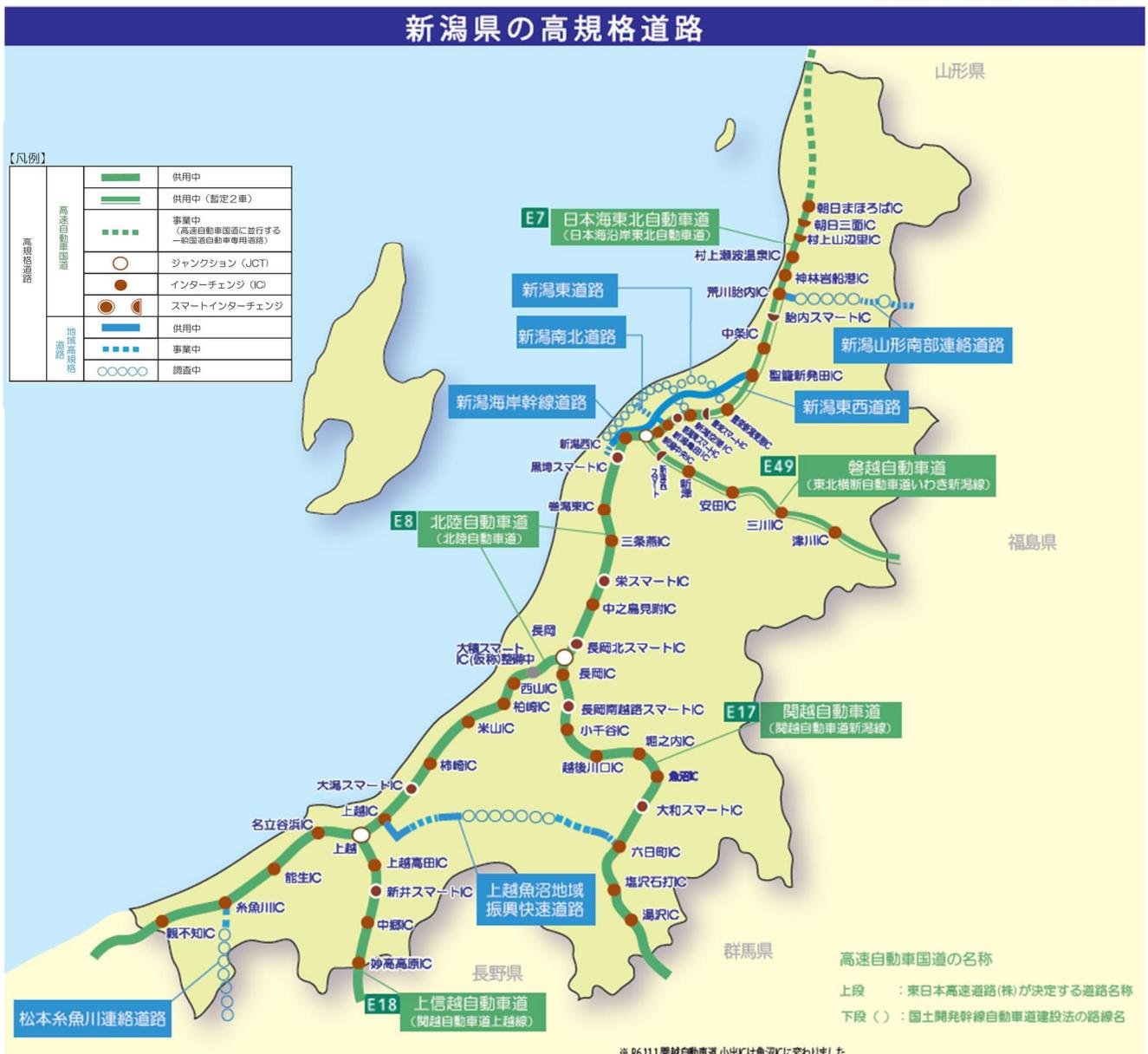
(令和6年12月31日現在)
(単位：k m)

(道表12) 高規格道路（地域高規格道路）計画現況

路線名	概略延長	県内分	
		概略延長	供用延長
新潟山形南部連絡道路	80	30	4
上越魚沼地域振興快速道路	60	60	17
松本糸魚川連絡道路	100	20	0
新潟東西道路	40	40	36
新潟南北道路	8	8	4
新潟海岸幹線道路	-	-	-
新潟東道路	-	-	-
合計	-	158	61

(※)新潟海岸幹線道路と新潟東道路は候補路線のため延長は未決定

令和6年12月31日現在



無電柱化推進事業

防災機能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保及び良好な景観形成を目的として無電柱化を推進している。無電柱化事業は昭和 61 年から開始され、電線共同溝方式で整備をしている。

「無電柱化の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に成立・施行され、無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝方式以外の低コスト手法も活用し無電柱化の推進を図る。

1 無電柱化の経緯

無電柱化事業は昭和 61 年から開始され、平成 20 年度までに全国で約 7,700km の地中化が完了(事業中を含む。)している。

今後は「無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進する。

計画名	実施年次		地中化延長 (km)	
	年次	期間	全国	新潟県
第一期電線類地中化計画	S61～H2	5年間	約1,000	約10
第二期電線類地中化計画	H3～H6	4年間	約1,000	約5
第三期電線類地中化計画	H7～H10	4年間	約1,400	約25
新電線類地中化計画	H11～H15	5年間	約2,100	約50
無電柱化推進計画	H16～H20	5年間	約2,200	約30
第二期無電柱化(ガイドライン)	H21～H29	9年間	ガイドラインのため、延長に定めなし	
無電柱化推進計画	H30～R2	3年間	約1,400	約25
3ヵ年緊急対策(インフラ点検)	H30～R2	3年間	約1,000	約29
無電柱化推進計画	R3～R7	5年間	約4,000	未定

2 新潟県内の実施状況

第一期電線類地中化計画から第二期無電柱化推進計画において、村上市(旧神林村含む)、新発田市、新潟市(旧白根市含む)、三条市、見附市、長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、上越市、妙高市、南魚沼市(旧大和町、旧六日町)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村)、胎内市(旧中条町)、糸魚川市、関川村の 16 市村で実施した。

現在は、長岡市、上越市の 2 市で実施している。

道路開通情報

県民に見えるみちづくりを目指し、現在実施している道路建設課の事業の開通予定情報をホームページで公表している。

URL:<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dour-okensetsu/kaitsuu.html>

道路の管理

本県が管理する道路(県道及び指定区間外の一般国道)は、道表 1 のとおり 515 路線、5,374.0km(令和 6 年 4 月 1 日現在)で、北海道、福島県に次いで全国 3 位の延長となっている。

これらの道路は工事等で状況が変わるたびに区域変更・供用開始の手続きを行って一般交通の用に供しており、バイパスの建設等によって生じた旧道敷地については、市町村道への移管又は隣接地権者への払下げ等の手続を行うなど、適正な処理に努めている。

また、道路の占用、工事の承認等については、許可基準等を設けて適正な許可及び工事施行の確保に努めている。

このほか、道路の現況を把握する資料として各路線ごとの道路台帳と台帳附図を作成、保管しており、現況の変更に応じて補正を行っている。

道路情報連絡

道路に関する災害又は道路工事に伴う交通規制、その他道路における異常事態の発生等による情報を収集して、道路利用者にその情報を提供し、円滑な交通を確保するため、各地域機関の維持管理課がその任に当たっている。また、道路管理課内に公益財団法人日本道路交通情報センター職員(新潟県土木部駐在員)を配置し、情報収集、提供体制の充実を図っている。

このほか、県内の 16 か所に道路情報モニター及び道路情報連絡所を設置している。

さらに、北陸地方整備局と道路管理課内に「道の相談室」を開設し、道路情報の収集に努めている。

なお、豪雨等異常気象により発生する落石等の事故を防止するため、「異常気象時通行規制区間」を定め、基準を超える雨量等を観測した場合に速やかに通行規制を行うこととしている。

道路の維持補修

本県が管理する道路約 5,400km の維持補修のうち、橋梁約 4,000 橋の維持補修と耐震対策、隧道約 210 箇所の維持補修に主眼をおいており、道路パトロールによる危険箇所の早期発見、早期補修により事故の未然防止に努めている。

交通安全対策

交通安全対策事業は、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年制定）」に基づき、歩道整備等について実施しており、通学路における歩道整備を重点に、交通安全対策を推進している。

1 公共事業による対策

交通弱者保護の観点から、通園・通学路の歩道整備等を重点的に実施している。

2 県単独事業による対策

公共事業で対応できない小規模の歩道整備を中心に、防護柵、道路照明、道路標識、区画線等の安全施設を整備している。

雪みち対策

豪雪地帯である本県にとって、冬期における道路交通の確保は産業経済の発展と民生の安定が図られ、ひいては過疎問題をはじめ地域の開発振興にも寄与する重要な施策である。

除雪・防雪対策及び凍雪害防止事業を推進するとともに、除雪機械の整備を図ることとしている。

(道表14) 冬期車道確保計画

	道路種別	管理道路		除雪計画		除雪率	除雪区分			終日確保路線 延長 C	確保率 C/B	緊急確保路線 延長 D	確保率 D/B
		路線数	実延長 A	路線数	延長 B		B/A	第1種	第2種				
令和 6 年度	一般国道	20	1,250.9	20.0	1,111.5	88.9%	777.7	202.0	131.8	607.3	54.6%	956.3	86.0%
	主要地方道	79	1,596.4	78.0	1,430.9	89.6%	611.8	359.2	459.9	313.1	21.9%	847.5	59.2%
	一般県道	415	2,511.6	413.0	2,010.5	80.0%	436.4	488.7	1,085.4	137.0	6.8%	605.6	30.1%
	計	514	5,358.9	511.0	4,552.9	85.0%	1,825.9	1,049.9	1,677.1	1,057.4	23.2%	2,409.4	52.9%
	令和5年度	514	5,359.5	511.0	4,554.3	85.0%	1,820.5	1,050.3	1,683.5	1,051.0	23.1%	2,403.0	52.8%
	増減	0	▲0.6	0	▲1.4	0.0%	5.4	▲0.4	▲6.4	6.4	0.1%	6.4	0.2%

(道表15) 冬期歩道確保計画

(単位: km、%)

年度	道路種別	管理道路 実延長	全体計画		除雪率	雪みち計画		その他
			延長			延長	延長	
令和 6 年度	一般国道	943.5	428.3		45.4%	428.3		0.0
	主要地方道	829.8	384.9		46.4%	384.9		0.0
	一般県道	954.7	513.1		53.7%	513.1		0.0
	計	2,728.0	1,326.3		48.6%	1,326.3		0.0
令和5年度		2,724.9	1,306.8		48.0%	1,306.8		0.0
増減		3.1	19.5		0.7%	19.5		0.0

(道表16) 除雪機械台数

(単位: 台)

年 度	機 種 区 分	車道用除雪機械						薬剤散布車			歩道用除雪機械			計
		除雪 ドーザ	除雪 グレーダ	除雪 トラック	ロータリ 除雪車	スノー ローダ	小計	専用車	車載式	小計	小形 除雪車	小形 除雪機	小計	
令和 6 年度	県有	133	97	5	178	1	414	79	0	79	164	8	172	665
	県有以外	281	31	0	31	12	355	1	1	2	47	55	102	459
	合計	414	128	5	209	13	769	80	1	81	211	63	274	1,124
令和5年度		416	128	5	207	15	771	80	1	81	207	63	270	1,122
増減		▲2	0	0	2	▲2	▲2	0	0	0	4	0	4	2

市町村道整備事業

本県の市町村道は約 30,700 kmに及び、県内をくまなく網羅し地域の経済や暮らしを支えている。この住民に最も身近で、かつ地域連携に不可欠な市町村道整備の着実な推進を図っている。

(道表 17) 令和6年度市町村道社会資本整備総合交付金事業及び道整備交付金事業(当初予算)

(金額単位: 百万円)

事業別		箇所数	事業費
補助事業		213	4,121
内訳	改築系事業	29	1,085
	道路メンテナンス事業	184	3,036
社会資本整備総合交付金※1		212	12,844
内訳	社会資本整備総合交付金	45	3,006
	防災・安全交付金	167	9,838
道整備交付金		3	151
総計		428	17,116

※1…道路局所管分

市町村道整備の県代行事業

過疎・特豪・山村の各特別立法に基づき、財力や技術力の弱い市町村の基幹的市町村道の整備を県が代行する事業である。厳しい財政事情から、県と市町村の役割分担を峻別した事業採択としており、その採択基準は広域連携や地域活性化に大きく貢献するもので、道路事業以外の代行事業を含め1市町村で1事業に限定するなど厳しいものとなっている。

(道表18) 令和6年度市町村道整備県代行事業(当初予算)

(金額単位: 百万円)

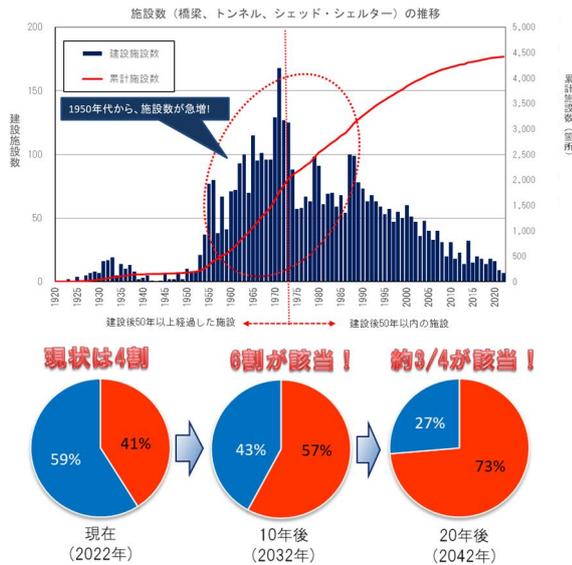
事業別	過疎代行		特豪代行		山村代行		計	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
交付金	1	98					1	98

*経済産業省の交付金事業は含まない。

道路施設維持管理計画

1 道路施設の現状

本県が管理する道路施設の多くは、高度経済成長期以降の1950年代後半から1990年頃にかけて集中的に建設されており、今後、施設の高齢化・老朽化が急速に進行し、一斉に補修や更新の時期を迎えることが予想される。



本県では、道路ネットワークの安全性や信頼性を確保し続けることを目的に、平成26年に「新潟県道路施設維持管理計画」を策定し、適切な時期での維持・補修やライフサイクルコストの低減、事業費の平準化を図るマネジメントに取り組むこととした。

また、令和5年3月には、これまでの運用実態を踏まえ、近年の自然災害の激甚化・頻発化、本県における限りある予算・人員などの現状のなか、インフラメンテナンスを今後も確実に推進していくために計画を改定している。

2 対象施設

道路施設維持管理計画では、次表に示す施設を対象としている。

新潟県の管理する道路施設				
施設名	施設数	施設名	施設数	
橋梁	約4,000橋	消雪雪施設 (消雪パイプなど)	約2,900箇所	
トンネル	約210箇所	道路横断施設 (横断歩道橋など)	約100箇所	
シェッド・シェルター	約400箇所	道路附属施設 (大型案内標識、監視など)	約14,000基	
舗装	約5,200km	防災防雪施設 (落石防護機壁、雪崩予防柵など)	約160km	

(県管理施設数、令和5年4月1日現在)

3 基本方針

本県における道路施設の維持管理は、以下を基本方針として取り組むこととしている。

① 最適な管理体系の構築

- アセットマネジメントを導入し、中長期管理計画及び短期事業計画を策定し、県全体で総合的な判断による管理を実施する。
- ヒト、モノ、カネを中長期的な視点で把握することに努め、適切な時期での維持・補修やライフサイクルコストの低減、事業費の平準化に努める。
- 施設ごとの「個別施設のマネジメント」と全体の「統合マネジメント」の両面から計画的な維持管理を実施する。

② メリハリのある維持管理の実施

- 限りある予算・人員のなかで維持管理に取り組んでいく必要があることから、優先度評価を実施し、事後保全と予防保全を使い分け、メリハリのある効率的な維持管理に取り組む。
- 安全性に配慮しつつ、事後保全への対応を推進し、将来は予防保全への転換を目指す。

③ データ等を活用した効率化・高度化

- 本県や国のデータベースやシステムを用い、データ等を蓄積・把握・活用する。
- これまでのメンテナンスサイクルの実施により蓄積された各施設の諸元、点検結果、補修履歴などのデータの活用を図り、業務の効率化や管理の高度化を目指す。

④ 段階的・継続的な運用と改善

- 当面は、道路ネットワークの安全性や信頼性を確保し続けることを前提に、優先度が高い施設を中心に、重点的かつ集中的に対策を推進していく。
- 段階的・計画的に望ましい管理手法に移行・改善し、持続可能なメンテナンスサイクルの実現を考えていく。

河川の概要

本県の河川は次のような特質をもっている。

- (1) 本県は広い低地面積を有しており、河川延長も長く、氾濫区域内の人口、資産が多い。
- (2) 本県は海岸線に沿って長いので、河川の数は非常に多い。
- (3) 河口は、冬季の低水時期に漂砂、飛砂のために移動又は閉塞する。
- (4) 上流に地すべり地帯を持つ河川が多いため、流出土砂が非常に多い。
- (5) 洪水は梅雨末期の大雨によるものの頻度が高く、融雪洪水もみられる。また、秋には台風による洪水も発生している。
- (6) 年間の降雪量が多く、地形的条件とあいまって、かんがい、発電に好条件を有している。

(河表1) 河川数 (令和6年3月末現在)

種 類	水系数	河川数	延長(m)
一級河川	5	767	3,602,900
二級河川	143	400	1,571,291
計	148	1,167	5,174,191
一級河川のうち 直轄管理分	5	16	273,200

河川改修、ダム事業の概要

1 改修事業の沿革

明治末頃から加治川分水工工事の実施（明治40年着工、大正3年完成）や新川改修工事に着工したほか、大河津分水通水後の信濃川下流及び中ノ口川の河状整理、低水路工事、西川改修工事などの一連の工事が進められていたが、第2次世界大戦になってからは次第に縮小され、昭和19年、20年にはほとんど事業は行われなかった。

しかし、戦後国土再建のため河川改修事業は再び脚光を浴び、信濃川、阿賀野川が直轄工事として、また、鯖石川、保倉川、荒川、飯田川が県工事として昭和21年に着手したのを始めとして現在まで数多くの河川の改修工事が実施されている。

災害による改良復旧については災害復旧助成事業として昭和22年から高根川を、災害関連事業としては昭和30年から信濃川（越路町）を始めとして、現在まで517の箇所を実施している。

近年では、平成10年水害により折居川・荒川川での災害復旧助成事業や新井郷川（福島瀧放水路）での河川激甚災害対策特別緊急事業と河川災害復旧等関連緊急事業などを実施、平成12年水害により能代川及びその支川での災害復旧助成事業と小阿賀野川・能代川での河川災害復旧等関連緊急事業などを実施、平成16年水害により五十嵐川や刈谷田川ほか2河川で災害復旧助成事業を、また、刈谷田川で河川災害復旧等関連緊急事業を実施した。

さらに、平成23年7月水害により破堤し甚大な被害が発生した五十嵐川ほか5河川で災害復旧助成事業を、阿賀野川で河川災害復旧等関連緊急事業、破間川ほか1河川で災害関連事業、また、柿川、十二沢川で床上浸水対策特別緊急事業を実施した。

平成29年水害により梅鉢川ほか3河川で災害関連事業、また、西又川で河川災害復旧等関連緊急事業を実施した。

令和4年水害により春木山大沢川で災害復旧助成事業と河川災害復旧等関連緊急事業が採択された。

(河表2) 各事業別投資額

(令和5年度末現在)

事業名	河川数 箇所数	事業費 (百万円)	備考
中小河川	40 河川	317,675	S21~H8 ※1
小規模河川	71 河川	82,804	S34~H8 ※2
局部改良	388 河川	85,932	S36~H13 ※3
小計		486,411	
広域基幹	33 河川	266,997	H9~ ※4
広域一般	35 河川	8,368	H9~16
小計		275,365	
総合内水対策	1 河川	1,400	H18~H22
流域貯留浸透	1 河川	210	H21~H23
小計		1,610	
統合河川整備	35 河川	10,757	H12~16 ※5
総合流域防災(河川改修)	17 河川	19,912	H17~
小計		30,669	
激特	9 河川	71,017	S53~H14 ※6
復緊	7 河川	57,302	H11~ ※7
床上浸水対策	4 河川	34,058	H11~
小計	0 河川	162,377	
災害復旧助成	63 河川	372,864	S22~ ※8
災害復旧関連	455 河川	39,914	S30~ ※8
小計		412,778	
統合河川環境	2 河川	1,438	H17~ ※9
小計		1,438	
地域自立・活性化	8 河川	2,379	H19~H23
地域活力基盤	4 河川	1,136	H21~
広域連携	8 河川	5,807	H24~
小計		9,322	
合計		1,379,970	

※1 H9より広域河川改修に名称変更。調整費、地沈西川、宅間を含む。

※2 H9より広域河川改修に名称変更。調整費を含む。

※3 局部改良事業のS35年以前分は不明。H13事業打ち切り。

※4 都市広域、鉄緊、調整費、推進費、関公、住宅基盤を含む。

※5 H17より総合流域防災事業へ編入。旧応対、修繕を含む。

※6 河川激特は河川激基災害対策特別緊急事業の略称。

※7 河川復緊は河川災害復旧等関連緊急事業の略称。

※8 災害復旧助成・関連事業は採択箇所数、決定額を計上。

※9 従前の環境整備事業(河川浄化、河川再生等)をH17から統合。

2 ダム事業の沿革

土木部においては、治水や利水の諸問題を解決し、また、水力発電を行うためこれまでに20ダムを完成させてきたが、その概要は次のとおりである。

本県ダム建設の先駆けとなった昭和28年完成の三面ダムは、治水に加え戦後復興のためのエネルギー開発に重きを置いたものとなっている。ダムの高位部には、大型ゲートを配置しており、通常はこのゲートを閉めて水を溜め発電効率を高める一方、洪水時はこの大型ゲートを操作して洪水処理を行う方式となっている。管理が難しいが、エネルギー開発が緊急課題であった時代に求められたダムのスタイルである。

昭和30年代後半から40年代半ばにかけては全県的に大きな水害が頻発したことから、河川改修や災害復旧とともにダム建設も急ピッチで進められた。昭和56年完成の刈谷田川ダムまでの概ね9ダムがこれに当たるが、この時代のダムは、ダムの中下段に設置した常用洪水吐ゲートで通常の洪水処理を行い、高位部に配置したゲートは、計画規模以上の出水に対応するものとして役割を分担させた点に特徴がある。

その後、ダム建設は、治水安全度の改善に加え活発化した産業活動や人々の暮らしの向上に伴って増大した地域の水需要に対応するため展開された。昭和60年完成の正善寺ダムや平成6年完成の大谷ダム等であるが、これらのダムは洪水調節用のゲート設備がなく、放流口や越流頂からの自然放流によって調節する方式となっている。自然調節方式は、誤作動の心配がなく管理要員も大幅に縮小できることから、現在もダム造りの主流となっている。

なお、平成14年完成の奥三面ダムは、県施工では初めてのアーチ式コンクリートダムで、県内最大規模となっている。

治水事業の今後の方針

1 国の長期計画について

(1) 長期計画の見直し

日本の社会資本については、これまでの事業分野別の緊急措置法に基づく計画等により緊急かつ計画的な整備を行ってきた。現在、政策課題については、環境問題への対応、安心して暮らしやすい社会の実現等への重点的な取組が求められており、また、社会資本の整備については、一層重点的、効果的かつ効率的に推進することが求められている。

このような状況から、国は、国土交通省、警察庁及び農林水産省関係の計画全般の見直しを行い、9本の事業分野別長期計画（道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸）を一本化し、平成15年度に社会資本整備重点計画を策定した。

治水事業の長期計画については、昭和35年に第1次治水事業5か年計画を策定以来、平成9年に策定した第9次治水事業7か年計画（終期：平成15年）を最後に、社会資本整備重点計画に一本化された。

- ◇ 第1次社会資本重点計画（H15～H19）
- ◇ 第2次社会資本重点計画（H20～H24）
- ◇ 第3次社会資本重点計画（H24～H28）
- ◇ 第4次社会資本重点計画（H27～R2）
- ◇ 第5次社会資本重点計画（R3～R7）

(2) 第5次社会資本整備重点計画の重点目標

- ・防災・減災が主流となる社会の実現
- ・持続可能なインフラメンテナンス
- ・持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
- ・経済の好循環を支える基盤整備
- ・インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション
- ・インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

（河表3）河川の改修率（新潟県）

（令和5年度末現在）

	要改修延長	改修済延長	改修率
県管理河川	3,093.0km	1,683.6km	54.4%

※改修率とは、要改修延長に対する改修済延長の割合である
※要改修延長とは、一定計画に基づき改修を実施する必要がある区間の合計である

※改修済延長とは、次の計画規模による改修済区間の合計である

※計画規模

1) 流域面積 200k㎡以上の河川については、戦後最大洪水又は日雨量 200mm 降雨による水害の防止

2) 上記以外の河川については、時間雨量 40mm の降雨による水害の防止

2 本県の河川整備の基本方針

新潟県の川づくり基本方針

快適で魅力あるふるさとの実現に努めこれを次世代に伝えてゆくこと

基本方針を実現するため、次の三大項目をベースとした3つの柱と9つの方針に従って川づくりを実施する。

- ① 流域全体を視野に入れた川づくり
- ② 河川行政の連携協調による総合化
- ③ 住民参加のしくみづくり

第一の柱（安心を求める川づくり）

方針1：安全な暮らしを守るために

- ・集中豪雨による被災河川に対し、緊急かつ抜本的な整備を行う。
- ・重点的投資による効率的な整備を行う。

方針2：森や水田とともに水害を防ぐ

- ・安全度の向上を大規模な河川改修のみに依存せず、都市域の雨水貯留・浸透機能の再生、森林・水田等の保水・浸透機能や一時的貯留機能の保全など、総合的な考えによる治水を進める。

方針3：いざという時に備えて

- ・超過洪水が発生しても、できるだけ被害を軽減できるように社会構造全体で準備するよう努める。
- ・防災情報システムや防災ステーションの整備、重要施設の耐水化等の危機管理対策を図るほか、水防活動の支援にも努める。
- ・水資源の確保を推進するほか、節水型社会の構築、水意識の高揚も含めた総合的な渇水対策を進める。

第二の柱（健康な河川と流域づくり）

方針4：緑の中で鳥や魚が棲める川づくり

- ・豊かな生態系が持続的に保持されるよう配慮して、多自然の川づくりを進める。
- ・魚道の設置など、魚が上りやすい川づくりを進める。
- ・自然環境に関する基礎調査の充実に努める。

方針5：自然と共存した河川整備

- ・山村、農村、都市など地域の特性に応じた河川環境の創造に努め、治水・自然環境・河川利用のバランスのとれた河川整備を行う。
- ・身近な河川に適切な整備を施すことによって、周囲の人々の心のよりどころとなれる良好な景観を創出する。
- ・河川清掃や除草などの維持管理体制の強化に努める。また、沿川住民及び河川利用者にモラルの向上をPRする。
- ・水と緑のネットワークの核となる川づくりを進める。

方針6：健やかな水循環を目指して

- ・自然の水循環経路・水循環速度ができるだけ尊重されるよう、水源地域の保水機能、雨水の貯留・浸透機能の保全等に努め、水環境の総合的な改善を図る。
- ・汚濁物質の排出を抑制するようPRに努めるほか、下水道や浄化施設の整備、希釈のための河川水量の確保などの対策を施す。

第三の柱（地域づくりに貢献する川づくり）

方針7：我がふるさとの川づくり

- ・都市計画や公園整備などのまちづくりと一体となった川づくり、流雪機能を有する流路工の整備などの克雪対策、釣り場・観光舟運等の地域活性化事業など、様々な地域のニーズに応え、地域に根ざし、貢献できる川づくりを行う。

方針8：子供がカッパになれる川

- ・子供たちが川で遊ぶことができるよう、学校近くの水辺の整備を進める。
- ・教育機関と協力しながら副読本を作成するなど、子供たちが川遊びを通して自然や郷土を学習できるように努める。
- ・ちびっこ一日教室などの体験イベントを開催し、子供たちが川とふれあう機会を提供する。

方針9：福祉社会に向けて

- ・堤防の緩傾斜化、スロープによる水辺へのアプローチの整備など、人が川とふれあえるような、やさしく魅力のある川づくりを行う。

河川法の一部改正について

1 経緯

平成8年12月4日 河川審議会提言
平成9年6月4日 公布
平成9年12月1日 施行

2 趣旨

現行河川法は昭和39年に制定されたが、近年の環境に関する関心の高まり、地域の実情に応じた河川整備の必要性、頻発する渇水状況等、時代の変化に対応して大幅な見直しを行った。

3 骨子

(1) 目的に「河川環境の整備と保全」を加え、地域の意向を反映した河川整備計画制度を導入

①河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として「治水」「利水」に加え「河川環境」の整備と保全を位置づける。

②新たな計画制度

・河川整備基本方針（長期的な方針）

計画高水流量等の基本的な事項について、河川管理者が河川審議会の議を経て定める。

・河川整備計画（具体的な整備計画）

ダム・堤防等の具体的な整備の計画について、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させて定める。

(2) 異常渇水時の円滑な水利使用の調整のための措置

円滑な水利使用の調整を図るため、水利使用者は早い段階から協議に努め、また、河川管理者は情報提供に努めるとともに、水融通に許可が必要とされる場合の手続の簡素化を図る。

(3) 堤防やダム貯水池周辺の樹林帯の整備

堤防やダム貯水池の機能を維持・増進するため、堤防やダム貯水池周辺の一定の幅の樹林帯を、保安林制度等と調整の上、河川管理施設として適正に整備又は保全することができるよう措置する。

(4) その他

①水質事故処理等の原因者施行・原因者負担

油の流出など水質事故等について、原因者に処理させ、又は費用を負担させることができることとする。

②不法係留対策の推進

河川管理者が不法係留船舶の売却、廃棄等の措置を迅速な手続で行うことができることとする。

河川事業（公共）

令和5年度は、広域河川改修事業29河川（新井郷川他28河川）、河川災害復旧等関連緊急事業2河川（信濃川）、総合流域防災事業11河川（表沢川他10河川）、統合河川環境整備事業1河川（国府川）、広域連携事業4河川（栗ノ木川他3河川）を合わせた計48河川で補助河川事業を実施した。

（河表4）河川事業費実施状況一覧表

（金額単位：百万円）

事業費	R5年度精算額	
	箇所数	事業費
広域基幹河川改修事業	29	6,649
河川災害復旧等関連緊急事業	2	1,852
総合流域防災事業（河川改修）	11	592
災害復旧助成事業	1	411
統合河川環境整備事業	1	30
広域連携事業	4	366
合計	48	9,900

※5か年加速化対策事業費を含む。

1 主な河川改修事業

（1）新井郷川（福島潟）広域河川改修事業（大規模）

昭和41、42年の連年災害を契機として昭和43年胡桃山排水機場、福島潟放水路、新発田川放水路を含む新井郷川恒久的治水対策が策定された。

新発田川放水路は昭和48年度に着手し、潮止堰等の整備を行い、平成7年度に通水を開始し、平成11年度に事業が完了した。

平成10年8月の洪水を契機に、福島潟へ流入する支川である折居川・荒川川で災害復旧助成事業を実施し河川改修を進めるとともに、福島潟放水路が、河川激甚災害対策特別緊急事業及び河川災害復旧等関連緊急事業の採択を受け、平成15年3月に通水した。

しかし、中流部に位置する福島潟周辺地域では、上流の流出増や福島潟の水位上昇に対して、十分な対策が図られていないことから、平成15年度から新井郷川（福島潟）広域基幹河川改修事業（大規模）として、福島潟周辺に湖岸堤等を整備する事業に着手した。また、令和元年度に大規模特定河川事業の事業採択を受け、この事業進捗により、上下流バランスのとれた治水対策と激特・復緊急事業の効果の発現を図る。

湖岸堤整備の目途が立ち、事業の総仕上げとなる福島潟水門工事着手について、上下流関係者より条件付きで合意が得られ、平成30年3月に福島潟水門本体工事に着手した。令和6年度に水門本体工事が完了し、引き続き水門ゲート工事に着手し整備を進めている。

2 近年の水害対策事業

（1）十二沢川床上浸水対策特別緊急事業（H23 災）

平成23年7月27日～30日にかけて、六日町雨量観測所で最大時間雨量61mm、12時間雨量279mmの豪雨を記録した。旧六日町市街地を貫流する十二沢川沿川では、十二沢川の流下能力不足により溢水等による被害が発生し、床上295戸、床下154戸、浸水面積35haの甚大な被害が生じた。また、概ね10か年で延べ床上浸水戸数302戸、延べ浸水戸数579戸、延べ床上浸水回数2回となっており、これにより、床上浸水の一般被害解消並びに再度災害防止のため床上浸水対策特別緊急事業L=520mの採択を受けた。

平成24年度に着手し、平成30年度末までに鉄道橋及び国道17号橋周辺を除き概ね完成した。令和2年度に国道橋周辺工事が完了し、引き続き鉄道橋周辺の工事完了を目指し整備を進めている。

（2）西又川河川災害復旧等関連緊急事業（H29 災）

平成29年7月17日～18日にかけて、堀之内雨量観測所で最大時間雨量62mm、24時間雨量233mmを観測し、旧堀之内町市街地を貫流する西又川が溢水し、床上浸水19戸、床下浸水163戸、浸水面積71.8haの浸水被害が発生した。

これにより、再度災害防止のため上流部の災害関連事業に合わせ、下流部は河川災害復旧等関連緊急事業L=1,100mの採択を受けた。平成29年度から築堤工、掘削工、護岸工、橋梁架替等の整備を行い、令和3年度に事業が完了した。

（3）信濃川河川災害復旧等関連緊急事業（R1 災）

令和元年10月12日の夕方から夜にかけて、東日本台風の発達した雨雲の影響により、千曲川・信濃川流域で記録的豪雨となり、床上浸水2,003戸、床下浸水397戸の甚大な浸水被害が発生した。

これにより、再度災害防止のため上流千曲川の大規模災害関連事業（直轄）、災害復旧助成事業（長野県）に合わせ、信濃川では河川災害復旧等関連緊急事業L=約3.3kmの採択を受けた。令和2年度から築堤、護岸、樋門・樋管等の整備を進めている。

(4) 春木山大沢川河川災害復旧等関連緊急事業 (R4 災)

令和4年8月3日～4日にかけて、線状降水帯の発生により、荒川流域で記録的豪雨となり、村上市坂町地区では、床上浸水 639 戸、床下浸水 610 戸の甚大な浸水被害が発生した。

これにより、再度災害防止のため上流部の災害復旧助成事業に合わせ、下流部は河川災害復旧等関連緊急事業 L=1.0km の採択を受けた。令和4年度から築堤工、掘削工、護岸工、橋梁架替等の整備を進めている。

3 多自然川づくりの推進

豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大している。河川改修においても、治水機能の向上と、合わせて生物の良好な生育環境に配慮し、美しい自然景観の保全及び創出をすることが求められている。このような観点に立ち、自然に優しい川づくりを治水事業に積極的に取り入れるものとする。

しかし、平成2年に多自然型川づくりが始まって以来、多自然型川づくりが定着しつつある一方で、依然として画一的な標準横断形で計画を行い、河床や水際を単調にするなど、課題の残る川づくりもまだ見られた。

このため、これまでの多自然型川づくりを検証し、新たな知見を踏まえた今後の多自然型川づくりの方向性について検討を行うため、平成17年9月に国土交通省は「多自然型川づくりレビュー委員会」を設立し、平成18年5月に同委員会からの提言「多自然川づくりへの展開」を受けた。

この提言を踏まえ、国土交通省では平成2年に定めた「多自然型川づくり実施要領」を廃止し、多自然川づくりの新たな展開を図るべく「多自然川づくり基本指針」を定めた。その後、多自然川づくりの一層の推進を図るため、令和6年6月に「多自然川づくり基本方針」が改定された。

多自然川づくり基本指針のポイント

- モデル事業であるかのような「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ
- 「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とする
- 川づくりのあらゆるプロセスを通じて「多自然川づくり」を実現

多自然川づくりが全ての川づくりの基本となったことから、河道計画を治水上の合理性を保ちつつ、多自然川づくりの全面的な展開を促進してい

くため、平成20年3月に「中小河川に関する河道計画の技術基準について」が定められた。その後、平成22年8月に「中小河川に関する河道計画の技術基準について」の改訂版が定められた。

4 統合河川環境整備事業（自然再生）

環境省が平成15年3月に策定した「環境再生ビジョン」において、平成27年度小佐渡東部にトキ60羽定着の目標を設定し、小佐渡東部に野生復帰ステーションを平成16年度より着手し、平成19年3月に完成させた。その後、平成26年度に「60羽定着」の目標を1年早く達成した。

新潟県土木部では、専門家（鳥類、河川工学、魚類、植物、農業水利等の学識者）からなる「トキの野生復帰に向けた川づくり検討委員会」を立ち上げ、佐渡島内の河川・流域の変遷を踏まえ、様々な視点から島内の河川・水辺がどうあるべきか検討を行い「自然再生計画書」を策定した。

自然再生計画書によるトキの餌生物等の生息環境の保全・再生のための川づくりを行うことを目的に平成17年度より統合河川環境整備事業に着手した。

平成19年度からは、自然再生計画に示された取組を進めるに当たって、地域と連携しながら順応的・段階的に事業を進めるとともに、モニタリング結果や事業の実施状況から生ずる様々な課題やそれに対する解決方法を検討するため、「トキの野生復帰に向けた川づくりアドバイザリー会議」を開催して、専門家や学識経験者からのアドバイスの下、整備を進めている。

5 統合河川環境整備事業（浄化）

県内の水辺改善が求められている鳥屋野潟で浚渫を実施し、平成20年度で完了している。

(河表5) 河川環境整備事業一覧表

河川名	市町村	施工年度	全体事業概要
鳥屋野潟	新潟市	S52～H20	底泥浚渫 V=1,600,000m ³

河川事業（県単）

1 河川改修事業

◇事業目的

地域に密接に関連する河川の河道整備、護岸、河床掘削、排水機場等計画的に河川機能の整備を図る。

◇事業内容

築堤、護岸、河床掘削、河川構造物など

R5 最終 C=726,934 千円

2 河川環境整備事業

水と緑、光と音の織りなす水辺の自然環境をまちづくり、レクリエーション、観光などに効果的に利用し、地元関係市町村と一体になって、豊かで潤いのある「ふるさとの水辺」環境の整備を行う。

このため、県は水辺に降りることのできる親水性のある護岸、魚類やホタル等の生態系の保全を考慮した河岸、また、多目的利用のできる高水敷等の基盤整備を行い、市町村では植栽、トイレや遊技施設の整備を実施する。

また、河川の水質浄化を図るため、汚泥の浚渫、浄化用水の導入、ゴミ処理などを実施し、良好な水辺環境の創造促進に努めている。

(1) 水環境対策事業

水のきれいな他河川から浄化用水を導入し水質改善に取り組んでいる。(河表6)

R5 C=64,978 千円

(河表6) 水環境対策事業

河川名	市町村名	施工年度	全体事業概要
鳥屋野潟	新潟市	S52～	鳥屋野潟の水質改善のため、河川浄化事業のほか、阿賀野川、小阿賀野川の河川水を導入して、希釈による水質浄化を行っている。
通船川 栗ノ木川	新潟市	S46～	通船川、栗ノ木川の水質改善のため、阿賀野川、栗ノ木川(上流)の河川水を導入して、希釈による水質浄化を行っている。

3 河川の保全事業

(1) 事業費「最終予算額」

施設補修費 R5 C=1,623,336 千円

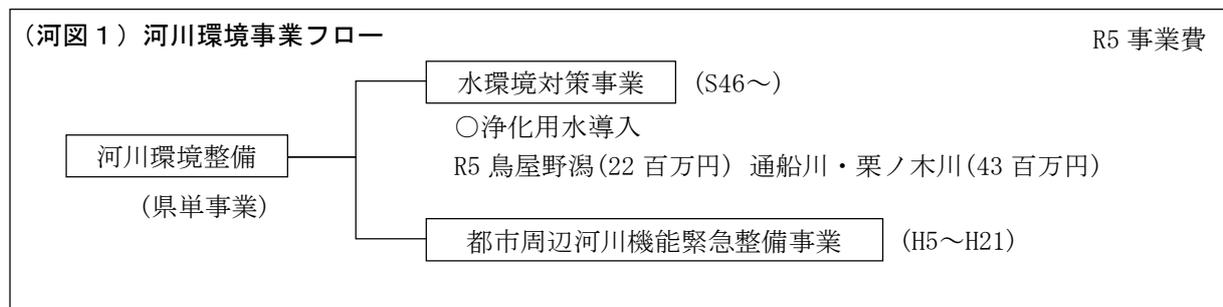
河川維持費 R5 C= 983,994 千円

(2) 事業内容

- ・河床堆積土砂の排除
- ・護岸、堤防、底張工、床固工等の修繕
- ・流水障害の立木の伐採
- ・堤防除草及びカメムシ対策(除草)
- ・河川内のゴミ処理
- ・河川除雪
- ・水防資材等

(河図1) 河川環境事業フロー

R5 事業費



ダム事業

1 事業の概要

現在、土木部が進めているダム建設事業は、河川総合開発事業が3ダム、治水ダム建設事業が1ダムの計4ダムとなっている。

(河表7) 事業実施一覧

事業区分	本体工事 着手済み	本体工事 未着手
河川総合開発*1		胎内川*5 儀明川
生活貯水池*2		新保川(再開発)*4
治水ダム建設*3	鶴川	

注)*1 河川総合開発事業

洪水調節と合わせて、発電、水道用水及び工業用水等の補給に供するための多目的ダムを建設する事業。

注)*2 生活貯水池事業

通常のダムに比較して小規模(有効貯水容量が概ね100万m³以下)で、その効果、影響範囲も主としてその地域に限定され、地元住民のための生活密着型のダム事業。

注)*3 治水ダム建設事業

特定の利水目的を含まない治水単独のダムを建設する事業。

注)*4 再開発ダム

既設のダムを利用して地域の治水や新たな水需要等に対応するダム事業。

注)*5 胎内川ダム

奥胎内ダム完成後は、既設胎内川ダムの放流設備増設を実施する。

2 建設中ダムの諸元

各ダムの諸元及び令和6年度事業費は(河表8)のとおりである。

3 年度別事業費、実施ダム数の推移

年度別の事業費と実施ダム数の推移は(河図2)のとおりである。

4 事業の取組

環境やコストに対する住民意識の高まり、厳しい財政状況などを背景に、事業マネジメントの徹底、自然環境への影響の最小化、効率的な事業の実施等がこれまで以上に強く求められており、事業を進めていくなかで次のような取組を行っている。

(1) 事業の重点化

早期に事業効果を発揮するため「選択と集中」を図り、本体着工中ダムへ集中投資を行い、事業促進に努めていく。

(2) コスト・工程管理の強化

事業費を抑制するため、最新工法の導入や、工事上の工夫により、さらなるコスト縮減、効率的な事業執行を行う。

(3) 環境に与える影響調査の充実

ダム建設においては、環境調査、影響の予測・評価を行うとともに、必要な場合は保全対策を行う。

(4) 既設ダムの有効活用

ダムを新設する場合と比べ、短期間で事業効果発現等が図られることから、既設ダムの再開発やダムの運用・操作ルールの見直し、利水容量の買取りによる治水容量の確保等、既設ダムの有効活用を図る。

(河表8) 建設中ダム諸元一覧

	ダム名 (水系名 河川名)	所在地	目的*1	ダム形式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (千m ³)	集水面積 湛水面積 (km ²)	
建設中 ダム	〈通常ダム〉								
	胎内川 総合開 発	胎内川ダム (胎内川 胎内川)	胎内市 下荒沢	F. N. p [F. N. W. p]	重力式コンクリートダム	93.0	215.0	315	72.20*5 0.68
		奥胎内ダム (胎内川 胎内川)	胎内市 下荒沢	F. N. P. W [F. P]	重力式コンクリートダム	82.0	198.9	260	32.40 0.48
	鵜川ダム (鵜川 鵜川)	柏崎市 清水谷	F. N	ロックフィルダム	55.0	267.0	944	30.30 0.44	
	儀明川ダム (関川 儀明川)	上越市 向橋	F. N. S	重力式コンクリートダム	36.8	191.0	94	8.6 0.27	
	〈生活貯水池〉								
	新保川ダム(再開発) (国府川 新保川)	佐渡市 千種・新保	F. N. W	重力式コンクリートダム	38.0	254.0	87	9.27 0.12	

*1 目的欄 F:洪水調節 N:流水の正常な機能の維持 p:管理用発電
A:特定灌漑用水 W:上水道 I:工業用水 P:発電 S:克雪用水

令和6年12月末時点

計画高水流量 計画放流量 *2 (m ³ /s)	総貯水容量 堆砂容量 (千m ³)	洪水調節 容量 *3 (千m ³)	利水容量 *3 *4 (千m ³)				R6年度 事業費 (千円) ※R6補正含む	R6年度 実施内容
			不特定	上 水	克 雪	発 電		
990 500 (530)	17,100 5,100	8,500 [7,200]	3,500 [4,770]	0 [30]			322,100	工事中ダム管理設備設計 3次元モデル作成 工事用道路（橋梁架替） 工事用仮設備
600 220 (270)	10,000 2,300	6,400 [7,700]	1,270 [0]	30 [0]		(従属発電)		
300 190 (230)	4,700 1,520	2,280	900				3,520,954	基礎処理工 洪水吐工 管理設備工
92 10 (12)	2,510 620	1,740	100		50		307,000	水文調査 本体設計検討 地質調査・解析 環境調査・評価
130 80 (90)	1,150 110	580 (520)	440 (470)	20 (50)			2,500	諸観測

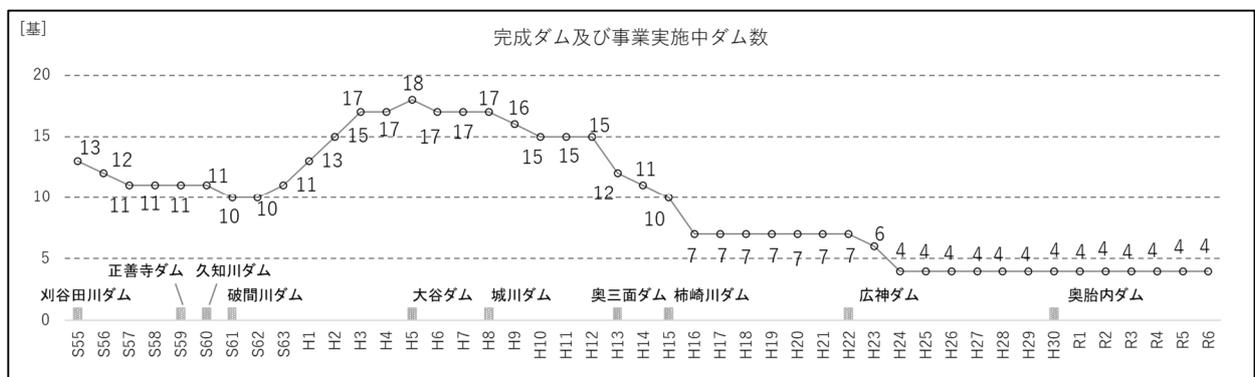
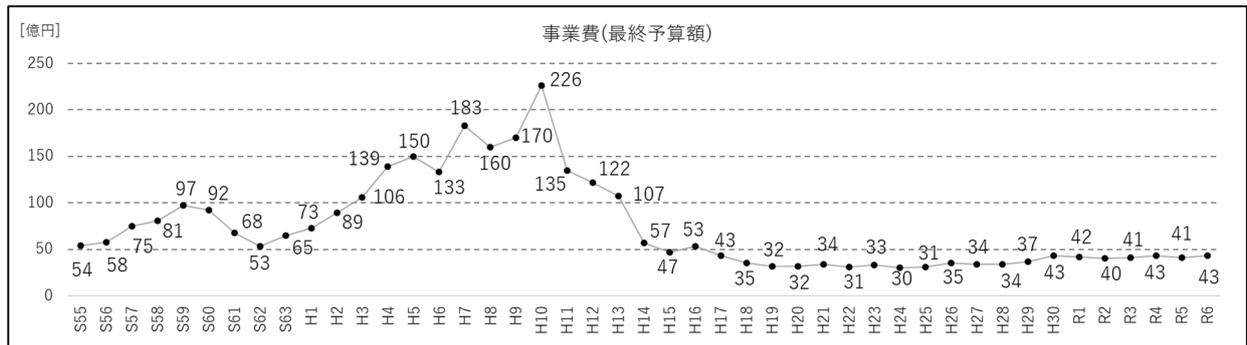
*2 計画放流量（ ）書きは、最大放流量

*3 洪水調節容量、利水容量（ ）書きは、非洪水期の容量

*4 奥胎内ダムは既設胎内川ダムと連携して容量振り替え、[] 書きは振替え後

*5 奥胎内ダムの集水面積を含む

(河図2) 年度別ダム事業費・事業実施ダム数の推移



災害復旧事業

1 令和6年災

令和6年発生国土交通省水管理・国土保全局所管公共土木施設災害は、総箇所数121か所、総額100億3,914万円であり、うち県工事89か所、88億1,609万円、市町村工事32か所、12億2,305万円が査定により決定された。

(河表 10-1)

異常気象としては、1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、冬期風浪、豪雨8回、地すべり2回を含め、延べ12回の災害が発生した。

(河表 10-2)

2 改良復旧事業

(1) 平成17年災

平成17年6月27～28日の梅雨前線豪雨により被害を受けた谷根川、さらに8月10～16日の豪雨により被害を受けた滝谷川及び大須戸川において、再度災害防止の観点から流路の是正や一定計画の改良を施工する災害関連事業が採択され、平成20年度に完了した。

(2) 平成19年災

平成19年1月7～9日の冬期風浪で糸魚川海岸の人工リーフが被災し、再度災害防止の観点から脆弱部を改築する災害関連事業が採択された。さらに7月16日の中越沖地震で被災した国道352号はトンネル工に、別山川では脆弱部も含め改築する災害関連事業が採択され、平成21年度に完了した。

(3) 平成20年災

平成20年2月24日の冬期風浪で水津地区海岸の護岸と突堤が被災し、背後の人家や県道が浸水した。再度災害防止の観点から、防潮堤の新設、及び護岸脆弱部の補強のため災害関連事業が採択され、平成22年度に完了した。

(4) 平成23年災

平成23年7月27日～30日の豪雨により甚大な被害が発生した五十嵐川、塩谷川、阿賀野川、牧川、田川・晒川、羽根川において災害復旧助成事業が採択され、牧川は平成27年度に、塩谷川、阿賀野川、田川・晒川、羽根川は平成28年度に、五十嵐川は平成29年度に完了した。

また、破間川、鹿熊川、伊田川(砂防)、十日町川西線(道路)についても再度災害防止の観

点から水路断面の拡幅、流路・縦断是正による改良等を施工する災害関連事業が採択され、平成27年度に完了した。

(5) 平成25年災

平成25年9月16～17日の台風18号の豪雨により被害を受けた七川において、再度災害防止の観点から、流路・縦断是正を施工する災害関連事業が採択され、平成28年度に完了した。

(6) 平成29年災

平成29年6月30日～7月4日の梅雨前線豪雨により被害を受けた梅鉢川、さらに7月17日～18日の梅雨前線豪雨により被害を受けた西又川、相川川、能代川、及び7月23日～25日の梅雨前線豪雨により被害を受けた佐渡一周線(道路)において、再度災害防止の観点から一定計画による改良や流路・縦断是正等を施工する災害関連事業が採択され、令和2年度に完了した。

(7) 令和4年災

令和4年8月3日～4日の豪雨により被害を受けた春木山大沢川において浸水被害軽減の観点から河道拡幅、二線堤・輪中堤を施工する災害復旧助成事業が採択された。

(河表 11)

(河表10-1)

令和6年発生建設関係災害復旧事業内訳(決定工事費)

(金額単位:千円)

工 種	県		市 町 村		合 計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
河 川	40	3,314,744	2	11,391	42	3,326,135
海 岸	4	1,813,037	—	—	4	1,813,037
砂防設備	2	585,795	—	—	2	585,795
地すべり	—	—	—	—	—	—
急傾斜地	—	—	—	—	—	—
道 路	36	2,660,721	20	469,371	56	3,130,092
橋 梁	1	57,337	—	—	1	57,337
上水道	—	—	1	20,872	1	20,872
下水道	2	346,859	8	720,555	10	1,067,414
公 園	4	37,594	1	866	5	38,460
計	89	8,816,087	32	1,223,055	121	10,039,142

※上記金額は、内未成額を含む査定決定額を集計し、記載している。

(河表10-2) 令和6年発生・災害復旧事業、異常気象別内訳

(金額単位：千円)

異常気象名	被災月日	県工事		市町村工事		合計		被災地
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
地震	1月1日	53	4,779,180	21	974,278	74	5,753,458	新潟市、上越市、佐渡市
	小計	53	4,779,180	21	974,278	74	5,753,458	
冬期風浪	2月27日	1	775,550	0	0	1	775,550	村上市
	小計	1	775,550	0	0	1	775,550	
豪雨	7月8日～7月11日	9	286,610	0	0	9	286,610	新発田市、胎内市、阿賀町
	8月6日	0	0	1	5,551	1	5,551	津南町
	8月24日	0	0	1	3,491	1	3,491	湯沢町
	8月25日	2	58,269	0	0	2	58,269	長岡市、小千谷市
	9月15日	1	119,487	0	0	1	119,487	胎内市
	9月19日	2	22,686	1	30,488	3	53,174	魚沼市、柏崎市、糸魚川市
	9月20日～9月23日	17	334,109	7	143,313	24	477,422	村上市、新発田市、佐渡市
	11月28日～11月29日	2	180,969	1	65,934	3	246,903	村上市、胎内市、佐渡市
小計	33	1,002,130	11	248,777	44	1,250,907		
地すべり	令和5年4月1日～令和6年7月18日	1	581,698	0	0	1	581,698	糸魚川市
	令和4年3月16日～令和6年11月8日	1	1,677,529	0	0	1	1,677,529	上越市
	小計	2	2,259,227	0	0	2	2,259,227	
合計	(12回)	89	8,816,087	32	1,223,055	121	10,039,142	

※上記金額は、内未成額を含む査定決定額を集計し、記載している。

(河表11) 改良復旧事業箇所

(金額単位：千円)

事業名	年災	施設名	決定事業費	摘要
災害復旧助成事業	H16	五十嵐川	36,300,000	L= 3,900.0m
	16	刈谷田川 他1河川	38,400,000	L=20,315.0m
	16	猿橋川 他7河川	19,000,000	L=22,690.0m
	16	中之島川 他1河川	2,000,000	L= 4,260.0m
	23	阿賀野川	3,358,126	L= 4,458.0m
	23	牧川	1,957,144	L= 2,631.0m
	23	五十嵐川 他1河川	29,987,112	L=31,926.0m
	23	塩谷川	9,724,652	L=10,600.0m
	23	田川 他1河川	2,950,000	L= 1,250.0m
	23	羽根川	2,152,751	L= 5,000.0m
	R4	春木山大沢川	5,199,690	L= 2,530.0m
災害関連事業	16	小木城川	580,583	L= 500.0m
	16	吹ノ沢川	457,760	L= 2,123.5m
	16	大平川	709,817	L= 1,200.0m
	16	五十嵐川	2,615,805	L= 4,331.2m
	16	柏崎高浜堀之内線 (羽黒トンネル)	1,639,071	L= 632.5m
	17	谷根川	221,655	L= 1,067.0m
	17	滝谷川	463,738	L= 510.0m
	17	大須戸川	1,786,675	L= 2,165.0m
	19	国道352号 (椎谷トンネル)	2,898,517	L= 1,140.0m
	19	別山川	192,674	L= 424.0m
	19	糸魚川海岸(1工区)	2,788,188	L= 956.0m
	19	糸魚川海岸(2工区)	1,618,673	L= 550.0m
	20	水津海岸	821,053	L= 728.6m
	23	破間川	1,084,692	L= 1,650.0m
	23	鹿熊川	926,158	L= 3,300.0m
	23	伊田川(砂防)	237,838	L= 536.7m
	23	十日町川西線	66,071	L= 40.0m
	25	七川	906,237	L= 3,142.0m
	29	梅鉢川	97,424	L= 155.7m
	29	西又川	641,244	L= 2,933.0m
29	相川川	263,410	L= 672.3m	
29	能代川	635,055	L= 2,980.0m	
29	佐渡一周線	843,570	L= 174.3m	

海岸の概要

本県の海岸は日本海に面し細長く伸びており、山形県境(村上市:旧山北町)から鳥ヶ首岬(上越市・旧名立町境)までの新潟北沿岸 273.7km、鳥ヶ首岬から富山県境(糸魚川市:旧青海町)までの富山湾沿岸 56.6 km、並びに佐渡島 281.5 kmと粟島 23.1 kmを合わせた佐渡沿岸 304.6kmの3沿岸総延長 634.9 kmである。

令和6年度の水管理・国土保全局所管の海岸事業は、柏尾海岸、戸地海岸を始めとする14海岸、926百万円で施設の整備を実施した。

海岸施設の整備には多額の費用を必要とし、かつ海岸延長も長大である。国土交通省水管理・国土保全局所管海岸についてみれば、保全施設のある延長は海岸保全区域延長の71.5%であり、施設の多くは老朽化、又はぜい弱である。

保全施設未整備地域における施設の新設及び老朽化施設の改良が急務となっている。

海岸保全基本計画別 海岸線延長 (R5.3末現在)

海岸保全基本計画名	距離(km)	割合(%)
新潟北沿岸	273.7	43.1
富山湾沿岸	56.6	8.9
佐渡沿岸	304.6	48.0
合計	634.9	100.0

所管別 海岸線延長 (R5.3末現在)

所管名	距離(km)	割合(%)
国土交通省水管理・国土保全局	406.6	64.1
国土交通省港湾局	119.4	18.8
農林水産省	108.8	17.1
合計	634.8	100.0

1 海岸交付金事業

① 柏尾海岸侵食対策事業(村上市)

(事業概要)

離岸堤 3基 L=570.0m
護岸工 L=41.0m

柏尾海岸は、新潟県北部の村上市の「瀬波笹川流れ粟島県立自然公園」内に位置する、約2.4kmの砂浜海岸である。

背後には柏尾集落や年間3,000人を超える海水浴客が集う柏尾海水浴場があるなど、観光地として価値が高い海岸である。

しかし、昭和50年代後半から侵食傾向が著しくなり、冬季風浪等の影響により過去40年間で約20m程度汀線が後退してきている。

柏尾集落にある既設波返し擁壁背後の管理用通路では平成23年、平成24年に陥没被害が発生しており、村上市指定避難所に位置づけられている

「旧上海府小学校」前面に設置されていた木柵護岸が被災している。

平成30年度より侵食対策事業に着手し、沖合施設(離岸堤)と波返し護岸を組み合わせた面的防護計画により整備を進めている。



② 戸地海岸高潮対策事業(佐渡市)

(事業概要)

離岸堤 3基 L=200m

戸地海岸は、佐渡島北西部の相川地区に位置する岩礁海岸である。

背後には主要地方道佐渡一周線が通り、人家が存在している。

風浪に伴う越波によりたびたび被害を受けており、特に平成24年4月の風浪では、人家や農地の浸水被害が発生した。このような状況から、海岸沖合に離岸堤を整備することにより、波高を低減させるとともに、背後地の越波被害を抑制し民生の安定を図るため、令和2年度から離岸堤に着手した。

また、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和3年度(令和2年度補正)から令和7年度までの5か年に重点的・集中的に対策を講ずる「5か年加速化対策」の予算を活用し、事業の進捗を図っている。



2 新潟海岸（金衛町海岸直轄化）

新潟海岸は、日本海側最大の都市である新潟市の前面に位置する砂浜海岸で、背後には日本の代表的な穀倉地帯である越後平野が展開している。新潟西港から有明浜工区の間は、国土交通省港湾局、国土交通省水管理・国土保全局により海岸保全施設整備が進められている。

金衛町工区における侵食対策事業は、昭和40年に補助事業として着手し、平成2年度末までに離岸堤、消波工等の整備が行われ汀線の後退が一応食い止められている。その後、老朽化した直立護岸に替わり、低反射構造で親水性と景観に優れた緩傾斜護岸を施工してきた。さらに、平成5年度から抜本対策として、より安定した海岸を目指し、ヘッドランドと養浜による整備を進めてきた。

しかし、侵食は依然収まらず、海底地形の侵食傾向が沖合にも進行し、施設災害が頻発しており、新潟市街地への影響が甚大となるおそれがあるため、港湾局所管区域以西の3,781.9mのうち、協定海岸区間910.3mを除く2,871.6m区間が、平成19年度より現在の新潟海岸と併せ直轄化された。国土交通省水管理・国土保全局の直轄区域では、C C Z（コースタル・コミュニティゾーン）計画により、市民が集い、憩える海辺を目指して整備が行われている。

3 自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）

桃崎浜海岸、荒浜海岸において、平成12年度から海岸事業と治山事業（林野庁）が一体となった複合事業により白砂青松を整備し、自然に触れ合える快適な空間の整備を進めている。

海岸事業では侵食対策事業により離岸堤・人工リーフ等を整備することにより、海岸侵食を防ぐとともに砂浜の復元を図り、治山事業では生活環境保全林整備事業等によりクロマツ林・植生群の

保護育成や歩道等の整備を行い、海水浴も同時に楽しめる快適な生活環境の整備を図っている。

(河表12) 海岸事業費の推移

年度	箇所数	事業費 (千円)		年度	箇所数	事業費 (千円)	
		年度	箇所数			年度	箇所数
S27	9	29,002	H1	90	3,134,000		
28	9	34,486	2	87	3,155,000		
29	7	27,031	3	80	3,337,600		
30	6	25,224	4	78	4,013,100		
31	5	17,486	5	76	4,941,300		
32	8	27,073	6	64	3,884,300		
33	7	40,389	7	57	4,947,700		
34	10	63,590	8	54	4,809,600		
35	11	104,850	9	54	4,550,400		
36	11	94,450	10	46	6,187,000		
37	14	132,000	11	42	5,146,500		
38	17	159,750	12	37	4,646,900		
39	22	191,992	13	34	4,324,000		
40	28	298,110	14	29	4,042,000		
41	31	406,575	15	26	3,680,000		
42	35	448,500	16	26	3,576,000		
43	39	472,400	17	25	2,798,000		
44	41	470,600	18	22	2,236,000		
45	48	524,790	19	19	1,883,000		
46	56	706,195	20	17	2,347,000		
47	58	946,600	21	14	1,835,000		
48	66	963,900	22	12	1,668,000		
49	67	1,042,556	23	12	1,039,246		
50	68	1,219,940	24	20	7,283,260		
51	70	1,469,000	25	8	914,000		
52	72	1,596,000	26	8	768,023		
53	77	2,026,000	27	8	770,027		
54	85	2,261,900	28	8	1,079,000		
55	87	2,316,700	29	9	787,000		
56	88	2,341,200	30	11	1,463,000		
57	91	2,404,000	R1	12	1,337,000		
58	100	2,470,000	R2	14	1,320,000		
59	101	2,511,000	R3	14	958,000		
60	94	2,566,000	R4	12	886,000		
61	90	2,672,200	R5	13	913,706		
62	92	3,101,019	R6	14	925,719		
63	91	3,003,000	計	—	140,771,889		

(河表13) 海岸保全施設調査

令和5年度版 海岸統計

	海岸保全区域延長 (km) (A)	堤防 (km) (B)	護岸 (km) (C)	小計 (km) (D)=(B)+(C)	その他の海岸保全						消波工消波堤 (km) (G)	小計 (km) (H)=(E)+(F)+(G)	左のうち堤防護岸のある区域と重複しない区域の延長 (km) (I)	海岸保全施設の有効延長 (km) (J)=(D)+(I)	防護延長 (%) (K)=(J)/(A)×100
					突堤			離岸堤							
					基	延長 (km)	有効延長 (km) (E)	基	延長 (km)	有効延長 (km) (F)					
全体	364.3	4.7	216.1	220.8	333	26.2	27.4	1339	116.1	148.4	74.5	250.2	45.3	266.1	73.0
国土交通省															
水産庁・国土保全局	254.8	1.5	144.9	146.4	105	8.3	7.8	969	71.6	95.2	58.0	161.1	35.7	182.1	71.5
港湾局	58.2	3.2	42.3	45.4	179	15.9	18.7	151	27.3	31.4	9.3	59.4	5.3	50.7	87.1
農林水産省	51.3	0.0	28.9	28.9	49	2.0	0.9	219	17.2	21.8	7.1	29.8	4.4	33.3	64.8

河川の管理

一級河川のうち指定区間及び二級河川の計 1,164 河川、4,900,991m (R6.3.31 現在) を県が管理している。改正河川法の趣旨を踏まえ、治水・利水に加えて河川環境に配慮するとともに、地域との連携を図りながら、河川占用等の許認可や不法行為防止、ゴミ処理等環境美化、事故防止などの管理を行っている。

1 管理の体制

地域整備部等を主体とした河川監理員によるパトロールを実施するとともに、都市部や集落付近など 68 河川に河川情報モニター 72 人を委嘱して協力を得ている。平成 18 年度からは防災協定により、NPO 法人にいがた地域創造センターに 125 河川において出水期モニター 125 人 (R6.12.31 現在) を委嘱している。

また、7 月を河川・海岸愛護月間として愛護運動を展開するなど、市町村や地域住民を巻き込んだ管理にも努めている。

なお、河川管理の基礎資料として、二級河川

の河川台帳の整備を進めている。

R5 年度末台帳整備済み延長 (整備率)

附図 1,530.1 km (97.4%)

調書 1,525.9 km (97.1%)

2 流水の占用 (水利使用)

適正な流量の維持や、河川環境、他の使用者との調整等に配慮しながら、上水道、鉱工業、農業などに利用する水利の使用を許可している (一級河川の発電等特定水利は国権限)。

(河表 14)

3 河川敷地の占使用

公園、運動場、農地など河川敷地の面的な活用や、橋梁、管類、樋門樋管などの設置、土石やその他河川産出物の採取について、治水や河川環境、他の利用との調整等に配慮しながら許可し、河川敷地等の適正で有効な利用を図っている。また、河川情報モニターの協力を得ながら、不法占使用の防止に努めている。

(河表 15-1~2)

(河表 14) 県管理一級河川の流水占用の処分状況 (国権限を除く。) (R6.4.30 現在)

用途	上水道	鉱工業	かんがい		その他
			許可	慣行	
件数	12	9	574	1,297	81
最大取水量 (m ³ /s)	0.073	0.368	62.815	166.978	16.125

(河表 15-1) 県管理河川の土地占用の処分状況 (国権限を除く。) (R6.4.30 現在)

		公園緑地	運動場	牧草地	田畑	その他	計
一級	件数	127	31	0	127	36,193	36,478
	面積 (ha)	107.48	13.19	0	42.94	795.56	959.17
二級	件数	43	21	12	20	13,234	13,330
	面積 (ha)	30.87	3.06	40.07	3.11	314.58	391.69

(注) その他は管類、橋梁、電柱電線、樋門樋管、道路、ゴルフ場、係留施設等

(河表 15-2) 県管理河川の工作物設置等の処分 (国権限を除く。) 件数等 (R5 年度処分)

	土石の採取 [件数] 量 (m ³)		工作物設置件数							計
	土石	土石以外の河川産出物	住居倉庫	坂路	堰	樋門樋管	橋梁	埋設物	その他	
一級	[7]60,918	[0]0	806	811	305	1,196	5,471	3,436	24,260	36,285
二級	[1]21,532	[0]0	27	27	289	820	2,514	428	8,920	13,025

4 砂利、岩石及び土採取の適正化

河川以外での採取も含め、砂利、岩石、土の採取を適正化し災害の防止や環境保全等を図るため、業者の登録、採取計画の認可・届出受理や現場指導などを行っている。

なお、河川砂利については枯渇化の傾向にあるため、採取禁止河川（6河川、79.7 km区間）及び用途規制河川（15河川、192.4 km区間）を定め、資源保護や河川環境の保全を図っている。

（河表 16-1~3）

（河表 16-1）

砂利採取場及び採取量（R3 年度）

	採取場数	採取量（m ³ ）
山	21	853,835
陸	104	1,229,412
海	0	0
その他（洗浄）	50	1,853,229
計	175	3,936,476

（河表 16-2）

採石場数及び採取量（R4 年度）

採取場数	採取量（t）
43	1,954,490

（河表 16-3）

土採取場及び採取量（R5 年度）

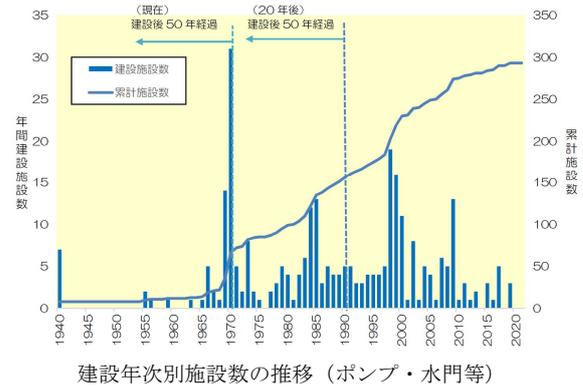
採取場数	採取量（m ³ ）
16	993,630

河川施設維持管理計画

1 河川施設の現状

新潟県が管理する河川管理施設の多くは1970年前後の大水害（羽越水害等）後に整備され、今後高齢化した施設が急増し、補修や更新などの維持管理費用が膨大になることが懸念されている。

こうした現状においても人命を守り、社会経済活動を止めない、着実な「老朽化対策の推進」による「安全・安心に暮らし続けられる新潟県」の実現を目的に令和4年3月31日に「河川施設維持管理計画」を改定した。



2 対象施設

河川施設維持管理計画は、河川の河道・樋門・排水機場・河川トンネル・ダム・防災情報システム等を対象としている。

3 計画の基本方針

国の防災・減災、国土強靱化対策を活用し、優先度を踏まえた対策を加速化する。

計画は下記のとおり運用する。

(1) 施設の点検を実施

巡視や定期点検を実施し、施設の状態を把握する。

(2) 施設の健全度を評価

点検の結果から施設の健全度を評価する。

(3) 施設の優先度を判定し、補修更新に着手

施設の健全度等により優先度を判定し、優先度に応じて補修更新に着手する。

4 計画のフォローアップ

計画期間を通じて、補修更新の着手状況の確認を行うなど、計画の進捗状況を確認する。

また、社会経済状況の変化や、計画期間中の定期点検結果における健全度評価の悪化状況、補修更新に係る進捗状況を踏まえ、令和8年度からの進め方や目標等を検討し、次期計画を策定する。

ダムの管理

1 ダム管理の概要

土木部では、昭和 28 年度完成の三面ダムをはじめとして、20 のダムを管理している。

(河表 19)

ダムの管理は、それぞれのダムが有する目的を達するよう、貯水池の貯留機能を確実に発揮させ、貯水状況を適切に制御することであり、

- ① 貯水状況を制御する「操作」
- ② 貯水機能を確保する「貯水池管理」
- ③ 確実な操作と貯水池管理を可能とする「施設管理」

から構成される。

また、ダム湖周辺は、水と緑のオープンスペースとして潤いと安らぎの場を提供しており、周辺環境整備の実施と相まって多くの人々から利用されている。

【平常時】

かんがい用水、上水道等の安定した利水補給を行うため、ダムでは河川水を貯留するとともに、出水時に洪水を貯め込むための容量を確保している。



【出水時】

平成 16 年の 7.13 水害時、ダムが満杯になるまで洪水を貯め込み下流被害の軽減に寄与した。



2 ダムメンテナンス事業等の実施

ダム施設の機能維持を目的として、必要に応じて小規模修繕を行っているほか、次の基本的な考え方に基づいて、概ね 12～20 年を目処にダムメンテナンス事業による大規模修繕を行っている。

- (1) 常時稼働しているゲート周辺機器（油圧装置、機側盤等）や山間僻地の過酷な気象条件の場所に設置されることも多い観測・警報局等の機器は、ダムを管理する上において重要な機器であり、故障しても代用がないため、日常点検や小修繕によってその機能維持を図るほか、時期を捉えて全面改良する必要がある。
- (2) 電気通信設備は経年的に劣化する機器であるとともに、コンピュータ等は世代交替が激しく一定期間経過後は部品供給も難しいため、時期を捉えて全面更新をする必要がある。

各ダムにおける設備改良、更新等の事業実施状況は次のとおりである。

(河表 17、18)

3 洪水調節機能強化に向けた取組

令和元年東日本台風等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時にダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用する「事前放流」の実施に向け、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、国の検討会議で「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が定められた（令和元年 12 月 12 日）。

この方針に基づき、本県においても令和 2 年度から既存ダムを有する水系ごとに、河川管理者とダム管理者及び関係利水者との間で治水協定を締結し、可能なダムから事前放流の実施に向けた体制整備を進めている。

4 維持管理計画

ダムの維持管理計画では、点検による状態把握、適切な時期に整備・更新を行うことで、予防保全的な維持管理を目指している。施設の状態、情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行う。

(河表17) ダムメンテナンス事業等の実施一覧

ダム名 (完成年)	実施年度	事業名	実施内容
三面ダム (S28)	S52～H1 H8 H13～H16 H14 H24～R3 R4～R9	堰堤改良事業 情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業 情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	選択取水・通信管理設備更新 地震計設置 放流・電気通信管理設備改良 通信管理設備改良 放流設備・電気管理設備改良 土木構造物・放流設備改良
笠堀ダム (S40)	S48～S54 H2～H5 H8 H11 H12～H14 H22～R4 R5～R9	堰堤改良事業 堰堤改良事業 情報基盤緊急整備事業 " 堰堤修繕事業 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	右岸洪水吐1門増設 通信管理設備更新 地震計設置 通信管理設備修繕 放流設備・電気通信管理設備修繕 放流設備・電気管理設備改良 放流設備・電気管理設備改良
新保川ダム (S48)	H10 H30	情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業	地震計設置 放流警報設備改良
内の倉ダム (S49)	H5～H8 H24～R3 R4～R7	堰堤改良事業 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	放流・電気通信管理設備改良 放流・電気通信管理設備改良 放流・堤内設備改良
鯖石川ダム (S49)	S61～H2 H4～H5 H8～H12 H14～H23 H30	堰堤改良事業 堰堤修繕事業 堰堤改良事業 ダム施設改良事業 堰堤改良事業	貯砂ダム 2基設置 法面对策・放流設備・網場修繕 放流・電気通信管理設備改良 放流施設改良、土砂浚渫 放流警報設備改良
下条川ダム (S49)	H6～H8 H6～H10 R2～R3 R4～R10	堰堤改良事業 ダム湖活用整備事業 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	放流・電気通信管理設備改良 周辺公園整備 放流・電気通信管理設備改良 放流・電気通信管理設備改良
加治川治水ダム (S50)	S63～H4 H1～H4 H7～H12 H16～H21 H27 H30～R3 R4～R11	堰堤改良事業 堰堤改良事業 堰堤改良事業 堰堤改良事業 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	周辺公園整備 (焼峰)管理用発電設置 放流・電気通信管理設備改良 地すべり対策、放流設備改良 放流設備改良 地すべり対策、電気通信設備改良 地すべり対策、放流設備改良
胎内川ダム (S52)	S58～S60 H8 H11 H12～H15 R5～R11	堰堤改良事業 情報基盤緊急整備事業 " 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	(風倉)管理用発電設置 地震計設置 通信管理設備改良 放流・電気通信管理設備改良 放流設備改良
早出川ダム (S55)	S62～H2 H4～H8 H5～H6 H8 H10～H12 H11～H14 H13～H14 H27 H30 R4～R14	ダム貯水池水質改善事業 " 堰堤修繕事業 情報基盤緊急整備事業 ダム貯水池水質改善事業 堰堤改良事業 情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	特定貯水池流域整備(植林) " (崩壊地法面復旧) 減勢工水叩復旧 地震計設置 貯水池水質保全(呈色対策対策) 放流・電気通信管理設備改良 通信管理設備改良 電気通信管理設備改良 放流警報設備改良 電気通信設備・機械設備改良
大野川ダム (S55)	H9～H14 R3 R4～R9	堰堤改良事業 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	放流・電気通信管理設備改良 放流設備・電気通信管理設備改良 放流設備・電気管理設備改良改良
刈谷田川ダム (S56)	H7～H11 H8 H14～H18 H19～H24 H30	堰堤修繕事業 情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業 ダム施設改良事業 堰堤改良事業	警報局、油圧装置修繕 地震計設置 放流・電気通信管理設備改良 貯水池容量振替、放流設備改造 放流警報設備改良
正善寺ダム (S60)	H8 H15～H17	情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業	地震計設置 電気管理設備・取水設備改良
久知川ダム (S61)	H6～H7 H10 H24～H29	ダム貯水池水質改善事業 情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業	貯水池水質保全(異臭味対策) 地震計設置 放流設備・電気管理設備改良
破間川ダム (S62)	H8 H18～H21 H27 H30	情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業 堰堤改良事業 堰堤改良事業	地震計設置 電気管理設備改良・放流設備改良 電気通信管理設備改良 放流警報設備改良
大谷ダム (H6)	H8 H23～R3 R4～R8	情報基盤緊急整備事業 堰堤改良事業 ダムメンテナンス事業	地震計設置 放流設備・電気管理設備改良 放流設備・電気通信管理設備改良
城川ダム (H9)			
奥三面ダム (H13)	H24～H27 H27	堰堤改良事業 堰堤改良事業	(奥三管)管理用発電設置 電気通信管理設備改良
柿崎川ダム (H15)			
広神ダム (H23)			
奥胎内ダム (R1)			
全ダム(一括) ※広神ダム、奥胎 内ダム除く	(H17)	総合流域防災事業 (ダム情報)	防災情報端末設置、地震データ接続

(河表18) 令和5・6年度管理ダム事業概要

堰堤改良事業（令和3年度まで）、ダムメンテナンス事業（令和4年度以降）

ダム名	事業概要	事業年度	事業費（千円） ※事務費無			備考
			R5当初	R5補正	R6当初	
笠堀ダム	放流設備改良等	H22～R9	0	18,500	0	
大谷ダム	取水設備改良等	H23～R9	0	76,998	0	
内の倉ダム	取水設備改良等	H24～R7	26,180	52,545	0	
三面ダム	通信管理設備改良等	H24～R9	0	67,245	0	
加治川治水ダム	地すべり対策等	H30～R11	0	80,010	0	
下条川ダム	ダム管理用制御処理設備改良等	R2～R10	0	95,500	0	
大野川ダム	ダム管理用制御処理設備改良等	R3～R9	15,000	62,030	0	
早出川ダム	ダム管理用制御処理設備改良等	R4～R14	13,435	130,028	0	
胎内川ダム	放流設備改良等	R4～R11	0	20,003	0	

(河表19) 土木部管理のダム一覧

	ダム名 (水系名 河川名)	所在地	目的	建設事業期間 総事業費(千円)	ダム型式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (千m ³)
管 理 中 の ダ ム	三面ダム (三面川 三面川)	村上市 岩崩	F. N P	S24～S28. 6. 20 2, 978, 000	重力式 コンクリートダム	82. 5	205	270
	笠堀ダム (信濃川 笠堀川)	三条市 笠堀	F. N W. P	S36～S40. 3. 31 3, 504, 000	重力式 コンクリートダム	78. 5	250	251. 1
	新保川ダム (国府川 新保川)	佐渡市 新保・千種	F. N	S44～S48. 3. 31 580, 000	重力式 コンクリートダム	29	199	31
	内の倉ダム (加治川 内倉川)	新発田市 滝谷・小戸	F. A W. p	S41～S49. 3. 31 7, 190, 000	中空重力 コンクリートダム	82. 5	166	216. 4
	鯖石川ダム (鯖石川 鯖石川)	柏崎市 門出・田代	F. N	S44～S49. 3. 31 2, 515, 000	重力式 コンクリートダム	37	170	87. 5
	下条川ダム (信濃川 下条川)	加茂市 下条	F	S44～S49. 3. 31 1, 274, 000	重力式 コンクリートダム	31	138	36. 5
	加治川治水ダム (加治川 加治川)	新発田市 滝谷	F. p	S43～S50. 3. 31 7, 304, 000	重力式 コンクリートダム	106. 5	285. 5	428
	胎内川ダム (胎内川 胎内川)	胎内市 下荒沢	F. N. W. P	S44～S52. 3. 31 9, 874, 000	重力式 コンクリートダム	93	215	314. 6
	早出川ダム (阿賀野川 早出川)	五泉市 小面谷	F. A P	S46～S55. 3. 31 11, 300, 000	重力式 コンクリートダム	82. 5	240	357
	大野川ダム (国府川 大野川)	佐渡市 新穂大野	F. N W	S47～S55. 3. 31 5, 910, 000	重力式 コンクリートダム	47	183	113. 5
	刈谷田川ダム (信濃川 刈谷田川)	長岡市 枋堀	F. W. I. P	S48～S56. 3. 31 9, 643, 000	重力式 コンクリートダム	83. 5	202. 5	214
	正善寺ダム (関川 正善寺川)	上越市 上正善寺	F. N W	S51～S60. 3. 31 12, 600, 000	重力式 コンクリートダム	47	187. 5	203. 2
	久知川ダム (久知川 久知川)	佐渡市 下久知	F. N W	S53～S61. 3. 31 7, 779, 000	重力式 コンクリートダム	51	131. 8	94
	破間川ダム (信濃川 破間川)	魚沼市 大白川	F. N P	S49～S62. 3. 31 21, 300, 000	重力式 コンクリートダム	93. 5	280	410
	大谷ダム (信濃川 五十嵐川)	三条市 大谷・笠堀	F. N. W. P	S50～H6. 3. 31 33, 900, 000	ロックフィルダム	75. 5	360	2, 278
	城川ダム (信濃川 城川)	十日町市 室野・福島	F. N W	S63～H9. 3. 31 4, 695, 000	重力式 コンクリートダム	21. 7	85. 5	14. 1
	奥三面ダム (三面川 三面川)	村上市 三面	F. N P. P	S55～H14. 3. 31 82, 200, 000	アーチ式 コンクリートダム	116	244	257
	柿崎川ダム (柿崎川 柿崎川)	上越市 松留・上中山	F. N W	S59～H16. 3. 31 40, 600, 000	ロックフィルダム	54	424	1, 600
	広神ダム (信濃川 和田川)	魚沼市 小平尾	F. N P	S61～H23. 3. 31 37, 000, 000	重力式 コンクリートダム	80. 5	225	314
	奥胎内ダム (胎内川 胎内川)	胎内市 下荒沢	F. P. <W>	H2～H31. 3. 31 39, 000, 000	重力式 コンクリートダム	82	415	260

目的 F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 p：管理用発電

A：特定灌漑用水 W：上水道 I：工業用水 P：発電 S：雪対策

<W>：既設ダムと連携し水道用水を補給

集水面積 湛水面積	放流設備	計画高水流量 計画(最大)放流量 (m ³ /s)	総貯水容量 堆砂容量 (千m ³)	洪水調節容量 (千m ³)	利水容量 (千m ³)			
					不特定	灌漑	上水	発電
305.7 1.89	ラジアルゲート4門	1,800 620 (810)	47,800 6,300	10,840	22,100～ 28,600			22,100～ 28,600
70 0.63	ラジアルゲート2門 高圧 〃 1門	880 300 (330)	17,200 2,100	1,050	5,070		630	5,700～ 12,200
9.3 0.06	自由越流型コン ジット1門	85 35 (50)	500 93	362	45			
47.5 1	ラジアルゲート2門 高圧 〃 1門	710 250 (250)	24,800 2,600	4,200		16,900	1,100	
46 0.56	ラジアルゲート1門 ホーシエットv2基	340 110 (160)	6,000 900	4,100	1,000			
6.1 0.22	ローゲート1門 ホーシエットv1基	110 10 (12.1)	1,530 430	1,100				
88 0.65	ラジアルゲート1門 高圧 〃 2門	1,600 350 (350)	22,500 4,500	18,000				
72.2 0.68	ラジアルゲート1門 高圧 〃 2門	990 500 (530)	17,100 5,100	7,200	4,770～ 5,370		30	
83.2 0.54	ラジアルゲート2門 高圧 〃 2門	910 300 (344)	14,900 3,400	9,700		1,600		200～ 11,500
8.2 0.13	ラジアルゲート2門 ホーシエットv1基	86 10 (11)	1,390 300	720	320		50	
24 0.23	ラジアルゲート2門 高圧 〃 1門	270 100 (120)	4,450 300	3,931			79 工水140	0～681
6.3 0.35	自由越流型	100 14 (39)	4,600 600	1,300	800		1,900	
7.4 0.14	自由越流型	100 12 (14)	1,669 259	1,010	230		170	
59.2 0.81	自由越流型高 圧ラジアル1門	980 47 (60)	15,800 2,500	12,600	500			500～ 13,300
56.2 1.01	自由越流型	960 370 (580)	21,100 4,050	13,750	600		2,700	
4 0.05	自由越流型 枙フィス1門	51 33 (35)	297 28	227	36		6	
174.5 4.3	自由越流型 枙フィス1門	2,400 160 (250)	125,500 17,500	54,000	14,000			54,000～ 108,000
12.5 0.39	自由越流型	150 23 (55)	5,000 900	2,400	1,000		700	
42.1 0.65	自由越流型 枙フィス1門	410 37 (44)	12,400 1,700	8,800	1,900			0
32.4 0.48	自由越流型 枙フィス1門	600 220 (270)	10,000 2,300	7,700	<1,270>		<30>	

旧清津川ダム水没予定地事後対策 (三俣地区地域振興対策)

清津川ダムは、国土交通省が湯沢町大字三俣の信濃川水系清津川に計画していたダムであったが、北陸地方整備局事業評価監視委員会の意見を受けて設置された清津川ダム専門委員会の答申、及び北陸地方整備局事業評価監視委員会の審議結果を受け、国土交通省はダムの実施計画調査の中止を決定した。

ダム計画上、水没予定地であった湯沢町三俣地区の社会基盤整備等の地域振興策を検討するため、国、県及び湯沢町の三者で「湯沢町三俣地区地域振興整備検討会」を設置し協議を行い、順次、地域振興策を実施中である。

水需給の調整

本県は、全国有数の水資源を有しているが、水資源の地域的偏在に起因する水需給のひっ迫、渇水の発生、地下水の過剰揚水による地盤沈下等が生じており、水の安定供給が重要な課題となっている。

このような状況から、水需給の調整と水資源の適切な利用・促進を図ることが必要である。

1 渇水対策

本県は豪雪地帯であり全国有数の水資源を有しているが、過去には、梅雨明けから台風、秋雨の間において降水量が少なかったことなどにより渇水被害が発生している。

特に平成2年、平成6年における被害は甚大なものであった。

降水量及び河川流量の監視を行い、渇水状況が発生し渇水被害が想定される状況にあるときは、水の安定供給を図るため、関係機関と協議し、水利用の調整を実施することとなる。

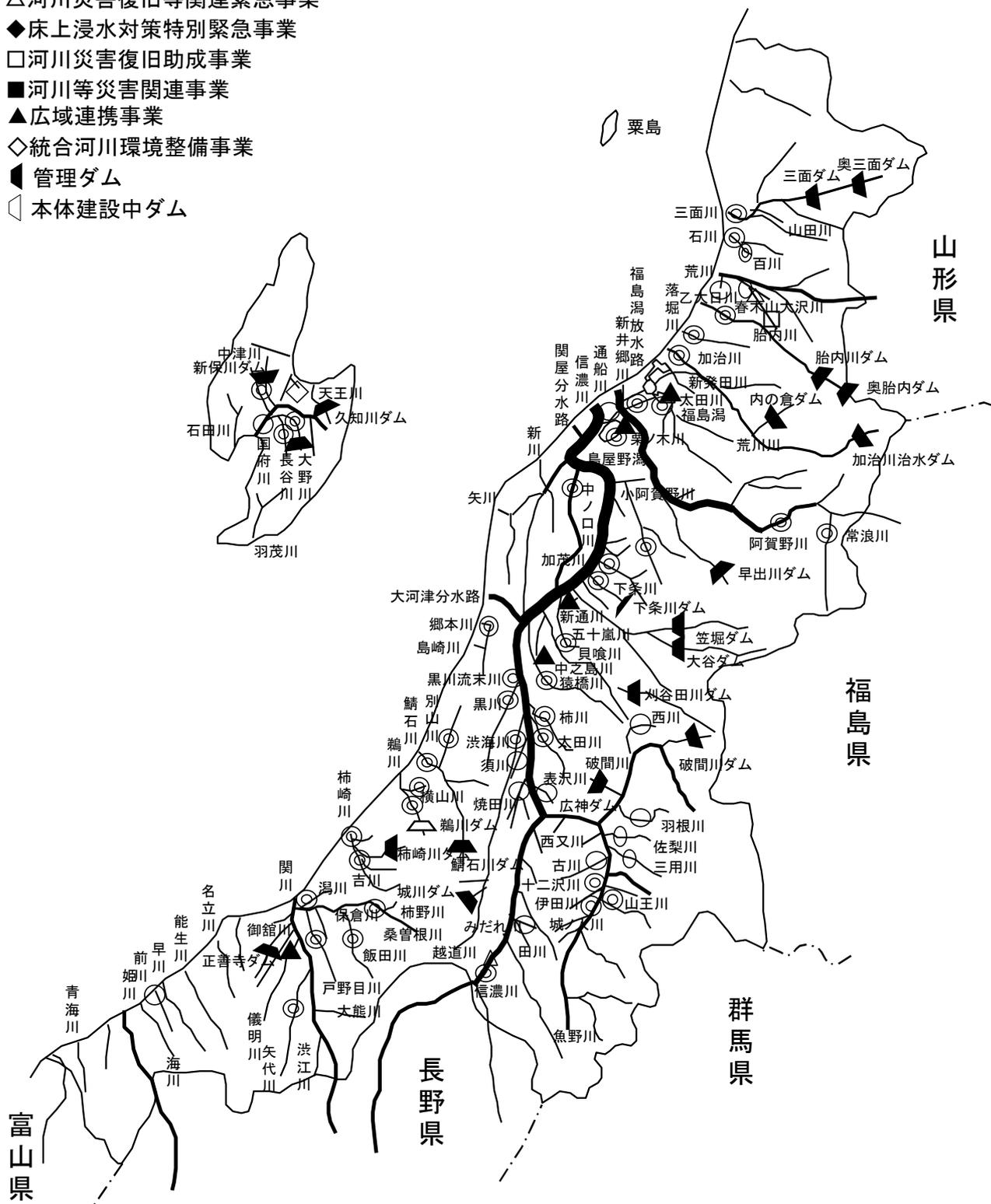
また、近年では、平成30年及び令和5年に、渇水に関する県内への様々な影響や対応状況について庁内関係課で情報共有を図るため、渇水情報連絡会（事務局：河川管理課）を開催し、農作物、農業用水、水道水、ダムの貯水状況や今後の天気の見通しなどの情報を関係者で共有した。

主要河川事業図

新潟県河川図

1級水系 信濃川・阿賀野川・荒川・関川・姫川

- ◎広域河川改修事業
- 流域治水対策河川事業
- 総合流域防災事業
- △河川災害復旧等関連緊急事業
- ◆床上浸水対策特別緊急事業
- 河川災害復旧助成事業
- 河川等災害関連事業
- ▲広域連携事業
- ◇統合河川環境整備事業
- ◀管理ダム
- ◁本体建設中ダム



砂防の概要

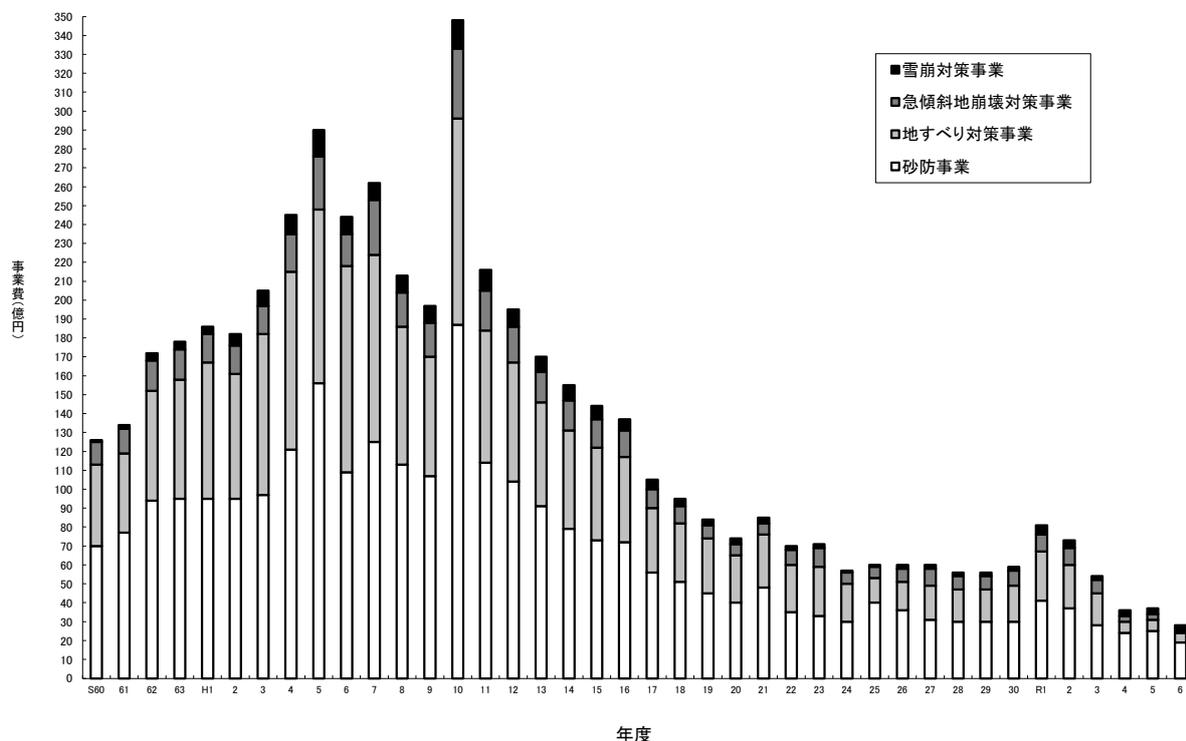
新潟県は、地形、地質及び気象条件の関係から、土砂災害や雪崩などが起きやすい環境の下にある。

主な大規模土砂災害は、昭和 37 年の松之山地すべり、昭和 38 年の小泊地すべり、昭和 42 年の羽越災害、昭和 49 年の焼山噴火に伴う泥流災害、昭和 53 年の白田切川土石流災害、昭和 60 年の青海町（現糸魚川市）玉ノ木地すべり災害、昭和 61 年の能生町（現糸魚川市）柵口雪崩災害、平成 7 年の 7、8 月豪雨による土砂災害、平成 10 年の 8.4 水害、平成 16 年の新潟・福島豪雨、中越大震災、平成 19

年の中越沖地震、平成 23 年の長野県北部地震、新潟・福島豪雨に伴う土砂災害、平成 24 年の国川地すべり、令和 4 年 8 月の大雨による土砂災害などが挙げられる。これら災害の中には人的被害が出たものもあり、また、地域経済に与えた影響も計り知れない。

県ではこうした災害から県土の保全と尊い人命及び財産を守り、災害を未然に防止する効率的なハード対策（工事）を進めるとともに、各種ソフト対策を総合的に展開し、かつ、自然環境の保全と創出についても取り組んでいる。

(砂表1) 砂防関係公共事業投資額(昭和60年度～令和6年度)



(砂表2) 令和5・6年度予算の概要

ア 公共事業 (金額単位：千円)			
事業別	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)
砂防事業 (障害防止事業を含む)	2,523,000	1,855,850	73.6
	(4,300,980)		
地すべり対策事業	584,000	506,000	86.6
	(2,438,000)		
急傾斜地崩壊対策事業	278,000	139,920	50.3
	(1,073,000)		
雪崩対策事業	280,000	250,000	89.3
	(280,000)		
計	3,665,000	2,751,770	75.1
	(8,091,980)		
直轄砂防事業	5,973,386		
	(6,923,888)		
合計	9,638,386	2,751,770	28.6
	(15,015,868)		

*調査費関係、ソフト対策（社会資本整備総合交付金）関係を含む。また、災害関連事業は後述。

*上段：当初内示 下段：（最終）

イ 県単事業 (金額単位：千円)			
事業別	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)
砂防工事費	404,597	347,084	85.8
	(355,595)		
砂防修繕費	89,244	83,722	93.8
	(89,244)		
砂防調査費	24,561	22,284	90.7
	(23,471)		
計	518,402	453,090	87.4
	(468,310)		

*上段：当初 下段：（最終）

砂防事業

土石流等の土砂災害から人命・財産を守るため、砂防堰堤や溪流保全工等のハード対策を推進している。

要配慮者利用施設の安全確保や避難所・避難路の保全、交通インフラ・ライフラインの保全等に重点を置いた施設整備を行っている。

また、新潟焼山においては、ハード・ソフト一体となった整備を進めている。

主な事業

- ・通常砂防事業 59 か所
- ・火山砂防事業 4 か所
- ・火山噴火緊急減災対策事業 1 か所
- ・砂防メンテナンス事業 県内全域

(砂表3) 砂防指定地の指定状況

R6.12.31現在

地域機関	区分	箇所	面積(ha)
	村上	127	1,266.07
	新発田	193	2,120.01
	新津	76	434.62
	津川	78	663.32
	新潟	11	61.49
	三条	95	450.82
	長岡	388	5,246.00
	魚沼	307	5,112.64
	南魚沼	301	4,000.98
	十日町	284	4,323.40
	柏崎	47	992.47
	妙高	518	5,646.15
	糸魚川	201	7,269.87
	佐渡	205	1,572.14
	合計	2,831	39,159.99

(砂表4) 砂防事業の予算概要

ア 公共事業

(金額単位:千円)

事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)	箇所数			
				継続	新規	休止	計
砂防関係事業	8,486,386	7,721,767	91.0				
	(11,215,038)						
砂防事業	2,513,000	1,845,850	73.5				
	(4,291,150)						
通常砂防事業	1,985,000	1,508,350	76.0	57	2		59
	(3,051,929)						
火山砂防事業	370,000	150,000	40.5	4			4
	(670,000)						
火山噴火緊急減災対策事業	60,000	60,000	100.0	1			1
	(60,000)						
砂防メンテナンス事業	22,000	27,500	125.0				
	(450,150)						
総合流域防災事業	76,000	100,000	131.6				
	(59,071)						
土砂・洪水氾濫対策	20,000	30,000	150.0				
	(3,071)						
情報基盤総合整備事業	20,000	46,000	230.0				
	(20,000)						
基礎調査(砂防分)	36,000	24,000	66.7	1			1
	(36,000)						
特定緊急砂防事業	-	-	-				
	-	-	-				
砂防激甚災害対策特別緊急事業	-	-	-				
	-	-	-				
直轄事業	5,973,386	5,875,917	98.4				
	(6,923,888)						
障害防止事業(受託)	-	-	-				
	-	-	-				

*上段:当初内示 下段:(最終)

イ 県単事業

(金額単位:千円)

科目	事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)
砂防工事費	砂防工事費	181,032	149,895	82.8
		(166,128)		
砂防修繕費	砂防設備修繕費	47,316	42,505	89.8
		(47,316)		
	砂防施設維持修繕費	17,223	16,924	98.3
		(17,223)		
	計	64,539	59,429	92.1
		(64,539)		
砂防調査費	砂防調査費	944	891	94.4
		(944)		
	公共対応砂防調査費 (地すべり、急傾斜地、雪崩を含む)	20,492	18,443	90.0
		(19,402)		
	計	21,436	19,334	90.2
		(20,346)		
合計		267,007	228,658	85.6
		(251,013)		

*上段:当初 下段:(最終)



ひうちやまがわ
火打山川 火山砂防（糸魚川市）

火打山川は、新潟焼山に源を発し、焼山川と合流後に早川と名を変え、日本海に注ぐ溪流である。近年では1974年に噴火が発生しており、今後の噴火の可能性等を踏まえ、監視・観測が行われている。このため、噴火に伴う土砂災害対策として火山砂防計画を策定し、砂防堰堤の整備を進めている。

【火打山川第5号砂防堰堤】

鋼製透過型砂防堰堤 堤高 H=14.0m、堤長 L=106.0m（既設堰堤改良）

地すべり対策事業

本県の国土交通省所管の地すべり防止区域は501箇所、面積は26,382.33haとなっている。

また、地すべり地は主として、新第三紀層の分布する上越、中越地方に集中している。

対策工事は、地すべり災害の未然防止を図るため人家密集地区、公共施設等に直接被害を及ぼすおそれのある箇所に重点を置き、防止工事を推進している。

主な事業

- ・地すべり対策事業 62 か所
- ・砂防メンテナンス事業 12 か所

その他主な個別事業

- ・地すべり防止施設維持修繕費 12 か所

(砂表5)地すべり防止区域の指定状況

(国土交通省所管) R6.12.31現在

地域機関	区分	箇所	面積(ha)	人家戸数
	村上	6	73.31	260
	新発田	-	-	-
	新津	1	12.50	8
	津川	7	119.23	70
	新潟	-	-	-
	三条	6	218.67	101
	長岡	113	4,340.91	4,296
	魚沼	13	761.61	493
	南魚沼	7	621.68	138
	十日町	62	3,485.27	2,301
	柏崎	23	843.81	540
	妙高	174	10,903.96	4,730
	糸魚川	60	3,165.10	2,114
	佐渡	29	1,836.28	1,330
	合計	501	26,382.33	16,381

(砂表6) 地すべり対策事業の予算概要

ア 公共事業

(金額単位:千円)

事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)	箇所数		
				継続	新規	計
地すべり関係事業	613,800	529,800	86.3			
	(2,477,400)					
地すべり対策事業	566,000	482,000	85.2	77		77
	(2,420,000)					
地すべり対策事業	541,000	455,000	84.1	64		64
	(1,721,000)					
砂防メンテナンス事業	25,000	27,000	108.0	12		12
	(699,000)					
大規模更新砂防等事業						
基礎調査(地すべり分)	18,000	12,000	66.7	1		1
	(18,000)					
特定緊急地すべり対策	-	-	-			
地すべり激甚災害対策	-	-	-			
直轄地すべり事業	47,800	47,800	100.0			
	(57,400)					

*上段:当初内示 下段:(最終,災害関連緊急地すべり対策事業含む)

イ 県単事業

(金額単位:千円)

科目	事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)
砂防工事費	地すべり防止工事費	135,719	112,375	82.8
		(124,862)		
砂防修繕費	地すべり防止施設維持修繕費	16,034	15,756	98.3
		(16,034)		
砂防調査費	地すべり調査費	1,253	1,183	94.4
		(1,253)		
	基本計画樹立調査費	1,369	1,292	94.4
		(1,369)		
計	2,622	2,475	94.4	
	(2,622)			
合計		154,375	130,606	84.6
		(143,518)		

*上段:当初 下段:(最終)



かみこざわ
上小沢地すべり (妙高市大字上小沢)

当地区は古くから地すべり被害が伝えられており、昭和38年より地すべり対策事業を開始し、平成21年度に概成となった。平成27年度に道路の段差や地表面の隆起など、新たに不安定な状況が確認されたことから事業を再開し、現在も実施中である。

地すべり巡視員制度

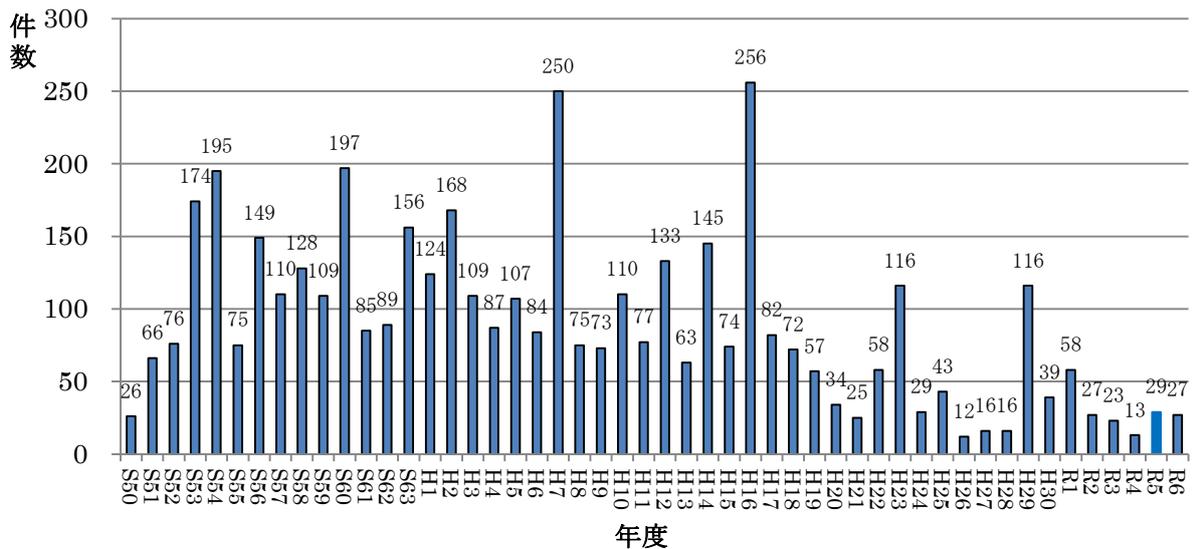
昭和50年度から巡視員制度を設け、国土交通省、農村振興局、林野庁の3省庁所管の地すべり防止区域を定期的に巡視し、地すべり又はその兆候の早期発見及び地すべり防止施設の亀裂、損傷箇所の発見等を行うことにより、人命や財産の被害の未然防止に資することとしている。

巡視員には地域の状況をよく知り、地すべりの知識を持っている地元の方を選任している。

(砂表7) 令和6年度
地すべり巡視員業務委託状況
R6.12.31現在

所属別	区分	委託市町村数	巡視地すべり防止区域数	巡視員数
村上		-	-	-
新発田		-	-	-
新津		1	2	2
津川		-	-	-
新潟		-	-	-
三条		-	-	-
長岡		3	7	8
魚沼		1	3	3
南魚沼		-	-	-
十日町		1	27	26
柏崎		1	8	8
妙高		2	126	122
糸魚川		1	28	27
佐渡		1	10	9
合計		11	211	205

(砂表8) 地すべり発生件数



急傾斜地崩壊対策事業

本県の急傾斜地崩壊危険区域は、466 箇所、583.42ha となっている。これらの区域に対して、公共及び県単独事業により工事を施工し、崩壊防止施設の整備を推進している。

なお、指定地で国の採択基準（人家 10 戸以上）に達しない箇所については県単公共（人家 5 戸～）で、また、未指定地であっても市町村が実施主体として工事を行う場合（人家 2 戸～）は事業費の 1/2 を県で補助することとしている。

主な事業

- ・急傾斜地崩壊対策事業 14 か所
- ・砂防メンテナンス事業 5 か所

(砂表 9)

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

R6.12.31現在

所属別	区分	箇所	面積 (ha)	保全対象 人家戸数
	村 上	40	40.19	537
	新発田	7	5.04	49
	新 津	8	9.30	128
	津 川	13	9.97	149
	新 潟	7	9.36	93
	三 条	28	37.36	459
	長 岡	120	127.97	2,056
	魚 沼	14	18.03	165
	南魚沼	5	5.94	41
	十日町	36	59.88	571
	柏 崎	46	56.32	717
	妙 高	20	29.43	318
	糸魚川	29	48.70	602
	佐 渡	93	125.93	1,866
	合 計	466	583.42	7,751



しもぎり

下桐2地区（長岡市寺泊下桐）

農道及び要配慮者利用施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地であり、今後の豪雨により大規模な崩壊が発生する危険性が高いことから、急傾斜地崩壊対策事業を実施した。

鉄筋挿入工 N=186 本

施工年度 平成 31 年度～令和 3 年度

(砂表10) 急傾斜地崩壊対策事業の予算概要

ア 公共事業

(金額単位:千円)

事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)	箇所数		
				継続	新規	計
急傾斜地崩壊対策事業	278,000 (1,073,000)	151,920	54.6	20		20
急傾斜地崩壊対策事業	220,000 (813,000)	115,920	52.7	14		14
総合流域防災事業	58,000 (260,000)	36,000	62.1	6		6
急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 (砂防メンテナンス事業)	22,000 (224,000)	12,000	54.5	5		5
基礎調査(急傾斜地分)	36,000 (36,000)	24,000	66.7	1		1

*上段:当初内示 下段:(最終)

イ 県単事業

(金額単位:千円)

科目	事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)
砂防工事費	急傾斜地崩壊防止工事費	70,220	70,220	100.0
		(46,979)		
砂防修繕費	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	7,721	7,587	98.3
		(7,721)		
砂防調査費	急傾斜地崩壊対策調査費	178	168	94.4
		(178)		
合計		78,119	77,975	99.8
		(54,878)		

*上段:当初 下段:(最終)



ほんじん
番神地区(柏崎市)

既設の急傾斜地崩壊防止施設の損傷が確認されたことから、災害防止機能の向上のため緊急改築事業を実施した。

法枠工 A=700 m²

法枠補修工 N=1,737 か所

施工年度 平成20年度～平成22年度

雪崩対策事業

本県は、我が国屈指の豪雪県であり、毎年のように雪崩による災害を被っている。

国土交通省は、集落保護を目的とした雪崩対策事業を昭和60年度に創設したが、この事業の採択基準に達しない危険箇所については、昭

和62年度から県単独の集落雪崩対策事業を実施している。

主な実施事業

- ・雪崩対策事業 7か所

(砂表11) 雪崩対策事業の予算概要

ア 公共事業

(金額単位:千円)

事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)	箇所数		
				継続	新規	計
雪崩対策事業	280,000 (280,000)	250,000	89.3	6	1	7
総合流域防災事業(雪崩対策事業)	280,000 (280,000)	250,000	89.3	6	1	7

*上段:当初内示 下段:(最終)

イ 県単事業

(金額単位:千円)

科目	事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)
砂防工事費	集落雪崩対策費	16,216	14,594	90.0
		(17,626)		
砂防修繕費	集落雪崩対策施設維持修繕費	950	950	100.0
		(950)		
砂防調査費	雪崩対策調査費	325	307	94.5
		(325)		
合計		17,491 (18,901)	15,851	90.6

*上段:当初 下段:(最終)



いちのえ
市野江地区(南魚沼市)

スノーネット工を施工し、雪崩災害から集落および市道を保全している。

雪崩予防柵工 L=188m

施工年度 平成25年度～令和3年度



なかがわら
中川原地区（糸魚川市）

スノーネット工を施工し、雪崩災害から集落および市道、鉄道を保全している。

雪崩予防柵工 L=342m

施工年度 平成 25 年度～令和 6 年度

災害関連緊急砂防等事業

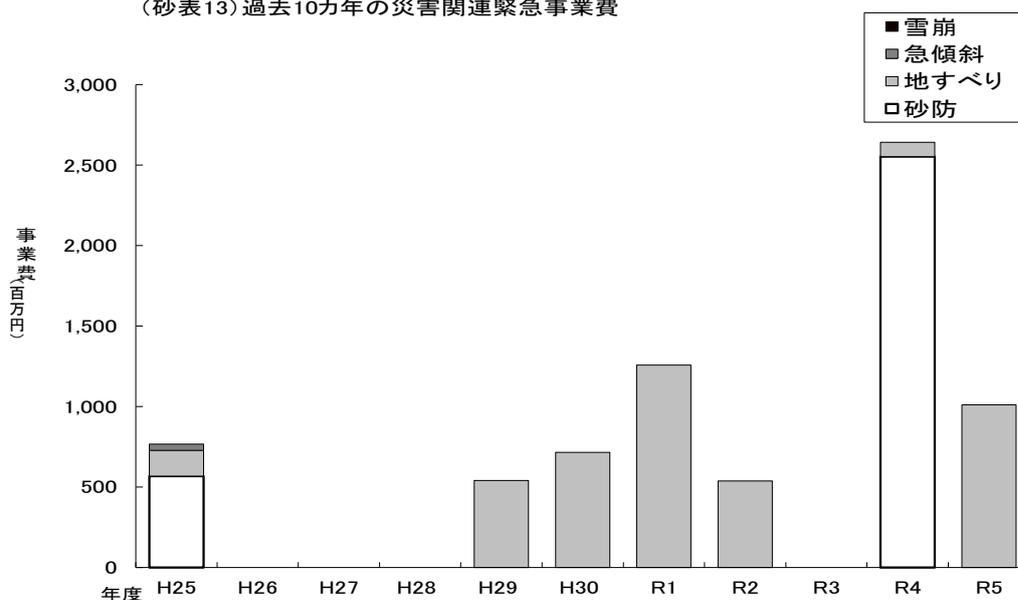
当該発生年の土砂災害に緊急的に対応する必要がある箇所について事業を実施している。

（砂表12）過去10か年の災害関連緊急事業の実績

（金額単位：百万円）

年 度	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費										
災害関連緊急砂防事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2,553	-	-
災害関連緊急地すべり対策事業	-	-	-	-	-	-	1	541	2	715	8	1,257	2	537	-	-	1	89	2	1,010
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害関連緊急雪崩対策事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(砂表13) 過去10力年の災害関連緊急事業費



こいわうちおおさわがわ
小岩内大沢川 (村上市)

令和4年8月3日からの県北地域を中心とした大雨により村上市小岩内集落内に多量の土砂、流木が流出し、人家全半壊、集落内の市道、河道の埋塞等の被害が発生した。出水後においても渓流内に土砂、流木が残存しており、次の出水時に流下し、下流域の保全対象（小岩内集落）に甚大な被害を及ぼすおそれがあった。このため、災害関連緊急砂防事業により砂防設備の整備を実施している。



滑落崖の状況



県道の被災状況

おおどころ

大所地区（糸魚川市）

令和6年4月13日に、融雪より地すべりが発生した。隣接する県道および河川に土砂が流入するとともに、今後の降雨によっては拡大の恐れもあったことから、災害関連緊急地すべり対策事業により地すべり対策を実施している。

ソフト対策関連事業

土砂災害や雪崩災害に対する防災施設整備（ハード対策）とともに、これらの災害から住民の生命・身体を守るために、警戒避難体制の整備・拡充に向けたソフト対策事業を進めている。

1 総合流域防災事業（情報基盤整備事業）

降雨観測機器や土砂災害警戒情報システムなど、土砂災害の発生する危険度を詳細に発信するためのシステム整備を行っている。

また、県から市町村へ土砂災害警戒情報やそれを補足する土砂災害危険度情報を自動でメール配信できるシステムを構築している。

2 総合流域防災事業（土砂災害リスク情報整備事業）

土砂災害に対する警戒避難体制の確立を図るため、土砂災害警戒区域等を明示した現地標識を設置することで広く周知し、土砂災害警戒区域等の認知度向上に努めている。

3 火山噴火緊急減災対策事業

火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の大規模かつ広範囲な土砂流出による災害から人命を守るため、火山活動や土砂移動に関する監視・情報伝達機器の整備、緊急対策用資材の備蓄などを行っている。

活動度の高い新潟焼山について事業を実施している。

4 社会資本整備総合交付金（効果促進事業）

土砂災害に対する警戒避難体制の確立を図るため、市町村が作成する土砂災害ハザードマップの作成を支援しているほか、地区住民の土砂災害に対する意識啓発に繋がる防災教育支援を実施している。

（砂表14）ソフト対策事業の予算概要

（金額単位：千円）

事業名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 B/A(%)
情報基盤整備事業	20,000 (20,000)	46,000	230.0
火山噴火緊急減災対策事業	60,000 (60,000)	60,000	100.0
社会資本整備総合交付金 （効果促進事業）総流防	5,000 (4,830)	5,000	100.0
土砂災害リスク情報 整備事業	5,000 (5,000)	5,000	100.0
土砂災害防止対策 基礎調査費	90,000 (90,000)	60,000	66.7

*上段:当初内示 下段:(最終)

*砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策の各事業を合算した金額。

土砂災害防止法に関する取組

平成13年4月、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)が施行された。

土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命・身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、土砂災害に対する警戒避難体制の整備や新たな宅地開発行為等の規制などの土砂災害に対するソフト対策を推進するものである。

県では、土砂災害防止法による基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と、周知啓発などの取組を行っている。

1 基礎調査及び区域指定の状況

県では、土砂災害防止対策基本指針に基づき、平成13年度から基礎調査を開始し、順次、土砂災害警戒区域等の指定を進め、令和元年5月末に県内の区域指定（1巡目）が完了した。指定後は、地形改変や対策工事の完了等に伴う、2巡目の基礎調査及び区域指定を進めている。

（砂表15）土砂災害警戒区域等指定箇所数

（R6.12.31現在）

	警戒区域	特別警戒区域
土石流	5,356	2,616
地すべり	1,449	-
急傾斜	7,312	6,330
計	14,117	8,946
市町村数	29	29

2 周知啓発等

土砂災害防止法を円滑に施行するためには、法律の趣旨を住民に十分理解していただく必要がある。

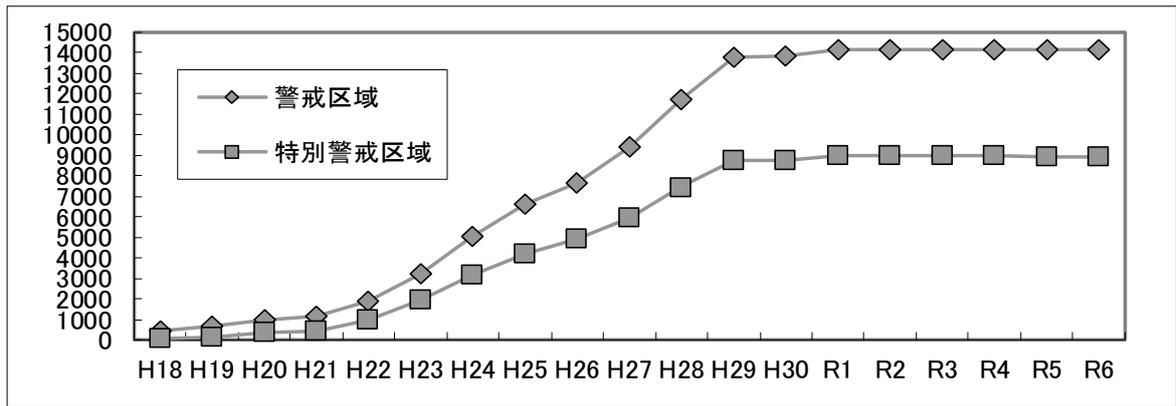
県では砂防課HPなどに土砂災害警戒区域を掲載するとともに、新潟県砂防ボランティア協会と共同で「地域防災懇談会」を開催し、土砂災害警戒区域の周知や土砂災害に対する意識啓発を図っている。

また、小学生から高校生を対象に「新潟県マイ・タイムライン教室」を実施し防災教育を通じた地区防災力の向上にも努めている。

土砂災害防止法では土砂災害警戒区域内の全ての要配慮者利用施設の施設管理者等に対し、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられている。

県では、施設管理者に対し、講習会を開催するなどし、避難確保計画の作成支援を行っている。

(砂表16) 土砂災害警戒区域等の指定数推移



(砂表17) 各管内土砂災害警戒区域・雪崩危険箇所

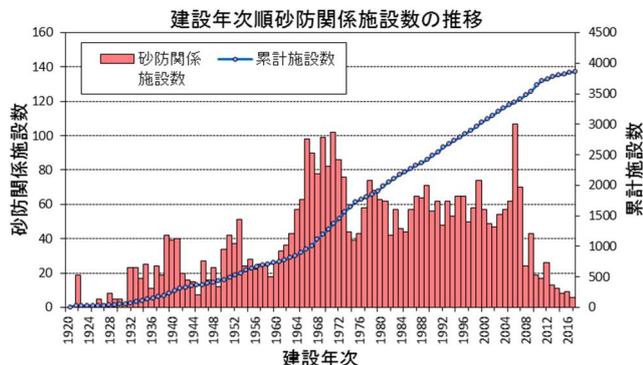
(R6. 12. 31 時点)

地域機関	村	新	新	新	津	三	長	与	小	魚	十	南	柏	上	妙	糸	佐	合
土砂災害警戒区域 危険箇所	上	田	潟	津	川	条	岡	板	千	沼	日	魚	崎	越	高	川	渡	計
土砂災害警戒区域 土石流	373	245	55	325	174	425	419	266	184	432	313	490	273	197	454	295	436	5,356
土砂災害警戒区域 地滑り	38	5	2	7	48	22	150	48	76	58	168	36	136	198	203	144	110	1,449
土砂災害警戒区域 急傾斜	361	135	99	204	129	567	871	526	368	309	712	174	573	450	624	361	849	7,312
雪崩危険箇所 (人家5戸以上又は公共建物)	139	44	10	44	80	93	132	93	38	102	165	82	93	54	131	106	78	1,484
																		4位

砂防関係施設維持管理計画

1 砂防関係施設の現状

新潟県が管理する砂防関係施設は、高度経済成長期の1960年代後半から1970年代前半に建設されており、現在、建設後50年以上経過する砂防関係施設は約4割となっている。これらの施設が、20年後には全体の5割以上となり、老朽化が急激に進行することで補修や更新などの維持管理費用が膨大になることが懸念される。



砂防課では「新潟県砂防関係施設維持管理計画」を基に、人命・財産を土砂災害の危険から守るため、効果的な維持・補修による砂防関係施設の長寿命化や、ライフサイクルコストの低減、事業の平準化を図る。

2 対象施設

砂防関係施設維持管理計画では、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩対策施設を対象としている。

施設名	主な工種
砂防	堰堤・床固工、溪流保全工・護岸工
地すべり	集水井、横孔ボーリング、水路工
急傾斜地	擁壁工、防護柵、法面工
雪崩	雪崩予防工、減勢工・雪崩防護工

3 計画の内容

維持管理計画の内容は、次のとおりである。

- 概ね5年に1度の定期的な施設点検に基づき、健全度評価を行う。
- 施設健全度及び施設の機能低下により甚大な被害が想定される重要施設に対し、適切な時期に補修を行うための補修計画を作成する。

4 適切な維持管理を目指して

今後は、上記の維持管理計画に基づき、定期的な点検と適切な時期での補修を繰り返しながら、施設の機能維持と施設の長寿命化に取り組んでいく。

年 月 日	内 容
〃 8.28～29 (〃)	下越地方集中豪雨（羽越水害）により土砂災害が発生。死者行方不明 137 名。
1969. 4.26(〃 44)	北魚沼郡広神村（現魚沼市）水沢新田地内に地すべり発生（水沢新田地すべり）。死者 7 名、倒壊破損家屋 10 戸。
〃 8. 9(〃)	西頸城郡青海町（現糸魚川市）外波川流域に土石流災害発生。
1970. 1.22(〃 45)	小千谷市川井地内の国鉄高場山トンネル崩壊、飯山線 6 か月間不通。
1971.12.31(〃 46)	中頸城郡妙高村（現妙高市）の赤倉山山腹において温泉地すべり発生（妙高温泉地獄谷地すべり）。妙高高原町新赤倉地内で建物 2 棟が被災し、死者 1 名。
〃 12.12(〃)	西頸城郡能生町（現糸魚川市）島道地内で地すべり発生。倒壊家屋 4 戸。
1974. 7.28 (〃 49)	新潟焼山で水蒸気爆発が発生。高含水比の火山灰が流下し土石流となり早川の生態系に大きな被害を及ぼす。抛出岩塊により登山者 3 名死亡。
1978. 5.18(〃 53)	中頸城郡妙高村（現妙高市）の赤倉山山腹の国有林で地すべり発生、白田切川流域に土石流災害発生（妙高高原地すべり）。妙高高原町（現妙高市）新赤倉地内で死者 13 名、倒壊破損家屋 24 戸、信越線 112 日間不通。
〃 6.27(〃)	栃尾市（現長岡市）大野地内で地すべり発生（大野地すべり）。倒壊破損家屋 14 戸。
1980.12.30(〃 55)	長岡市濁沢地内に地すべり発生（濁沢地すべり）。倒壊破損家屋 12 戸。
1981. 1. 7(〃 56)	守門村（現魚沼市）大倉で雪崩が発生し、民家 4 棟が全半壊し、8 名が死亡。
〃 1.18(〃)	湯之谷村（現魚沼市）下折立で雪崩が発生し、老人ホームが直撃され 6 名が死亡。
〃 1.25(〃)	新井市（現妙高市）上馬場地内に地すべり発生（馬場地すべり）。倒壊破損家屋 8 戸。
1982. 1. 5(昭和 57)	新井市（現妙高市）長沢地内に地すべり発生（よしお沢地すべり）。同年 2 月 23 日拡大。倒壊破損家屋 1 戸。
1984. 2. 9(〃 59)	中里村（現十日町市）清津峡温泉で雪崩が発生し、温泉旅館を含む 2 棟が全壊し、5 名が死亡。
〃 5.15 (〃)	長岡市蓬平町字五反田地内に地すべり発生（蓬平地すべり）。倒壊家屋 6 戸、半壊 1 戸、土砂流入 1 戸。
1985. 2.15(〃 60)	西頸城郡青海町（現糸魚川市）市振字玉ノ木地内に地すべり発生（玉ノ木土砂災害）。死者 10 名、負傷者 4 名、倒壊破損家屋、全壊 5 戸・半壊 2 戸、寺神社全壊 2 棟。
1986. 1.26(〃 61)	西頸城郡能生町（現糸魚川市）柵口地内に雪崩災害発生（柵口雪崩災害）。死者 13 名、重軽傷者 9 名、倒壊破損家屋、全壊 8 戸・半壊 2 戸。
1991. 3.21(平成 3)	栃尾市（現長岡市）入塩川地内に地すべり発生（入塩川地すべり）。家屋破損 6 戸、倉庫・車庫破損 6 戸。
〃 8.31(〃)	糸魚川市小滝地内に地すべり発生（小滝地すべり）。天然記念物硬玉産地（ヒスイ峡）保全。
1992. 7.18(〃 4)	東頸城郡松之山町（現十日町市）松之山地内に地すべり活動が拡大。県道 50m、町道 320m、町立体育館、テニスコート等に被害。
1994. 4.14(〃 6)	糸魚川市大所地内に地すべり発生（大所地すべり）。県道 500m に被害発生。
1995. 7.10 ～ (〃 7)	7 月 10 日から降り始めた梅雨前線豪雨により、関川・姫川両水系を中心とした上越地方に大きな被害が発生。その後の降雨により県下全般に被害が拡大し、被害額は羽越水害を上回る未曾有の災害となる。
1996.12. 6 (〃 8)	糸魚川市大所（長野県境）の蒲原沢において土石流が発生し、災害復旧事業に従事する作業員 14 名が死亡（12.6 蒲原沢土石流災害）。
1998. 8. 4 (〃 10)	活発化した梅雨前線の影響で、佐渡・下越地方を中心に、4 日未明から激しい雨が降り、各地で時間雨量が 50 mm を超えた。このため、床上・床下浸水による被害が 15,000 棟を超え、新潟市と笹神村（現阿賀野市）に災害救助法が適用された。また、各地で土石流・地すべりによる被害が発生したが、迅速な避難等により人的被害はなかった。

年 月 日	内 容
2000. 1. (" 12)	上川村 (現阿賀町) 戸沢川など地すべりが多発。1月の月間発生件数が18件と統計を取り始めた昭和24年以来最多を記録。
2001. 4.28 (" 13)	東頸城郡松之山町 (現十日町市) 東川地内に地すべり発生 (東川地すべり)。工場破損1棟、電話不通56戸、停電145戸、断水45戸、県道通行止め。
2002. 7.14~16 (" 14)	梅雨前線豪雨により、佐渡地方を中心に土砂災害が発生。佐渡郡相川町 (現佐渡市) 小六町・大間町地内で地すべり、同濁川町・坂下町地内で土石流、佐渡郡佐和田町 (現佐渡市) 沢根上町地内でがけ崩れ発生。倒壊破損家屋計3戸。
2004. 3.1 (平成16)	栃尾市 (現長岡市) 北荷頃地内で融雪による地すべり発生 (陣ヶ峰地すべり)。一級河川西谷川200m埋塞、市道 (2橋含む) 75m埋没。
" 7.10~18 (")	新潟県に停滞していた梅雨前線により、7月13日未明から栃尾市 (現長岡市) を中心とした中越地方に激しい雨が降った。その後梅雨前線は14日には一時北上したが15日に再び新潟県付近に停滞し17日まで断続的な豪雨をもたらした。この豪雨により342件の土砂災害が発生。(7.13新潟豪雨)
" 10.23 (")	10月23日17時56分、中越地方で深さ約13km、マグニチュード6.8の地震が発生し、川口町で震度7を観測。その後も震度5を超える余震が同日に10回も発生し、中越地方を中心に269件の土砂災害が発生。(中越大震災)
2005. 6.27~28 (" 17)	梅雨前線豪雨により、県全体で44箇所の土砂災害が発生。負傷者6名。
" 8.16 (")	十日町市 (旧東頸城郡松之山町) 天水越で地すべり発生。全壊家屋1戸。
2006. 7.11~18 (" 18)	梅雨前線豪雨により、県全体で40箇所の土砂災害が発生。
2007. 7.16 (" 19)	7月16日10時13分頃、上中越沖の深さ約17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、柏崎市及び刈羽村、長岡市で震度6強を観測。その後も活発な余震活動が発生し、柏崎市を中心に111件の土砂災害が発生。 (中越沖地震)
2008. 7.27~28 (" 20)	梅雨前線豪雨により、南魚沼市広堀川で土石流が発生。(基礎流出1戸、床下浸水4戸)
2011. 3.12 (" 23)	3月12日3時59分頃、長野県北部の深さ約10kmを震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、十日町市、津南町で震度6弱を観測。十日町市、津南町を中心に17件の土砂災害が発生。(長野県北部の地震)
2011. 7.27~30	新潟・福島豪雨により、中越地方を中心に227件の土砂災害が発生し、人家9戸が全壊被害。
2012. 3.7 (" 24)	上越市板倉区国川地内で地すべり発生。 住家：全壊4棟、非住家：全壊7棟 (空き家1棟、作業所4棟、車庫2棟)。
2013. 7.29~8.1 (" 25)	梅雨前線豪雨により、長岡市を中心に22件の土砂災害が発生し、人家3戸が全壊被害。 長岡市寺泊山田地内で地すべり発生。(死者1名)
2017. 6.30~7.25	梅雨前線豪雨により、県下一円で98件の土砂災害が発生。
2017. 10.22~23 (" 29)	台風21号により、上越・糸魚川地域を中心に52件の土砂災害が発生。人的被害なし、人家一部損壊5戸。
2019. 10.12~13 (令和元)	台風19号 (令和元年東日本台風) により記録的な大雨となり、県内初の大雨特別警報が上越市、妙高市、糸魚川市に発表された。上越地域を中心に県全体で45件の土砂災害が発生。人的被害なし、人家全壊1戸。
2022. 8.3~4 (令和4)	前線による豪雨により、県内初の「顕著な大雨に関する気象情報」が下越地方に発表された。村上市、関川村を中心に64件の土砂災害が発生。負傷者1名、人家全壊6戸。
2024. 1.1 (令和6)	1月1日16時10分頃、石川県能登地方の深さ約15kmを震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、長岡市で震度6弱を観測。糸魚川市などで18件の土砂災害が発生。(令和6年能登半島地震)

都市政策

コンパクトな都市づくりの推進 【21世紀新潟県都市政策ビジョン】

1 背景

経済的、社会的な大変動期を迎え、地方分権が進展する中、これまでの都市計画の仕組みだけでは、社会の動きに対して十分に対応することが困難な状況となっている。

そこで、現行の都市計画制度の枠組みにとどまらずに、今後の都市づくりのあり方を示し、新しい都市づくりに取り組んでいくための指針として、「21世紀新潟県都市政策ビジョン」を策定した。

このビジョンを基に、豊かで美しく、次世代に引き継いでいけるような魅力的な都市づくりが進められるよう取り組んでいく。

2 「21世紀新潟県都市政策ビジョン」の概要

＜特徴＞

- ・都市づくりの方向転換
- ・コンパクトな都市づくりへの取組
- ・総合的視点からの機能整備、仕組みづくり

(1) ビジョンの果たす役割

今後の都市づくりの考え方を示し、新たな都市づくりに取り組んでいくための指針とする。

(2) ビジョンの対象領域

都市計画区域、都市部と農村部といった区域を越え、県土全体を対象とする。

(3) 目標期間

概ね21世紀中頃を展望する。

(4) 都市づくりの目標

各都市が共通に目指す目標像を、従来の拡大・拡散型の都市づくりに対して「コンパクトな都市」づくりとし、5つの観点から9つの備えるべき要件を設定した。

※5つの観点 9つの要件

求心性

- ①多くの人が集まり、活力と賑わいがあること
- ②快適な交通サービスが提供されていること

自律性

- ③居住者や地域のニーズにあった産業が活発で、雇用の場が創出されていること
- ④地域コミュニティを形成し、住民が主体的にまちづくりに取り組んでいること

持続性

- ⑤住民の多様なライフスタイルに応じた住宅が供給されていること

- ⑥将来にわたり都市が適切に世代循環し、持続的に発展していること

文化・地域個性

- ⑦豊かな自然を取り込んだ市街地が形成されていること
- ⑧住民が誇れる地域の個性が発揮されていること

安全・安心・防災性

- ⑨安全に安心して暮らせる生活環境が整っていること

「コンパクト+ネットワーク」のまちづくり

国においても、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが今後のまちづくりの大きな課題であることから、医療・福祉施設、商業施設や住居等の生活機能を集約化・高度化（コンパクト化）し、公共交通と連携して、それら地域をネットワーク化することで、質の高いサービスを効率的に提供し、新たな価値創造が可能になるよう「改正都市再生特別措置法（平成26年8月施行）」、「国土のグランドデザイン2050（平成26年7月公表）」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月閣議決定）」などが策定された。

これからの取組の方向性

市町村や地域と連携しながら、国における「コンパクト+ネットワーク」のまちづくり、ビジョンに掲げた「コンパクトな都市」の実現に向けた取組を推進する。

1 立地適正化計画

都市再生特別措置法の一部改正（平成26年8月施行）により、市町村は立地適正化計画を作成することができるようになった。立地適正化計画は、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地の適正化を図り、コンパクトシティ形成に向けた取組を推進する計画である。

また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため令和2年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に誘導区域における防災機能の確保に関する指針（防災指針）を定めることとなった。

令和6年12月時点で、18市町で立地適正化計画を作成し、7市で防災指針を記載している。

・計画策定：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、

新発田市、小千谷市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、田上町、湯沢町

・防災指針：長岡市、柏崎市、新発田市、燕市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市

各市町村では、立地適正化計画に基づく施策を展開しており、県は、市町村の取組が進捗するよう情報提供や助言を行っている。

2 安全で魅力的なまちづくり

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、土地利用規制、移転促進、防災まちづくりの観点から総合的な対策を講じることが課題となる。

また、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性や地域の魅力の低下が懸念され、低未利用地の集約等による利用の促進や都市機能のマネジメント等の施策を総合的に講じることが課題となる。

このほか、社会経済の多様化等に対応するため、まちなかに交流の場となる空間を形成して都市の魅力向上させることも求められている。

これらについて、安全で魅力的な市街地の整備などを、まちづくりの主体である市町村や、地域の関係者と連携して取組を推進する。

3 環境に配慮したまちづくり

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、公共交通機関等の利用を促進して低炭素化を図る「歩いて暮らせるコンパクトな集約型都市構造」に再編するための施策を国、市町村と連携して推進する。

4 景観づくり

本県では、個性ある景観を保全かつ創造し、広域的な立場で積極的に景観づくりを推進するため、平成17年度に「新潟県景観懇談会」（専門家等で構成）を設置し、景観づくりの基本的な方針や県と市町村の役割などについて検討を行い、これまで良好な景観の形成に向けた取組を進めてきた。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）では、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上のため、2020年を目途に主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）で、景観計画を策定することが目標に掲げられた。

この決定を受け、県民が誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的として、令和2年9月に新潟県景観計画を策定した。

現在、本県では、新潟市、新発田市、佐渡市、上

越市、南魚沼市、村上市、長岡市、柏崎市及び魚沼市が景観行政団体となり、良好な景観の形成に向けた取組を進めている。新潟県景観計画の運用により、景観行政団体以外の区域も含め、県土全域で景観法に基づく取組が可能となった。

また、景観づくりは基礎的自治体である市町村や地域で活動している団体等が主体的な役割を担うことが望ましいことから、県内各地でまちづくり団体とともに景観フォーラムを開催し、有識者や専門家による講演やパネルディスカッションを通じ、良好な景観形成への意識啓発を行っている。

人口減少が加速する中、持続可能なまちづくりを進めるためには、地域資源を活かし、交流人口の拡大を図ることが重要である。県内には優れた自然、歴史、文化資源が多くあることから、これら資源を活かした魅力ある景観づくりを推進する。

住宅政策

新潟県住生活マスタープラン

1 目的

新潟県における住生活政策の基本的な方針や目標を掲げるとともに、これを実現するための具体的な施策展開を定め、住宅・住環境づくりに関わる様々な主体の連携・協働により、目標の達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民の住生活の質や満足度を向上させることを目的としている。

2 計画の位置付け

住生活の安定の確保及び向上の促進を目的とした住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、全国計画に即した県計画の策定が義務付けられたことを受け、平成20年2月に策定された。令和3年の全国計画の変更に伴い、令和4年度に県計画を第4次計画へ改定した。

3 計画期間（第4次計画）

令和4年度から令和12年度の9年間とし、社会情勢等の変化に伴い随時必要な見直しを行う。

4 計画概要

(1) 基本的な方針《目指すべき姿》

- I. 安全安心で人と環境にやさしく持続可能な住生活の実現
- II. 地域を支える住宅関連産業の振興

(2) 住生活政策の目標及び施策

目標1：災害に強い安全な住宅・住環境の実現

①地震に強い住宅・住環境づくり

②雪に強い住宅・住環境づくり

③風水害・火災に強い住宅・住環境づくり

目標2：安心して暮らせる住宅・住環境の備え

①誰もが住宅の確保に困らない住宅・住環境づくり（住宅セーフティネット法第5条に

定める「新潟県要配慮者住宅供給促進計画（賃貸住宅供給促進計画）」として位置づけ

- ② 高齢者が安心して暮らすことができる住宅・住環境づくり（高齢者住まい法第4条に定める「新潟県高齢者居住安定確保計画」として位置づけ）
 - ③ 安心して子育てできる住宅・住環境づくり
- 目標3：持続可能で快適な住宅・住環境の実現
- ① カーボンゼロに配慮した良質な住宅・住環境づくり
 - ②-1 持続可能なマンション管理による住宅・住環境づくり
 - ②-2 適正なマンション管理の推進による住宅・住環境づくり（マンション管理適正化法第3条の2に定める「新潟県マンション管理適正化推進計画」として位置づけ）
 - ③ 住宅地の魅力の維持・向上と持続可能で新たな暮らし方の推進
- 目標4：時代の変化に対応した住宅関連産業の発展・振興
- ① 新たなニーズに対応できる住宅関連産業への支援
 - ② 良質な中古住宅の循環に向けた住宅関連産業への支援
 - ③ 地域に適した工法、材料を継承した住宅・住環境づくり
- 目標5：空き家の適正管理と好循環の構築
- ① 危険な空き家を生み出さないための体制整備と適正な管理
 - ② 空き家を含む住宅ストックの活用
 - ③ 多様な空き家問題への対応

(3) 成果指標（16の成果指標より抜粋）

住宅の耐震化率	85%(令和2)→93%(令和7)
雪対策が必要な地域における克雪住宅の割合	38%(平成30)→40%(令和12)
居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率	0%(令和3)→50%(令和12)
ZEH基準を満たす新築住宅の割合	0%(平成25)→20%(令和12)※毎年20%
居住環境に関する満足度	70%(平成30)→向上させる(令和12)
県産材製品の年利用量	2.5万㎡(令和3)→4万㎡(令和10)
県が空き家対策に関する連携協定を締結した団体数	0団体(令和3)→5団体(令和12)
住宅取得数における既存住宅の割合	22%(平成30)→30%(令和12)

課題別の住まい・まちづくり計画

1 空家等対策

（空家等対策の推進に関する特別措置法）

(1) 概要

- ・人口減少・少子高齢化に伴い増加した空き家に

よる防災、防犯、景観、衛生面など様々な問題の発生を背景に、平成27年に法が施行され、各主体が法令上の責務に基づき、必要な対策を実施している。令和5年に法が改正され有効活用や適切な管理等の対策が強化された。

(2) 市町村の責務

- ・市町村は、空家等対策計画の作成、協議会の設置、空家等に関するデータベースの整備、特定空家等への措置など、空き家対策に主体的に取り組むことが求められている。

(3) 県の責務

- ・県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等の援助を行うよう努めるとともに、市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、必要な財政上の措置を講ずるとされている。

(4) 県の取組

- ・市町村・関係団体と情報共有や連絡調整のための会議の開催、対策の先進事例や支援制度などをとりまとめた手引き書を提供しているほか、県民向けの啓発セミナー・相談会、出前講座、パンフレット、動画などを活用した啓発を実施している。
- ・令和6年から市町村と民間事業者が連携したモデル的な空き家対策の事業を支援している。

2 住宅セーフティネット制度

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律）

(1) 概要

- ・高齢化の進展や空き家の増加を背景に、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する制度。

(2) 県の取組

- ・県は平成25年に居住支援協議会を設立し、関係団体と連携した要配慮者の入居サポートに取り組んでいる。平成29年の法改正に伴い、要配慮者向け賃貸住宅の登録制度や、居住支援法人の指定制度を開始した。
- ・令和3年に賃貸住宅の登録手数料の撤廃、令和4年に登録要件（面積と立地）の変更を行うことで、登録数の増加を促進している。
- ・令和4年から居住支援の理解促進、連携強化のための勉強会を開催、令和6年から市町村協議会設置のための働きかけを行っている。

3 優良田園住宅

（優良田園住宅の建設の促進に関する法律）

(1) 概要

- ・農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある生活の確保を図る。

(2) 法律の枠組み

- ・優良田園住宅とは、農山村地域等に所在する一

戸建て住宅で規模・階数等が一定要件を満たすもの。

- ・市町村が優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を作成し、それに沿う住宅建設計画の認定を行う。

国土利用計画

国土利用計画は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ろうとするものである。

具体的には、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることである。

国土利用計画

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画からなり、それぞれの計画において、国土の利用に関する基本構想、国土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要等について定めている。

土地利用基本計画

国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として、都道府県の区域について土地利用基本計画を策定し、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域と土地利用の調整等に関する事項について定めている。

土地取引の規制に関する措置等

土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引の届出制、注視区域・監視区域の指定などの土地取引規制に関する措置を講ずる。

都市計画

都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

具体的には、第一に都市計画を策定することにより、都市地域における広域的、総合的な土地利用計画を確立することであり、第二に規制と誘導

を通じて土地利用を図ることであり、第三に都市施設用地を確保するとともに都市計画事業の円滑な推進を図ることである。

都市計画区域

都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都道府県が定めるものである。本県では、25の市町村に24の都市計画区域を指定している。

都市計画区域の総面積は、令和6年3月31日時点で約413,728 haで、県総面積の約33%に当たり、また区域内総人口は、県総人口の約93%を占めている。

都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画区域ごとに、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、都市計画の目標や、区域区分など主要な都市計画の決定の方針について、都道府県が定めるものである。土地利用や都市施設などに関する個別の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない。

本県では、平成16年5月に当時の44都市計画区域すべてで策定したが、市町村合併による生活圏の広域化などの社会情勢の変化を踏まえ、より広域的な観点から都市づくりの方針を示すため「広域都市計画マスタープラン」を平成29年に策定している。

広域都市計画マスタープランは、広域圏を対象とした「圏域計画」と、圏域に含まれる各都市計画区域を対象とした「都市計画区域マスタープラン」で構成し、現在7つの圏域において24都市計画区域マスタープランを策定している。

区域区分

都市の基盤整備についての公共投資を効率的に行い、良質な市街地の形成を図る目的で、都市計画区域を市街地として優先的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分するものであり、人口、産業等の見通しに基づき、概ね10年後を目標として、市街化の現況及び動向を勘案して定める。

本県では、新潟都市計画区域、長岡都市計画区域及び上越都市計画区域で定めている。

新潟都市計画区域では、昭和45年11月16日に区域区分を決定し、令和6年3月29日に第6回定期見直しを行った。現在の市街化区域面積は約15,582haで、都市計画区域面積の約18%を占めている。

長岡都市計画区域では、昭和45年9月1日に区域区分を決定し、令和5年6月16日に第6回定期

見直しを行った。現在の市街化区域面積は約5,706haで、都市計画区域面積の約16%を占めている。

上越都市計画区域では、昭和59年12月28日に区域区分を決定し、平成21年3月31日の第3回定期見直し後、令和3年7月6日までに4回の随時見直しを行った。現在、上越都市計画区域においても長岡、新潟都市計画区域と同様に見直し作業を進めている。現在の市街化区域面積は約4,475haで、都市計画区域面積の約17%を占めている。

地域地区

都市計画区域内の土地を、土地利用の目的によって区分し、建築物などについて必要な制限をすることによって、土地の合理的な利用を図るために定めるものである。

本県では、用途地域など10種類の地域地区が定められている。

1 用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものである。第一種低層住居専用地域、商業地域、工業地域など13種類あり、それぞれの目的に応じて建築物の用途や形態等が制限される。本県では、25市町村で指定されている。

2 特別用途地区

用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完するため、特定の用途の利便の増進又は環境保護を図るため、地区の特性や課題に応じて条例で規制の強化又は緩和を行うために定めるものである。

本県では、新潟市、長岡市、上越市及び十日町市で大規模集客施設の立地規制を含む特別用途地区が指定されている。また、長岡市、三条市、燕市及び聖籠町で特定の工業の利便の増進等を図る「特別工業地区」、南魚沼市で観光地としての地区の特性にふさわしい宿泊施設等の利便の増進等を図る「観光地区」が指定されている。

3 高度地区

一定の区域における建築物の高さの最低限度又は最高限度を定め、市街地の土地利用の増進及び都市の環境保持のため指定された地域である。「最高限度の高さを定める高度地区」は、日照、通風、採光を保護し、隣接の高層建築物から受ける圧迫感を緩和するなどの住環境を保護するための地域である。

本県では、新潟市及び長岡市で指定されている。

4 高度利用地区

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築面積

の最低限度、建ぺい率の最高限度並びに壁面線の位置を定める地区である。

本県では、新潟市、三条市、長岡市、柏崎市、上越市及び妙高市で指定されている。

5 都市再生特別地区

用途地域・特別用途地区による用途制限、用途地域による容積率制限、斜線制限、高度地区による高さ制限、日影規制が適用除外となり、既存の規制によらない高度利用が可能となる地区である。本県では、新潟市で指定されている。

6 防火地域及び準防火地域

市街地内において土地利用度、建築密度が高く火災危険率の高い地域を指定し、耐火建築物による不燃都市を建設するとともに、土地の高度利用を図ることを目的としている。

本県では、新潟大火をはじめ数多くの大火が発生しており、火災の発生及び延焼を防止するため、21市町において、近隣商業地域及び商業地域を主体として指定されている。

7 風致地区

都市における風致（自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる地域地区である。本県では、新潟市、長岡市、妙高市で7か所が指定されている。

8 駐車場整備地区

商業地域、近隣商業地域等で、自動車交通が著しく輻輳する地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について、駐車場の整備を促進すべき地区として定めるものである。

本県では、新潟市において東・西新潟の近隣商業地域及び商業地域を中心とした約202.7haに指定している。

なお、新潟市、長岡市、阿賀野市及び湯沢町では、都市計画駐車場を整備・供用している。

9 臨港地区

港湾を管理運営するために定める地域地区である。本県では、新潟港をはじめ7市町の7港湾で指定されている。

10 流通業務地区

「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について、当該都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定めるものである。

本県では、新潟市で指定されている。

都市施設

都市施設は、都市構築の骨格をなすもので、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するのに必要不可欠なものであり、将来における都市の発展の根幹となるものである。

都市計画法に定められている都市施設は多種多様であるが、なかでも交通施設、公園緑地、供給処理施設は都市構築の主体をなすものである。

交通施設は、人と物の動きを能率的にすることによって都市機能の円滑化を図ろうとするものであり、公園緑地は、市民の保健・慰安・休養等を図るための施設である。これらの都市施設の計画は、土地利用計画を基にして、これと一元的に策定される。

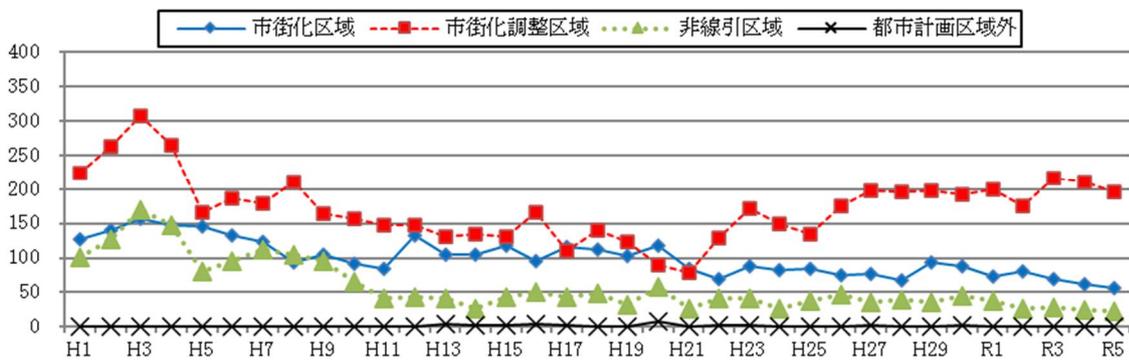
本県における都市計画道路は、令和6年3月31日現在 797 路線、約 1,834 km であり、完成率は約 62% となっている。また、都市計画公園は 683 か所、約 2,687ha であり、そのうち 637 か所、約 2,117ha が供用済みとなっている。

開発許可制度

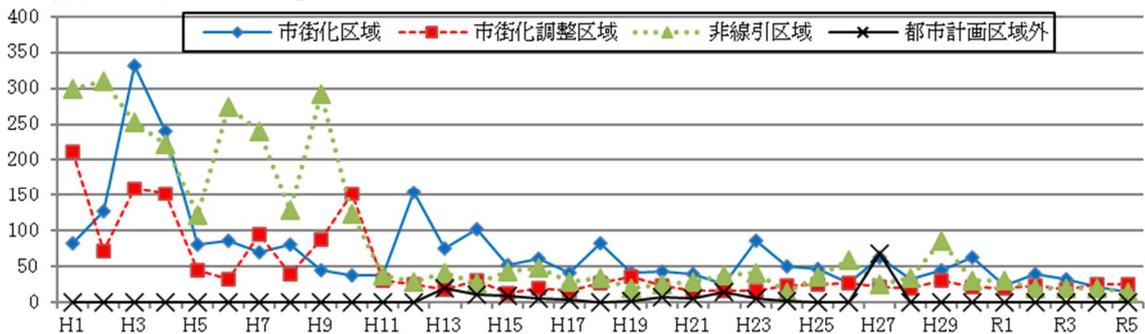
昭和43年の都市計画法制定により、線引き制度及び開発許可制度が制定された。市街化区域・市街化調整区域に加え、昭和50年から未線引き（現、非線引き）都市計画区域が、平成13年から都市計画区域外の一定規模以上のものも開発許可が必要となった。

また、平成15年度から都市計画区域を有する全市町村へ更なる権限移譲が行われた結果、知事の権限は都市計画区域外の開発許可のみとなったことから、県内における開発許可権者の連絡・調整を行うことを目的に、平成19年に「新潟県開発許可行政連絡調整協議会」を設立し、開発許可行政の適正な運営及び周知活動を行っている。

(都表1) 開発許可件数(件)



(都表2) 開発許可面積(ha)



近年の開発許可件数および面積(R1~R5)

開発許可件数(件)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
市街化区域	73	80	70	62	56
市街化調整区域	200	175	216	210	196
非線引区域	37	26	28	24	22
都市計画区域外	0	0	0	0	0
合計	310	281	314	296	274

面積(ha)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
市街化区域	24.01	40.14	32.95	22.03	14.17
市街化調整区域	19.13	23.53	17.37	24.59	24.45
非線引区域	30.79	20.32	19.12	20.04	14.18
都市計画区域外	0	0	0	0	0
合計	73.93	83.99	69.44	66.67	52.80

都市緑化

都市緑化の普及啓発

平成8年に、地球温暖化防止など環境問題の解決や快適で潤いのある街づくりを進めていくため、地域の特性を活かした、人と自然が共生できる豊かなふるさと創造を目指した県土緑化の総合的指針「新潟県緑花推進計画」を策定し、この計画に基づき、都市緑化の普及啓発を図ってきた。

近年は社会情勢の変化を踏まえ、環境保全、少子高齢化社会、防災、協働参画、地域の魅力向上といった観点からの多様なニーズに対応すべく「新潟県都市の緑のあり方」を策定し、引き続き都市の緑の充実を図っている。

また、「公益財団法人新潟県都市緑花センター」を活用し、公園、緑地はもとより、広く公共施設の緑化や民有地の緑化など都市緑化を推進している。

県の具体的な取組としては、都市緑化の普及・啓発を図る「新潟県都市緑花フェア」の開催や県立植物園をはじめとする県立都市公園での緑化イベント等の開催、子どもたちや地域住民が行う緑化活動の支援として「花と緑のパートナーづくり事業」、地域のシンボルとなる街路樹等の景観保全・修景を目的とした「緑地修景施設等環境保全事業」を実施している。



「新潟県都市緑花フェア」（新潟県立鳥屋野潟公園）

県立都市公園の管理

地方自治法の改正に伴い、平成18年度から利用者のサービスの向上と経費の節減等により、一層の効果的・効率的な管理及び公園の利活用の促進などを行う観点から、県立都市公園すべてに指定管理者制度の導入を行った。

(都表3)《指定管理者が管理する県立都市公園》

公園名	所在地	指定期間
鳥屋野潟公園（女池・鐘木地区）	新潟市中央区	5年
鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園） （デンカビッグスワンスタジアム及び HARD OFF ECO スタジアム新潟等含む）	新潟市中央区	5年
紫雲寺記念公園	新発田市	7年
大潟水と森公園	上越市	5年
奥只見レクリエーション都市公園	魚沼市 南魚沼市	5年
植物園	新潟市秋葉区	5年
島見緑地 聖籠緑地	新潟市北区 聖籠町	5年

デンカビッグスワンスタジアム

新潟県のスポーツ・文化振興等を目的として、より多くの県民が利用・観戦の機会を持てるよう、「稼働率の向上」と「感動の提供」を目指す。

大会等の専用利用は、3月上旬～12月上旬の間で、土日を中心とする週2日程度の利用を見込むほか、平日やトラックの利活用を積極的に促進し、利用日数の増加を図る。

- ① Jリーグ等のサッカー、陸上競技、ラグビーなどのスポーツイベントによる利用
- ② コンサートなど大規模文化イベントの開催
- ③ 自主企画イベントの開催
- ④ 陸上個人利用、諸室単独利用などによる専用利用のない日の活用
- ⑤ 案内見学や新潟スポーツ展示室などによる日常的賑わいの創出

ネーミングライツ（命名権）

新潟スタジアムのネーミングライツをデンカ株式会社取得し、「デンカビッグスワンスタジアム」と命名した。（契約期間：H26.1.1～H28.12.31（3年間）、H29.1.1～R1.12.31（3年間）、R2.1.1～R4.12.31（3年間）、R5.1.1～R7.12.31（3年間））

(都表4)《令和5年度利用状況》

種別	日数	来場者数
大会等専用利用	122	592,576
サッカー利用	36	472,048
Jリーグ(J1+カップ)	20	399,425
天皇杯	2	14,572
日本代表戦	1	40,375
国際ユースサッカー	1	3,000
WEリーグ	5	7,076
その他・一般	7	7,600
陸上競技	57	74,705
各種競技大会	19	37,090
教室ほか	38	37,615
ラグビー	0	0
コンサート	0	0
自主企画イベント	4	9,708
その他	25	36,115
練習・準備等	31	-
陸上個人利用	241	13,351
諸室単独利用	(延べ790室)	13,900
合計	-	619,827

※練習・準備等の来場者数は、利用当日の種別を含む。

HARD OFF ECO スタジアム新潟

すべての県民が主役となって野球というスポーツを通じ感動を共有し、地域の一体感を醸成する「県民のための野球場」として、平成21年7月にオープンした。

収容人員は約3万人、内外野ともロングパイル人工芝で、スコアボードには大型映像装置、内野スタンドには屋内練習場2室を備え、プロ野球公式戦も開催可能な野球場である。

平成21年には本県13年ぶりとなるプロ野球公式戦、トキメキ新潟国体(高校野球(硬式))、平成22年にはプロ野球オールスターゲームが開催された。

管理運営においては、野球文化の拠点として質の高い野球観戦の機会の提供や、県民に親しまれ利用者ニーズに立った運営等を目指している。

ネーミングライツ(命名権)

県立野球場のネーミングライツを株式会社ハードオフコーポレーションが取得し、「HARD OFF ECO スタジアム新潟」と命名した。(契約期間: H21. 6. 11~H26. 3. 31(5年間)、H26. 4. 1~H31. 3. 31(5年間)、H31. 4. 1~R6. 3. 31(5年間)、R6. 4. 1~R11. 3. 31(5年間))

(都表5)《令和5年度利用状況》

種別	日数	来場者数
グラウンド利用	195	116,462
野球利用	155	85,662
プロ野球	1	22,608
ファーム公式戦	4	6,626
BCリーグ	7	8,430
高校野球	16	26,960
その他大会	50	16,142
一般利用	77	4,896
コンサート	1	29,950
自主企画イベント	2	750
その他利用	1	100
練習・準備等	36	—
屋内練習場単独利用	291	21,086
諸室(会議室等)単独利用	303	19,324
合計	—	156,872

※練習・準備等の来場者数は、利用当日の種別を含む。



デンカビッグスワンスタジアムと
HARD OFF ECO スタジアム新潟

AIRMANスケートパーク

東京2020オリンピックでは、日本人選手の活躍もありスケートボードが注目を集め、新潟市においても、スケートボードを安心して楽しめる場所を求める声が高まっていた。県民の要望に応え、「気軽にスケートボードを体験・練習でき、アスリート育成のきっかけの場」というコンセプトのもと、令和5年7月にオープンした。

独創的なデザインのボウルが魅力の「パークエリア」、街なかの階段や傾斜を模した「ストリートエリア」、雨でも雪でも使用できる「屋内エリア」を兼ね備えた施設面積約2,000㎡の県内最大級の施設である。

管理運営においては、様々な趣向・技術レベルのスケーターが混在する中、安全・安心に楽しめるようスケートボードの知識経験のある専門スタッフを配置し、監視や指導用務を行っている。また、スクール開催や、各種団体や企業等によるイベントの開催を推進し、皆が楽しめまた来たいと思える施設運営を目指している。

ネーミングライツ(命名権)

県立スケートパークのネーミングライツを北越工業株式会社が取得し、「AIRMAN スケートパーク」と命名した。(契約期間: R5. 7. 1~R10. 6. 30(5年間))

令和6年12月末までの利用状況

年月	利用者数
R5. 7~R6. 3	9,836人
R6. 4~R6. 12	10,216人



AIRMAN スケートパーク

屋外広告物

屋外広告物については、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危険防止の見地から制定した新潟県屋外広告物条例に基づき規制している。

(都表6) 令和5年度屋外広告物許可件数

許可種別	件数
新規許可	1,166
更新許可	6,753
変更許可	194
計	8,113

優良宅地及び優良住宅の認定

標記認定制度は、都市計画法の開発許可と同様の技術水準が要求されており、市町村長と知事が認定を行う。知事は、都市計画区域を有さない町村の0.1ha以上の認定及び複数市町村にまたがる区域の認定事務を行う。(2ha未満は地域振興局長に委任)

また、土地譲渡益に対する重課制度は、従来から投機的な土地取引の抑制及びそれによる地価高騰の防止を目的としていたが、バブル崩壊後の大幅な地価下落等厳しい経済状況を受けて、制度の適用を一定期間(R5.3.31まで)停止する措置が講じられている。

審議会

1 新潟県国土利用計画審議会

(1) 設置根拠

国土利用計画法第38条及び新潟県国土利用計画審議会条例

(2) 審議内容

- ・国土利用計画(新潟県計画)を定める場合に意見を述べること
- ・国土利用計画(市町村計画)について知事が必要な助言、勧告を行う場合に意見を述べること
- ・土地利用基本計画を策定又は変更する場合に意見を述べること
- ・その他知事の諮問に応じ、県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議すること

(3) 開催状況

令和5年度 審議会1回開催

(4) 審議会の構成

「都市問題、農業、林業、自然保護、防災、土地問題、県民生活、産業経済、交通問題、環境問題、景観」各1名、「地方行財政」2名、計13名

2 新潟県土地利用審査会

(1) 設置根拠

国土利用計画法第39条第1項及び新潟県土地利用審査会条例

(2) 審議内容

- ・規制区域の指定・解除・減少が相当であることの確認
- ・規制区域における土地取引について知事が許可する場合に意見を述べること
- ・規制区域における土地取引の不許可処分についての審査請求に対する裁決
- ・注視区域及び監視区域の指定・解除・減少について意見を述べること
- ・土地取引の届出に対して知事が勧告する場合に意見を述べること

- ・遊休土地に係る計画の届出に対して知事が勧告する場合に意見を述べること

(3) 開催状況

令和5年度 開催実績なし

(4) 審議会の構成

「法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業、経済」各1名 計7名

3 新潟県都市計画審議会

(1) 設置根拠

都市計画法第77条及び新潟県都市計画審議会条例

(2) 審議内容

- ・都市計画区域の指定、変更又は廃止について、知事に意見を述べること
- ・都市計画の決定又は変更について、知事の諮問に応じ調査審議すること
- ・都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること
- ・その他建築基準法などの法令により、その権限に属させられた事項
なお、審議会には、軽易な事項を処理するため、常務委員会が設置されている。

(3) 開催状況

令和5年度 審議会1回開催

(4) 審議会の構成

種別	現員	備考
学識経験のある者	7人	都市計画、法律、農業、環境衛生、福祉、消費生活
関係行政機関の職員	4人	北陸地方整備局長、北陸信越運輸局長、北陸農政局長、県警察本部長
市町村の長を代表する者	2人	県市長会会長 県町村会会長
県議会の議員	6人	
市町村議会の議長を代表する者	2人	県市議会議長会会長 県町村議会議長会会長
計	21人	

4 新潟県開発審査会

(1) 設置根拠

都市計画法第78条及び新潟県開発審査会条例

(2) 審査内容

市街化調整区域内における特定の開発許可事案の議決及び審査請求事案に対する採決

(3) 開催状況

令和5年度 1回開催

(4) 審査会の構成

「法律・経済・都市計画・建築・公衆衛生」各1名 計5名

5 新潟県景観審議会

(1) 設置根拠

新潟県景観条例第20条

(2) 審議内容

- ・景観条例の規定によりその権限に属させられた事項
- ・良好な景観形成に関する重要事項
- ・屋外広告物条例によりその権限に属させられた事項

(3) 開催状況

令和5年度 1回開催

(4) 審議会の構成

「学識経験者」4名 「関係団体の意見を代表する者」4名 「住民の意見を代表する者」2名 「行政機関の職員」3名 計13名

被災宅地危険度判定

1 被災宅地危険度判定制度

地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図ろうとするものである。

2 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士は、被災地において、当該市町村長又は都道府県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者である。主に土木・建築等の技術者で、一定の専門技術資格・経験を有し、都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士養成講習会」の受講後に登録が必要である。

本県で登録されている被災宅地危険度判定士は、国・県職員が268名、市町村職員が539名、民間人が532名の合計1,339名となっている（令和6年12月末現在）。

3 新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会

広域的な災害により迅速かつ適切に対処するため、県内全自治体が参加する、相互支援を含めた協議会体制を平成13年に整備している。

4 被災宅地危険度判定の実施

(1) H16.7.13水害での判定活動

- ・県内初の判定活動
- ・期間：平成16年7月30日
- ・判定要請のあった市町村：三島町
- ・判定結果：4か所
（危険判定が1、要注意判定が3か所）
- ・判定士：延べ4名

(2) 新潟県中越大地震での判定活動

- ・期間：平成16年10月27日～11月20日
- ・判定要請のあった市町村：長岡市、小千谷市、十日町市、堀之内町、小出町、守門村、入広瀬村、見附市、川口町、越路町、三島町、西山町、小国町、刈羽村

- ・判定結果：3,330か所
（危険判定が515、要注意判定が355、調査済2,460か所）

・判定士：延べ244名

・その他、柏崎市が市単独で36か所の判定を実施

(3) 新潟県中越沖地震での判定活動

- ・期間：平成19年7月17日～7月24日
- ・判定要請のあった市町村：柏崎市、出雲崎町、刈羽村
- ・判定結果：1,980か所
（危険判定が393、要注意判定が270、調査済1,317か所）

・判定士：延べ204名

・その他、上越市が市単独で102か所の判定を実施

(4) 東北地方太平洋沖地震での判定活動

- ・県外での初の判定活動
- ・期間：平成23年3月23日～4月3日
- ・判定要請のあった市町村：宮城県仙台市
- ・判定結果：216か所
（危険判定が45、要注意判定が66、調査済105か所）

・判定士：延べ66名（12名派遣）

(5) 長野県北部を震源とする地震での判定活動

- ・期間：平成23年3月13日～3月14日
平成23年7月12日
- ・判定要請のあった市町村：津南町
- ・判定結果：34か所
（危険判定が17、要注意判定が2、調査済15か所）

・判定士：延べ16名

・その他、十日町市、上越市が市単独でそれぞれ92か所、10か所の判定を実施

(6) 熊本地震での判定活動

- ・期間：平成28年5月3日～5月15日
- ・判定活動を行った市町村：熊本県熊本市
- ・判定結果：220か所
（危険判定が22、要注意判定が34、調査済が6、簡易調査158か所）

・判定士：延べ39名（9名派遣）

(7) 新潟・山形地震での判定活動

- ・期間：令和元年6月21日～6月22日
- ・判定活動を行った市町村：村上市
- ・判定結果：19か所
（危険判定が2、要注意判定が14、調査済が3）
- ・判定士：延べ9名

(8) 能登半島地震での判定活動

《県内》

- ・期間：令和6年1月6日～1月7日
- ・判定要請のあった市町村：糸魚川市
- ・判定結果：167か所
（危険判定が76、要注意判定が7、調査済84か所）
- ・判定士：延べ4名

- ・その他、上越市が市単独で2か所、柏崎市が市単独で3か所の判定を実施

《県外》

- ・期間：令和6年2月17日～2月19日
- ・判定活動を行った市町村：石川県羽咋市
- ・判定結果：60か所
(危険判定が17、要注意判定が16、調査済が27か所)
- ・判定士：延べ9名(県職員1名、柏崎市職員2名派遣)

5 災害協定の締結

災害時の危険度判定士の派遣や相談窓口の設置などの応援業務等の要請について、平成21年3月25日に全国宅地擁壁技術協会北陸支部と災害協定を締結した。

土地の先買い制度

昭和47年6月、市街化区域内の土地の先買い制度などを内容とする「公有地の拡大の推進に関する法律」が制定され、昭和48年8月には対象区域が都市計画区域に拡大された。これに基づく届出等の件数は(都表7)のとおりである。

(都表7) 届出等の件数

区分		届出等の件数	買取協議通知件数	協議成立件数
届出	令和4年度まで	6,980	906	107
	令和5年度	92	7	0
	計	7,072	913	107
申出	令和4年度まで	5,416	5,311	4,808
	令和5年度	30	28	32
	計	5,446	5,339	4,840
合計	令和4年度まで	12,396	6,217	4,915
	令和5年度	122	35	32
	計	12,518	6,252	4,947

都市計画法・土地区画整理法による建築行為等の許可制度

都市計画法第53条、第65条及び土地区画整理法第76条では、事業の円滑な施行を担保するために、計画決定及び事業認可区域内等で建築物の建築等の行為を行う場合は知事の許可を得ることを義務づけている。

平成9年度からはその事務の一部を市町村に権限移譲しているが、令和5年度の許可件数は(都表8)のとおりである。

(都表8) 都市計画法等に基づく建築行為等の許可

	都市計画法 第53条	都市計画法 第65条	土地区画整理法 第76条
許可件数	110	0	71

盛土規制法に関する取組

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を契機として、土地の用途に関わらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称 盛土規制法)」が令和5年5月26日に施行された。

盛土規制法では、知事等が規制区域を指定し、規制区域内で行う一定規模以上の盛土は許可が必要となる。

1 基礎調査及び規制区域の指定状況

県では、盛土規制法に基づく規制区域を指定するため、令和5～6年度に基礎調査を実施した。

基礎調査の結果に基づき、令和7年度中に政令市である新潟市を除く県土全域を規制区域(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域)に指定する。

また、令和6年度は、既存盛土等の分布状況を調査し、応急対策の必要性の判断や安全性把握調査のための優先度評価を実施した。調査の結果、応急対策が必要な盛土等は確認されなかった。

2 周知啓発等

盛土規制法の施行により、規制区域の指定後は、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務が生じることとなる。また、無許可・命令違反等に対する罰則が強化されることから、県民等への制度の普及啓発が必要となる。

令和7年度中に規制区域を指定し、法の適切な運用を図るため、県民や事業者への説明会を県内各地で開催するなど、制度の普及啓発を図る。

都市整備

都市整備は、持続可能な快適で活力ある都市づくり・地域づくりのため、適切な規模のまとまりのある市街地への再編や中心市街地の活性化、既存市街地の再生、適正な土地利用、都市緑化などを推進する。

都市整備の基本的方向

- (1) 秩序ある市街地の形成と計画的な土地利用の確立を目指し、市街地再開発事業や土地区画整理事業等による市街地の開発を推進する。
- (2) 日常生活に密着した生活環境施設の整備を図り、快適な生活空間の創造を目指して合理的、機能的な街路、公園、駐車場等の配置計画を定め、その総合的な整備を促進する。
- (3) 都市内における自動車交通の増大に伴う都市機能の阻害、交通事故、環境悪化を除去するため、

都市総合交通体系の確立を図り、長期的視点に立った交通計画の策定に努め、都市の利便性、交通の円滑化、安全性を増強するため街路等の整備を促進する。

また、安全で快適な歩行者空間を確保するため歩道、歩行者専用道路、自転車道等の交通安全施設の充実と街路緑化、緩衝緑地帯の整備など環境改善に努める。

- (4) 都市防災の推進を図り、安全な都市環境を作るため既存市街地の都市改善を進めるとともに道路、公園、広場等のオープンスペースの確保に努める。
- (5) “うるおい”と“やすらぎ”のある都市づくりを目指し、都市公園を整備するとともに快適で魅力あるふるさとづくりを進める。

(金額単位：千円)

事業名		施行区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共事業	街路	県	5,895,992	4,585,948	2,585,100	2,264,010	2,888,376
		市町村	1,740,657	11,701,795	11,577,248	6,870,338	6,004,805
	区画整理	県	0	0	0	0	0
		市町村	0	0	0	0	0
	再開発	市町村	0	0	0	0	0
	公園	県	1,146,267	1,251,768	2,104,506	2,068,334	963,478
		市町村	1,364,300	1,875,000	2,011,300	1,513,599	634,102
	都市再生整備計画関連	市町村	11,079,708	6,871,340	5,757,016	5,119,629	4,437,807
暮らしにぎわい再生	市町村	0	0	0	0	0	
公共計			21,226,924	26,285,851	24,035,170	17,835,910	14,928,568
県単事業	街路	県	313,897	263,946	185,169	259,645	191,045
	公園	県	179,154	165,059	235,017	202,291	285,005
	県単計		493,051	429,005	420,186	461,936	476,050
合計		県	7,535,310	6,266,721	5,109,792	4,794,280	4,327,904
		市町村	14,184,665	20,448,135	19,345,564	13,503,566	11,076,714
		計	21,719,975	26,714,856	24,455,356	18,297,846	15,404,618

公園及び緑地

都市を取り巻く社会状況は、少子高齢化と人口減少、住民の環境問題等への関心の高まりや価値観の多様化、社会資本の整備と老朽化の進行など、大きく変化してきている。

このような状況を背景として、国から「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ」(H28.5月)が公表された。その中で緑とオープンスペース政策は、新たなステージへ移行すべきであるとされ、重視すべき観点として次の3つがあげられている。

- 1) ストック効果をより高める
- 2) 民との連携を加速する

3) 都市公園を一層柔軟に使いこなす

今後県立公園においても上記3つの視点から整備・運営を進めていく必要がある。潟周りの整備が本格化する鳥屋野潟公園をはじめ既設公園においても、民間活力の導入や県民ニーズへの対応等を検討していく。

(参考)

本県における開園済みの都市計画公園及び緑地は2,485か所、面積約3,137ha(ほかカントリーパーク6か所35.7ha)で、1人当たり都市公園等面積約15.6㎡である。(全国平均10.9㎡)



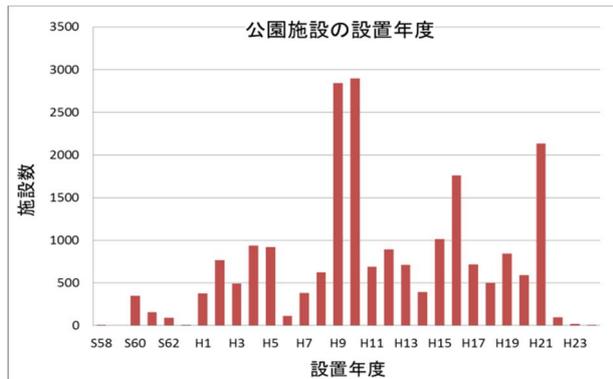
新潟県スポーツ公園（ながたの森）

公園施設維持管理計画

1 公園施設の現状

新潟県が管理する県立都市公園は8公園あり、約21,000の公園施設が設置されている。休憩施設や遊具等の一般施設から、新潟スタジアム、県立野球場、県立植物園温室などの大規模建築施設まで、多種多様な施設が含まれる。

これらの施設は、令和12年には全体の50%以上が設置後30年以上経過することとなり、今後維持管理費の大幅な増加が予想される。



2 計画概要と管理の基本方針

施設の老朽化を踏まえ、公園利用者への安全確保とサービスレベルを維持し、ライフサイクルコストの縮減、修繕・更新予算の平準化等を図るため令和4年に公園施設維持管理計画を改定した。対象は全公園の建築物（75施設）である。

管理においては、全ての公園で指定管理者制度を導入しており、日常的な維持管理を確実に実施することにより、施設の十分な使用期間と機能の確保に努める。

街路

街路は、都市の中の道路であり多種多様な役割を担っている。県民生活や経済活動等に伴う自動車交通を円滑に処理するだけでなく、県民が散歩を楽しんだり、そこで開催されるイベントを楽しんだりするなど、人々が集うとともに、憩いの場である都市において、最も基礎的なオープンスペースである。県内では、以下のような都市計画道路の整備を街路事業により取り組んでいる。

- ①人にやさしく、個性ある「まちづくり」を支援する道路整備
- ②都市の骨格となる環状道路や放射状道路の整備
- ③防災環境軸の形成
- ④踏切対策
- ⑤交通結節点整備の推進

人にやさしく、個性ある「まちづくり」を支援する道路整備としては、加茂市内の宮寄上加茂線において、歩行空間の整備と合わせて電線共同溝による無電柱化の実施により、都市防災機能の向上や街の良好な景観を形成したほか、南魚沼市の塩沢中央通り線において、駅前良好な歩行空間やにぎわいの創出を図るため、市が実施するまちづくりと一体的に整備を進めている。

都市の骨格となる道路としては、北陸道上越IC方面から直江津港へのアクセス道路となる黒井藤野新田線や、五泉市市街地南部の環状道路となる東南環状線等のバイパス整備により、道路ネットワークの強化や近隣施設へのアクセス性向上を図っている。

防災環境軸の形成としては、第2次緊急輸送道路に指定されているものの、現道が狭く大型車同士のすれ違いが困難な状況である、五泉市内の土深本町善願線で現道拡幅の整備を進めている。

踏切対策としては、長岡市の槇山町亀貝線における、踏切の立体交差化などにより、交通混雑の緩和や、安全性向上を図っている。

街路事業の事例



都市計画道路 黒井藤野新田線（上越市）

市街地開発事業

市街地開発事業は、市街地の整備を一定の区域にわたって面的に行うものであり、代表的な事業手法としては、土地区画整理事業と市街地再開発事業がある。

1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある地域や、新たに市街化しようとする地域において、土地区画整理法に基づき、範囲を定め（施行地区）、地区内の土地所有者に少しずつ土地を提供してもらい、道路や公園など公共施設の整備改善を進めることで住みやすく、安全で快適な価値の高い街並みに作り変えることを目的としている。

本県における土地区画整理事業は、昭和4年新潟市で組合施行の事業が実施されて以来、令和6年3月末現在で382か所、総面積約6,882haが施行済みであり、公共団体、個人、組合等の施行により住宅地、工業用地、街路及び公園等が新設された。また、6か所、面積約34haが施行中である。

2 市街地再開発事業

まちの中心部や駅周辺部等の面積の小さな土地や老朽化した木造建築物の密集地、十分な道路・公園・緑地等がないなどの安全で快適な都市づくりが求められている地域において、土地の集約や建物の高層化等により都市の魅力向上と防災性能の向上を図るため、建築物及び建築敷地の整備と併せて公共施設の整備を行っている。本県における市街地再開発事業は、昭和49年に新潟市で組合施行の事業が実施されて以来、令和6年12月末現在で15地区が施行済み、1地区で事業を実施中である。

市街地再開発事業の事例



長岡市 大手通表町西地区

都市再生整備計画関連事業 (旧まちづくり交付金)

都市再生整備計画関連事業（都市再生整備計画事業、都市構造再編集集中支援事業、まちなかウォークラブル推進事業）は、都市の再生に関する事業等を重点的に実施すべき区域において、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」）に基づき、市町村が実施する事業である。

都市再生整備計画に係る事業への国による支援措置として、地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりに対して総合的な支援を行う「都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金、防災安全交付金）」と、「立地適正化計画*1」に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う「都市構造再編集集中支援事業（個別支援制度）」がある。

平成16年度に創設された「まちづくり交付金」は、平成22年度において社会資本整備総合交付金に統合され、都市再生整備計画事業に位置付けられた。

また、令和2年度には、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域（概ね1km）において、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する「まちなかウォークラブル推進事業」が都市再生整備計画事業のなかに創設された。

県内では、令和5年度末までに完了した都市構造再編集集中支援事業及び都市再生整備計画事業は87事業であり、令和6年12月末時点では、都市構造再編集集中支援事業が12事業、都市再生整備計画事業が3事業（うち、まちなかウォークラブル推進事業1事業）、合わせて15事業が実施中である。

注)*1 立地適正化計画

都市再生特別措置法が平成26年8月1日に改正され、コンパクト+ネットワークを推進するために創設された制度。

都市再生整備計画関連事業の事例



小千谷市 西小千谷市街地地区
(小千谷市ひと・まち・文化共創拠点ホントカ。)

住宅建設

1 住宅事情

本県の住宅事情は、令和5年の住宅・土地統計調査によると、持家比率、住宅の規模とも全国平均を大きく上回っている。一世帯当たりの住宅戸数も1.18戸となっており、住宅事情は量的にはかなり充足していると言える。

しかし、建築年代別の戸数で見ると、昭和55年以前の旧耐震基準時代の住宅が約25%を占めるなど、超高齢社会に向けて住宅の質的な向上が今後の課題であると言える。

(建表1) 持家率

	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5
全国	59.8	60.3	61.2	61.1	61.7	61.2	60.9
新潟県	76.9	75.2	74.9	73.9	75.5	74.0	74.0

(令和5年 住宅・土地統計調査より)

(建表2) 住宅の規模

	1住宅当たり室数(室)	1住宅当たり畳数(畳)	1住宅当たり延べ面積(m ²)	1人当たり畳数(畳)
全国	4.28	32.65	91.66	14.69
新潟県	5.40	42.31	130.13	17.23

(令和5年 住宅・土地統計調査より)

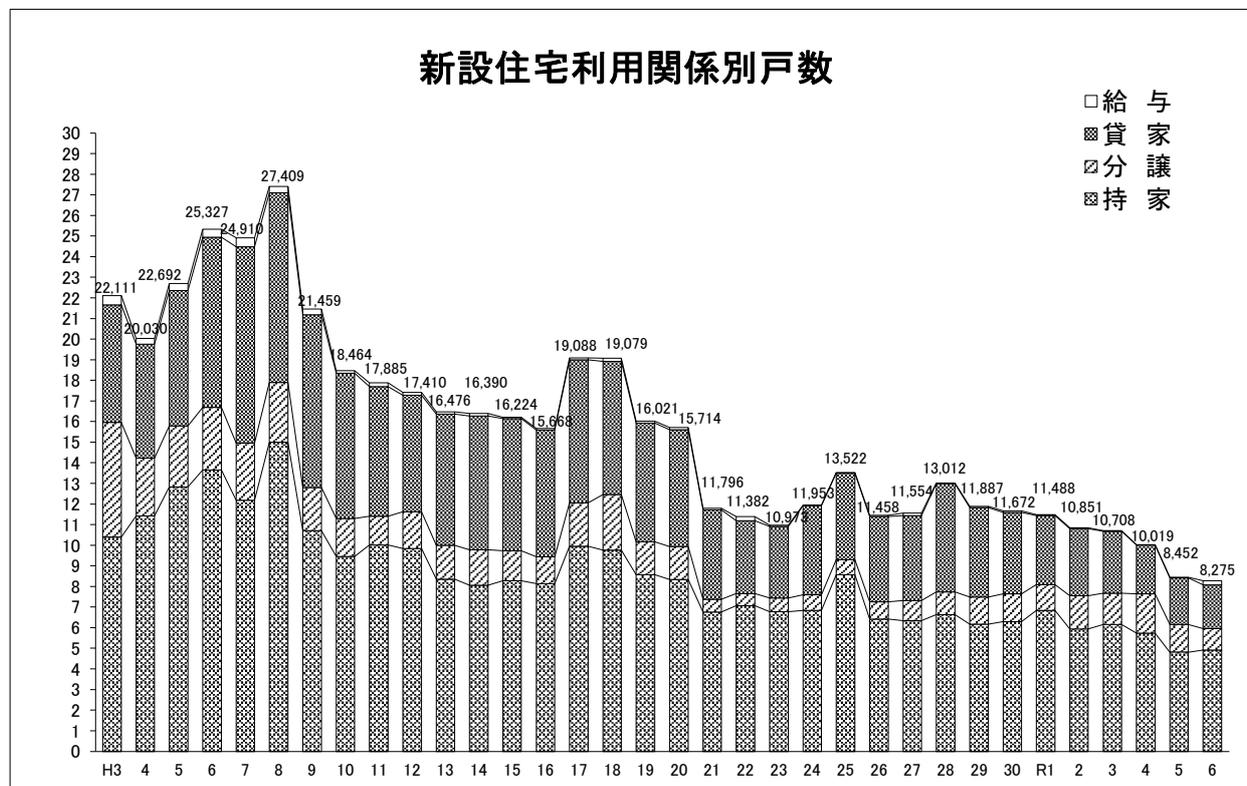
2 住宅市場

本県の住宅建設着工戸数は、平成3年にはバブル崩壊や資材の高騰、人材不足などによる建設工事費の上昇の影響を受けて急減し、平成5年からは景気対策の一環としてとられた低金利政策により、着工戸数が大幅に増加した。平成8年は消費税引上げによる駆け込み需要により持家が大幅増となったが、その反動から平成9年は前年割れとなった。

以降、平成16年まで減少傾向であったが、中越大震災からの復興のため、平成17、18年は増加した。平成19年は建築基準法改正による建築確認の厳格化、平成21年は景気悪化により減少し、以降年12,000戸前後を推移している。平成25年は消費税増税に伴う持家の需要の増加、平成28年は相続税対策などによる貸家の需要の増加により、例年を上回っている。

平成29年以降は減少傾向が続いている。直近では、円安等の影響により住宅用建材などの資材単価が値上がりし、また、人件費や新潟市の地価の上昇等により、住宅の建築費が上昇していることが一因と見受けられる。

新設住宅利用関係別戸数



(建表3) 新潟県新設住宅利用関係別戸数 (年計)

民間賃貸住宅

1 地域優良賃貸住宅

公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度（特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅）を再編し、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域において居住の安定に特に配慮が必要な世帯に施策対象を重点化し、整備費助成及び家賃低廉化助成を通じて、民間事業者等による良質な賃貸住宅の供給を促進する。

（建表4）特定優良賃貸住宅建設実績

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
特定公共賃貸住宅	佐渡市 他2市 計58戸	糸魚川市 他2市 計51戸	出雲崎町 他3市町 計56戸	上越市 他1市 計34戸	胎内市 他2市 計20戸	上越市 他1市 計8戸	胎内市 計4戸	胎内市 計3戸
特優賃※ (民間)	38(38)戸	10(10)戸	12(12)戸	21(21)戸	0(0)戸	0(0)戸	0(0)戸	0(0)戸

()内は特優賃の認定戸数 ※公社は近年実績なし。

（建表5）旧高齢者向け優良賃貸住宅建設実績

供給主体	補助事業主	所在地	団地名	構造・階級	付属施設	戸数	建設年度
民間	新潟市	新潟市	グリーンタウン竹尾	耐火5階建	薬局 診療所 多目的ホール	40戸	H12
〃	長岡市	長岡市	ウエルマンション朝日	耐火8階建	食事サービス施設 交流施設 入浴施設	50戸	H15
〃	新潟市	新潟市	しん明荘	木造2階建	交流施設	16戸	H17

2 サービス付き高齢者向け住宅の登録

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた住宅を登録することで、高齢者の居住の安定確保のための良質な住宅の供給促進を図っていく。

（建表6）サービス付き高齢者向け住宅の登録実績

登録実績	登録主体		計
	【新潟県】	【新潟市】	
登録件数	75件	49件	124件
登録戸数	2,276戸	1,541戸	3,817戸

(令和7年1月末時点)

3 セーフティネット住宅の登録

住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者など）の入居を拒まない安全かつ良質な住宅を登録することで、住宅確保要配慮者の居住の安定と民間賃貸住宅のストック活用を図る。

（建表7）セーフティネット住宅の登録実績

登録実績	登録主体		計
	【新潟県】	【新潟市】	
登録件数	1,680件	910件	2,590件
登録戸数	11,127戸	6,786戸	17,913戸

(令和7年1月末時点)

公営住宅

1 公営住宅の整備

(1) 計画的な建替・改善の推進

公営住宅は、昭和40年代から昭和50年代に建設のピークを迎え、建築後40年を経過し、老朽化した住宅が多くなっている。こうした住宅について、老朽化が進んだ住宅から、順次計画的に入居者の安全性向上のための耐震化や、昨今の居住ニーズに合わせた間取りの改修、バリアフリー化等の改修を実施し、既存ストックの有効活用を図っていく。

(2) 高齢化対応、環境共生等時代要請への先導的取組の推進

高齢化対応、福祉連携、環境問題対応、合理的コスト形成、シックハウス対応、民間活力導入等、時代の要請への先導的取組を推進するとともに、住民参加の住まいづくりを進める。

(3) コミュニティ形成に配慮した型別供給や多様な住宅等との複合整備の推進

標準的なファミリー世帯向けの供給を主体としつつ、必要に応じて高齢単身・夫婦世帯や大家族世帯向けのバランスのとれた配置（ソーシャルミックス）を行うとともに、中堅所得階層向けの民間住宅や福祉施設等との併設を進め、良好な地域コミュニティの形成に資する。

(4) 地域づくり・まちづくりへの貢献

団地の立地条件等に応じて、道路等の公共公益施設整備事業との連携、周辺地域の利便性の向上や景観形成に資する団地設計など、良好な地域づくりへの貢献を推進する。

(建表8) 木造公営住宅建設実績

(令和6年12月末時点)

年度	事業主体	団地名	階数	戸数	地区	戸数及び連棟戸建数			高床	備考
						1戸建	2戸建	3戸以上		
S56~H26				1,530		398	442	690	319	
H27	新潟市	物見山第1、巻1区	2	20				20		
	佐渡市	吉井	1	5			2	3		
	津南町	美雪町	2	4				4		
H28	津南町	美雪町	2	4				4		
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実績無
H30	佐渡市	井内	2	8				8		
R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実績無
R2	五泉市	南本町	1	12				12		
	佐渡市	井内	1	8				8		
R3	五泉市	南本町	2	12				12		
	佐渡市	井内	2	8				8		
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実績無
R5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実績無
R6	出雲崎町	大門第1	1、2	6			6			
合計				1,617		398	450	769	319	

(建表9) 建替事業・改善事業実績(戸数)

(令和6年12月末時点)

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
建設事業 ()は法定 建替戸数	県営	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	市町村営	68 (0)	14 (0)	120 (0)	29 (0)	14 (0)	24 (0)	8 (0)	39 (0)	20 (0)	20 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
	計	68 (0)	14 (0)	120 (0)	29 (0)	14 (0)	24 (0)	8 (0)	39 (0)	20 (0)	20 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
	県営	45	0	0	24	0	22	0	0	24	23	0	21	0
	市町村営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住戸改善事業 (改善後戸数)	計	45	0	0	24	0	22	0	0	24	23	0	21	0

2 シルバーハウジング・プロジェクト

住宅部局と福祉部局が連携することにより、公営住宅等について、手すり、緊急通報装置の設置等の高齢者の安全や利便に配慮した設備・仕様とし、併せてデイサービスセンター等福祉施設との併設又はライフサポートアドバイザーの配置により、在宅生活を支援する。

シルバーハウジング・プロジェクトの入居者要件は以下のいずれか。

高齢者単身世帯 (60 歳以上) / 高齢者(60 歳以上)のみからなる世帯 / 高齢者夫婦世帯 (夫婦のいずれか一方が 60 歳以上であれば足りる) / 障害者単身世帯 / 障害者のみからなる世帯 / 障害者とその配偶者のみからなる世帯 / 障害者と 60 歳以上又は 18 歳未満のものからなる世帯
(注) 公営住宅の入居者資格を満たすことが必要

(建表 10) シルバーハウジング・プロジェクトの実績

(令和 5 年 12 月末時点)

建設場所	団地名	事業主体	建設年度	全体戸数 (内シルバーハウジング戸数)
新潟市	シルバーハウジング 早川町団地	新潟市	H5～6	36(32)戸
見附市	あいおい団地	県	H5～6	24(10)戸
上越市	安江団地	県	H7～9	36(12)戸
新潟市	小須戸大川前団地	新潟市	H8～9	17(11)戸
長岡市	稽古町団地	県	H11～12	60(20)戸
村上市	上の山団地	村上市	H11～14	50(12)戸
上越市	子安団地	上越市	H14～16	42(14)戸
妙高市	朝日町団地	妙高市	H16	18(18)戸
柏崎市	北園町団地	柏崎市	H16～17	28(9)戸
長岡市	千歳団地	長岡市	H17～18	38(20)戸
長岡市	稲葉団地	長岡市	H25～26	41(20)戸
新潟市	亀田向陽団地	新潟市	H25～26	71(24)戸

3 新潟県公営住宅等長寿命化計画

(1) 計画策定の背景と経緯

県営住宅の多くは、昭和 40 年代から昭和 50 年代に建設されており、今後もストックの高齢化、老朽化が進行していくが、県の財政事情は厳しさを増しており、ストックの計画的・効率的な維持管理や老朽化対策が求められている。

一方、依然として、公営住宅は住宅の確保に特に配慮を要する者に対する住宅セーフティネットとして重要な役割を果たしている。

これらを踏まえ、県営住宅を長期的に良好に維持管理していくため、平成 22 年 7 月に「新潟県公営住宅等長寿命化計画」を策定した。

しかし策定から一定期間が経過し、人口減少や高齢化の進行など公営住宅を取り巻く環境変化や国の新たな指針等を踏まえ、将来的なニーズに対応した住宅整備水準を確保しつつ、県営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び事業量の平準化等に取り組むため、令和 5 年 3 月に「新潟県公営住宅等長寿命化計画[第 2 期]」を策定した。

(2) 計画の基本方針

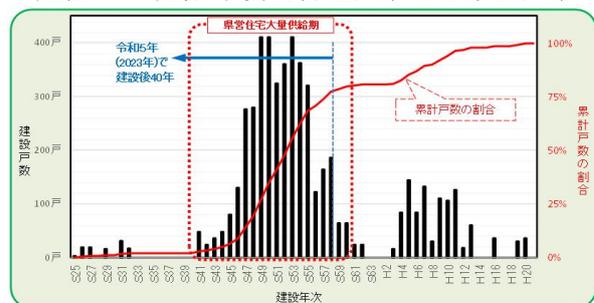
既存の県営住宅を有効に活用するため、将来需要を踏まえ、民間賃貸住宅も有効に活用しながら、将来の管理戸数の適正化を図る。

定期点検等により健全度評価を実施し、「要治療」段階にある住棟を優先的に改善することで、安全・安心なストックを形成する。

また、長寿命化を踏まえたストック活用に当たり、住戸の広さ、設備だけでなく、共用部分、屋外、外構等で一定の居住水準や安全性を確保しつつ、高齢者・障害者等に対応したバリアフリー化に努める。

現計画は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間を計画期間とするが、社会経済情勢の変化等に応じて随時見直しを図る。

(建表 11) 建設年度別管理戸数及び累計戸数



4 公営住宅の管理

令和4年度末現在における公営住宅の管理戸数は、次のとおりである。

(建表 12) 公営住宅管理戸数

	戸数	管理形態
県営住宅	5,273	住宅供給公社管理 (新潟市内) 1,545戸
		所在市管理 (新潟市内以外) 3,728戸
市町村営住宅	13,194	
合計	18,464	

公営住宅の家賃は、入居される世帯の収入や住宅の広さ、築後年数、立地状況等により決定される。公営住宅の入居者の募集は、毎年その年度の住宅が竣工する時期に、それぞれの事業主体毎に行っている。また、空家への入居者補充のための募集も随時実施している。



公営住宅（長岡地区）西神田住宅

住宅施策

1 市街地整備

(1) 住宅市街地総合整備事業

大都市地域の既成市街地において、美しい市街地景観の形成や快適な居住環境の創出、都市機能の更新と併せて職住近接型の良質な市街地住宅の供給を促進することを目的とした事業。

(2) 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備・改善に資する良好な建築物の整備を図るとともに、併せて良好な市街地住宅を供給するもの。

2 公社住宅

市町村連携賃貸住宅建設事業制度

(1) 事業目的

住宅供給公社と市町村が一体となり、優良な賃貸住宅を建設、供給する制度である。

市町村にとっては従来の補助事業による住宅の建設と異なり、公社独自の資金を活用することで事業を迅速に行うことができるとともに、所得制限等の入居基準に拘束されることがなく、柔軟な住宅行政が展開できる。

(2) 事業概要

市町村所有の土地に住宅供給公社が事業主体となり、地域のニーズに合った集合住宅等を公社資金で建設する。

住宅の建設完了後、一定期間は公社が市町村に賃貸し、市町村が管理を行う。一定期間経過後、市町村に無償譲渡する。

(建表 13) 市町村連携賃貸住宅の実績

年度	市町村名	棟数・戸数	備考
H11	十日町市	3棟・14戸	
H12	長岡市	4棟・22戸	
	阿賀町	2棟・12戸	
H13	佐渡市	1棟・5戸	
	長岡市	3棟・16戸	
	三条市	1棟・6戸	
H14	魚沼市	1棟・6戸	
	佐渡市	7棟・30戸	
	十日町市	3棟・12戸	
	上越市	2棟・8戸	
	三条市	1棟・6戸	
H15	長岡市	3棟・24戸	
	上越市	3棟・14戸	
H19	佐渡市	5棟・10戸	
計		39棟・185戸	

(建表 14) 近年の優良建築物等整備事業実績

市町村	地区	事業年度
新潟県	新潟東警察署地区	H22～23
	県警察本部地区(地住交)	H22～23
新潟市	寄居町地区	H17～20
	西堀通六番町地区	H17～20
	古町通五番町地区	H19～24
	下大川前通五ノ町地区	H20～21
長岡市	幸町二丁目地区(地住交)	H22～25
柏崎市	えんま通りA-1地区	H21～24
	えんま通りA-2地区	H22～25
新発田市	市庁舎地区	H26～28
上越市	上越妙高駅周辺地区(A街区)	H29～30
	直江津地区	H29～R1

街なみ環境整備

1 街なみ環境整備事業

生活道路等の地区施設が未整備であること、良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

(建表 15) 事業実施状況

市町村	地区名	事業期間
新発田市	寺町・清水谷地区	H12～
	水のみち地区	H26～
	月岡地区	H27～
出雲崎町	海岸地区	H14～
長岡市	摂田屋地区	H21～
	寺泊旧北国街道地区	H30～
湯沢町	湯沢西地区	H27～
村上市	城下町地区	H29～
上越市	高田地区	R4～

整備イメージ
(はちすば通り)



住環境整備

1 住宅地区改良事業

不良住宅が密集すること等により住環境が劣る地区において、不良住宅をすべて除却して生活道路、児童遊園、集会所等を整備建設し、従前の居住者のための改良住宅を建設することで、不良住宅地の環境改善を図る。

昭和 40 年代を中心に新潟市等で実施され、昭和 54 年度の新潟市中山地区の実施を最後に 16 地区で 1,531 戸が整備された。

2 小規模住宅地区改良事業

不良住宅の集合等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境改善と災害防止のため、不良住宅の除却、住宅（改良住宅）の集団的建設、建築物の敷地の整備等を行う。

(建表 16) 事業実施状況

市町村	年度	地区名	戸数
旧川口町	H17	小高	4
長岡市	H18	油夫、東竹沢、三ヶ	16
柏崎市	H20	番神二丁目（道路、広場等整備で活用）	—
糸魚川市	H29～30	駅北地区	18

3 空き家再生等推進事業

不良住宅・空き家住宅の除却及び空き家住宅・空き建築物の活用を行うことにより、住環境の改善や、地域の活性化を図ることを目的とした事業で、旧老朽住宅除却等事業から助成対象を拡充し、平成 20 年度に創設された。

県内ではこれまでに 16 市町村が事業を実施している。

4 空き家対策総合支援事業

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に全面施行されたことで全国の市町村が空き家対策に取り組む枠組みが整った。本事業は同法に基づき市町村が策定する「空家等対策計画」に沿って行う総合的な空き家対策を支援するため、社会資本整備総合交付金等とは別枠の補助金として平成 28 年度に創設された。

(建表 17) 事業実施状況 (H28～R5)

事業タイプ	市町村
活用	新潟市、上越市
除却	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、弥彦村

5 空き家再生まちづくり支援事業（県単独事業、平成 30 年度創設）

(1) 目的

街なかの賑わい空間創出のため、空き家の再生を図る市町村を支援すること。

(2) 事業概要

- ア 空き家再生のための調査研究（調査のための専門家派遣、ワークショップの開催等）
- イ 空き家の再生（部分改修）

(3) 補助実績 (H30～R5)

調査研究: 11 件

※三条市、柏崎市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、阿賀野市、出雲崎町

再生事業: 7 件

※三条市、出雲崎町

6 空き家利活用支援事業（県単独事業、令和 4 年度創設）

(1) 目的

空き家を活用した子育てしやすい環境づくり及び移住・定住の促進を図る市町村を支援すること。

(2) 事業概要

子育て世帯及び県外からの移住者を対象とした空き家取得若しくは改修支援

(3) 補助実績 (R4～R5)

10 市で事業実施し 88 件補助

7 にいがた安心こむすび住宅推進事業
(県単独事業、令和6年度創設)

(1) 目的

子育てしやすい住宅の普及促進に向け、こどもの事故防止や家族のふれあい等に配慮した「にいがた安心こむすび住宅基準」に適合する空き家のリノベーションを行い、子育て世帯に販売する買取再販事業者に対して補助。

(2) 事業概要

(建表 18) 事業概要

補助対象	買取再販事業者
販売対象世帯	子育て世帯及び若者夫婦世帯 ※子育て世帯：15歳以下の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯
対象経費	「にいがた安心こむすび住宅基準」に適合するリノベーション工事に係る経費等（改修費、建物状況調査費、広告宣伝費、住宅性能表示）
補助率	1/2
補助限度額	3,000千円/件 (改修費2,750千円、建物調査50千円、性能表示100千円、広告費100千円)

(3) 補助実績 (R6年12月末)

69事業者登録 28件交付申請

克雪対策

1 住宅の雪対策の必要性

本県は全域が豪雪地帯に指定されており、県土面積の約7割が特別豪雪地帯に指定されるなど全国でも有数の豪雪県である。特別豪雪地帯では、高齢化が著しく進行しており、屋根雪下ろしの労働力不足、雪下ろし作業による人身事故の多発、家周りの除雪の困難さによる生活上の障害などの問題を抱えている。加えて核家族化や高齢者単身世帯の増加などに伴い、自力で屋根雪処理を行うことが困難な世帯は、今後さらに増加するものと考えられ、雪対策はまちづくりにおける重要な課題となっている。

屋根雪対策としては、住宅の克雪化が最も有効であるが、克雪住宅の建築や既存住宅の克雪化に要する経費は少なくなく、克雪住宅普及の障害となっている。

このため、県では昭和62年より克雪住宅の整備に対する支援を開始し、平成4年度からは国の補助事業も活用しつつ制度の名称や内容を改正し、住宅の克雪化に対する助成措置や普及啓発活動を展開し、雪に強く快適な住まいづくりを継続して推進している。

(建表 19) 克雪すまいづくり支援事業概要

事業名	克雪すまいづくり支援事業									
細事業名	克雪すまいづくり支援事業				克雪すまいづくり 集团的支援事業		命綱固定アンカー 普及促進事業			
区分	一般		要援護世帯		集团的整備		なし			
補助基本額	660千円/戸		660千円/戸		990千円/戸		200千円/戸			
負担割合	融雪式	県	1/3	融雪式	県	2.5/6	国	1/3	県	1/4
		市町村	1/3		市町村	2.5/6	県	1/6	市町村	1/4
		自己	1/3		自己	1/6	市町村	1/6	自己	1/2
	その他	県	1/4	その他	県	1/3	※克雪化の対象方式 に関わらず補助率 は同じ ※住宅の克雪化に伴 う段差解消のため に設置するホーム エレベーター等も 補助対象		※屋根の雪下ろし作 業により管理され ている既存住宅に おいて、命綱固定ア ンカーを設置する 工事の費用が補助 対象	
		市町村	1/4		市町村	1/3				
		自己	1/2		自己	1/3				
補助金額	融雪式：440千円/戸 その他：330千円/戸		融雪式：550千円/戸 その他：440千円/戸		660千円/戸		100千円/戸			
対象地域	特別豪雪地帯				特別豪雪地帯		特別豪雪地帯			
事業主体	市町村				市町村		市町村			

(3) 補助実績

(建表 20) 克雪すまいづくり支援事業の実績 (戸数)

年 度	H4～12	H13～17	H18～R2	R3	R4	R5	小計	合計
克雪すまいづくり支援事業 (旧事業含む)	9,260	3,786	2,958	181	142	106	16,433	16,560
集団的支援事業 (旧事業含む)	74	45	8	0	0	0	127	
命綱固定アンカー普及促進事業 (R3～)				110	161	181	452	452

2 克雪すまいづくり支援事業

(1) 創設の背景

山間地域を含む豪雪地帯において克雪住宅の整備を行う者に対し、その費用の一部を市町村が補助する場合に支援する制度として、「克雪住宅普及促進事業 (平成 5～12 年度)」を創設、その後地区要件を付加した「克雪住宅環境整備支援事業 (平成 13～17 年度)」を経て、現行の「克雪すまいづくり支援事業 (平成 18 年度～)」創設に至る。

(2) 制度概要

ア 克雪すまいづくり支援事業

町内会単位等の地区レベルでの克雪住宅の集団的整備を進める市町村に対し県が支援するもので、特に要援護世帯における克雪住宅化や無雪化推進のため融雪住宅への誘導を重点的に支援している。

イ 克雪すまいづくり集団的支援事業

住宅マスタープランを策定した市町村で、屋根雪による道路交通障害を克雪住宅化により解消等しようとする地区の克雪住宅建設費の一部を補助している。

ウ 命綱固定アンカー普及促進事業

屋根雪下ろしに伴う転落事故防止のため、市町村の行う命綱固定アンカー設置費補助の一部を補助している。

3 新潟県住宅の屋根雪対策条例

(1) 背景

平成 22 年度の豪雪をはじめとして、毎年住宅の雪下ろしに伴う事故が多発し、死傷者に占める高齢者の割合が高いことから、平成 23 年度に有識者からなる委員会を設置し、屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するための方策について検討を行った。

その結果、県民の意識改革を図る上で条例化は有効との報告を受け、克雪住宅の普及促進などを盛り込んだ「新潟県住宅の屋根雪対策条例」を制定、平成 24 年 10 月 12 日に公布施行した。

(2) 条例の内容

この条例は、住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、「屋根雪対策は、県民及び所有者等が自主的かつ主体的に行うとともに、関係者相互が連携、協力する。」という基本理念を掲げ、県、県民、事業者等の役割を明らかにした。

また、住宅の屋根雪対策の推進に当たっては、ア 住宅の克雪化の努力義務を課すとともに普及促進の支援策を展開する「克雪住宅の普及促進・啓発に係る取組」

イ 安全な服装や転落防止措置などの普及を進める「住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保に係る取組」

ウ 緊急やむを得ない場合に、所有者負担で県が屋根雪下ろしを行うことができる規定を盛り込むなど「空き家の屋根雪下ろし等に関する取組」

以上の 3 点を取組の柱として定めた。

(3) 今後の展開

本条例に基づき、より一層の関連施策の推進を図り、関係者が各々の役割を果たすことにより、生命に関わる屋根雪下ろし事故を無くし、積雪期において県民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。

(土木部で取り組む主な施策)

- ・克雪すまいづくり支援事業の継続実施
- ・克雪住宅ガイドブックの作成配布
- ・克雪住宅チェックシートの作成配布
- ・克雪住宅普及のためのセミナー開催
- ・克雪住宅事例集の作成配布
- ・克雪住宅啓発用品の事業者への貸出し
- ・命綱固定アンカーガイドブックの作成配布
- ・克雪住宅オープンハウスの一斉開催など

その他必要な施策については、関係部局と連携して検討・実施する。

建築行政

建築基準法等

1 建築基準法施行状況

(1) 特定行政庁設置状況

- 新潟市 (昭和 39 年 9 月 1 日)
- 長岡市 (昭和 55 年 4 月 1 日)
- 上越市 (昭和 59 年 4 月 1 日)
- 柏崎市 (昭和 62 年 4 月 1 日)
- 三条市 (平成 4 年 4 月 1 日)
- 新発田市 (平成 8 年 4 月 1 日)

(2) 指定確認検査機関指定状況

- 一般財団法人にいがた住宅センター
(平成 11 年 10 月 14 日)
- 株式会社新潟建築確認検査機構
(平成 12 年 7 月 10 日)

(3) 指定構造計算適合性判定機関指定状況

- 一般財団法人にいがた住宅センター
(平成 20 年 9 月 11 日)

指定構造計算適合性判定機関委任状況

- 一般財団法人にいがた住宅センターほか
計 12 機関

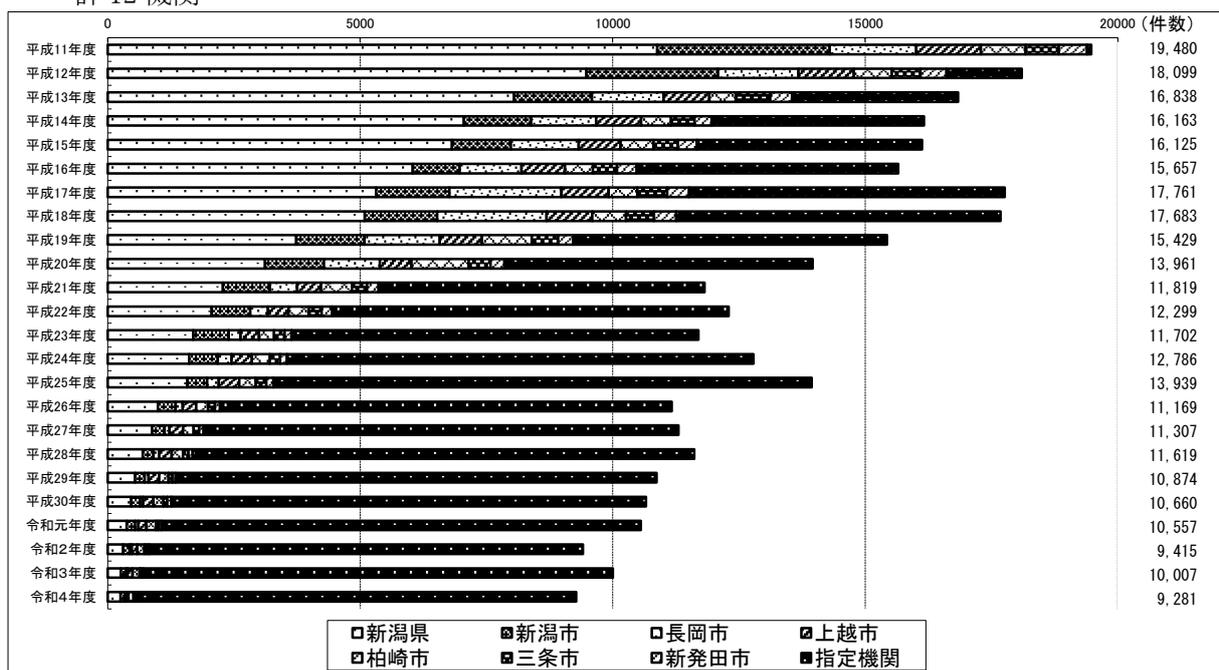
2 建築物等の確認・検査制度

建築基準法では、その計画について建築物の安全、防火、衛生上その他について最低限の技術的基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することとしている。さらに、新潟県建築基準条例においては、気候・風土の特殊性及び特殊建築物等について、制限を付加している。

これらの技術的基準の適合について建築主事等の確認及び検査を受ける制度が設けられている。

3 違反建築物の取締り強化と建築監視員

違反建築物の取締りについては、建築監視員を任命して、無確認建築物の絶滅と、違反建築物の早期発見に努めている。



(建表 21) 県内建築物等の確認済証交付件数

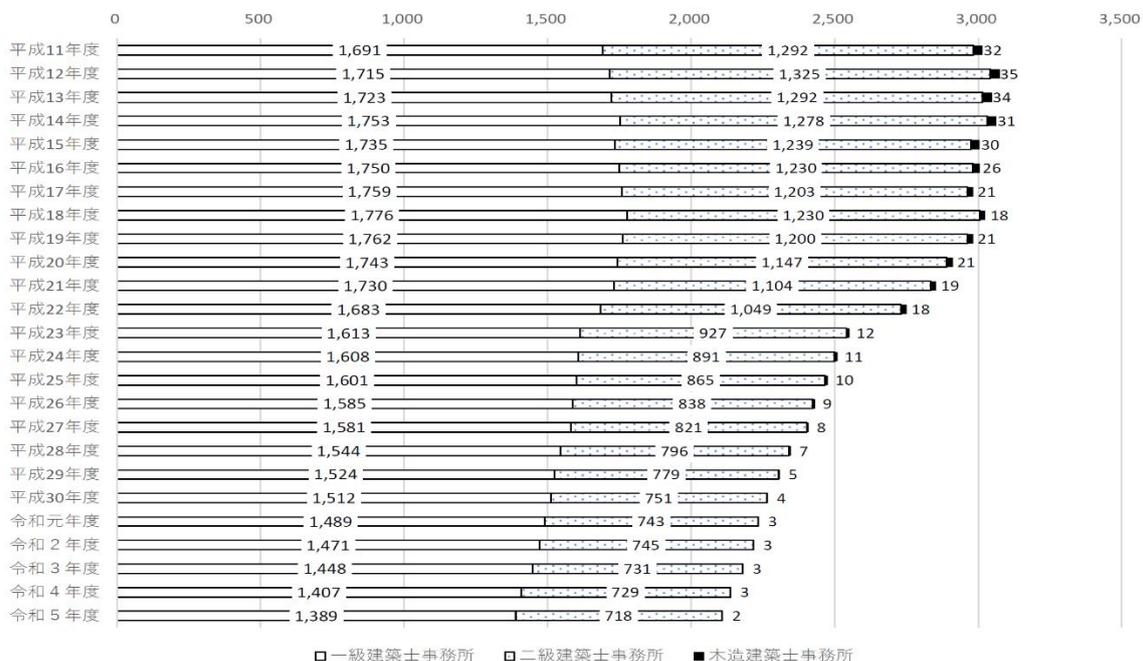
建築士法

建築物の設計・工事監理等の業務の適正を図るため、建築士事務所の登録、二級・木造建築士試験の実施及び免許の登録などを行っている。また、建築士及び建築士事務所の業務に関して建築基準法違反など建築士法に違反する行為のないよう行政上の指導監督を強化している。

(建表 22) 二級・木造建築士免許登録状況 (件数)

年度	免許申請	免許登録	年度末登録総数
平成26年度	127	127	19,368
平成27年度	123	123	19,478
平成28年度	151	151	19,611
平成29年度	126	126	19,728
平成30年度	131	131	19,841
令和元年度	98	98	19,928
令和2年度	113	113	20,022
令和3年度	98	98	20,106
令和4年度	112	112	20,203
令和5年度	121	121	20,314

(件数)



(建表 23) 建築士事務所登録状況

耐震改修促進法

県では、令和3年12月に国が定める基本方針が改定されたことを受け、既存の新潟県耐震改修促進計画(「以下「県計画」という。)(第2期)を見直すこととし、外部有識者による改定検討委員会を開催し、その意見を踏まえ、令和4年9月に第3期となる県計画を策定した。

県計画(第3期)では、国が定める基本方針の他、令和4年3月に公表された新潟県地震被害想定調査の結果を踏まえ、令和7年度末までの耐震化率の目標を定めており、住宅については、93%の達成を目指すべき目標として掲げることとした。

また、補助制度に関して、県では、平成18年度に耐震すまいづくり支援事業を創設し、同年度から耐震診断、平成20年度から耐震改修の支援を市町村と共同で行っている。

(建表 24) 耐震すまいづくり支援事業の実績

	耐震診断		耐震改修(全部)		部分改修・耐震シェルター		除却	
	件数	市町村数	件数	市町村数	件数	市町村数	件数	市町村数
平成18~25年度	4,205	25~27	331	23~28	—	—	—	—
平成26年度	527	27	51	27	—	—	—	—
平成27年度	407	27	41	27	—	—	—	—
平成28年度	431	25	44	25	1	12	—	—
平成29年度	272	26	42	26	2	14	—	—
平成30年度	190	26	25	26	0	16	—	—
令和元年度	191	26	25	25	3	16	—	—
令和2年度	173	26	22	26	1	16	—	—
令和3年度	190	26	14	26	2	16	—	—
令和4年度	208	25	16	24	0	15	—	—
令和5年度	211	25	23	24	0	—	5	1
総件数	7,005	—	634	—	9	—	5	—

長期優良住宅法

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度の創設を柱とする「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成 21 年 6 月 4 日に施行された。以後、所管行政庁によって認定業務が行われている。平成 28 年 4 月からは既存住宅の増築・改築に係る認定、令和 4 年 10 月からは既存住宅（建築行為なし）に係る認定制度が開始された。

(建表 25) 長期優良住宅の認定件数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
認定件数	756	1,588	1,396	1,266	1,705
年度	H26	H27	H28	H29	H30
認定件数	1,456	1,497	1,637	1,558	1,507
年度	R1	R2	R3	R4	R5
認定件数	1,602	1,479	1,723	1,672	1,489

宅地建物取引業法

宅地建物取引業者数は、増減を繰り返しながらもやや減少傾向となっている。

一方、不動産取引に関する相談は依然として多い。例年実施している一斉立入調査に限らず、必要の都度、立入調査を行うこととしており、業界団体とも協力し、宅地建物取引業法等の周知徹底を図っている。

(建表 26) 年度末の免許業者数 (業者数)

区分 年度	知事免許	大臣免許	計
24	1,498	21	1,519
25	1,494	25	1,519
26	1,492	26	1,518
27	1,479	26	1,505
28	1,483	28	1,511
29	1,495	29	1,524
30	1,485	26	1,511
R1	1,485	30	1,515
2	1,500	30	1,530
3	1,486	30	1,516
4	1,486	30	1,516
5	1,483	29	1,512

(建表 27) 業法違反者処分の状況 (件数)

区分 年度	免許取消		業務 停止	免許 拒否	指示
		*			
24					
25	1	1			
26	1			1	
27					
28	1				
29					
30					
R1					
2	1	1	1		
3					
4	3	2			
5		1			

*=事務所不確知又は営業保証金未供託による取消(再掲)

住宅瑕疵担保履行法

建設業者又は宅地建物取引業者は、平成 21 年 10 月 1 日以降に新築住宅を発注者又は買主に引き渡す際に、当該新築住宅についての資力確保措置(「保険への加入」又は「保証金の供託」)が義務付けられた。

これにより、建設業者又は宅地建物取引業者は、発注者又は買主に対する瑕疵担保責任を確実に履行することができ、建設業者又は宅地建物取引業者の倒産等により瑕疵の補修等を行うことが不可能となった場合でも、保険金の支払又は保証金の還付により、補修等に必要の費用が発注者又は買主に支払われることとなった。

また、建設業者又は宅地建物取引業者は、基準日(3月31日)から3週間以内に、当該基準日前1年間に引き渡した新築住宅についての資力確保措置の状況を届け出なければならないこととなっている。

○第 26 回基準日(令和 6 年 3 月 31 日)の届出状況

- ・建設業者 1,518 業者
- ・宅地建物取引業者 224 業者

○国土交通大臣が指定する瑕疵担保責任保険法人(令和 6 年 12 月末時点)

- ・株式会社住宅あんしん保証
(<http://www.j-anshin.co.jp/>)
- ・住宅保証機構株式会社
(<http://www.mamoris.jp/>)
- ・株式会社日本住宅保証検査機構
(<http://www.jio-kensa.co.jp/>)
- ・株式会社ハウスジューメン
(<http://www.house-gmen.com/>)
- ・ハウスプラス住宅保証株式会社
(<http://www.houseplus.co.jp/>)

被災者支援

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の供与

自然災害等により住宅を失った被災者に対し、災害救助法に基づき応急仮設住宅（建設型応急住宅）を建設し供与した。応急仮設住宅の供与期間は通常2年間である。中越大震災では、「特定非常災害の被害者の権利利益等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特定非常災害として指定を受けたことから、供与期間が2年間から3年間に延長された。

（建表 28）応急仮設住宅（建設型応急住宅）の供給実績

	建設型応急住宅	供与期間	備考
中越大震災	計 3,460 戸 旧長岡市 840 戸 小千谷市 870 戸 川口町 412 戸 旧山古志村 632 戸など	当初：H16. 12. 17～H18. 12. 16 1 回目延長期間：H18. 12. 17～H19. 6. 30 2 回目延長期間： (旧山古志村除く)H19. 7. 1～H19. 10. 31 (旧山古志村)H19. 7. 1～H19. 12. 31	特定非常災害として指定
	中越沖地震	計 1,222 戸 柏崎市 1,007 戸 刈羽村 200 戸 出雲崎町 15 戸	H19. 9. 20～H21. 9. 19
令和4年8月 3日からの大雨	計 33 戸 村上市 33 戸	30 戸：R4. 9. 13～R5. 11. 26 3 戸：R4. 9. 13～R6. 9. 12	

災害公営住宅等の建設

住宅を失い住宅再建が困難な低所得者の住宅確保のため、市町村が建設する災害公営住宅及びペット共生住宅（ペット同伴での入居が可能）の建設費に対して、国の補助に加えて上乗せ補助を実施。標準的な建設費を上回る部分について全額を補助した。

（建表 29）災害公営住宅等の建設実績

	災害公営住宅	ペット共生住宅
中越大震災	計 336 戸 長岡市 145 戸 小千谷市 96 戸 十日町市 10 戸 川口町 85 戸	9 戸(小千谷市)
	中越沖地震	
		30 戸(柏崎市)

被災住宅相談の実施

災害協定に基づき、要望のあった被災市町村に対して建築士等の相談員を派遣し、被災した住宅の修繕等に関する相談に応じる相談会を実施する。

住宅修繕支援隊本部の開設

被災者の生活の安定と被災地の復興を促進するため、住宅修繕支援隊を組織し、地元工務店等による修繕工事を支援した。（中越大震災のみ）

住宅再建貸付等に係る支援策

1 災害被災者住宅再建資金貸付

被災住宅の新築・購入・補修等の資金を一定額以上借り入れる被災者に金融機関と協調して低利の上乗せ融資を行う。

（中越大震災 2,656 件・中越沖地震 744 件）

2 災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業補助金

被災住宅の復興に必要な資金を借り入れる被災者に対し、市町村が利子補給事業を行う場合、その経費の 1/2 の額を、県が市町村に補助する。

3 かけ地近接等危険住宅移転事業

かけ地の崩壊等で住民に危険を及ぼすおそれのある区域において、市町村が行う危険住宅の除却等の経費に対する補助（除却費は実費相当額及び引越費用等の補助限度額は 975 千円）、及び移転等の資金の借入れにかかる利子補給（補助限度額は 4,210 千円（特殊土壌の場合は 7,318 千円））に対し補助する。（中越大震災 41 件）

応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与及び公営住宅目的外使用許可の実施

被災者に仮の住居を速やかに提供するため、災害救助法の規定による応急仮設住宅として、県内の民間賃貸住宅を県が借り上げるとともに、県及び市町村は公営住宅の目的外使用を許可し、供与した。

(建表 30) 民間賃貸住宅借上実績

災害名称	実施市町村	入居実績	備考
中越大震災	長岡市、見附市 外3市町	174世帯 457人	平成18年12月終了
中越沖地震	上越市	2世帯 5人	平成20年2月終了
新潟・福島豪雨	三条市、十日町市 外2市	11世帯 39人	平成25年11月終了
板倉区国川地区地すべり災害	上越市	6世帯 22人	平成26年3月終了
糸魚川市における大規模火災	糸魚川市	46世帯 89人	平成30年12月終了
令和4年8月3日からの大雨	村上市、関川村	28世帯 83人	令和6年11月終了
能登半島地震	新潟市、上越市	419世帯 1074人	実施中

(令和7年1月末時点)

(建表 31) 公営住宅(県営・市町営)入居実績(目的外使用許可による入居)

災害名称	実施市町村	入居実績	備考
中越大震災	長岡市、柏崎市 外7市町	76世帯	平成18年12月終了
中越沖地震	上越市、柏崎市 外5市町	46世帯	平成21年10月終了
長野県北部地震	上越市 外2市町	38世帯 91人	平成26年7月終了
新潟・福島豪雨	長岡市、見附市 外5市町	19世帯 45人	平成25年11月終了
板倉区国川地区地すべり災害	上越市	5世帯 12人	平成26年3月終了
平成25年7・8月豪雨災害	長岡市、出雲崎町	4世帯 9人	平成26年2月終了
糸魚川市における大規模火災	糸魚川市	11世帯 31人	令和元年12月終了
令和4年8月3日からの大雨	村上市、胎内市、関川村	14世帯 37人	令和6年11月終了
能登半島地震	新潟市、上越市 外3市	59世帯 93人	実施中

(令和7年1月末時点)

空家情報提供センターの設置

仮住居を希望する被災住民を対象として実施している各種公的機関や民間の空家情報の一元化を図り、被災者のニーズに応じた空家情報を効果的に提供するため、電話相談窓口「空家情報提供センター」を設置して電話対応を行った。

(中越大震災)

被災住宅の応急危険度判定

中越大震災及び中越沖地震では、国土交通省、県、市町村の職員に加え、建築士会、県外からも応援を得て実施した。

なお、県では、平成8年度から、被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、震災時に備え、判定士の確保に努めている。

(令和6年4月1日現在1,236人)

(建表 32) 建築物応急危険度判定実績

	動員数	判定期間
中越大震災	3,821人	H16.10.24~11.10
中越沖地震	2,758人	H19.7.16~7.23
山形県沖地震	60人	R1.6.20~6.22
能登半島地震	420人	R6.1.2~1.11

震災復興基金(建築住宅課関連の住宅再建支援事業等)

中越大震災及び中越沖地震からの早期復興のため、基金を設立し、被災住宅復興支援を含む総合的な復興対策を実施。

(建表 33) 震災復興基金での実施事業

事業名	中越大震災	中越沖地震
被災者住宅復興資金利子補給	○	○
住宅債務(二重ローン)償還特別支援	○	○
雪国住まいづくり支援	○	○
住宅再建総合窓口設置支援	○	○
中山間地型復興住宅建設支援	○	—
不動産活用型融資制度(リバースモーゲージ)	○	○
応急仮設住宅維持管理等	○	○
公営住宅入居支援	○	○
緊急公営住宅入居支援	○	—
二重被災者住宅債務償還特別支援	○	—

公共建物建設の現況

県民の共有財産である県の公共建物は、県政推進の中核施設として重要な役割を果たしている。

この公共建物については、所管課が施設整備計画を策定し、その建設を営繕課が担当している。

令和5年度に実施した建設工事は、施工件数131件、事業費約235.6億円(営表1)で、そのうち新規工事は84件、約36.3億円(営表2)である。

令和5年度事業は、主なものとして県央基幹病院建設工事、十日町病院改築工事、南魚沼警察署建設工事、県立学校の大規模改修工事などがあり、「令和5年度営繕事業一覧」(営表3)のとおりである。

これからの公共建物づくり

1 公共建物づくりに求められる視点

県の公共建物は、新たな行政需要を反映した県民サービスを提供する場として、親しみやすく、便利で安全であるとともに、執務効率の向上、災害への対応などを基本として、それぞれの用途に応じた機能が十分発揮されるよう以下の視点で整備を進めている。

- (1) 防災拠点として機能するため耐久性・耐震性を保持した施設であること。
- (2) 性別・年齢・障害の違いにかかわらず、誰でも利用しやすい施設であること。
- (3) 省エネやCO2削減など地球規模の環境問題に対応する施設であること。
- (4) まちづくりの核として、地域の自然・景観・文化性に配慮した施設であること。
- (5) 快適な執務環境・空間を備えた行政サービスの向上に資する施設であること。

2 公共建物を取り巻く今後の課題

県の公共建物の多くは、昭和40～60年代にかけて、学校などを中心に大量に整備されてきた(営図1)。これら施設は建設後、数十年が経過し、今後、建替や大規模改修等多くの費用が発生することが見込まれ、厳しさを増す財政状況の中で大きな課題となっている。

そのため、今まで整備したこれらの「ストック」をその時代の社会的要請に的確に対応した建物・設備類として、安全かつ最適な状態(コスト最小・効果最大)で維持・保全し、「長寿命化」を図っていくことが重要となっている。

令和5年度の主な事業

● 県央基幹病院 (R2～R5年度)



構造規模：SRC 一部S他 9F

延床面積 45,389 m²

コンセプト

- 救命救急医療を提供する地域の基幹的病院
- 地域医療と医療連携を推進する病院
- 医療スタッフの集まる魅力ある病院(マグネットホスピタル)
- 高齢社会に対応した病院

● 南魚沼警察署 (R4～R6年度)

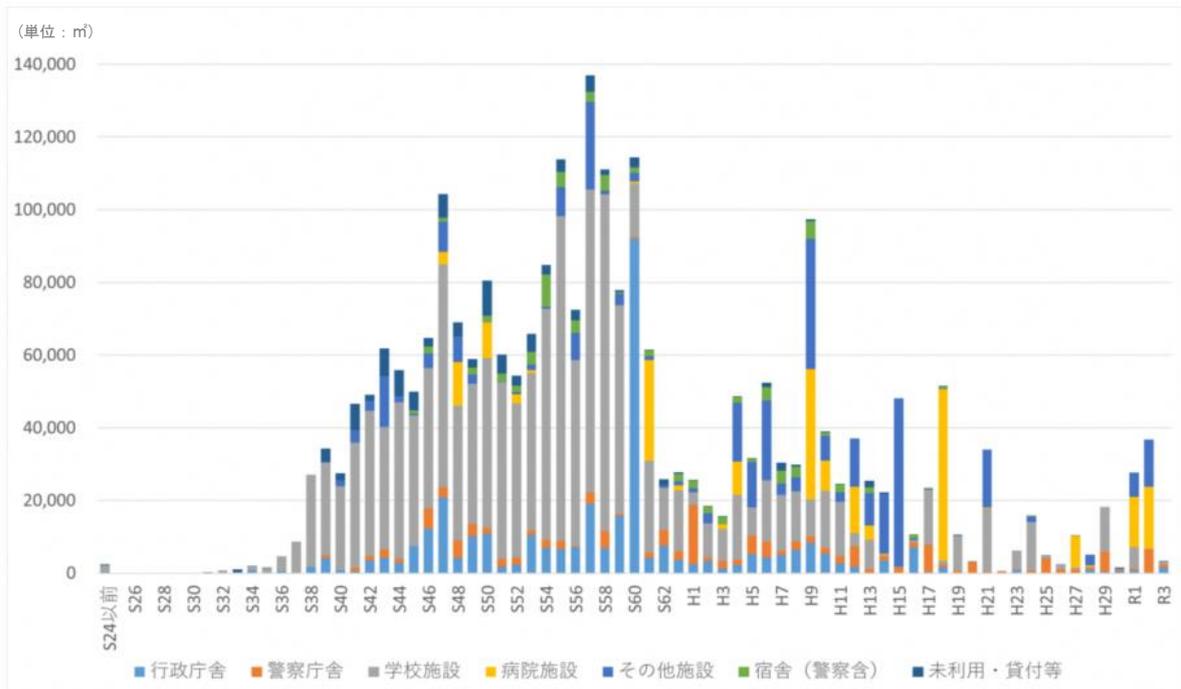


構造規模：RC 3F

延床面積 4,439 m² (附属棟含む)

コンセプト

- 事件・事故・災害に迅速・的確に対応できる警察署
- 人と環境に優しく、雪に負けない警察署
- 警察活動を中断しない現在地建替



(営図 1) 公共施設 建築年次別延床面積 (令和 2 年度末現在)

3 企画・立案・調整機能の強化・充実

近年の公共建物は、行政施策の変化に伴い、機能面についても従来の学校・庁舎にとどまらない多種多様な新たな形態へと変化している。このことから、施設計画への企画提案や、予算折衝等一連の調整業務に対して当初段階から建築技術サイドの参画が求められており、企画・立案・調整機能の強化・充実を図り、より良い施設の建設を目指している。

4 設計者の選定

公共建物の質を確保する上で、設計者の選定は重要である。そこで、当課が所掌する大規模施設、又はグレードの高い施設の設計者の選定については、建築物等の設計業務委託における設計者選定基準により、当該事業の目的及び内容に最も適した設計者を選定している。

今後も設計者選定方法の改良を重ね、行政の透明性・公平性と公共建物の品質の向上に取り組んでいくこととしている。

5 県有建築物の耐震化促進

平成 19 年 3 月に策定された「新潟県耐震改修促進計画」において、県有建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するため、県有建築物耐震化推進連絡会議を設置し、平成 20 年 3 月に『県有建築物（知事部局）耐震化推進計画』を策定した。

その後、平成 27 年度に本計画の計画期間の最終年度を迎えたことから、進捗状況を踏まえて計画内容を見直し、平成 28 年 9 月に改定を行った。改定内容は、平成 19 年 4 月から平成 27 年度末までの計画期間を 5 年延長して令和 2 年度末までとするとともに、県有建築物（知事部局）の目標耐震化率を 100%に引き上げ、耐震化年次計画（営図 2）を見直し、令和 2 年度末をもって耐震化率 100%に至る。

年度		～H19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 ～R2	計
耐震化年次計画	耐震診断 実績棟数	164棟	2棟	1棟	1棟	2棟	1棟	1棟					172棟
	累計 (耐震診断実施率)	164棟 (95.3%)	166棟 (96.5%)	167棟 (97.1%)	168棟 (97.7%)	170棟 (98.8%)	171棟 (99.4%)	172棟 (100%)	172棟 (100%)	172棟 (100%)	172棟 (100%)	172棟 (100%)	172棟 / 172棟
	耐震改修設計 実績棟数	4棟	6棟	5棟	11棟	10棟	10棟	10棟	7棟	6棟	9棟	5棟	83棟
	耐震改修工事 実績棟数 (累計(A))	4棟 (4棟)	4棟 (8棟)	4棟 (12棟)	3棟 (15棟)	6棟 (21棟)	8棟 (29棟)	9棟 (38棟)	15棟 (53棟)	6棟 (59棟)	5棟 (64棟)	18棟 (82棟)	82棟
耐震化状況	昭和57年以降建築 棟数 (B)	122棟	1棟	1棟						3棟			127棟
	耐震診断の結果安全性が 確認された棟数 (C)	87棟 (87棟)					1棟 (88棟)						
	累計 (D)=(A)+(B)+(C) (耐震化率)	213棟 (71.7%)	218棟 (73.4%)	223棟 (75.1%)	226棟 (76.1%)	232棟 (78.1%)	241棟 (81.1%)	250棟 (84.2%)	265棟 (89.2%)	274棟 (92.3%)	279棟 (93.9%)	297棟 (100.0%)	297棟 / 297棟
防災上重要な特定建築物(累計)					14棟	16棟	20棟	27棟	28棟	28棟	28棟	28棟	28棟
耐震化率					48.3%	55.2%	69.0%	96.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	28棟 / 28棟

(営図2) 県有建築物(知事部局)耐震化年次計画

令和5年度完成 新潟県優良工事表彰(営繕課)

- 十日町病院改築附属建物工事
- 鳥屋野潟公園多目的広場照明施設改修電気設備工事
- 県央基幹病院衛生設備工事



十日町病院改築附属建物工事



県央基幹病院衛生設備工事



鳥屋野潟公園多目的広場照明施設改修電気設備工事

(営表1) 令和5年度部局別・工種別工事一覧

(金額単位:千円)

	建 築		電 気 設 備		機 械 設 備		合 計	
	施工件数	金 額	施工件数	金 額	施工件数	金 額	施工件数	金 額
知事部局	36	10,581,544	21	3,351,203	23	5,607,990	80	19,540,737
教育庁	12	1,428,522	16	527,515	12	333,330	40	2,289,366
病院局	3	559,636	2	32,961	2	184,313	7	776,910
企業局	1	7,887	0	0	0	0	1	7,887
警察本部	1	722,360	1	123,154	1	102,900	3	948,414
合計	53	13,299,949	40	4,034,832	38	6,228,533	131	23,563,314

- (注) 1. 施工件数は、契約期間に当年度が含まれる工事の件数
2. 金額は、令和5年度支出した額

(営表2) 令和5年度部局別・工種別工事一覧 (令和5年度 新規工事分)

(金額単位:千円)

	建 築		電 気 設 備		機 械 設 備		合 計	
	施工件数	金 額	施工件数	金 額	施工件数	金 額	施工件数	金 額
知事部局	21	(1,404,176) 635,904	8	(243,152) 130,577	15	(592,067) 576,142	44	(2,239,395) 1,342,624
教育庁	12	(1,808,462) 1,428,522	13	(582,470) 463,430	11	(360,296) 259,580	36	(2,751,228) 2,151,532
病院局	1	(56,100) 22,400	1	(15,828) 15,828	1	(149,600) 89,700	3	(221,528) 127,928
企業局	1	(7,887) 7,887	0	(0) 0	0	(0) 0	1	(7,887) 7,887
警察本部	0	(0) 0	0	(0) 0	0	(0) 0	0	(0) 0
合計	35	(3,276,625) 2,094,713	22	(841,449) 609,835	27	(1,101,964) 925,423	84	(5,220,038) 3,629,970

- (注) 1. 金額は、新規発注工事の令和5年度支出額
2. 上段()書きは、新規発注工事の契約額

(営表3) 令和5年度営繕事業一覧

知事部局

委任部局	施 設 名	種 別	構 造		延べ面積 (㎡)	工 事 費 ()内は契約総額	備 考
			構造	階数			
防災局	消防学校訓練棟改修	建築、電気	SRC	8	468	(52,303) 18,400	R5-R6
福祉保健部	県央基幹病院建設	建築、電気、機械2	S SRC RC	9	45,395	(23,173,690) 16,458,490	R2-R5
	県央基幹病院外構	建築、電気、機械	-	-	-	(255,654) 255,654	R4-R5
	県央基幹病院植栽	建築	-	-	-	(13,093) 13,093	R5
	上越児童相談所改修	建築、電気、機械	RC	2	601	(29,583) 23,783	R4-R5
	中央福祉相談センター冷温水発生機更新	機械	-	-	-	(79,693) 79,693	R5
	コロニーにいがた白岩の里冷温水発生機更新	機械	-	-	-	(86,347) 86,347	R5
	新潟ユニゾンプラザファンコイルユニット更新	機械	-	-	-	(41,956) 41,956	R5
あけぼの園ファンコイルユニット更新	機械	-	-	-	(45,844) 45,844	R5	
観光文化スポーツ部	新潟県議会旧議事堂地盤改良他	建築	W	2	-	(246,400) 0	R5-R6

知事部局(つづき1)

委任部局	施設名	種別	構造		延べ面積 (㎡)	工事費 ()内は契約総額	備考
			構造	階数			
土木部	一般国道352号中永トンネル照明設備更新(その1)	電気	-	-	-	(95,301) 59,701	R4-R5
	一般国道352号中永トンネル照明設備更新(その2)	電気	-	-	-	(93,478) 37,300	R5-R6
	藤沢除雪ステーションキュービクル改修	電気	-	-	-	(9,559) 9,559	R5
	ひ生揚水機場ポンプ操作室棟建築	建築	RC	1	45	(37,730) 0	R5-R6
	(国)289号八十里越道路除雪機械格納庫建設	建築、電気	S	2	672	(312,950) 32,000	R5-R6
	笠堀ダム旧管理棟解体	建築	RC	2	220	(37,573) 37,573	R4-R5
	賀慶補助排水機場建築	建築	S	1	137	(77,286) 49,186	R4-R5
	新潟スタジアム屋根鉄骨等補修(その5)	建築	SRC	5	-	(380,925) 247,225	R4-R5
	新潟スタジアムフィールド照明改修(その3)	電気	-	-	-	(214,464) 214,464	R4-R5
	新潟スタジアム館内照明制御装置更新	電気	-	-	-	(19,800) 19,800	R4-R5
	新潟スタジアム熱源設備更新(その2)	機械	-	-	-	(82,971) 82,971	R4-R5
	鳥屋野潟公園多目的広場照明施設改修	建築、電気	-	-	-	(151,263) 94,163	R4-R5
	鳥屋野潟公園スケートパーク(仮称)建設	建築2、電気、機械	S	1	531	(177,408) 177,408	R4-R5
	県立植物園温室自動制御監視設備更新	機械	-	-	-	(46,413) 28,213	R4-R5
	新潟スタジアムパッケージエアコン更新	機械	-	-	-	(33,609) 33,609	R5
	県立野球場観客席防水改修	建築	SRC	4	-	(17,160) 17,160	R5
	島見緑地合併処理浄化槽更新	機械	-	-	-	(55,798) 55,798	R5
	大潟水と森公園潟の里ゾーン 東屋改修	建築	W	1	61	(25,353) 25,353	R5
	公営住宅(新潟地区)早通南住宅1号棟他防水改修	建築	RC	5	-	(28,883) 18,683	R4-R5
	公営住宅(三条地区)南四日町住宅4号棟外壁他改修	建築	RC	5	-	(48,518) 30,518	R4-R5
	公営住宅(燕地区)小関住宅1~3号棟解体	解体	CB	2	782	(47,091) 47,091	R4-R5
	三条地区(西大崎住宅4号棟他)住宅用火災警報器更新	電気	-	-	-	(11,264) 6,664	R4-R5
	公営住宅(南魚沼地区)上町住宅松・竹棟給排水設備改修	機械	-	-	-	(56,821) 35,121	R4-R5
	公営住宅(上越地区)南新町住宅D号棟住戸改善衛生設備	電気、機械	-	-	-	(123,372) 102,072	R4-R5
	公営住宅(南魚沼地区)六日町学校町住宅屋上防水他改修	建築	RC	3	-	(18,630) 18,630	R5
	公営住宅(見附地区)あいおい住宅防水改修	建築	RC	3	-	(24,441) 24,441	R5
	公営住宅(三条地区)南四日町住宅3号棟外壁改修	建築	RC	3	-	(32,937) 32,937	R5
	公営住宅(三条地区)西大崎住宅2号棟外壁改修	建築	RC	4	-	(37,178) 37,178	R5

知事部局(つづき2)

委任部局	施設名	種別	構造		延べ面積 (㎡)	工事費 ()内は契約総額	備考
			構造	階数			
土木部	公営住宅(小千谷地区)元中子住宅1号棟屋上防水改修	建築	RC	5	-	(13,057) 13,057	R5
	公営住宅(魚沼地区)羽根川住宅1号棟屋上防水改修	建築	RC	5	-	(13,712) 13,712	R5
	公営住宅(上越地区)南本町1号棟屋上防水改修	建築	RC	4	-	(10,526) 10,526	R5
	公営住宅(長岡地区)あかさか住宅1号棟除却解体	建築	RC	4	1,828	(94,137) 37,400	R5-R6
	公営住宅(三条地区)南四日町住宅4号棟給排水設備改修	機械	-	-	-	(52,668) 52,668	R5
	公営住宅(上越地区)南新町住宅A、B号棟排水設備他改修	機械	-	-	-	(36,025) 20,100	R5-R6
	公営住宅(魚沼地区)羽根川住宅2号棟給排水設備改修	機械	-	-	-	(29,915) 29,915	R5
	公営住宅(魚沼地区)青島住宅1号棟排水設備改修	機械	-	-	-	(13,285) 13,285	R5
	公営住宅(燕地区)南吉田住宅2号棟給排水設備改修	機械	-	-	-	(21,472) 21,472	R5
	柏崎地区(半田2、3、5号棟)県営住宅給水ポンプ改修	機械	-	-	-	(12,819) 12,819	R5
	見附地区(葛巻B号棟)県営住宅給水管改修	機械	-	-	-	(6,875) 6,875	R5
	上越地区(安江住宅D号棟他)緊急通報システム更新	電気	-	-	-	(35,959) 14,300	R5-R6
	新津処理場機械棟他改修(1期)	建築、電気、機械	RC	3	7,174	(151,308) 151,308	R4-R5
	長岡処理場汚泥棟耐震改修	建築	RC	4	2,517	(78,100) 0	R5-R6
	新津処理場機械濃縮棟耐震改修	建築	S	2	637	(5,720) 5,720	R5
交通政策局	直江津港南ふ頭旅客上屋外壁改修(その1)	建築	RC	7	-	(89,395) 89,395	R4-R5
	両津港南ふ頭旅客上屋北側渡船橋通路外壁他改修	建築	RC	2	-	(59,355) 59,355	R4-R5
	姫川港資材倉庫建築等	建築	S	1	78	(20,772) 20,772	R4-R5
	港湾監視設備更新	電気	-	-	-	(98,792) 98,792	R4-R5
	濁川揚水機場受変電設備更新	電気	-	-	-	(55,967) 45,367	R4-R5
	新潟港(西港区)中2号上屋改修建築	建築	RC	1	-	(86,411) 86,411	R5
	新潟港(西港区)東2号県営上屋改修	建築	RC	2	-	(69,190) 0	R5-R6
	両津港PAS・高圧ケーブル更新	電気	-	-	-	(13,715) 13,715	R5
	佐渡空港ターミナル増築等	建築、電気、機械	s	1	110	(125,699) 125,699	R5
知事部局計						(27,517,609) 19,540,737	

教育庁

委任部局	施設名	種別	構造		延べ面積 (㎡)	工事費 ()内は契約総額	備考
			構造	階数			
教育庁	新潟中央高校音楽棟空調設備更新	機械	-	-	-	(73,750) 73,750	R4-R5
	新潟江南高校受変電設備改修	電気	-	-	-	(29,973) 18,673	R4-R5
	新潟田農業高校受変電設備改修	電気	-	-	-	(29,513) 29,513	R4-R5
	三条商業高校受変電設備改修	電気	-	-	-	(26,499) 15,899	R4-R5
	小出高校特別教室棟改修	建築、電気、機械	RC	4	986	(144,327) 144,327	R5
	三条商業高校特別教室棟改修	建築、電気、機械	RC	4	2,433	(259,886) 259,886	R5
	三条商業高校特別教室棟改修(三期)	建築	RC	4	1,322	(155,100) 0	R5-R6
	新潟江南高校衛生看護科棟1他解体	解体	S	1	472	(23,918) 23,918	R5
	新潟北高校管理普通教室棟改修	建築、電気、機械	RC	4	1,832	(290,928) 290,928	R5
	長岡明德高校管理普通特別教室棟改修	建築、電気	RC	4	1,413	(234,038) 234,038	R5
	海洋高校特別教室棟他改修	建築、電気、機械	RC	4	1,848	(126,699) 126,699	R5
	塩沢商工高校特別教室棟他改修	建築、電気、機械	RC	4	4,452	(231,023) 231,023	R5
	上越総合技術高校機械実習棟改修	建築、電気、機械	RC	3	2,231	(330,255) 330,255	R5
	新潟田南高校普通教室棟改修	建築、電気、機械	RC	3	1,704	(103,578) 103,578	R5
	長岡商業高校大体育館他改修	建築、機械	RS S	2	2,192	(234,256) 0	R5-R6
	三条東高校受変電設備改修	電気	-	-	-	(30,250) 12,100	R5-R6
	羽茂高校受変電設備改修	電気	-	-	-	(15,070) 15,070	R5
	県央工業高校受変電設備改修	電気	-	-	-	(76,450) 0	R5-R6
	新津高校エレベーター棟増築及びエレベーター設置	建築	RC	5	76	(95,134) 95,134	R5
	直江津中等教育学校受水槽更新	機械	-	-	-	(32,601) 32,601	R5
	高田特別支援学校暖房設備改修(1期)	機械	-	-	-	(36,175) 36,175	R5
	高田特別支援学校下水道接続	機械	-	-	-	(91,300) 0	R5-R6
	月ヶ丘特別支援学校受変電設備改修	電気	-	-	-	(39,600) 15,800	R5-R6
	県立図書館受変電設備等更新	電気	-	-	-	(200,640) 200,000	R5-R6
教育庁計						(2,910,962) 2,289,366	

病院局

委任部局	施設名	種別	構造		延べ面積 (㎡)	工事費 ()内は契約総額	備考
			構造	階数			
病院局	十日町病院改築附属建物	建築2	-	-	-	(565,649) 501,549	R4-R5
	十日町病院改築外構(Ⅱ期)	舗装、電気、機械	-	-	-	(209,033) 147,433	R4-R5
	十日町病院改築外構(Ⅲ期)	舗装、電気、機械	-	-	-	(221,528) 127,928	R4-R6
病院局計						(996,210) 776,910	

企業局

委任部局	施設名	種別	構造		延べ面積 (㎡)	工事費 ()内は契約総額	備考
			構造	階数			
企業局	発電管理センター宿直室等改修	建築	RC	3	-	(7,887) 7,887	R5
企業局計						(7,887) 7,887	

警察本部

委任部局	施設名	種別	構造		延べ面積 (㎡)	工事費 ()内は契約総額	備考
			構造	階数			
装備施設課	南魚沼警察署建設	建築、電気、機械2	RC	3	4,439	(1,668,165) 948,414	R4-R6
警察本部計						(1,668,165) 948,414	

合 計						(33,100,833) 23,563,314	
-----	--	--	--	--	--	------------------------------	--

下水道

下水道は、健康で快適な生活を送るために、そして河川や海域等の公共用水域の水質を保全するために必要不可欠な施設である。また、主に市街地の雨水を速やかに排除する役割も果たす施設である。

本県においては、昭和 40 年代までは県内 112 市町村中 7 市のみが下水道整備を行っている状況だったが、高度経済成長に伴う都市への人口集中や産業活動の拡大により、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁が進み、下水道整備の必要性が認識され、順次、各市町村においても下水道事業に着手した。

また、県でも昭和 49 年度から 2 以上の市町村の汚水を処理する流域下水道事業に着手し、県・市町村で連携しながら下水道の整備を進めてきたところである。

その取組の結果、令和 5 年度末の下水処理人口普及率（下水道を利用できる区域の定住人口/県総人口）は 78.6%まで向上したが、全国の普及率（81.4%）と比較すると依然 2.8 ポイント程度低い状況となっている。

近年、頻繁する激甚な災害で明らかとなった課題に対応するため、本県の下水道施設に関する緊急対策を「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」で、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間に実施した。

令和 3 年度以降は、気候変動に伴う気象災害、大規模地震、インフラの老朽化から国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を活用し、流域治水対策、地震対策、老朽化対策を実施している。

今後は、これまで同様に下水道の普及拡大を進めるとともに、持続可能な循環型社会の構築を図るため、健全な水循環及び環境への配慮とコスト縮減につながる資源循環を創出する下水道を目指す「循環のみち」の持続と進化に向け取り組んでいく必要がある。

流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、環境基本法第 16 条に基づく水質環境基準の水域類型が指定された水域について、下水道法第 2 条の 2 に基づいて策定される当該水域に係る下水道整備に関する総合的な基本計画であり、公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するために、個別の下水道計画の上位計画として策定するものである。

本県においては、信濃川、阿賀野川、新井郷川など 9 つの流域別下水道整備総合計画を、人口減少等の社会情勢の変化に対応し適宜見直し調査を実施する予定である。令和 6 年度は、加治川及び落堀川流域において調査を実施している。

都道府県構想の策定

汚水処理施設整備構想（以下、「構想」とする。）は、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽その他汚水処理施設の整備区域、整備手法、整備スケジュール等の目標を定めた計画であり、各都道府県が「都道府県構想」として取りまとめるものであり、本県では、平成 2 年に策定している。

近年では未普及地域の早期解消だけでなく、増大するストックの老朽化対策にも対応していく必要がある、今後の人口減少や高齢化など地域の実情に応じた効率的な整備・運営管理を計画的に実施するため、既存構想の早急な見直しを行うよう、国土交通省、農林水産省、環境省の三省連名で要請があった。

これを受け、本県では①集合処理から個別処理への計画見直しによる令和 10 年度までの汚水処理施設概成、②施設の統合・広域化の推進、③汚泥の有効利用推進、の基本方針を盛り込み、平成 30 年度に構想の見直しを行った。また令和 6 年度には、構想の中間評価を実施した。

流域下水道

流域下水道は、河川や湖沼の水質汚濁防止のため、その流域内にある2以上の市町村の下水（関連公共下水道から排水）を集めて処理する広域的な下水道で、県が事業主体となっている。本事業については、昭和49年度に信濃川下流流域下水道新潟処理区に事業着手し、現在までに、同処理区のほか、信濃川下流流域下水道新津処理区、同長岡処理区、魚野川流域下水道六日町処理区、同堀之内処

理区、阿賀野川流域下水道新井郷川処理区及び西川流域下水道西川処理区が供用を開始しており、現在4流域下水道7処理区により整備を進めている（平成7年度に供用を開始した国府川流域下水道国府川処理区は、平成26年4月1日、佐渡市公共下水道に移行した。）。

将来にわたり事業を持続的に運営していくため、流域下水道事業は令和2年度から地方公営企業法を適用して公営企業会計に移行し、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定している。

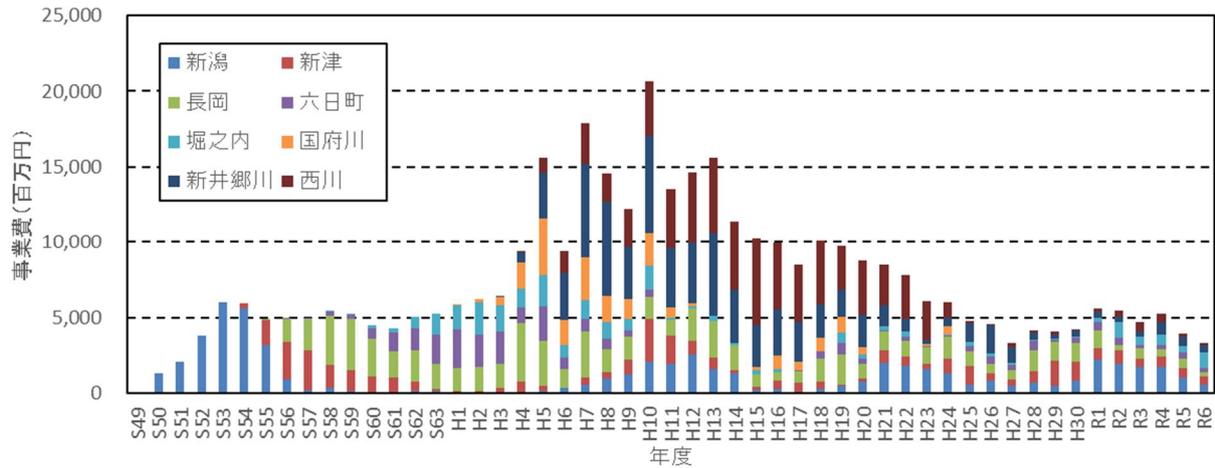
(下表1)流域下水道事業全体計画

(令和6年12月末現在)

名称	信濃川下流流域下水道			阿賀野川流域下水道
	新潟	新津	長岡	新井郷川
処理区名	新潟	新津	長岡	新井郷川
計画処理面積 (ha)	5,123	3,567	5,025	8,074
計画処理人口 (人)	175,330	93,935	104,300	158,607
計画汚水量 (m ³ /日)	94,122	44,207	52,049	84,648
幹線数, 管渠延長 (km)	1 幹線, 12.8	3 幹線, 22.5	4 幹線, 45.7	11 幹線, 70.5
ポンプ場	1 か所	3 か所	5 か所	3 か所
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
着手年度	昭和49年度	昭和54年度	昭和55年度	平成4年度
供用開始年度	昭和55年度	昭和58年度	昭和60年度	平成9年度
関連市町村	新潟市 1 市	新潟市 五泉市 2 市	長岡市 小千谷市 2 市	新潟市、新発田市、 阿賀野市、 聖籠町 3 市 1 町

名称	魚野川流域下水道		西川流域下水道
	六日町	堀之内	西川
処理区名	六日町	堀之内	西川
計画処理面積 (ha)	2,835	1,527	4,008
計画処理人口 (人)	40,181	22,347	112,540
計画汚水量 (m ³ /日)	20,451	11,940	55,984
幹線数, 管渠延長 (km)	1 幹線, 20.5	3 幹線, 15.6	6 幹線, 76.0
ポンプ場	—	3 か所	18 か所
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
着手年度	昭和56年度	昭和58年度	平成5年度
供用開始年度	平成2年度	平成4年度	平成14年度
関連市町村	南魚沼市 1 市	魚沼市 1 市	新潟市、燕市 弥彦村 2 市 1 村

(下表 2 - 1) 流域下水道事業費の推移



(下表 2 - 2) 流域下水道事業費の推移 (金額単位：千円)

年度 処理区名	令和 5 年度まで	令和 6 年度 (当初)
新潟	57,543,893	561,753
新津	37,490,868	557,077
長岡	66,257,493	273,143
六日町	25,742,591	278,267
堀之内	23,742,492	1,013,379
国府川 ※	21,742,437	-
新井郷川	71,747,253	490,216
西川	68,154,926	159,848
合計	372,421,953	3,333,683

※平成 26 年度に佐渡市へ移管した
国府川処理区の事業費は、平成 24
年度までの累計

流域下水道施設維持管理計画

1 施設の現状

新潟県が管理する流域下水道は、昭和49年度から順次整備を進め、令和6年12月末現在、管路施設は27幹線（2条管を含む総延長267km）、終末処理場は7処理場、中継ポンプ場は33ポンプ場となっている。管路施設は、30年を経過すると不具合の発生確率が上がるとされており、現時点で30年を超過するものは全体の32%となっているが、10年後には68%に達し、補修や更新にかかる費用の増加が予想される。

また、終末処理場や中継ポンプ場の機械・電気設備では、そのほとんどが15年の標準耐用年数であるが、すでに大半が供用から

15年を超過する状況となっている。これまで小修繕や補修更新により、機能維持を図ってきているが、今後の対象施設のさらなる増により、補修更新費用の増加が予想される。

2 計画の改定

平成26年に策定した土木部社会資本維持管理計画の個別計画である流域下水道施設維持管理計画に基づき、社会資本の維持管理・老朽化対策に取り組んできた。

しかし、厳しい財政状況の中で公共土木施設の老朽化対策を計画的かつ着実に進めるため、令和4年3月に土木部社会資本維持管理計画を改定した。併せて流域下水道施設維持管理計画についても、新潟県流域下水道事業経営戦略の理念のもと、優先度（健全度・重

要度)の観点から、令和7年度までの計画期間内に重点的かつ集中的な老朽化対策を推進するものとして改定した。

3 計画の内容

○定期的な調査・点検の実施

下水道施設別に調査・点検内容や頻度などを定めた点検基準に基づき、新潟県から下水道施設の維持管理を受託している公益財団法人新潟県下水道公社及び新潟県流域下水道事務所が調査・点検を実施し、下水道施設の状況を把握する。

○現在の施設状態の評価

下水道施設の状況把握に基づき、故障頻度といった機能面での健全度、錆・腐食状況といった物理面での健全度など多くの項目を評価した上で、総合的な健全度を5段階で評価する。

○ストックマネジメント計画の策定

上記の健全度評価を行い、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設の計画的かつ効率的に管理するために本計画を策定。

被害規模(影響度)と発生確率(不具合の起こりやすさ)を考慮し、リスクの高い施設から修繕・改築を実施している。

4 効果

定期的な調査・点検の実施・評価と、適切な維持管理・更新により、ライフサイクルコスト(LCC)を削減し、事業費の平準化を図ることができる。

公共下水道

「公共下水道」は、下水道法第2条により、「主として市街地における下水を排除し又は処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」と定義されている。

平成18年度末までに、下水道法にもとづく下水道事業計画を定めた県内28の市町村で下水道が供用され、他の事業で実施している刈羽村(農業集落排水等)及び粟島浦村(漁業集落排水)を含めると県内全市町村で汚水処理施設が供用されている。

また、下水道が持つ重要な役割のもう一つは、雨水を排除し、住民の生命・財産及び交通・通信の都市機能を浸水から守り、都市の健全な発達に寄与することである。

近年、浸水被害が頻発する中、下水道による浸水対策については、河川と連携した排水施設の整備、民間活用も含めた貯留・浸透対策施設、下水道施設の耐水化、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化に加え、浸水想定区域図、ハザードマップの策定、水位周知下水道の指定等、流域治水の考え方を踏まえたハード・ソフト一体的な浸水対策を実施する必要がある。

(下表3) 公共下水道事業費の推移

(金額単位:千円)

事業区分	令和5年度当初(A)		令和6年度当初(B)		前年比(B/A)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
社会資本整備総合交付金	5,211,900	2,542,900	6,003,500	2,931,750	1.15	1.15
防災安全交付金	10,365,418	5,087,685	6,929,877	3,486,800	0.67	0.69
下水道防災事業費補助	1,860,018	930,009	5,682,316	2,841,158	3.05	3.05
地方創生汚水処理施設推進交付金	150,000	75,000	274,806	137,403	1.83	1.83
上下水道一体効率化・基盤強化推進	-	-	35,250	35,250	-	-
合計	17,587,336	8,635,594	18,925,749	9,432,361	1.08	1.09

水環境の保全

県内の流域下水道施設（7処理区）の維持管理は、公益財団法人新潟県下水道公社に委託している。公社は、施設を適正に維持管理し、下水道法及び水質汚濁防止法に規定される放流水質基準を遵守して公共用水域へ放流している。

（下表4） 流域下水道処理場放流水質調査結果

処理区名	令和4年度		令和5年度	
	日平均処理水量 (m ³ /日)	放流水質 年平均値 (BOD:mg/L)	日平均処理水量 (m ³ /日)	放流水質 年平均値 (BOD:mg/L)
新潟	63,090	2.6	61,424	3.0
新津	28,852	2.7	29,004	2.4
長岡	40,304	4.4	39,523	3.0
六日町	11,743	5.3	11,877	4.8
堀之内	10,001	3.2	9,683	2.6
新井郷川	36,289	5.1	36,666	4.8
西川	24,665	4.3	24,508	5.4

注 BOD：河川や排水の有機物汚濁を表す代表的な指標
 (放流水質基準：10 mg/L（新津）、15 mg/L（新潟、長岡、六日町、堀之内、新井郷川、西川)

付 表

◆ 令和6年度の県予算と土木部予算

- 1 一般会計歳出予算部別内訳
- 2 一般会計土木部予算項別内訳
- 3 一般会計年度別当初予算の推移
- 4 投資事業当初予算の推移（土木部）

◆ 新潟県社会資本整備状況

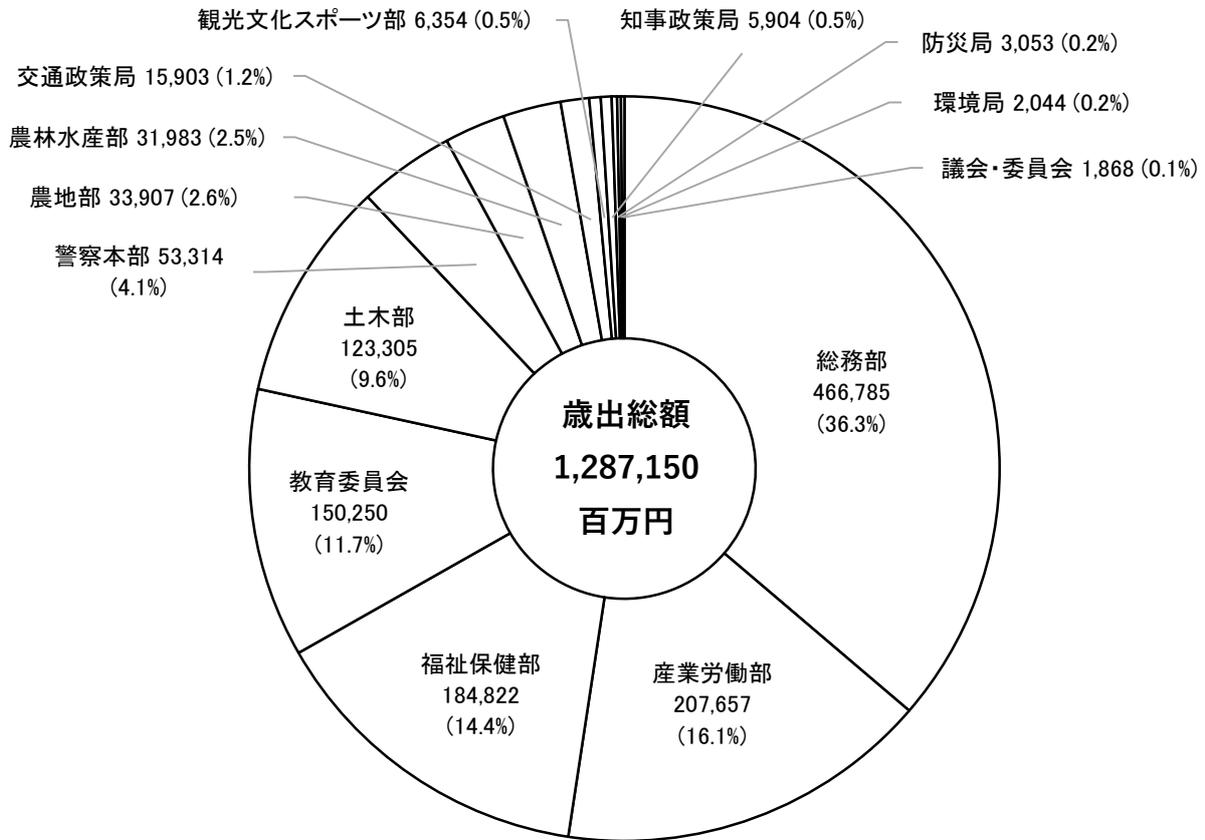
◆ 土木部が所管する新潟県の長期計画等一覧

◆ 土木部職員現員表

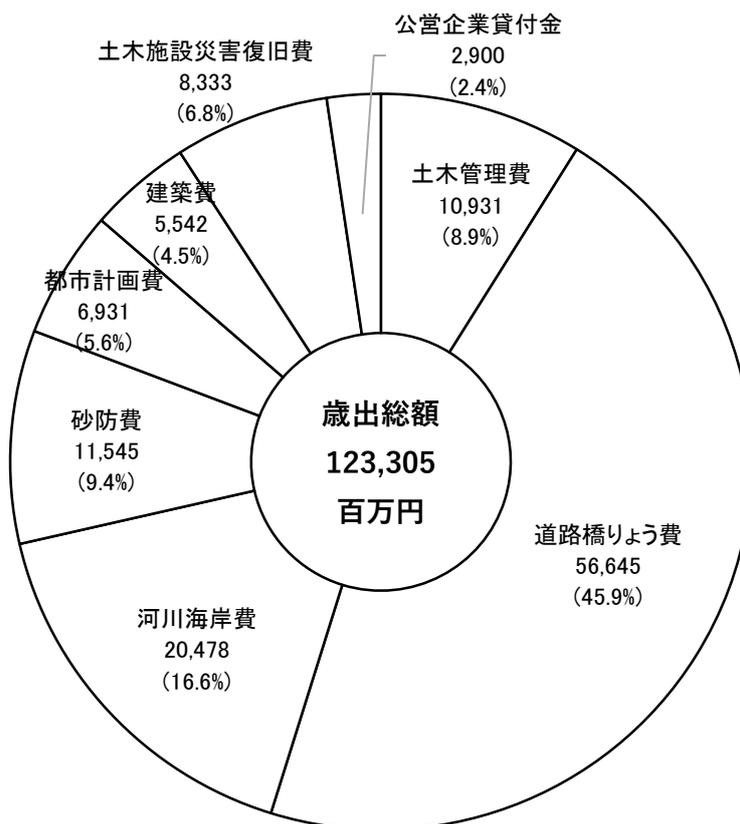
◆ 土木部のあゆみ

令和6年度の県予算と土木部予算

1 一般会計歳出予算部別内

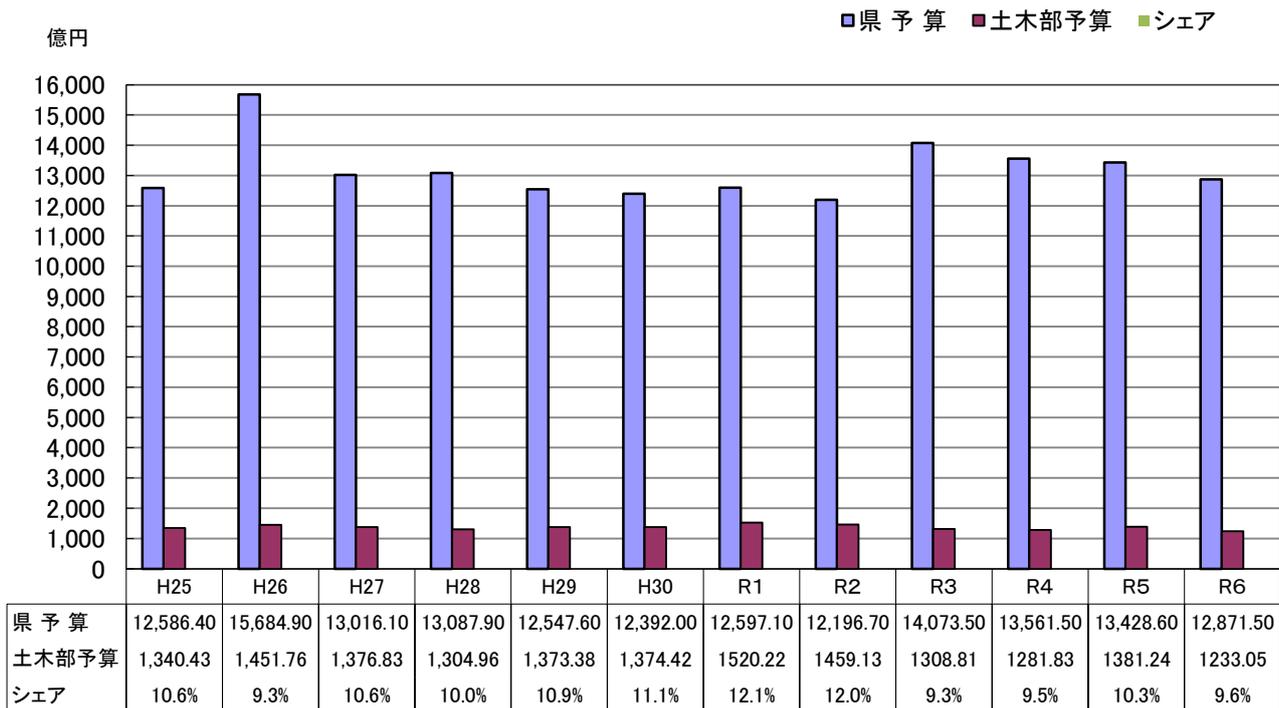


2 一般会計土木部予算項別内訳

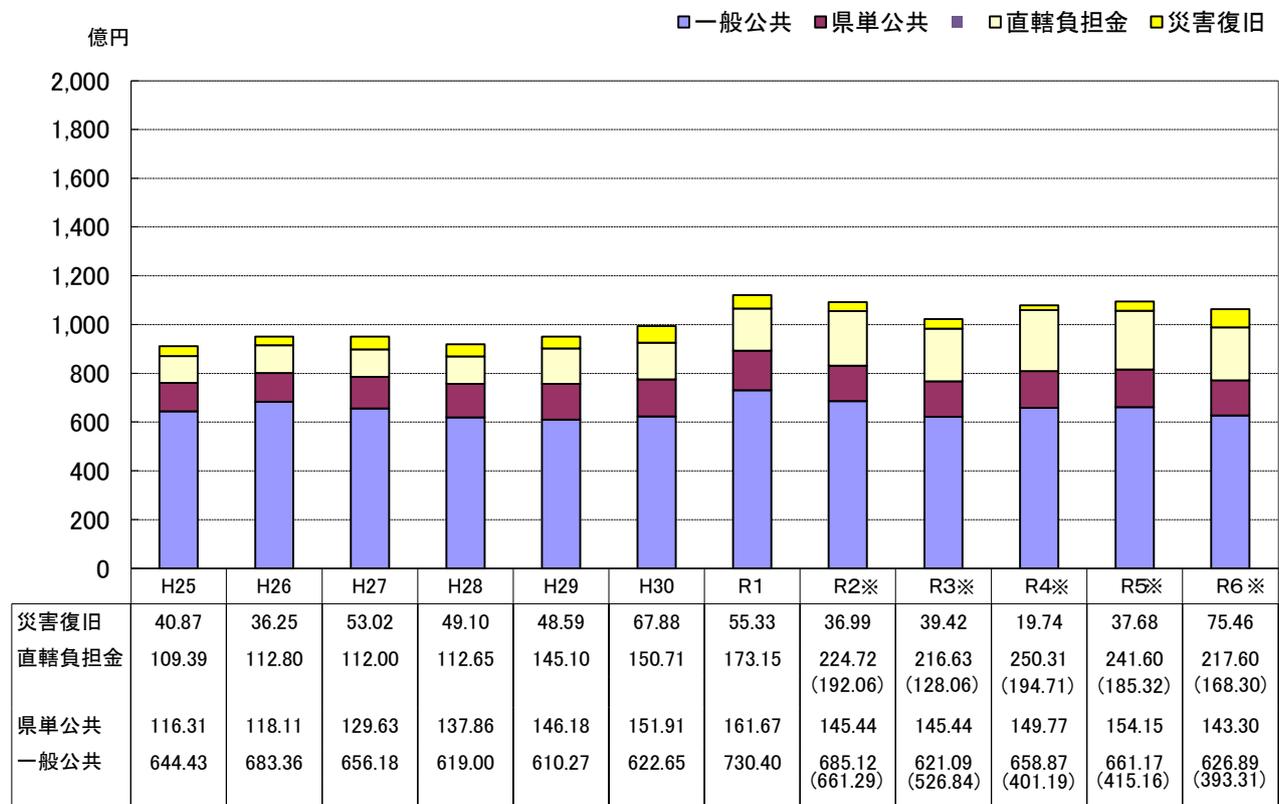


※ 端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

3 一般会計年度別当初予算の推移



4 投資事業当初予算の推移（土木部）



※R2～R6は「2月冒頭＋当初」
()内は「うち当初分」

新潟県の社会資本整備状況

項 目		調査時点	単位	全 国	新潟県	順位	
概 要	面 積	令和6年 10月	km ²	377,975.64	12,583.67	5	
	人 口	令和5年 10月	千人	124,352	2,126	15	
	市町村数	令和6年 10月	市町村	1,724	30	25	
道 路	延 長	一般国道	令和4年 3月	km	56,144.4	2,010.2	3
		都道府県道	令和4年 3月	km	129,880.8	4,647.9	4
	改 良 率	一般国道	令和4年 3月	%	93.2	89.1	39
		(車道幅5.5m以上) 都道府県道	令和4年 3月	%	71.2	67.2	29
	歩道設置率	一般国道	令和4年 3月	%	60.1	62.9	23
		都道府県道	令和4年 3月	%	40.9	33.4	32
	高速道路	総延長	令和4年 3月	km	9,315	441	—
		供用延長	令和4年 3月	km	9,168	441	2
面積当り供用延長		令和4年 3月	km/千km ²	24	35	—	
都市施設	街路改良率	令和5年 3月	%	67.7	61.8	35	
	都市公園等整備率	令和5年 3月	m ² /人	10.9	15.6	—	
	下水道処理人口普及率	令和6年 3月	%	81.4	78.6	18	
河 川	県管理河川延長	令和6年 4月	km	113,293.4	4,901.0	2	
	要改修延長	令和6年 3月	km	69,325.9	3,093.0	—	
	改 修 率 (新規を除く)	令和6年 3月	%	46.3	54.4	16	
海 岸	海岸線延長	令和5年 3月	km	17,171.3	406.6	14	
	海岸保全区域延長	令和5年 3月	km	5,175.1	254.8	4	
	防 護 率	令和5年 3月	%	63.4	71.5		
砂 防	土 石 流 土砂災害警戒区域 整 備 率	令和6年12月	区域	219,156	5,356	19	
		令和6年 3月	%	—	26.1		
	地 す べ り 土砂災害警戒区域 整 備 率	令和6年12月	区域	16,361	1,449	2	
		令和6年 3月	%	—	42.2		
	急 傾 斜 地 崩 壊 土砂災害警戒区域 整 備 率	令和6年12月	区域	463,204	7,312	25	
		令和6年 3月	%	—	23.9		
雪 崩 危険箇所数 整 備 率	平成17年 1月	箇所	20,501	1,484	4		
	令和6年 3月	%	—	7.1			
住 宅	住 宅 総 数	平成30年 10月	戸	62,407,400	994,500		
	1世帯当り住宅数	平成30年 10月	戸	1.16	1.18		
	持 家 数	平成30年 10月	戸	32,801,500	625,000		
	持 家 率	平成30年 10月	%	61.2	74.0	7	
	1住宅当り延べ床面積	平成30年 10月	m ²	93.04	128.95	5	

土木部が所管する新潟県の長期計画等一覧

効果的、効率的な社会資本整備の実施を図るため、国が定める公共投資基本計画や分野ごとに作成される長期計画とともに、県独自の将来構想や整備目標を掲げた各分野の長期計画やプラン等を作成しています。

計画・構想・プラン等の名称	計画（対象）期間	担当課 （係名）
第四次・新潟県建設産業活性化プラン	令和3年度～令和7年度	監理課 （建設業室）
新潟県土木部社会資本維持管理計画	令和3年度～令和7年度	監理課 （企画調整室）
新潟県みちづくり計画	令和3年12月策定	道路建設課 （企画調査係）
新広域道路交通ビジョン・計画	令和3年6月策定	道路建設課 （企画調査係）
21世紀新潟県都市政策ビジョン	平成15年度～21世紀中頃	都市政策課 （広域都市政策班）
新潟県住生活マスタープラン	令和4年度～令和12年度	都市政策課 （広域都市政策班）
新潟県耐震改修促進計画	令和4年度～令和7年度	建築住宅課 （建築指導係）
新潟県汚水処理施設整備構想	平成30年度～令和10年度	下水道課 （公共下水道係）

土木部職員現員表

令和6年4月1日現在

	事務職員	技術職員							技術員等	合計
		土木	建築	機械	電気	環境	林業 農土	計		
監理課	31	7						7	1	39
技術管理課		31	2	2	1			36		36
用地・土地利用課	12									12
道路管理課	11	14		1				15		26
道路建設課		25						25		25
河川管理課	13	22						22		35
河川整備課		15						15		15
砂防課	5	<1> 13						<1> 13		<1> 18
都市政策課	5	13	2				2	17		22
都市整備課	3	12	2					14		17
建築住宅課	11		<1> 14	2				<1> 16		<1> 27
下水道課	6	8		1	2	1		12		18
営繕課			<1> 16	7	5			<1> 28		<1> 28
(本庁計)	97	<1> 160	<2> 36	13	8	1	2	<3> 220	1	<3> 318
流域下水道事務所	3	<1> 10		4	4			<1> 18		<1> 21
村上地域整備部	19	42			1			43	8	70
新発田地域整備部	18	36	5		3			44	13	75
新潟地域整備部	18	23	3	1	2			29	<1> 12	<1> 59
新津地域整備部	12	17			1			18	8	38
津川地区振興事務所	12	19						19	4	35
三条地域整備部	19	29	4		1			34	<1> 13	<1> 66
長岡地域整備部	28	<2> 48	4					<2> 52	1	<2> 81
与板維持管理事務所	6	16						16	1	23
小千谷維持管理事務所	6	12						12	1	19
魚沼地域整備部	<1> 15	<1> 24			1			<1> 25	2	<2> 42
南魚沼地域整備部	16	24	6	1				31	1	48
十日町地域整備部	18	<1> 36						<1> 36	5	<1> 59
柏崎地域整備部	17	<1> 34						<1> 34	<1> 10	<2> 61
上越地域整備部	23	<2> 45	4					<2> 49	1	<2> 73
上越東維持管理事務所	5	<1> 11						<1> 11	1	<1> 17
上越妙高砂防事務所	7	12						12	1	20
糸魚川地域整備部	16	<1> 28						<1> 28	4	<1> 48
佐渡地域整備部(相川)	18	40	3					43	4	65
(地域計)	<1> 276	<10> 506	29	6	13			<10> 554	<3> 90	<14> 920
(合計)	<1> 373	<11> 666	<2> 65	19	21	1	2	<13> 774	<3> 91	<17> 1,238

注1 <>欄は欠員(外数字)

注2 津川は総務課・用地課・維持管理課・土木整備課職員のみ計上している

注3 他の自治体からの併任職員も計上している

土木部のあゆみ

(注) 昭和 63 年までは「2000 年版」に掲載してあります。

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成元年 (1989)	4月 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課に都市政策係を設置 ・上越土木事務所に柿崎川分所を設置 	1月7日 天皇崩御 1月8日 「平成」に改元 4月 君知事辞職 6月 金子知事就任 8月 奥只見レクリエーション都市公園（浅草岳地域）開園 10月 景雲橋竣工
平成2年 (1990)	3月 <ul style="list-style-type: none"> ・長岡土木事務所下水道課及び維持管理課開発係を廃止 4月 <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備局を設置 ・都市計画課の公園緑地係を公園緑地室に改組 ・下水道課に六日町分室を設置 ・新潟、長岡及び上越土木事務所に都市整備課（新潟、上越は都市整備係、長岡は都市整備係及び下水道係）を設置 ・村上、三条、長岡、柏崎及び上越土木事務所の用地係を用地第1・2係に再編 ・新発田、新津、新潟、三条及び上越土木事務所の建築課に建築係を設置 ・新発田土木事務所治水課にダム建設係を設置 ・相川土木事務所治水課に下水道係を、同砂防課に砂防係を設置 ・小千谷土木事務所維持係を維持第1・2係に、同工務係を工務第1・2係に再編 ・上越高速自動車道用地事務所及び鳥屋野潟運動公園用地事務所を設置 	5月 県立紫雲寺記念公園開園 6月 柏崎マリーナ供用開始 8月 六日町処理場供用開始 10月 後山トンネル竣工 12月 新五十嵐橋竣工
平成3年 (1991)	4月 <ul style="list-style-type: none"> ・新発田、新潟、小千谷及び相川土木事務所の用地係を用地第1・2係に再編 ・上越高速自動車道用地事務所業務係を業務第1・2係に再編 ・土木事務所の維持管理係、道路課、治水課及び工務課に計画専門員を配置 	2月 奥只見レクリエーション都市公園（大湯地域）開園 6月 上越新幹線東京駅乗り入れ 10月 関越自動車道関越トンネル4車線化
平成4年 (1992)	3月 <ul style="list-style-type: none"> ・新津高速自動車道用地事務所業務課第3係を廃止 4月 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾課を港湾空港局（新設）に移管 ・都市計画課に港湾空港地域開発係を設置 ・監理課に技術の企画主幹を配置、計画調整担当を配置 ・企画検査課を技術管理課に改称 ・道路建設課改良第一係を県道係に、改良第二係を国道係に改称 ・下水道課に堀之内分室を設置 ・津川、巻、与板、十日町、安塚土木事務所に技術次長を配置し、全土木事務所に計画調整課を設置 ・新発田、新津、三条、小千谷、六日町、柏崎土木事務所の庶務課に建設業係を設置 ・新発田土木事務所道路課に公園係を設置 ・新津土木事務所早出分室にダム管理課を設置 ・上越土木事務所柿崎川分室にダム建設係を設置 	3月 「新日本海フロント・新潟県」のシンボルマーク制定 8月 堀之内処理場供用開始 9月 金子知事辞職 10月 平山知事就任 地すべり資料館竣工 石峠トンネル竣工 全国なぎさシンポジウム・イン・新潟開催

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成5年 (1993)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥屋野潟運動公園用地事務所、五十嵐川開発事務所及び相川土木事務所の港湾課、両津分所を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理課の予算第1・2・3・4係及び経理係を予算係に再編し、監理課、技術管理課、営繕課を除く本庁各課に管理調整係を設置 監理課に建設技術センター担当を配置 営繕課に建築計画調整担当を配置 土木事務所の維持管理課及び小出分所に技術専門員を配置 巻、糸魚川土木事務所の庶務課に建設業係を設置 新津、六日町土木事務所の用地課を2係制に、新潟土木事務所の用地課を3係制に再編 巻土木事務所建築課に建築係を設置 六日町土木事務所下水道課を治水課下水道係に改組 相川土木事務所治水課下水道係を同下水道課に、同小木港分室を小木分室に改組 村上、新津及び柏崎土木事務所ダム管理課に管理係を、安塚土木事務所松代分所にダム建設係を設置 三条土木事務所治水課に治水第3係を設置、ダム管理課の管理係を管理第1・2係に再編 新潟下水道建設事務所を設置 	<p>4月 県立島見緑地供用開始</p> <p>12月 平成大橋竣工</p>
平成6年 (1994)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画課の港湾空港地域開発係を廃止 相川及び小千谷土木事務所の下水道課を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理課建設業係を同建設業室に改組し、建築住宅課の審査係を建築審査係に改称 事務所の用地課、工務関係課、建築課、小千谷土木事務所小出分所、安塚土木事務所松代分所及び上越土木事務所柿崎川分所の係制をスタッフ制に改組 相川土木事務所に都市整備課を設置 小千谷土木事務所小出分所に業務課、維持管理課及び道路課を設置 	<p>3月 五十嵐川ダム完成</p> <p>4月 千歳大橋4車線化</p> <p>7月 磐越自動車道新潟中央 IC～安田 IC間開通</p> <p>11月 蔵王橋竣工 五福トンネル竣工 青田川消流雪用水導入事業竣工</p>
平成7年 (1995)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 新津高速道路用地事務所及び上越高速道路用地事務所の庶務課を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画課に緑化フェア企画室を設置 三面川開発事務所の工事課をダム課と工務課に再編 新発田高速道路用地事務所を設置 <p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> 上越土木事務所災害復旧課を設置 	<p>7月 国府川処理場供用開始</p> <p>7.11 水害</p> <p>8月 奥三面川ダム定礎式</p> <p>8.2 水害</p> <p>8.10 水害</p> <p>10月 安田橋竣工</p> <p>11月 尼瀬海上橋竣工 谷沢大橋竣工 新発田川放水路暫定通水式</p>
平成8年 (1996)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道課新津分室及び上越高速道路用地事務所を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥屋野潟公園建設事務所及び関川災害復旧用地事務所を設置 	<p>3月 土木部関係団体と初めての「災害時の応援業務に関する協定」を締結（(一社)プレハブ建築協会）</p> <p>7月 妙高中央橋竣工</p> <p>10月 平山知事再選</p> <p>11月 城川ダム竣工 磐越自動車道安田 IC～津川 IC間開通</p> <p>12月 蒲原沢土石流災害</p>

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 9 年 (1997)	4 月 ・技術管理課の電算管理班を積算情報班に改称 ・都市計画課公園緑地室に県立植物園開園準備班を設置	1 月 ナホトカ号流出油災害 10 月 磐越自動車道津川 IC～西会津 IC 間開通 (全線開通)
平成 10 年 (1998)	3 月 ・下水道課の国府川分室及び上越土木事務所のダム建設課を廃止 4 月 ・土木事務所に計画調整課長を配置 ・小千谷土木事務所の破間川ダム管理業務を同小出分所に移管	3 月 新井郷川処理場供用開始 「災害時の相互協力に関する申し合わせ」を北陸地方整備局及び本県を含む 7 県等により締結 7 月 奥三面ダム本体コンクリート打設完了 8 月 全国都市緑化にいがたフェア (1 日～10 月 18 日) 8.4 水害 10 月 白山歩道橋竣工 11 月 越路橋竣工 秋葉トンネル開通 12 月 中山トンネル竣工 県立植物園開園
平成 11 年 (1999)	3 月 ・都市計画課の緑化フェア準備室及び下水道課の新潟、長岡、堀之内、六日町分室を廃止 ・新発田高速自動車道用地事務所及び関川災害復旧用地事務所を廃止 4 月 ・新潟土木事務所に災害対策課を、相川土木事務所に災害復旧課を設置 ・新潟、長岡、上越の 3 事務所に用地調整員を配置 ・技能労務職員を技術員、事務員に改組 ・村上高速自動車道用地事務所を設置	7 月 中永トンネル竣工 栃尾トンネル竣工 10 月 大沢山トンネル竣工 上信越自動車道中郷 IC～上越 JCT 間開通 (全線開通) 11 月 新発田川放水路竣工 12 月 今池橋・中央橋竣工
平成 12 年 (2000)	4 月 ・新潟下水道建設事務所を流域下水道事務所に改組し、流域下水道建設事業を一元化	3 月 夕映えの跨線橋竣工 5 月 本川橋竣工 大河津分水洗堰通水 7 月 7.15 水害 (五泉市、村松町、田上町他) 8 月 関川災害復旧助成事業竣工 9 月 姫川災害復旧助成事業竣工 10 月 平山知事三選 奥三面ダム試験湛水開始 北陸自動車道全線 4 車線化 城山トンネル竣工 11 月 一村尾トンネル竣工 保倉川、戸野目川激特事業竣工 12 月 沖見峠トンネル竣工
平成 13 年 (2001)	3 月 ・三面川開発事務所、鳥屋野潟公園建設事務所及び相川土木事務所の災害復旧課を廃止 4 月 ・監理課の庶務係を総務係に改称し、計画調整担当を企画調整室に改組 ・技術管理課に工事検査室と現場駐在所 (17 ヶ所) を設置 ・用地・高速道路課を用地・土地利用課に改組、高速道路係を廃止し、土地利用対策係を設置	1 月 新潟市が黒埼町と合併日本海側初の 50 万人都市となる 4 月 新潟スタジアム供用開始 10 月 奥三面ダム竣工 中永バイパス開通 県央大橋開通 相川都市計画道路・道遊線開通 11 月 桜町トンネル開通 12 月 多聞橋開通

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 13 年 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路建設課に高規格道路推進室を設置 ・河川課と河川開発課を河川管理課と河川整備課に再編し、河川管理課に管理調整係、企画第1係、企画第2係、水政係、維持管理係、防災・海岸係、水資源対策係を、河川整備課に管理調整係、河川改修係、ダム建設係を設置 ・砂防課に土砂災害防止推進担当を設置 ・都市整備局を都市局に改め、都市計画課と建築住宅課を都市政策課、都市整備課及び建築住宅課に再編 ・都市政策課に都市総務係、広域都市政策班、都市計画係、宅地建物係、都市緑化推進班、スタジアム企画運営担当を設置 ・都市整備課に都市行政係、街路係、市街地整備係、都市公園整備係を設置 ・建築住宅課に管理調整係、建築指導係、街並み推進係、住宅整備係、住宅管理係を設置 ・下水道課の計画係と指導係を流域下水道係と公共下水道係に再編 ・新発田土木事務所にダム建設課を設置し、ダム管理課の管理第1係と管理第2係を管理係に再編 ・新潟スタジアム管理事務所及び能代川・小阿賀野川災害対策用地事務所を設置 ・流域下水道事務所の工務課を工務第1課と工務第2課に再編 ・部次長制を副部長制に改組 	<p>12月 曾野木一日市線(鳥屋野潟公園線)全線開通(新潟市)</p>
平成 14 年 (2002)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡土木事務所栃尾分所、安塚土木事務所松代分所を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津川土木事務所を津川地区振興事務所に、安塚土木事務所を安塚地区振興事務所に改組 ・佐渡地域振興局設置に伴い相川土木事務所を地域整備部に改組 ・都市整備課に新潟駅周辺整備担当参事を配置 ・新発田土木事務所奥胎内分所を設置 	<p>4月 主要地方道佐渡一周線小木半島道路(深浦工区、長者ヶ橋)開通</p> <p>5月 主要地方道新潟大外環状線内島見バイパス開通 一般国道7号柳都大橋開通 新潟みなとトンネル開通 日本海東北自動車道新潟空港IC~聖籠新発田IC間開通</p> <p>6月 FIFA ワールドカップ開催(新潟スタジアム)</p> <p>9月 西川処理場供用開始</p> <p>10月 日本海東北自動車道聖籠新発田IC~中条IC間開通 主要地方道中条紫雲寺線中条ICアクセス道路開通 柿崎川ダム試験湛水開始</p> <p>11月 主要地方道十日町当間塩沢線大沢山トンネル開通 「万代橋」の土木遺産認定(新潟市)</p>
平成 15 年 (2003)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六日町土木事務所計画調整課の清津川ダム駐在所を廃止し、三俣地区振興担当を配置 ・能代川・小阿賀野川災害対策用地事務所を廃止 ・新潟スタジアム管理事務所を廃止 ・新潟土木事務所の災害復旧課を廃止 	<p>3月 福島潟放水路通水式 「万内川砂防堰堤群」の登録有形文化財登録(新井市)</p> <p>5月 新潟コンベンションセンター朱鷺メッセオープン 鳥屋野潟排水機場竣工 山の下排水機場竣工</p>

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 16 年 (2004)	<p>4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市政策課の都市緑化推進班とスタジアム企画運営担当を緑化・公園スタジアム班に再編 上越土木事務所柿崎川分所を廃止し、同事務所維持管理課柿崎分室を設置 <p>6 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟土木事務所維持管理課に福島潟分室を設置 	<p>5 月 謙信公大橋開通</p> <p>6 月 新潟スタジアム完工 (第 1 種公認陸上競技場)</p> <p>7 月 新発田市と豊浦町が合併 一般国道 345 号瀬波バイパス開通 「日影沢床固工群」の登録有形文化財登録 (新井市)</p> <p>8 月 朱鷺メッセ連絡通路落下</p> <p>10 月 第 15 回住宅月間中央イベントスーパーハウジングフェア in 新潟開催 一般国道 290 号栃尾東バイパス開通 柿崎川ダム竣工 奥只見レクリエーション都市 (道光・根小屋地域)「根小屋 花と緑と雪の里」開園式典 (一部供用)</p> <p>11 月 一般県道城内焼野線城巻橋開通 主要地方道佐渡一周線鹿ノ浦バイパス開通</p>
平成 17 年 (2005)	<p>3 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理課水資源対策係を廃止 都市整備課の新潟駅周辺整備担当参事を廃止 佐渡の地域整備部都市整備課を廃止し、道路課に統合 小千谷土木事務所広神・佐梨川ダム建設現場事務所を廃止 <p>4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局移行に伴い、10 土木事務所 (村上、新発田、長岡、与板、小千谷 (小出)、六日町、十日町、柏崎、上越、糸魚川) を 9 地域整備部に改組 長岡の地域整備部の下部組織として与板、小千谷維持管理事務所を設置 安塚地区振興事務所、新井砂防事務所を上越地域振興局体制下に再編 道路維持課を道路管理課に改め、維持管理係を計画・安全対策係と維持管理係に再編、市町村道係を道路建設課に移管 都市整備課に新潟周辺整備班を設置 新潟土木事務所、長岡地域振興局地域整備部、上越地域整備部に専任の庶務課長を設置 新潟土木事務所維持管理課に管理係 (福島潟) を設置 巻土木事務所の治水課を治水・港湾課に改組 長岡地域整備部計画調整課に副課長を設置 <p>8 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 長岡地域整備部に災害復旧課を設置 三条地域整備部に災害復旧課を設置 <p>12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 長岡地域整備部に地震災害復旧課を設置 	<p>3 月 主要地方道住吉上館線新発田南バイパス開通</p> <p>7 月 7.13 豪雨災害</p> <p>8 月 一般県道越後湯沢停車場岩原線東橋開通</p> <p>10 月 中越大震災 泉田知事就任 主要地方道塩沢大和線姥島橋開通</p> <p>11 月 主要地方道新潟燕線道上バイパス開通 主要地方道佐渡一周線南片辺トンネル開通</p> <p>12 月 一般県道高根村上線山辺里バイパス開通</p>

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 17 年 (2005)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術管理課安塚駐在所を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路建設課舗装係及び橋りょう係を統合し、橋りょう・舗装係を設置 ・河川管理課改良復旧係を設置 ・砂防課参事【震災復旧(土砂災害)担当】を設置 ・長岡地域整備部災害復旧課及び地震災害復旧課を統合し、長岡地域振興局に災害復旧部を設置 ・三条地域整備部災害復旧課を廃止し、五十嵐川改修事務所を設置 ・安塚地区振興事務所を廃止し、上越地域整備部の部内組織として上越東維持管理事務所を設置 ・小出地域整備部を魚沼地域整備部に、六日町地域整備部を南魚沼地域整備部に、新井砂防事務所を妙高砂防事務所に改名 ・新潟土木事務所建築課を廃止し、庶務課建築係を設置 ・三条土木事務所建築課を廃止し、庶務課建築係を設置 ・十日町整備部庶務課建設業係を設置 ・新津土木事務所道路課、治水課を統合し、工務課を設置 ・柏崎地域整備部治水課、港湾課を統合し、治水・港湾課を設置 ・糸魚川地域整備部治水課、砂防課を統合し、河川・砂防課を設置 	<p>6月 梅雨前線豪雨災害</p> <p>8月 豪雨災害</p> <p>11月 一般国道 291 号中山道路開通(魚沼市) 主要地方道新潟村松三川線新潟空港アクセス道路開通(新潟市)</p> <p>12月 主要地方道柏崎高浜堀之内線濁沢トンネル開通(長岡市)</p>
平成 18 年 (2006)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村上高速自動車道用地事務所を廃止 ・巻土木事務所建築課を廃止 ・三条土木事務所庶務課建築係を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟土木事務所、新津土木事務所、巻土木事務所及び三条土木事務所を地域整備部に改組 ・建築住宅課に建築指導担当参事を設置 ・三条地域整備部建築課を設置 ・巻土木事務所治水・港湾課を巻地域整備部治水課に改組 ・巻土木事務所維持管理課維持第1・2係を巻地域整備部維持管理課維持係に統合 ・小千谷維持管理事務所維持管理課維持第1・2係を維持管理課維持係に統合 ・新潟土木事務所維持管理課管理係を廃止し、新潟地域整備部治水課管理係を設置 ・長岡地域整備部維持管理課ダム管理係を廃止し、治水課ダム管理係を設置 ・上越地域整備部維持管理課正善寺分室及び柿崎分室を廃止し、治水課正善寺分室及び柿崎分室を設置 ・佐渡地域整備部維持管理課ダム管理係を廃止し、治水課ダム管理係を設置 ・新津地域整備部及び三条地域整備部に専任の庶務課長を設置 <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課に県立野球場建設担当参事及び県立野球場建設担当を設置 	<p>1月 平成 18 年豪雪 国道 405 号の全面通行止(津南町)が全国的に報道</p> <p>3月 土木部関係団体と初めて「防災業務の応援に関する協定」を締結(NPO 法人にいがた地域創造センター、NPO 法人新潟県砂防ボランティア協会)</p> <p>5月 一般国道 403 号大貝トンネル白倉大橋開通(長岡市～十日町市)</p> <p>6月 新潟都市計画都市高速鉄道事業 1 号 JR 信越線・白新線及び 2 号 JR 越後線事業認可</p> <p>8月 一般県道鶴岡村上線岩崩バイパス開通(朝日村) 矢川放水路竣工 「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」開始</p> <p>10月 黒埼スマート IC・大和スマート IC・新井スマート IC 本格導入</p> <p>11月 「中山隧道」の土木遺産認定(長岡市)</p> <p>12月 一般国道 460 号新津東バイパス開通(新潟市) 主要地方道柏崎高浜堀之内線地蔵トンネル開通(柏崎市～長岡市)</p>

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 19 年 (2007)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防課参事【震災復旧(土砂災害)担当】を廃止 ・都市整備課新潟駅周辺整備班を廃止 ・新潟地域整備部維持管理課、道路課を廃止 ・長岡地域整備部計画調整課の副課長を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課に県立野球場建設現場事務所を設置 ・新潟地域振興局巻支局地域整備部を廃止し、新潟地域整備部の部内組織として巻分所を設置 ・長岡災害復旧部用地第1課、用地第2課を用地第1課に改組、用地第3課を用地第2課に名称変更、道路復旧第1課、道路復旧第2課、河川復旧第1課、河川復旧第2課を震災工務第1課に改組、道路復旧第3課、河川復旧第2課を震災工務第2課に改組 ・建築に関する所管区域を新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越、佐渡に大括り化 <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎地域整備部に災害復旧担当副部長、災害復旧課を設置 	<p>1月 冬期風浪(糸魚川海岸等)</p> <p>3月 新潟スタジアムに命名権導入「東北電力ビッグスワンスタジアム」となる 一般県道小千谷長岡線(長岡市妙見)の復旧が完了</p> <p>4月 新潟市が政令指定都市となる 豊栄スマート IC、大潟スマート IC 本格導入</p> <p>7月 中越沖地震</p> <p>10月 一般国道 291 号竹沢拡幅開通(長岡市)</p> <p>11月 「親不知旧道」の土木遺産認定(糸魚川市)</p> <p>12月 中越大震災の道路復旧が完了</p>
平成 20 年 (2008)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津川地区振興事務所行政課建設業係を廃止 ・五十嵐川改修事務所用地課を廃止 ・長岡災害復旧部用地第1課を用地課に名称変更、業務課、用地第2課、震災工務第1課及び震災工務第2課を廃止 ・柏崎地域整備部災害復旧担当副部長を廃止 ・糸魚川地域整備部庶務課建設業係を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地・土地利用課土地利用対策係に管理調整係を統合 ・河川管理課河川維持係を河川海岸維持係に、防災・海岸係を防災係に改組、改良復旧係を廃止 ・河川整備課に事業計画係を設置し、ダム建設係をダム海岸整備係に改組 ・糸魚川地域整備部維持管理課維持第1・2係を維持管理課維持係に統合 	<p>2月 冬期風浪(鷺崎漁港等)</p> <p>4月 一般県道真田高島線真田トンネル開通(十日町市)</p> <p>6月 岩手・宮城内陸地震等における土砂災害危険箇所緊急点検に「災害応援派遣事業準備体制」より職員を派遣(～7月)</p> <p>8月 広神ダム本体コンクリート打設完了</p> <p>10月 泉田知事再選</p> <p>11月 一般国道 353 号松之山バイパス(高舘トンネル、布川大橋)開通(十日町市)</p> <p>12月 主要地方道佐渡一周線内海府トンネル開通(佐渡市) 中越沖地震に伴う全地区の避難指示・勧告を解除</p>
平成 21 年 (2009)	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営繕課事務補佐を廃止(建築住宅課事務補佐による兼職) ・新潟地域整備部巻分所を廃止 ・五十嵐川改修事務所を廃止 ・長岡災害復旧部を廃止 ・津川地区振興事務所行政課を廃止 ・柏崎地域整備部災害復旧課を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営繕課建築計画調整担当、営繕第1班、営繕第2班、営繕第3班を建築調整班、建築整備班、耐震改修班に改組 ・長岡地域整備部に河川改良復旧課を設置 <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課県立野球場建設現場事務所を廃止 	<p>4月 中越流泥処理センター供用</p> <p>6月 主要地方道小千谷川口大和線川口橋開通(川口町) 県立野球場に命名権導入「HARD OFF ECO スタジアム新潟」となる</p> <p>7月 日本海東北自動車道中条 IC～荒川胎内 IC 間開通 一般国道 113 号乙バイパス開通(胎内市～村上市) HARD OFF ECO スタジアム新潟供用開始</p> <p>9月 一般国道 351 号大手大橋4車線開通(長岡市) トキめき新潟国体開催(東北電力ビッグスワンスタジアム)</p>

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 21 年 (2009)		9月 長岡南越路スマート IC 供用開始 10月 一般国道 459 号当麻トンネル開通 (阿賀町) 11月 一般県道岩船町停車場有明線笛吹バイパス開通 (神林村)
平成 22 年 (2010)	4月 <ul style="list-style-type: none"> ・長岡地域整備部河川改良復旧課を廃止 ・魚沼地域整備部ダム建設課を廃止 ・道路建設課管理調整係を道路管理課管理調整係に統合 ・河川整備課管理調整係を河川管理課管理調整係に統合 ・都市整備課都市行政係を都市政策課都市総務係に統合し、都市政策課都市行政係に改組 ・都市政策課緑化・公園スタジアム班と都市整備課都市公園整備係を統合し、都市整備課に都市公園班を設置 ・都市政策課宅地建物係と建築住宅課管理調整係を統合し、建築住宅課住宅宅地係を設置 ・地域整備部維持管理課の係長制を課長代理制に変更 ・営繕課に魚沼基幹病院建設担当を設置 	1月 一般国道 352 号椎谷岬トンネル開通 (柏崎市) 3月 一般国道 253 号三和安塚道路浦川原～安塚間開通 (上越市) 日本海東北自動車道荒川胎内 IC～神林岩船港 IC 間開通 主要地方道佐渡一周線多田トンネル開通 (佐渡市) 5月 (都)塩沢中通り線 (牧之通り) 供用 (南魚沼市) 9月 広神ダム試験湛水開始 11月 一般県道栃尾田井線田井バイパス開通 (見附市) 12月 主要地方道柏崎高浜堀之内線白山トンネル開通 (長岡市) 主要地方道長岡栃尾巻線加茂大橋開通 (加茂市)
平成 23 年 (2011)	9月 <ul style="list-style-type: none"> ・長岡地域整備部、十日町地域整備部に災害復旧担当副部长、災害復旧課を設置 ・三条地域整備部に復旧担当の課長代理を設置 ・営繕課に十日町病院改築担当を設置 	1～2月 平成 24 年豪雪 1月 五十嵐川災害復旧助成事業竣工 3月 東日本大震災 長野県北部地震 日本海東北自動車道神林岩船港 IC～朝日まほろば IC 間開通 4月 主要地方道上越新井線山麓線バイパス開通 (上越市) 6月 広神ダム竣工 7月 新潟・福島豪雨災害 10月 刈谷田川災害復旧助成事業竣工 一般国道 117 号大倉バイパス開通 (津南町) 主要地方道上越新井線矢代川橋開通 (妙高市) 11月 「大源太川第 1 号砂防堰堤」の土木遺産認定 (湯沢町) 12月 一般県道岩船港線村上 IC アクセス開通 (村上市) 新津西スマート IC 供用開始

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 24 年 (2012)	<p>4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 三条地域整備部に災害復旧担当副部長、災害復旧課を設置 <p>6 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 営繕課魚沼基幹病院建設担当を魚沼基幹病院建設現場事務所に改組 	<p>2 月 (都) 泉町羽黒町線全線供用(村上市) NEXCO 東日本との包括的連携協定締結</p> <p>3 月 国川地すべり</p> <p>4 月 爆弾低気圧</p> <p>7 月 栄スマート IC 供用開始</p> <p>10 月 泉田知事三選 一般県道桐沢麓五日町停車場線八海橋開通(南魚沼市)</p> <p>11 月 一般国道 253 号「松代道路」全線開通(十日町市) 「加治川運河水門、土砂吐水門」の土木遺産認定(新発田市) 新潟県土地開発公社解散</p> <p>12 月 一般県道多田皆川金井線女神山トンネル開通(佐渡市)</p>
平成 25 年 (2013)		<p>3 月 一般国道 290 号荒町バイパス開通(新発田市)</p> <p>5 月 日本海東北自動車道(朝日まほろば IC~山形県あつみ温泉 IC 間) 事業化</p> <p>7~8 月 梅雨前線豪雨災害</p> <p>9 月 台風第 18 号災害</p> <p>11 月 一般国道 404 号長岡東西道路フェニックス大橋開通(長岡市) 「長生橋」(長岡市)、「信越線太田切橋」(妙高市)の土木遺産認定</p>
平成 26 年 (2014)	<p>4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂防課土砂災害防止推進担当を企画調査係に統合 営繕課に加茂病院改築担当を設置 村上地域整備部の治水課、港湾課を統合し、治水港湾課を設置 三条地域整備部の災害復旧課を災害復旧第 1 課と災害復旧第 2 課に再編 十日町地域整備部の災害担当副部長を廃止 長岡地域整備部の庶務課行政係を行政第 1 係と行政第 2 係に再編 <p>8 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 営繕課十日町病院改築担当を十日町病院改築現場事務所に改組 	<p>1 月 新潟スタジアムが命名権者変更により「デンカビッグスワンスタジアム」となる</p> <p>5 月 一般国道 403 号小須戸田上バイパス開通(田上町)</p> <p>7 月 主要地方道佐渡一周線松ヶ崎大橋開通(佐渡市) (都) 窪田沢根線・沢根バイパス全線開通(佐渡市)</p> <p>10 月 主要地方道上越新井線山麓線バイパス開通(上越市) 一般県道堀之内小出線小出 IC アクセス開通(魚沼市)</p> <p>11 月 「信越線太田切橋りょう」の土木遺産認定(妙高市) 「旧親不知トンネル」の土木遺産認定(糸魚川市)</p> <p>12 月 風浪災害 (都) 中央大通り線・全線開通(糸魚川市)</p>

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 27 年 (2015)	4 月 <ul style="list-style-type: none"> ・砂防課に土砂災害防止推進担当を設置 ・営繕課魚沼基幹病院建設現場事務所を廃止 ・流域下水道事務所の工務第 1 課、工務第 2 課を統合し工務課を設置 ・柏崎地域整備部庶務課建設業係を廃止 ・佐渡地域整備部の治水課河川担当と海岸担当を統合 	3 月 新潟大学地域医療教育センター 魚沼基幹病院竣工 (南魚沼市) (都)飯門田新田線・北本町工区開通 (上越市) 7 月 一般国道 403 号大白倉バイパス開通 (十日町市) 10 月 一般国道 345 号旭橋開通 (村上市) 11 月 「大間港」の土木遺産認定 (佐渡市)
平成 28 年 (2016)	4 月 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道課に公営企業会計移行担当を設置 ・営繕課に県央基幹病院建設担当を設置 ・新発田地域整備部庶務課建設業係を廃止 ・三条地域整備部庶務課建設業係を廃止 ・長岡地域整備部の道路課、都市整備課を統合し道路・都市整備課を設置 ・十日町地域整備部庶務課建設業係を廃止 ・佐渡地域整備部庶務課建設業係を廃止 ・十日町地域整備部の災害復旧課を治水課へ統合 10 月 <ul style="list-style-type: none"> ・営繕課加茂病院改築担当を加茂病院改築現場事務所に改組 	3 月 牧川災害復旧助成事業竣工 日本海東北自動車道新潟東スマート IC 開通 (新潟市) 8 月 田川・晒川災害復旧助成事業竣工 9 月 奥胎内ダム本体コンクリート打設完了 10 月 米山知事就任 11 月 羽根川災害復旧助成事業竣工 一般国道 117 号千谷バイパス開通 (小千谷市) 一般国道 353 号小原バイパス開通 (十日町市) 11 月 「信濃川 千手水力発電施設群」の土木遺産認定 (十日町市) 12 月 糸魚川市駅北大火 「磐越西線鉄道施設群」の土木遺産認定 (福島県、新潟県)
平成 29 年 (2017)	4 月 <ul style="list-style-type: none"> ・砂防課土砂災害防止推進担当を企画調査係に統合 ・三条地域整備部災害復旧第 1 課、第 2 課を災害復旧課へ統合 ・南魚沼地域整備部庶務課建設業係を廃止 ・上越地域整備部庶務課建設業係を廃止 10 月 <ul style="list-style-type: none"> ・長岡地域整備部災害復旧担当副部長を廃止 	3 月 北陸自動車道長岡北スマート IC 開通 (長岡市) 芋川地区直轄地すべり対策事業竣工 (都) 榎山町亀貝線 (稲葉立体交差) 開通 (長岡市) 阿賀野川災害復旧助成事業竣工 塩谷川災害復旧助成事業竣工 6 月 一般国道 403 号小須戸田上バイパス一部開通 (田上町) 7 月 3 度の豪雨災害 10 月 台風第 21 号災害 11 月 一般国道 253 号八箇峠道路八箇～野田間開通 (十日町市・南魚沼市) 「JR 上越線清水トンネル関連施設群」(群馬県、新潟県湯沢町)「万内川砂防堰堤群・日影沢床固工群」(妙高市)の土木遺産認定 12 月 一般国道 404 号長岡東西道路暫定 2 車線にて全線開通 (長岡市)

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
平成 30 年 (2018)	4 月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営繕課に吉田病院改築担当を設置 ・ 三条地域整備部災害復旧担当副部長、災害復旧課を廃止 ・ 長岡地域整備部災害復旧課を廃止 	3 月 五十嵐川災害復旧助成事業竣工 6 月 花角知事就任 7 月 一般国道 345 号新鶴泊トンネル開通 (村上市) 9 月 一般国道 290 号大島バイパス開通 (関川村) 奥胎内ダム試験湛水開始 11 月 郷本川捷水路完工 12 月 主要地方道十日町当間塩沢線当間トンネル・新野中橋開通 (十日町市)
平成 31 年 (2019)	3 月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営繕課加茂病院改築現場事務所を廃止 	3 月 一般国道 289 号燕北バイパス (朝日大橋) 開通 (燕市) 一般国道 253 号上越三和道路 (寺 IC~鶴町 IC) 開通 (上越市) 柿川放水路竣工 5 月 1 日 「令和」に改元 6 月 山形県沖地震 10 月 令和元年東日本台風(台風第 19 号)災害 奥胎内ダム竣工 11 月 「旧浦村鉄橋」の土木遺産認定 (長岡市) 12 月 上信越自動車道全線 4 車線化 主要地方道佐渡一周線松ヶ鼻トンネル開通 (佐渡市)
令和 2 年 (2020)	3 月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道課公営企業会計移行担当を廃止 ・ 営繕課吉田病院改築担当を廃止 ・ 営繕課十日町病院改築現場事務所を廃止 4 月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道事業会計に公営企業会計を導入 	3 月 一般国道 403 号小須戸田上バイパス開通 (田上町) 一般県道西中糸魚川線西中バイパス開通 (糸魚川市) 11 月 主要地方道佐渡一周線沢崎バイパス開通 (佐渡市) 「栃ヶ原地すべり第 1 号集水井」の土木遺産認定 (柏崎市) 12 月 一般国道 403 号 大白倉バイパス開通 (十日町市)
令和 3 年 (2021)	6 月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営繕課県央基幹病院建設担当を県央基幹病院建設現場事務所に改組 	7 月 一般国道 292 号猿橋改良一部開通 (妙高市) 9 月 「只見線鉄道施設群」の土木遺産認定 (福島県、新潟県) 11 月 「円上寺隧道」の土木遺産認定 (長岡市)

年号 (西暦)	土木部機構の沿革	県内等の主な出来事
令和4年 (2022)	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局体制の見直しに伴い、村上、新津、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川、佐渡の計画調整課が計画調整担当に改組 <p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村上地域整備部に災害復旧担当副部長及び災害復旧課を設置 	<p>3月 一般県道滝谷三和線 上条改良 開通 (長岡市)</p> <p>6月 花角知事再選 主要地方道新発田津川線 五十公野バイパス 開通 (新発田市)</p> <p>8月 県北地域を中心とする豪雨災害</p> <p>10月 一般国道 292 号 猿橋改良 一部開通 (妙高市) 主要地方道佐渡一周線 岩谷口工区 開通 (佐渡市)</p> <p>11月 主要地方道佐渡一周線 松ヶ崎南工区 開通 (佐渡市)</p> <p>12月 一般国道 291 号 西泉田バイパス 開通 (南魚沼市) 一般国道 403 号 三条北道路 一部開通 (加茂市～三条市)</p>
令和5年 (2023)	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新津、津川、三条、魚沼、柏崎、糸魚川、佐渡の地域整備部及び事務所において、行政係と用地課を用地・行政課に改組 ・監理課建設業室の指導担当及び契約担当を企画指導係及び入札契約係に改組し、同室内に審査係を新設 	<p>3月 日本海東北自動車道胎内スマート IC 開通 (胎内市)</p> <p>7月 県立スケートパークに命名権導入「AIRMAN スケートパーク」 AIRMAN スケートパーク供用開始</p> <p>9月 土木部発足 90 周年</p> <p>11月 主要地方道能生インター線 能生拡幅 開通 (糸魚川市) 一般国道 353 号 折居橋 開通 鶴川ダム堤体盛立完了</p>
令和6年 (2024)	<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営繕課県央基幹病院建設現場事務所を県央基幹病院建設担当に改組 <p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営繕課県央基幹病院建設担当を廃止 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市政策課に盛土対策係を設置 ・下水道課流域下水道係を流域下水道班に改組 ・十日町の地域整備部において、行政係と用地課を用地・行政課に改組 	<p>1月 令和6年能登半島地震</p> <p>3月 一般国道 403 号 三条北道路開通 (三条市)</p>

(注) 令和6年12月末現在の内容を掲載してあります。



新潟県

■問い合わせ先

新潟県土木部監理課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5384 FAX 025-285-3572

電子メール ngt080010@pref.niigata.lg.jp

令和7年3月